

平成25年  
第 7 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録

平成25年11月27日 開会

平成25年12月19日 閉会

23日間

沖 縄 県 議 会

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 会期日程 .....         | 7 |
| 1. 開会日に応招した議員 .....   | 9 |
| 1. 12月2日に応招した議員 ..... | 9 |

○第1号（11月27日）

|                                                                                       |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 開会年月日時 .....                                                                       | 11 |
| 1. 議事日程 .....                                                                         | 11 |
| 1. 本日の会議に付した事件 .....                                                                  | 11 |
| 1. 出席議員 .....                                                                         | 13 |
| 1. 欠席議員 .....                                                                         | 13 |
| 1. 欠 員 .....                                                                          | 13 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....                                                              | 13 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....                                                       | 14 |
| 1. 開 会 .....                                                                          | 14 |
| 1. 諸般の報告 .....                                                                        | 14 |
| 1. 日程第1 会議録署名議員の指名 .....                                                              | 14 |
| 1. 日程第2 会期の決定 .....                                                                   | 14 |
| 1. 一括議題 { 日程第3 平成25年第6回議会乙第13号議案及び同乙第14号議案<br>日程第4 平成25年第6回議会認定第1号から同認定第23号まで } ..... | 14 |
| 1. 委員長報告（決算特別委員会） .....                                                               | 14 |
| 1. 討 論 .....                                                                          | 19 |
| 嘉陽 宗儀君 .....                                                                          | 19 |
| 具志堅 透君 .....                                                                          | 21 |
| 砂川 利勝君 .....                                                                          | 22 |
| 1. 採 決 .....                                                                          | 23 |
| 1. 日程第5 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案まで .....                                        | 23 |
| 1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明 .....                                                            | 23 |
| 1. 人事委員会（玉城 健君）の意見 .....                                                              | 24 |
| 1. 日程第6 陳情第131号及び第135号の付託の件 .....                                                     | 24 |
| 1. 委員会付託 .....                                                                        | 24 |
| 1. 日程第7 議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー） .....                                                  | 24 |
| 1. 採 決 .....                                                                          | 24 |
| 1. 休会の議決 .....                                                                        | 24 |
| 1. 散 会 .....                                                                          | 25 |

○第2号（12月4日）

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 開議年月日時 .....      | 27 |
| 1. 議事日程 .....        | 27 |
| 1. 本日の会議に付した事件 ..... | 27 |
| 1. 出席議員 .....        | 27 |
| 1. 欠席議員 .....        | 27 |

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1. 欠 員 .....                    | 27 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....        | 27 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ..... | 28 |
| 1. 開 議 .....                    | 28 |
| 1. 諸般の報告 .....                  | 28 |
| 1. 日程第1 代表質問 .....              | 28 |
| 照屋 守之君 .....                    | 28 |
| 具志 孝助君 .....                    | 37 |
| 高嶺 善伸君 .....                    | 47 |
| 狩俣 信子さん .....                   | 53 |
| 1. 散 会 .....                    | 61 |

### ○第3号（12月5日）

|                                                     |    |
|-----------------------------------------------------|----|
| 1. 開議年月日時 .....                                     | 63 |
| 1. 議事日程 .....                                       | 63 |
| 1. 本日の会議に付した事件 .....                                | 63 |
| 1. 出席議員 .....                                       | 63 |
| 1. 欠席議員 .....                                       | 63 |
| 1. 欠 員 .....                                        | 63 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....                            | 64 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 .....                     | 64 |
| 1. 開 議 .....                                        | 64 |
| 1. 諸般の報告 .....                                      | 64 |
| 1. 日程追加 議員提出議案第1号 特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書 ..... | 64 |
| 1. 山内 末子さんの提案理由説明 .....                             | 64 |
| 1. 採 決 .....                                        | 65 |
| 1. 日程第1 代表質問 .....                                  | 65 |
| 玉城 義和君 .....                                        | 65 |
| 金城 勉君 .....                                         | 75 |
| 渡久地 修君 .....                                        | 85 |
| 1. 散 会 .....                                        | 92 |

### ○第4号（12月6日）

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1. 開議年月日時 .....                 | 95 |
| 1. 議事日程 .....                   | 95 |
| 1. 本日の会議に付した事件 .....            | 95 |
| 1. 出席議員 .....                   | 96 |
| 1. 欠席議員 .....                   | 96 |
| 1. 欠 員 .....                    | 96 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名 .....        | 96 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 ..... | 97 |
| 1. 開 議 .....                    | 97 |
| 1. 諸般の報告 .....                  | 97 |

|            |                                                                                         |     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 一括議題    | <div> <div>日程第1 一般質問</div> <div>日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から<br/>乙第29号議案まで</div> </div> | 97  |
| 1. 一般質問・質疑 |                                                                                         | 97  |
| 奥平 一夫君     |                                                                                         | 97  |
| 仲宗根 悟君     |                                                                                         | 106 |
| 新垣 清涼君     |                                                                                         | 112 |
| 西銘 純恵さん    |                                                                                         | 119 |
| 玉城 満君      |                                                                                         | 128 |
| 玉城ノブ子さん    |                                                                                         | 136 |
| 1. 散 会     |                                                                                         | 144 |

#### ○第5号（12月9日）

|                           |                                                                                         |     |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時                 |                                                                                         | 147 |
| 1. 議事日程                   |                                                                                         | 147 |
| 1. 本日の会議に付した事件            |                                                                                         | 147 |
| 1. 出席議員                   |                                                                                         | 148 |
| 1. 欠席議員                   |                                                                                         | 148 |
| 1. 欠 員                    |                                                                                         | 148 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名        |                                                                                         | 148 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名 |                                                                                         | 149 |
| 1. 開 議                    |                                                                                         | 149 |
| 1. 諸般の報告                  |                                                                                         | 149 |
| 1. 副知事（高良倉吉君の発言）          |                                                                                         | 149 |
| 1. 一括議題                   | <div> <div>日程第1 一般質問</div> <div>日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から<br/>乙第29号議案まで</div> </div> | 149 |
| 1. 一般質問・質疑                |                                                                                         | 149 |
| 崎山 嗣幸君                    |                                                                                         | 149 |
| 照屋 大河君                    |                                                                                         | 156 |
| 大城 一馬君                    |                                                                                         | 161 |
| 山内 末子さん                   |                                                                                         | 165 |
| 新田 宜明君                    |                                                                                         | 173 |
| 比嘉 京子さん                   |                                                                                         | 179 |
| 嘉陽 宗儀君                    |                                                                                         | 185 |
| 1. 散 会                    |                                                                                         | 191 |

#### ○第6号（12月10日）

|                |  |     |
|----------------|--|-----|
| 1. 開議年月日時      |  | 193 |
| 1. 議事日程        |  | 193 |
| 1. 本日の会議に付した事件 |  | 193 |
| 1. 出席議員        |  | 194 |
| 1. 欠席議員        |  | 194 |
| 1. 欠 員         |  | 194 |

|                                                                    |     |
|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名                                                 | 194 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                                          | 195 |
| 1. 開 議                                                             | 195 |
| 1. 諸般の報告                                                           | 195 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問<br>日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から<br>乙第29号議案まで } | 195 |
| 1. 一般質問・質疑                                                         | 195 |
| 新里 米吉君                                                             | 195 |
| 仲村 未央さん                                                            | 200 |
| 呉屋 宏君                                                              | 206 |
| 當間 盛夫君                                                             | 213 |
| 儀間 光秀君                                                             | 221 |
| 新垣 安弘君                                                             | 226 |
| 中川 京貴君                                                             | 234 |
| 1. 散 会                                                             | 243 |

#### ○第7号(12月11日)

|                                                                    |     |
|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時                                                          | 245 |
| 1. 議事日程                                                            | 245 |
| 1. 本日の会議に付した事件                                                     | 245 |
| 1. 出席議員                                                            | 246 |
| 1. 欠席議員                                                            | 246 |
| 1. 欠 員                                                             | 246 |
| 1. 説明のため出席した者の職、氏名                                                 | 246 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                                          | 247 |
| 1. 開 議                                                             | 247 |
| 1. 諸般の報告                                                           | 247 |
| 1. 一括議題 { 日程第1 一般質問<br>日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から<br>乙第29号議案まで } | 247 |
| 1. 一般質問・質疑                                                         | 247 |
| 上原 章君                                                              | 247 |
| 具志堅 透君                                                             | 254 |
| 島袋 大君                                                              | 258 |
| 砂川 利勝君                                                             | 266 |
| 新垣 良俊君                                                             | 272 |
| 又吉 清義君                                                             | 278 |
| 吉田 勝廣君                                                             | 283 |
| 1. 委員会付託                                                           | 292 |
| 1. 日程第3 陳情第144号及び第149号から第151号までの付託の件                               | 292 |
| 1. 委員会付託                                                           | 292 |
| 1. 休会の議決                                                           | 292 |
| 1. 散 会                                                             | 292 |

○第8号(12月19日)

|                                                             |     |
|-------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 開議年月日時                                                   | 295 |
| 1. 議事日程                                                     | 295 |
| 1. 本日の会議に付した事件                                              | 296 |
| 1. 出席議員                                                     | 297 |
| 1. 欠 員                                                      | 298 |
| 1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名                                   | 298 |
| 1. 開 議                                                      | 298 |
| 1. 諸般の報告                                                    | 298 |
| 1. 日程第1 乙第1号議案から乙第6号議案まで及び乙第9号議案                            | 298 |
| 1. 委員長報告(総務企画委員長)                                           | 298 |
| 1. 採 決                                                      | 300 |
| 1. 日程第2 乙第8号議案                                              | 300 |
| 1. 委員長報告(経済労働委員長)                                           | 301 |
| 1. 採 決                                                      | 301 |
| 1. 日程第3 乙第7号議案                                              | 301 |
| 1. 委員長報告(文教厚生委員長)                                           | 301 |
| 1. 採 決                                                      | 302 |
| 1. 日程第4 乙第22号議案及び乙第29号議案                                    | 302 |
| 1. 委員長報告(総務企画委員長)                                           | 302 |
| 1. 採 決                                                      | 303 |
| 1. 日程第5 乙第16号議案、乙第17号議案及び乙第23号議案から乙第26号議案まで                 | 303 |
| 1. 委員長報告(経済労働委員長)                                           | 303 |
| 1. 討 論                                                      | 305 |
| 玉城ノブ子さん                                                     | 305 |
| 砂川 利勝君                                                      | 306 |
| 1. 採 決                                                      | 307 |
| 1. 日程第6 乙第20号議案及び乙第21号議案                                    | 307 |
| 1. 委員長報告(文教厚生委員長)                                           | 307 |
| 1. 討 論                                                      | 308 |
| 西銘 純恵さん                                                     | 308 |
| 又吉 清義君                                                      | 309 |
| 1. 採 決                                                      | 309 |
| 1. 日程第7 乙第10号から乙第15号まで、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第27号議案<br>及び乙第28号議案 | 309 |
| 1. 委員長報告(土木環境委員長)                                           | 309 |
| 1. 採 決                                                      | 313 |
| 1. 日程第8 甲第1号議案                                              | 313 |
| 1. 委員長報告(総務企画委員長)                                           | 313 |
| 1. 採 決                                                      | 315 |
| 1. 日程第9 甲第2号議案                                              | 315 |
| 1. 委員長報告(土木環境委員長)                                           | 315 |
| 1. 採 決                                                      | 315 |
| 1. 日程第10 真地久茂地線識名トンネル工事契約問題に関する調査の件                         | 315 |
| 1. 委員長報告(識名トンネル工事契約問題調査特別委員長)                               | 315 |

|                                                                                                                    |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1. 討 論 .....                                                                                                       | 316 |
| 當間 盛夫君 .....                                                                                                       | 316 |
| 嘉陽 宗儀君 .....                                                                                                       | 317 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 319 |
| 1. 日程第11 議員提出議案第2号 中国による防空識別圏の設定に関する意見書 .....                                                                      | 319 |
| 1. 山内 末子さんの提案理由説明 .....                                                                                            | 319 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 319 |
| 1. 日程第12 議員提出議案第3号 日台漁業取り決め及び日中漁業協定に関する意見書 .....                                                                   | 319 |
| 1. 上原 章君の提案理由説明 .....                                                                                              | 319 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 320 |
| 1. 議員派遣 .....                                                                                                      | 320 |
| 1. 日程第13 議員提出議案第4号 「心の健康を守り推進する基本法」の制定に関する意見書 .....                                                                | 320 |
| 1. 呉屋 宏君の提案理由説明 .....                                                                                              | 320 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 321 |
| 1. 日程第14 陳情平成24年第146号の取り下げの件 .....                                                                                 | 321 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 321 |
| 1. 日程第15 陳情平成24年第187号、陳情第66号、第67号及び第102号 .....                                                                     | 321 |
| 1. 委員長報告（総務企画委員長） .....                                                                                            | 321 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 321 |
| 1. 日程第16 陳情平成24年第101号、同第106号、同第108号、同第186号、陳情第6号の2、第55号、<br>第56号、第74号、第104号の3、第111号、第115号、第141号、第143号及び第145号 ..... | 321 |
| 1. 委員長報告（文教厚生委員長） .....                                                                                            | 321 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 321 |
| 1. 日程第17 陳情第131号及び第149号 .....                                                                                      | 321 |
| 1. 委員長報告（米軍基地関係特別委員長） .....                                                                                        | 322 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 322 |
| 1. 日程第18 閉会中の継続審査の件 .....                                                                                          | 322 |
| 1. 採 決 .....                                                                                                       | 322 |
| 1. 閉 会 .....                                                                                                       | 323 |

#### ○ 巻末掲載文書

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1. 知事提出議案 .....                    | 325 |
| 1. 議員提出議案 .....                    | 353 |
| 1. 諸般の報告 .....                     | 359 |
| 1. 交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告について ..... | 363 |
| 1. 議案付託表 .....                     | 365 |
| 1. 委員会審査報告書 .....                  | 367 |
| 1. 閉会中継続審査及び調査申出書 .....            | 379 |
| 1. 予算特別委員名簿 .....                  | 399 |
| 1. 請願・陳情文書表 .....                  | 411 |
| 1. 陳情の付託替えについて .....               | 413 |
| 1. 議案等処理一覧表 .....                  | 429 |

# 平成25年第7回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期23日間

自 平成25年11月27日  
至 平成25年12月19日

|    | 月   | 日   | 曜日 | 日 程                                                                       | 備 考                    |
|----|-----|-----|----|---------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1  | 11月 | 27日 | 水  | 本 会 議<br>( 会議録署名議員の指名 )<br>( 会期の決定 )<br>( 決算特別委員長報告・採決 )<br>( 知事提出議案の説明 ) | 請願・陳情付託                |
| 2  |     | 28日 | 木  | 議案研究                                                                      |                        |
| 3  |     | 29日 | 金  | 議案研究                                                                      | 代表質問通告締切（正午）           |
| 4  |     | 30日 |    | 休 会                                                                       |                        |
| 5  | 12月 | 1日  |    | 休 会                                                                       |                        |
| 6  |     | 2日  | 月  | 議案研究                                                                      | 一般質問通告締切（正午）           |
| 7  |     | 3日  | 火  | 議案研究                                                                      |                        |
| 8  |     | 4日  | 水  | 本 会 議（代表質問）                                                               |                        |
| 9  |     | 5日  | 木  | 本 会 議（代表質問）                                                               | 請願・陳情提出期限<br>（ 常任委 ）   |
| 10 |     | 6日  | 金  | 本 会 議（一般質問）                                                               | 請願・陳情提出期限<br>（ 特別委 ）   |
| 11 |     | 7日  |    | 休 会                                                                       |                        |
| 12 |     | 8日  |    | 休 会                                                                       |                        |
| 13 |     | 9日  | 月  | 本 会 議（一般質問）                                                               |                        |
| 14 |     | 10日 | 火  | 本 会 議（一般質問）                                                               | 請願・陳情付託（ 常任委 ）         |
| 15 |     | 11日 | 水  | 本 会 議（一般質問）                                                               | 議案付託<br>請願・陳情付託（ 特別委 ） |
| 16 |     | 12日 | 木  | 委 員 会（常任委員会）                                                              |                        |
| 17 |     | 13日 | 金  | 委 員 会（常任委員会）                                                              |                        |
| 18 |     | 14日 |    | 休 会                                                                       |                        |
| 19 |     | 15日 |    | 休 会                                                                       |                        |
| 20 |     | 16日 | 月  | 委 員 会（常任委員会）                                                              |                        |
| 21 |     | 17日 | 火  | 委 員 会（特別委員会）                                                              |                        |
| 22 |     | 18日 | 水  | 議案整理<br>委 員 会（議会運営委員会）                                                    |                        |
| 23 |     | 19日 | 木  | 本 会 議（委員長報告・採決）                                                           |                        |



## 開会日に応招した議員

|            |            |
|------------|------------|
| 喜 納 昌 春 君  | 大 城 一 馬 君  |
| 浦 崎 唯 昭 君  | 嶺 井 光 君    |
| 上 原 章 君    | 前 島 明 男 君  |
| 砂 川 利 勝 君  | 照 屋 守 之 君  |
| 具志堅 透 君    | 新 垣 良 俊 君  |
| 又 吉 清 義 君  | 仲 田 弘 毅 君  |
| 儀 間 光 秀 君  | 新 垣 安 弘 君  |
| 新 田 宜 明 君  | 當 間 盛 夫 君  |
| 仲 村 未 央 さん | 照 屋 大 河 君  |
| 玉 城 満 君    | 狩 俣 信 子 さん |
| 西 銘 純 恵 さん | 新 垣 清 涼 君  |
| 比 嘉 京 子 さん | 金 城 勉 君    |
| 吉 田 勝 廣 君  | 糸 洲 朝 則 君  |
| 島 袋 大 君    | 翁 長 政 俊 君  |
| 中 川 京 貴 君  | 新 垣 哲 司 君  |
| 桑 江 朝千夫 君  | 具 志 孝 助 君  |
| 座喜味 一 幸 君  | 新 里 米 吉 君  |
| 呉 屋 宏 君    | 高 嶺 善 伸 君  |
| 仲宗根 悟 君    | 奥 平 一 夫 君  |
| 崎 山 嗣 幸 君  | 玉 城 義 和 君  |
| 山 内 未 子 さん | 玉 城 ノブ子 さん |
| 瑞慶覧 功 君    | 嘉 陽 宗 儀 君  |
| 渡久地 修 君    |            |

## 12月2日に応招した議員

|           |         |
|-----------|---------|
| 末 松 文 信 君 | 赤 嶺 昇 君 |
|-----------|---------|

平成25年11月27日

平成25年  
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第1号）

平成25年  
第 7 回

# 沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成25年11月27日（水曜日）午前10時 3 分開会

## 議 事 日 程 第 1 号

平成25年11月27日（水曜日）

午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 平成25年第 6 回議会乙第13号議案及び同乙第14号議案（決算特別委員長報告）
- 第 4 平成25年第 6 回議会認定第 1 号から同認定第23号まで（決算特別委員長報告）
- 第 5 甲第 1 号議案、甲第 2 号議案及び乙第 1 号議案から乙第29号議案まで（知事説明）
- 第 6 陳情第131号及び第135号の付託の件
- 第 7 議員派遣の件（九州各県議会議員行流セミナー）

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 平成25年第 6 回議会乙第13号議案及び同乙第14号議案
  - 平成25年第 6 回議会乙第13号議案 平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
  - 平成25年第 6 回議会乙第14号議案 平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 4 平成25年第 6 回議会認定第 1 号から同認定第23号まで
  - 平成25年第 6 回議会認定第 1 号 平成24年度沖縄県一般会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 2 号 平成24年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 3 号 平成24年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 4 号 平成24年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 5 号 平成24年度沖縄県下地島空港特別開会決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 6 号 平成24年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 7 号 平成24年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 8 号 平成24年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第 9 号 平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第10号 平成24年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第11号 平成24年度沖縄県林業改善資金特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第12号 平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第13号 平成24年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第14号 平成24年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
  - 平成25年第 6 回議会認定第15号 平成24年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

- 平成25年第6回議会認定第16号 平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 平成25年第6回議会認定第17号 平成24年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 平成25年第6回議会認定第18号 平成24年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 平成25年第6回議会認定第19号 平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 平成25年第6回議会認定第20号 平成24年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 平成25年第6回議会認定第21号 平成24年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 平成25年第6回議会認定第22号 平成24年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 平成25年第6回議会認定第23号 平成24年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

日程第5 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案まで

- 甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与に臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県待機児童解消支援基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 工事請負契約について
- 乙第13号議案 工事請負契約について
- 乙第14号議案 工事請負契約について
- 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第16号議案 財産の取得について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第23号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第24号議案 県営水質補正年対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第25号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第26号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第27号議案 県道の路線の認定について
- 乙第28号議案 国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について
- 乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

日程第6 陳情第131号及び第135号の付託の件

日程第7 議員派遣の件（九州各県議会議員交流セミナー）

---

出席議員（45名）

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 議長  | 喜納昌春君  | 23番 | 大城一馬君   |
| 副議長 | 浦崎唯昭君  | 24番 | 嶺井光君    |
| 1番  | 上原章君   | 25番 | 前島明男君   |
| 2番  | 砂川利勝君  | 26番 | 照屋守之君   |
| 3番  | 具志堅透君  | 27番 | 新垣良俊君   |
| 4番  | 又吉清義君  | 28番 | 仲田弘毅君   |
| 6番  | 儀間光秀君  | 29番 | 新垣安弘君   |
| 7番  | 新田宜明君  | 30番 | 當間盛夫君   |
| 8番  | 仲村未央さん | 31番 | 照屋大河君   |
| 9番  | 玉城満君   | 32番 | 狩俣信子さん  |
| 10番 | 西銘純恵さん | 34番 | 新垣清涼君   |
| 11番 | 比嘉京子さん | 37番 | 金城勉君    |
| 12番 | 吉田勝廣君  | 38番 | 糸洲朝則君   |
| 13番 | 島袋大君   | 39番 | 翁長政俊君   |
| 14番 | 中川京貴君  | 41番 | 新垣哲司君   |
| 15番 | 桑江朝千夫君 | 42番 | 具志孝助君   |
| 16番 | 座喜味一幸君 | 43番 | 新里米吉君   |
| 17番 | 呉屋宏君   | 44番 | 高嶺善伸君   |
| 18番 | 仲宗根悟君  | 45番 | 奥平一夫君   |
| 19番 | 崎山嗣幸君  | 46番 | 玉城義和君   |
| 20番 | 山内末子さん | 47番 | 玉城ノブ子さん |
| 21番 | 瑞慶覧功君  | 48番 | 嘉陽宗儀君   |
| 22番 | 渡久地修君  |     |         |

---

欠席議員（2名）

|    |       |     |      |
|----|-------|-----|------|
| 5番 | 末松文信君 | 33番 | 赤嶺昇君 |
|----|-------|-----|------|

---

欠員（1名）

---

説明のため出席した者の職、氏名

|        |        |         |         |
|--------|--------|---------|---------|
| 知事     | 仲井眞弘多君 | 土木建築部長  | 當銘健一郎君  |
| 副知事    | 高良倉吉君  | 企業局長    | 平良敏昭君   |
| 副知事    | 川上好久君  | 病院事業局長  | 伊江朝次君   |
| 知事公室長  | 又吉進君   | 会計管理者   | 岩井健一君   |
| 総務部長   | 小橋川健二君 | 知事公室秘書  | 久貝富一君   |
| 企画部長   | 謝花喜一郎君 | 広報交流統括官 |         |
| 環境生活部長 | 當間秀史君  | 総務部     | 田端一雄君   |
| 福祉保健部長 | 崎山八郎君  | 財政統括官   |         |
| 農林水産部長 | 山城毅君   | 教育委員長   | 新垣和歌子さん |
| 商工労働部長 | 小嶺淳君   | 教員会長    | 諸見里明君   |
| 文化観光   |        | 公安委員長   | 翁長良盛君   |
| スポーツ部長 | 湧川盛順君  | 教委      |         |

警察本部長 笠原俊彦君  
労働委員会 春田吉備彦君  
会長代理

人事委員会 玉城健君  
委員長  
代表監査委員 知念建次君

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局次長 嘉陽安昭君  
議事課長 知念正治君  
副参事兼 平田義則君  
課長補佐 勝連盛博君  
主幹 佐久田隆君

主査 嘉陽孝君  
政務調査課長 大村浩三君  
副参事 宮城弘君  
主幹 田代寛幸君

○議長（喜納昌春君） ただいまより平成25年第7回  
沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案31件並びに今期定例会提出補正予算説明書、平成25年10月末現在の平成25年度一般会計予算執行状況報告書及び同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情のうち、特別委員会に付託すべき陳情を除く陳情7件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日、12月4日から6日まで及び9日から11日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として、本日の会議に労働委員会会長代理春田吉備彦君、12月4日から6日まで及び9日から11日までの会議に同委員会事務局長真栄城香代子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

24番 嶺井光君 及び

32番 狩俣信子さん

を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの23日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月19日までの23日間と決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、日程第3 平成25年第6回議会乙第13号議案及び同乙第14号議案及び日程第4 平成25年第6回議会認定第1号から同認定第23号までを一括議題といたします。

各議案及び各決算に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長狩俣信子さん。

〔委員会審査報告書（議決事件及び決算） 巻末に掲載〕

〔決算特別委員長 狩俣信子さん登壇〕

○決算特別委員長（狩俣信子さん） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました平成25年第6回議会乙第13号議案及び同乙第14号議案の議決議案2件について、決算特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これらの議案は、平成25年第6回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、所管の土木環境委員会に調査を依頼し、慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成25年第6回議会乙第13号議案「平成24年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、平成24年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金17億7142万6282円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

次に、平成25年第6回議会乙第14号議案「平成24年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、平成24年度決算における未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものである。

主な内容は、剰余金4344万4329円について、今後の企業債償還に充てるため、全額を減債積立金に積み立てるものであるとの説明がありました。

本案に関し、企業局の財政状況の見通しはどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成24年度末において水道事業で約716億円の企業債残高を抱えている。今後、復帰後急速に整備した導水管等が更新時期を迎えており、また、耐震性の管路の整備が想定されるため、現状は黒字であるが、今後5年から10年前後にはかなり厳しい状況が生じてくると想定している。そのため、可能な限り管路の長寿命化対策を行ったり、第9次企業局経営計画以降において、経費の節減、定員管理等により歳出を抑制しながら、可能な限り水道料金の値上げにつながらないような仕組みを考えていかなければならないとの答弁がありました。

そのほか、企業債の償還計画、起債の状況などについて質疑がありました。

以上が土木環境委員会における説明及び質疑の概要であります。調査報告を受けた決算特別委員会において採決の結果、乙第13号議案及び乙第14号議案の2件は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成25年第6回議会認定第1号から同認定第23号までの決算23件について、決算特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

これらの決算は、平成25年第6回議会において付託されたもので、決算特別委員会は、各常任委員会に対し所管の決算事項について調査を依頼し、予算の執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的が十分に達成されているかどうか

について慎重に審査を行ってまいりました。

以下、審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

まず、平成25年度は、平成25年度の事業と平成24年度の繰越事業、そして、これから見込まれる国の緊急経済対策関連事業を執行しなければならない。不用額や繰り越しが出た場合には、執行率の問題が沖縄振興一括交付金に大きく影を落とす可能性があると考えるがどうかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄振興一括交付金事業は、昨年度は交付決定が4回に分けて行われている状況で、その交付決定のおくれによって繰り越しも多くなっている。今年度は国の内諾を得て4月1日から着手していると聞いているので、確かに今年度事業、繰越事業、緊急経済対策関連事業もかなり膨らんではいるが、事業着手が早くなった分だけ執行率はよくなるのではないかと期待をしているとの答弁がありました。

次に、会計管理者の基本的な仕事は何か、地方自治法の改正により、出納長が廃止され一般職の会計管理者となったが、権限が縮小されてやりにくいことはないのかとの質疑がありました。

これに対し、会計管理者の権限は、地方自治法に基づき現金の出納及び保管、有価証券の出納及び保管、物品の出納及び保管、あるいは支出負担行為に係る確認を行うこと、あるいは決算を調整して長に提出することである。出納長が廃止され一般職の会計管理者となったが、会計事務に係る従来の職務権限はそのまま引き継がれている。地方公共団体の内部統制の一つとして会計事務の適正な執行を確保する仕組みは受け継がれているところであり、職務遂行上変わったところはないと思っているとの答弁がありました。

次に、防災体制の強化として平成24年度はどのような取り組みを行ったのかとの質疑がありました。

これに対し、東日本大震災以来、全国的に防災体制の強化は行政の最重要課題となっており、県としても総合防災計画の見直しを適宜行っている。平成24年度は津波に関する見直しとして、道路が狭隘、高台に逃げる経路がないなどの津波避難困難地域等の対象調査を行い、その調査結果を市町村が検証した後、県のホームページ等を通じて県民に周知させることによって、災害に対する認識と自覚を持っていただく取り組みを行っている。さらに、市町村と協力して防災マップの作成、避難経路の見直し、津波タワー設置の検討、防災行政無線の更新など、ソフト・ハード両面から検討を行っている。しかし、実際津波が発生した場合は、まず逃げるということを観点に諸計画の見直し

を行っているとの答弁がありました。

次に、自主財源比率を引き上げるためにどのような取り組みを行っているのか、ネーミングライツ導入も考えるべきではないのかとの質疑がありました。

これに対し、県としては、標準税率を上回る税金を徴収する超過課税を法人税関係で実施しており、それを平成27年まで継続するとともに、法定外目的税で産業廃棄物税を導入している。また、徴収対策としてコンビニ納付の実施などの納税機会の拡大を図っている。

さらに、入域税、レンタカー税、宿泊税などの新税について、制度設計も含めてワーキングチームで検討しているところである。一方、公共施設においてネーミングライツの導入ができないか、行政改革プランの中に位置づけており、今後引き続き検討していく必要があると認識しているとの答弁がありました。

次に、離島生活コスト低減実証事業について、10年後のビジョンを持って事業を実施しなければ、今回のような執行率の悪い結果を繰り返すことになる。今後は事業内容について抜本的な見直しを行わなければ、成果を上げ評価することは難しいのではないのかとの質疑がありました。

これに対し、離島生活コスト低減実証事業は、離島の生活コストを下げるために、この補助事業自体の有効性、効果的または効率的な実施方法について実証しているものであり、平成26年度までは4村5島で事業を続けていきたいと考えている。現在、事業スキームを見直し、よりわかりやすい簡素なものに変えて執行率を上げようと努力しているところである。さらに対象品目の拡大については、実証事業の検証を踏まえた上で関係する離島市町村との意見交換を行い検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、米軍基地航空機騒音実態調査事業の実施結果はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、県では、嘉手納基地、普天間飛行場周辺に固定局を設置して、航空機騒音を長時間測定している。しかし近年、住宅防音工事対象区域外から騒音の苦情が増加したことを受け、その実態を把握する目的で、平成24年度及び平成25年度に米軍基地航空機騒音実態調査を実施した。その結果、住宅防音工事対象となる75Wを超過する地点はなかったが、平成23年度夏の調査において、3地点で環境基準の70Wを超過していた。また、全期間を通して、航空機騒音規制措置により飛行制限されている22時から翌朝6時における航空機騒音が確認されたとの答弁がありました。

次に、女性の乳がん、子宮がんの死亡率が全国ワー

スト2位であるが、これについての対策はどのようなことを考えているのか、また、メタボリックシンドロームや糖尿病などの生活習慣病は県内の子供たちにどのくらい蔓延し始めているのか、予防対策とともに実態調査を行う必要があるのではないのかとの質疑がありました。

これに対し、がんについては、検診によって早目に見つけて早目に治療するということが基本になるが、検診受診率が全国の目標に達していないので、検診受診率を上げるための普及啓発を行っている。また、検診を受けた方が精密検査なりの医療が必要になったときに、速やかに受診できるような受診環境の整備ということで、精密検査を行っている機関の名称をホームページで公開したり、市町村への情報提供などを行っている。

子供たちの生活習慣病については、子供たちの健康を守ることが将来の健康・長寿につながると考えており、教育庁と連携して生活習慣病の副読本のような教材をつくっていく予定である。実態調査については、全庁的な組織「健康長寿おきなわ復活推進本部」の中で各部局とも連携し、その中でどのように進めていくか検討していきたいとの答弁がありました。

次に、臨空、臨海を含めて、農林水産物をアジアに向けて販売しようとしたときに、農林水産部としてどう取り組もうとしているのか、現状とこれからの施策展開についてどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、農林水産物については、加工品に比べて海外輸出の取り組みが余り進んでいないことから、平成24年度から海外販路拡大支援事業を実施し、香港、台湾、シンガポールを対象として、現地量販店でのテストマーケティング、商談会、現地でのプロモーション活動、パイヤーの招聘等を行い、沖縄の農水産物をPRしているところである。アジアへの展開については、物流の海外展開を行っている全日本空輸株式会社や商工労働部とも連携しながら展開しているところである。また、安定的に供給していくことが非常に重要であることから、安定的に供給できる仕組みを考えていきたいとの答弁がありました。

次に、主要施策の成果に関する報告書で、今回から国際ハブ空港化が進んだと述べているが、どのように進んだのかとの質疑がありました。

これに対し、全日本空輸株式会社が4年前から沖縄に来ていたが、その間で、那覇空港における国際貨物の取扱量は全国で4番目で、物量がふえてきた。当初からすると80倍以上の物量になっている。さらに当初

は国内は成田空港、羽田空港、関西空港の3つの路線であったが、ことしの8月から中部国際空港も入っており、国内の主要空港と全部結ばれている。それから、アジアに関してはソウル、上海、香港、台北、バンコクと結んでいる。全日本空輸株式会社としては、年度内にあと1ないし2路線を新たに開設すると聞いているので、ネットワークが広がることによって、那覇空港の物量はさらにふえていくと考えているとの答弁がありました。

次に、観光のオフシーズン対策として、どういう対策をとっているのか、また、民泊事業というものは、田舎のよさを体験できる一つの手段だと思うが、民泊の現状はどうなっているのかとの質疑がありました。

これに対し、観光客の平準化という観点から、修学旅行、MICEの誘致、リゾートウエディングといったものに取り組んでいる。また、外国人観光客の誘致で、例えば韓国であれば1月、2月の冬場は雪で、地元ではなかなか外出ができないことから、1月、2月の沖縄に対するニーズも高まっている。そういった国内、海外を含めて、オフシーズンの時期に沖縄を訪れるような商品づくりに取り組んでいるところである。

民泊については、ことし5月に実施した民泊受け入れ団体に対する調査によると、沖縄への修学旅行において、民泊と言われる宿泊形態を利用している学校は、平成24年度の実績で691校、10万9893人、平成25年度の予定を含む実績は727校、12万2443人となっているとの答弁がありました。

次に、中城湾港の定期船就航実証実験事業は平成22年11月から始まったが、貨物取扱量の推移はどうなっているか、今後の展開はどう考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、実験開始前の貨物取扱量の月平均226トンから、平成24年度には月平均1427トン、平成25年度は月平均1925トンと増加している。実証実験は平成26年度まで継続するが、貨物量が採算ベースに若干足りていないため、新港地区から県外への移出量を今年度に一定程度集約して次年度へつなげ、平成27年度からは定期船就航に持っていきたいと考えている。平成26年度からは先島航路についても、沖縄県飼料協業組合が月当たり2500トンの配合飼料移出を予定していると聞いているため、その実証実験を行う予定である。県外についても、これまで鹿児島県志布志市での積みかえで大阪等への移出を行っているが、これをふやしながら、今後、大都市圏への航路拡充につなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、浄水場の民間委託によるメリットは何か、民

間委託に関する計画及び今後の見通しはどうなっているのか、また、それに伴う職員の定員の変動はどうなるのかとの質疑がありました。

これに対し、名護浄水場及び石川浄水場の民間委託により、年間約4300万円の経費削減となり、また、これまで運転管理を担当していた職員を別の業務に振り分けることにより、老朽化施設の更新業務、今後の重点業務に職員を再分配することができた。今後の計画については、西原浄水場が平成26年度から夜間、休日の運転管理業務を委託し、久志浄水場が平成28年度から委託を実施する予定である。北谷浄水場については現在改良工事を行っていることから、平成32年度あたりになると想定している。定員については、現在の定員246名から約220名の体制となる予定であるとの答弁がありました。

次に、県立病院の経営改善の状況として、経常収支、手元流動性の確保、長期債務の縮減はどうなっているのか、また、県立病院の未収金について、発生防止策及び回収強化策としてどのようなことを考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、平成24年度の経常収支は約13億円の黒字となっており、手元流動性の確保については、平成23年度の期末資金残高約71億円から平成24年度は期末資金残高約108億円に増加している。また、長期債務残高については平成23年度末残高約64億円から、平成24年度末残高は公立病院特例債等の借金を支払ったため約58億円に縮減されている。

未収金の発生防止策としては、納付相談の強化や退院日の事前通知の徹底による患者への支払い準備期間の設定、クレジットカードの導入による支払い方法の多様化等を実施している。未収金の回収強化策としては、電話による督促や悪質な未納者に対する支払い督促などの法的措置等を実施しており、法的措置を講じても支払わない債務者に対しては強制執行の実施による債権回収を図りたいと考えているとの答弁がありました。

次に、沖縄県の歳出に占める1人当たりの教育費の割合は全国平均と比較するとどうなるのか、また、「わかる授業」の構築を基軸に学力向上を図るとしているが、どのような取り組みを行っているのかとの質疑がありました。

これに対し、文部科学省の平成24年度地方教育費調査の中間報告によると、小学校の在学者1人当たりの学校教育費は全国平均の約85万円に対して沖縄県は約80万3000円、同様に中学校の在学者1人当たりの学校教育費は全国平均の約98万5000円に対して沖縄県は約

89万円となっている。

「わかる授業」について、現在、教育委員会が進めている取り組みとしては大きく2つの事業があり、1つは、教員指導力向上事業で、ブロック型研究ということで近隣の小中学校の教員が集まってそれぞれ授業研究を行っている。もう一つは、授業改善研修で、内容的には小中学校の算数・数学、あるいは理科の先生を中心とした授業研究を行っているところであるとの答弁がありました。

次に、バスレーンの規制時間を短縮することはできないのか、また、複数乗車車両に対する通行許可はできないのかとの質疑がありました。

これに対し、バスレーンは規制実施から約40年経過しており、広く県民に理解を得ていると認識しているが、バスレーン廃止や延長、規制時間の短縮を求める意見はある。県警察としては、規制の見直しによるメリット・デメリット及び県民のコンセンサスを踏まえ総合的な見地から今後検討を行っていく。

また、複数乗車車両のバスレーン乗り入れは、専用交通帯の交通量を増加させる場合もあり、路線バスの正常な運行に支障を及ぼすことから、現在は、同車両の通行許可は考えていないとの答弁がありました。

そのほか、決算審査意見書の実効性に関する見解、監査委員事務局の監査体制、自主防災組織率を向上させるための取り組み、日米安全保障協議委員会の合意に関する見解、沖縄県所有者不明土地管理特別会計で管理している土地の筆数と面積、米軍に課税した場合の税収見込み額、交通渋滞に伴う経済損失の現状、沖縄振興一括交付金事業の事後評価の取りまとめ手法、赤土等流出防止対策事業の事業効果、E Vバス実証実験による実用化の見通しと課題、母子家庭等医療費助成における現物給付制度の導入状況、D Vの相談件数、試験研究機関が企画部に一元化されていたことの評価、島野菜の生産拡大の取り組み状況、太陽光を中心とする自然エネルギーへの転換状況、国際物流拠点産業集積地域に変わったことによる効果、市町村及び各観光協会等への支援・サポートの現状、外国クルーズ船を小規模離島へ寄港させるための取り組み、下地島空港施設株式会社の運営及び下地島空港存続の可能性、泡瀬干潟の埋立工事の進捗状況、水道施設耐震化の取り組み状況、特別利益の内容、北部病院における7対1看護体制の導入の可能性、県立病院における休床の現状、教職員の精神性疾患による休職者数の実態、公立図書館の未設置町村数、県内のストーカー事案の現状と対策、少年非行防止対策事業における補導活動及び検挙の実績、議会事務局職員の増員の必要性

などについて質疑がありました。

なお、各常任委員会の調査の過程で、経済労働委員会から2項目の要調査事項の報告があり、協議の結果、戦略的誘客活動推進費の一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローへの委託について、10月23日に仲井眞知事に対する総括質疑が行われました。

総括質疑においては、まず、1件48億円もの一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローとの随意契約は、知事の政策判断によってなされたものかとの質疑がありました。

これに対し、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローへの委託は、従来から同じようなスキームで委託をしている。一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは県の政策の執行、その他の制度やさまざまな施策の展開について、県の補完的な役割を果たす組織である。そこに一括して委託をし、その執行に当たっては県と相談をしながらやるというスタイルでこれまでやってきている。そういう意味では、今回、とりたてて知事の政策判断でやったということではないとの答弁がありました。

次に、沖縄県の観光予算は沖縄振興一括交付金を財源に70億円を超え、東京都の25億円、福岡県の3億円、宮崎県の4億円、北海道の1億5000万円など、他県とは比較にならないほどの巨額な予算を投じている。選択と集中を基本とし、透明性と公平性を高めた事業執行に努めることは、沖縄振興一括交付金の使途に対する基本であると考えが、県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの契約のあり方、観光予算執行のあり方について見直すべき課題は何か、見直しの必要性について、知事はどのように考えているのかとの質疑がありました。

これに対し、沖縄県の経済を成り立たせているものは観光であり、沖縄県の観光予算が大きいのは当然である。そういう意味では70億円でも足りないかもしれない。それぐらいの気概で、今後も確保していきたいと思っている。

適正な執行については、今後も努めていくことが必要であり、現在、県と一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローで定期的な連絡会議を設置している。また、再委託の際の手続も定めており、随意契約を行うときには県と調整をし、企画公募を行う場合には県も参画した選定委員会を開催している。そのような形で執行の透明性を高めていく努力をしてきており、特に問題があるという認識はしていないとの答弁がありました。

そのほか、一般財団法人沖縄観光コンベンション

ビューローが再委託した事業の契約方法が全て随意契約であったことに関する見解、県内企業育成に関する見解、観光予算の7割がプロモーションに傾いている現状に関する見解、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローを政策集団とすることに関する見解、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローへの委託契約内容の情報開示の必要性、平成24年度の観光関連予算の投資効果などについて質疑がありました。

以上が決算特別委員会または各常任委員会における説明及び質疑の概要であります。採決に先立ち、平成25年第6回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号及び同認定第19号については、共産党所属委員から認定できない旨の意見表明がありました。

採決の結果、平成25年第6回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第17号、同認定第18号及び同認定第20号から同認定第23号までの19件は、全会一致をもって認定すべきものと決定し、同認定第1号、同認定第12号、同認定第16号及び同認定第19号の4件は、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

以上、審査の経過及び結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

平成25年第6回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号及び同認定第19号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

嘉陽宗儀君。

〔嘉陽宗儀君登壇〕

○嘉陽 宗儀君 おはようございます。

私は、日本共産党県議団を代表し、認定第1号「平成24年度沖縄県一般会計決算の認定について」と、特別会計の認定第12号「平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」、認定第16号「平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」及び認定第19号「平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」の反対討論を一括して行います。

まず、沖縄県一般会計決算についてであります。

決算を分析する場合に重要な第1の観点は、組まれた予算の内容が真に県民の命と暮らしを守るものであったかどうかということです。第2点目は、予算の執行が適正に行われているかどうかです。

一般会計予算は、復帰後最高額となり、沖縄振興一括交付金は3001億円を突破しましたが、一方、借金の公債費は増加し、収支不足は増大しています。知事は所信表明で、「沖縄を取り巻く現状の認識」として、県内経済は個人消費もおおむね堅調で景気は拡大していると述べていますが、その認識は実態とかけ離れたものでしかないと明白になっています。県民所得は年収200万円以下が5割近くに上り、相変わらず全国最低の水準にとどまっています。

復帰して40年も経過しているのに、なぜ全国一の貧乏県を抜け出せないのか。過重な米軍基地を押しつけられるなど、要因はさまざまあります。それだけに重要なことは、客観的条件が厳しい中で、県民を守るために、知事を初め県政執行部が最善の努力をしたのかが問われなければなりません。その観点で決算を分析すると実に多くの問題がありました。

その1つは執行率の悪さです。

県民のための予算として議会でも審議をして確定している予算の執行率が7割台というのは、到底承認することができない事態であります。なぜそうなったのか自己分析をさらに深める必要があります。

私は、これまで予算の執行に当たっては計画立案を綿密に行い、進捗状況を正確に掌握して事に当たるべきだと指摘を繰り返してまいりました。そのためには各部局で内部チェック体制を確立すべきと強調してきましたが、なかなか改善されてきませんでした。特に執行率を低下させている要因に一括交付金の問題もありますが、しかしそれを執行率の低下の合理的要因にすることはあってはなりませんし、許されるものではありません。

特に、今回の識名トンネル問題の解明が進む中で、事の深刻さが浮き彫りになり、内部チェック体制の確立が全庁的に重要視されてきたことはいいことです。組まれた予算は100%執行するのが当たり前の体制を確立し、県民の負託に応えていかなければなりません。

なぜこれまで改善されなかったのか、改めて深い自己分析を求めたいと思います。

2つ目に指摘しなければならないことは、契約問題です。

地方自治体の責務として、最小の経費で最大の行政

効率を図らなければなりません。ところが、現在の契約業務の実態はその理念からかけ離れたものになっています。業者との腐敗につながる要因の大きい随意契約がまかり通っています。予算の適正な執行を行うためには、直ちに改善すべき事態だと強調しておきます。

3つ目に指摘しなければならないことは、県民サービスの低下の問題です。

小泉構造改革路線が県政にも持ち込まれ、行政の末端で多くの矛盾が吹き出しています。雇用は正規が当たり前の常識が覆され、非正規雇用がついに4割を突破するなど異常な状況がまかり通っています。低賃金労働、ただ働きさせる事態が広がり、ブラック企業まで出現するなど、貧困と格差がいよいよ深刻な事態になってきています。それを助長する要因になっているのが、公務員の給与の切り下げです。公務員給与の県経済に与える波及効果の影響は大きなものがあり、安心して働ける賃金を保障することが県民サービスと生活の向上につながることは明瞭です。また、県の機関の民営化、民間委託化などの弊害も深刻です。もともと公的機関として公営が当たり前でなければならないのに、財政の削減で本来の機能さえ失われかねない事態が進行しています。

その他にも決算のあり方として承認できない条項がまだまだありますが、時間の都合でこれ以上の具体的な指摘はしませんが、決算の承認はできないことを表明しておきます。

次に、特別会計についてです。特別会計の認定第12号、認定第16号、認定第19号に関する反対討論です。

日本共産党県議団は、これまでもこれらの事業については明確に反対を貫いてきました。

初めは、中城湾港の国際物流特区うるま地区と名称変えをした旧特別自由貿易地域と泡瀬干潟の埋め立て、土地造成問題についてです。

沖縄県は、平成22年度の予算編成方針では、「埋立事業特別会計の土地売却の低迷による収支悪化等が大きな懸念材料となっており、本県財政はこれまでにない危機的な状況を迎えている。」と明記し、今回の予算編成においても「臨海部土地造成事業における用地売却低迷などの懸念材料もある。」と、県財政を圧迫する要因として記述しています。

中城湾港の埋立事業は、県が1982年から536億円余を借金して339ヘクタールの臨海部土地造成の埋め立てを進めました。売却予定の土地はこれまで24ヘクタール、計画面積の2.7%しか売却されていません。埋め立てるために借りた借金は返済しなければなら

い。土地が売れず返済金が捻出できないため、苦肉の策として県民の税金でその土地を購入する状況が毎年続いています。昨年度は、民間に売れない土地を県が22億733万円で購入しています。そのほかに、県は31億円かけて買い取った土地に工場を建設して、工場を賃借する民間会社の使う工作機械なども設備を完備しています。今年度は、賃貸工場の整備費用で19億1000万円余の予算を計上しています。県は、事業推進の立場から雇用が拡大したと宣伝していますが、1500人を雇用しているというその実態は、6割の1000人近くは非正規雇用です。さらに、賃貸工場から撤退していった企業が労働者に賃金不払いをしている事例もあります。過大な需要予測を立てて広大な埋め立てを行った土地は、今後、借金の残金122億円を14年間かけて返済しなければなりません。当初の過大な需要予測の失敗が30年後の県民に財政負担を負わせていることを繰り返してはなりません。

中城湾港（新港地区）整備事業特別会計も、整備した港に計画どおりの需要がなく、収入が確保できないために2億3040万円を一般会計から繰り入れをしています。県は、その反省もないまま泡瀬干潟の埋め立てを強行しています。新年度、国直轄事業の県負担分で2億円、人工海浜の工事などで8億4756万円、県道事業で1億円、合計11億4756万円の事業費となって、年間50億円規模で進められています。裁判で経済的合理性はないと判決が出され、その後の計画でも観光客850万人という全く根拠のない無責任な需要予測のもとに進められています。

もともと泡瀬干潟の埋め立ては、現在の米軍泡瀬通信基地を返還させ、その地域を中核としてもとの泡瀬を復活させるまちづくりとして出発しています。それで通信基地撤去と連動して埋め立てる計画でした。ところが、米軍基地の撤去ができなくなり、出島方式に変更された経緯があります。ところが、この計画は埋立土砂の確保が困難で中断していました。一方、新港地区は企業誘致を進める計画でしたが、それもスムーズにはいかず企業を優遇する特別自由貿易地域にしましたが、この事業も成功しませんでした。東埠頭の航路をしゅんせつする計画を進めたところ、しゅんせつ土砂のヘドロの処分先がなく、その事業もストップしていました。もともとそのしゅんせつ土砂は、新港地区の埋め立てに使用する予定でしたが、ヘドロであるために埋め立てには適さないという理由で新港地区のしゅんせつ工事にも使用できなかったものです。

東埠頭の航路をしゅんせつしてヘドロの行き場を探す県と、泡瀬干潟を埋め立てたい沖縄市の思惑が一致

して、ヘドロの処分場としての現在の泡瀬干潟の埋立計画になったものです。新港地区の埋め立てには適さないしゅんせつ土砂が泡瀬干潟の埋め立てには適しているという道理は全くありません。東日本の大震災では、埋立地域は液状化して建物が倒壊しています。このような状況でかけがえのない貴重な干潟が何の合理性もないまま埋立工事が強行されることは許されないことです。

泡瀬干潟は、ラムサール条約登録の世界的基準の4つを満たす国際的にも貴重な生物多様性の宝庫であり、2010年9月には環境省が同条約登録の候補地に指定しました。沖縄県も泡瀬干潟には128種類の絶滅危惧種が生息していることを公表していて、泡瀬干潟の埋立事業は世界に誇る生物多様性の宝庫を破壊してしまうものです。

我が党は、一貫して泡瀬埋立事業を中止することを求めてきました。埋め立てはきっぱりやめて、自然再生のための新たな干潟の再生事業を行い、泡瀬干潟のラムサール条約への登録を目指すべきです。

以上の立場から、これらの決算の承認に反対を表明して討論を終わります。

○議長（喜納昌春君） 具志堅 透君。

〔具志堅 透君登壇〕

○具志堅 透君 おはようございます。

ただいま議題となっている認定第1号「平成24年度沖縄県一般会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行います。

平成24年度の予算は、沖縄振興一括交付金を最大限に活用し沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく「沖縄らしい優しい社会の構築」及び「強くしなやかな自立型経済の構築」を基軸的な考えとし、5つの目指すべき将来像の実現に向けた諸施策を展開するものとなっております。

本予算の執行により、離島の定住条件の整備や子育て支援等の福祉分野、学力向上に向けた教育分野の諸施策、観光振興や情報通信関連産業の振興施策に取り組まれたほか、臨空・臨港型産業の振興など新たなリーディング産業の振興等に大きく寄与したものと考えております。

次に、平成24年度一般会計の決算状況であります。一般会計歳入歳出決算は、予算現額7846億6406万8150円に対し、歳入決算額は6815億8825万7589円、歳出決算額は6669億2153万5778円で、歳入決算額及び歳出決算額ともに前年度を上回っております。

平成24年度一般会計における予算の執行率は85.0%で、前年度に比べ5.2ポイント下回っております。

また、平成24年度一般会計における翌年度繰越額は、991億9970万5399円となっております。

平成24年度は、沖縄振興特別推進交付金事業については、制度開始初年度ということもあり、国との協議に時間を要し、交付決定や事業実施がおくれたこと、また、年度後半に補正予算に計上された大型経済対策に伴う事業の多くが繰り越しされたことにより、執行率の低下や翌年度繰越額が増加したものであります。

これに対して、執行部では、平成25年度の事業執行に当たっては、国庫補助事業に係る交付決定前の入札準備手続を実施するとともに、沖縄振興特別推進交付金事業については年度開始前から内閣府との調整を行い早期着手に取り組むことなど、今後の執行率の向上や翌年度繰越額の抑制が期待されているところであります。

平成24年度一般会計決算における収入未済額は、47億8515万5885円で、前年度と比較して12.6%（6億9055万9777円）減少しております。

これは、執行部において、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、収入未済額の解消に向けた数値目標の設定や滞納処分の強化、各所管部における債権管理マニュアル等を活用した未収金縮減対策の取り組み効果により減少したものであります。

特に、県税の収入未済額は28億3439万3760円で、前年度より5億9135万5405円、17.3%の減となっており、引き続き収入未済額の縮減対策に取り組み、収納率の向上が図られるよう期待をしております。

平成24年度一般会計決算における不用額は185億4282万6973円で、前年度に比べ4億3029万3461円（2.4%）の増となっております。

不用額の大部分は、災害復旧費等の予測困難な事業や、工事費等の入札残、国庫内示減による執行残、執行部の内部努力による経費節減等により生じたものであります。

今後は、事業の熟度や必要額を的確に把握し、効率的な予算執行に努めるよう、不用額の縮減を期待しております。

以上、一般会計予算に計上された各般の事務事業については、監査委員の意見書にもあるように、予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしておおむね適正に処理されていると認められております。

沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げた目指すべき将来像の実現に向けた諸施策を展開するため、引き続き「新沖縄県行財政改革プラン」に基づく徹底した行財政改革を実施し、今後とも適正な予算執行が図られる

よう執行部の努力を期待するものであります。

以上、認定第1号「平成24年度沖縄県一般会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行いました。

議員の皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、討論を終わります。

○議長（喜納昌春君） 砂川利勝君。

〔砂川利勝君登壇〕

○砂川 利勝君 認定第12号「平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行います。

中城湾港の開発は、地元からの要請に基づき中部地区開発の起爆剤として、流通機能と生産機能をあわせ持った「流通加工港湾」の整備を目的に、国・県により事業が進められております。その中で、本事業は産業の振興、雇用機会の創出及び県土の均衡ある発展に資するため、工業用地等の確保を図るべく整備を進めてきたところであります。また、本地区の一部は、平成11年3月に特別自由貿易地域に指定され、平成24年4月には沖縄振興特別措置法の改正に基づき、国際物流拠点産業集積地域うるま地区として、加工交易型産業や情報通信関連産業の立地促進に向け、国内外での企業誘致活動に取り組んでいるところであります。その結果、当該地区には現在160社余りの企業が立地し、約4300人の雇用の場を創出するなど、地域経済に与えた波及効果は大きなものがあります。このようなことから、本事業は中部圏域の発展、ひいては本県における民間主導の自立型経済構築のため、引き続き推進する必要があります。

以上、認定第12号「平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行いました。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、認定第16号「平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行います。

中城湾港（新港地区）は、県土の均衡ある発展に資するため、那覇港との適切な機能分担を図り、沖縄本島中南部の東海岸における物資の流通拠点及び工業用地の確保による産業拠点として、流通機能と生産機能をあわせ持った流通加工港湾に位置づけております。現在、県においては、中城湾港新港地区内及び背後圏の企業の活性化を促進するため、定期船の就航実証実験を実施するとともに、大型クレーンの設置等、輸送時間の短縮と物流コストの低減に取り組んでおりま

す。引き続き、立地企業や背後圏企業の活動及び企業誘致を促進し、基盤となる港湾の整備を着実に進めることは、沖縄における産業や貿易の振興及び沖縄県の自立型経済の発展に寄与するものであります。

以上、認定第16号「平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行いました。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、認定第19号「平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行います。

中城湾港泡瀬地区埋立事業は、昭和63年に沖縄市が策定した東部海浜開発計画を契機に、20余年にわたり歴代の市長が推進してきた一大プロジェクトであり、再三にわたり沖縄市議会において事業の早期実現等に関する意見書が全会一致で採択されるなど、地元からの強い要請に基づき進められてきたものであります。

当該事業については、社会状況の変化などを踏まえ、沖縄市において市民意見や専門家などの助言を受け、「スポーツコンベンション拠点の形成」として土地利用計画の見直しが行われ、見直した土地利用計画は、各種統計データ等根拠を有する資料をもとに施設規模等を算出し、需要に対して手がたい計画とし、また、埋立面積を約半分とすることで干潟の98%が残るなど環境への影響を大幅に軽減したものとなっております。

以上のことから、本事業は本島中部東海岸地域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展に資するとともに、新たな雇用の場を創出し本県における観光振興にも寄与する重要な事業であることから、地元の強い要請に応えるためにも引き続き本事業を推進する必要があります。

以上、認定第19号「平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について」について、賛成の立場から討論を行いました。

どうぞ御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 以上で平成25年第6回議会認定第1号、同認定第12号、同認定第16号及び同認定第19号に対する討論は終わりました。

以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

これより平成25年第6回議会乙第13号議案、同乙第

14号議案及び平成25年第6回議会認定第1号から同認定第23号までの採決に入ります。

議題のうち、まず平成25年第6回議会乙第13号議案及び同乙第14号議案の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、平成25年第6回議会乙第13号議案及び同乙第14号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（喜納昌春君） 次に、平成25年第6回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第17号、同認定第18号及び同認定第20号から同認定第23号までの19件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算19件は、委員長の報告のとおり認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、平成25年第6回議会認定第2号から同認定第11号まで、同認定第13号から同認定第15号まで、同認定第17号、同認定第18号及び同認定第20号から同認定第23号までは、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長（喜納昌春君） 次に、平成25年第6回議会認定第1号、同認定第12号及び同認定第16号の3件を一括して採決いたします。

各決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

ただいまの決算3件は、委員長の報告のとおり認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、平成25年第6回議会認定第1号、同認定第12号及び同認定第16号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長（喜納昌春君） 次に、平成25年第6回議会認定第19号を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

お諮りいたします。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（喜納昌春君） 起立多数であります。

よって、平成25年第6回議会認定第19号は、委員長の報告のとおり認定されました。

---

○議長（喜納昌春君） 日程第5 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

---

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

---

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

平成25年第7回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案9件、議決議案19件、同意議案1件の合計31件でございます。

それでは、まず甲第1号議案及び甲第2号議案の予算議案について御説明申し上げます。

甲第1号議案「平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）」は、総額55億7669万3000円を計上しております。その内訳は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施する事業に18億5121万2000円、その他の事業に37億2548万1000円となっております。これを既決予算額7043億9021万5000円に加えた改予算額は、7099億6690万8000円となります。

甲第2号議案「平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、中部流域下水道建設費の繰越明許費の補正を行うものであります。

次に、乙第1号議案から乙第9号議案までの条例議案9件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第4号議案「沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例」は、沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に実施するため、子ども生活福祉部を新たに設置するとともに、福祉保健部門及び環境生活部門の部を再編する必要があることから条例を改正するものであります。

乙第7号議案「沖縄県待機児童解消支援基金条例」

は、待機児童の解消を目的とした基金を設置するため条例を制定するものであります。

次に、乙第10号議案から乙第28号議案までの議決議案については、「工事請負契約について」や「指定管理者の指定について」など19件について議決を求めるものであります。

最後に、乙第29号議案の同意議案は、沖縄県教育委員会委員1人が任期満了することに伴い、その後任を任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案中、職員に適用される基準の実施、その他職員に関する事項について必要な規定を定める条例については、地方公務員法第5条第2項の規定により人事委員会の意見を聞く必要がありますので、ただいまから人事委員会委員長の意見を求めます。

人事委員会委員長。

〔人事委員会委員長 玉城 健君登壇〕

○人事委員会委員長（玉城 健君） おはようございます。

ただいま議長から、地方公務員法の規定に基づき人事委員会の意見を求められましたので、当委員会の意見を申し上げます。

初めに、乙第1号議案「沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、船員法の一部改正に伴い、船員たる職員がその責により退職した場合における旅費の支給等に係る所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。

次に、乙第2号議案「東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、東日本大震災関連作業手当の支給の対象となる区域等について、所要の改正を行うものでありますので、適当であると考えます。

次に、乙第3号議案「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち、一般職の職員に関する部分につきましては、本年7月から臨時特例的に実施している給与減額支給措置について、減額率を低減するものでありますので、これら職員の士気と生活へ

の影響に配慮した措置であることから、異議はございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 人事委員会委員長の意見の開陳は終わりました。

○議長（喜納昌春君） 日程第6 陳情第131号及び第135号の付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情2件については、米軍基地関係特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第7 議員派遣の件を議題といたします。

〔議員派遣の件 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） お諮りいたします。

本件は、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり議員を九州各県議会議員交流セミナーへ派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、お諮りいたします。議案研究のため、明11月28日から12月3日までの6日間休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明11月28日から12月3日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

---

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、12月4日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。  
本日は、これをもって散会いたします。

**午前11時20分散会**

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子

平成25年12月 4 日

平 成 25 年  
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（ 第 2 号 ）

平成25年  
第 7 回

## 沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成25年12月4日（水曜日）午前10時2分開議

### 議 事 日 程 第2号

平成25年12月4日（水曜日）

午前10時開議

#### 第1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 代表質問

#### 出 席 議 員（45名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 議 長  | 喜 納 昌 春 君  | 24 番 | 嶺 井 光 君    |
| 副議長  | 浦 崎 唯 昭 君  | 25 番 | 前 島 明 男 君  |
| 1 番  | 上 原 章 君    | 26 番 | 照 屋 守 之 君  |
| 2 番  | 砂 川 利 勝 君  | 27 番 | 新 垣 良 俊 君  |
| 3 番  | 具志堅 透 君    | 28 番 | 仲 田 弘 毅 君  |
| 4 番  | 又 吉 清 義 君  | 29 番 | 新 垣 安 弘 君  |
| 6 番  | 儀 間 光 秀 君  | 30 番 | 當 間 盛 夫 君  |
| 7 番  | 新 田 宜 明 君  | 31 番 | 照 屋 大 河 君  |
| 8 番  | 仲 村 未 央 さん | 32 番 | 狩 俣 信 子 さん |
| 9 番  | 玉 城 満 君    | 33 番 | 赤 嶺 昇 君    |
| 10 番 | 西 銘 純 恵 さん | 34 番 | 新 垣 清 涼 君  |
| 11 番 | 比 嘉 京 子 さん | 37 番 | 金 城 勉 君    |
| 12 番 | 吉 田 勝 廣 君  | 38 番 | 糸 洲 朝 則 君  |
| 13 番 | 島 袋 大 君    | 39 番 | 翁 長 政 俊 君  |
| 14 番 | 中 川 京 貴 君  | 41 番 | 新 垣 哲 司 君  |
| 15 番 | 桑 江 朝千夫 君  | 42 番 | 具 志 孝 助 君  |
| 16 番 | 座喜味 一 幸 君  | 43 番 | 新 里 米 吉 君  |
| 17 番 | 呉 屋 宏 君    | 44 番 | 高 嶺 善 伸 君  |
| 18 番 | 仲宗根 悟 君    | 45 番 | 奥 平 一 夫 君  |
| 19 番 | 崎 山 嗣 幸 君  | 46 番 | 玉 城 義 和 君  |
| 20 番 | 山 内 末 子 さん | 47 番 | 玉 城 ノブ子 さん |
| 22 番 | 渡久地 修 君    | 48 番 | 嘉 陽 宗 儀 君  |
| 23 番 | 大 城 一 馬 君  |      |            |

#### 欠 席 議 員（2名）

|     |           |      |         |
|-----|-----------|------|---------|
| 5 番 | 末 松 文 信 君 | 21 番 | 瑞慶覧 功 君 |
|-----|-----------|------|---------|

#### 欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

|            |        |
|------------|--------|
| 知事         | 仲井眞弘多君 |
| 副知事        | 高良倉吉君  |
| 副知事        | 川上好久君  |
| 知事公室長      | 又吉進君   |
| 総務部長       | 小橋川健二君 |
| 企画部長       | 謝花喜一郎君 |
| 環境生活部長     | 當間秀史君  |
| 福祉保健部長     | 崎山八郎君  |
| 農林水産部長     | 山城毅君   |
| 商工労働部長     | 小嶺淳君   |
| 文化観光スポーツ部長 | 湧川盛順君  |
| 土木建築部長     | 當銘健一郎君 |
| 企業局長       | 平良敏昭君  |
| 病院事業局長     | 伊江朝次君  |

|         |         |
|---------|---------|
| 会計管理者   | 岩井健一君   |
| 知事公室秘書  | 久貝富一君   |
| 広報交流統括官 |         |
| 総務部     | 田端一雄君   |
| 財政統括官   |         |
| 教育委員会   | 新垣和歌子さん |
| 委員長     |         |
| 教育長     | 諸見里明君   |
| 公安委員会   |         |
| 委員長     | 翁長良盛君   |
| 警察本部長   | 笠原俊彦君   |
| 労働委員会   |         |
| 会長代理    | 春田吉備彦君  |
| 人事委員会   |         |
| 委員長     | 玉城健君    |
| 代表監査委員  | 知念建次君   |

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|          |       |
|----------|-------|
| 事務局長     | 嘉陽安昭君 |
| 次長       | 知念正治君 |
| 議事課長     | 平田善則君 |
| 副参事兼課長補佐 | 勝連盛博君 |

|    |       |
|----|-------|
| 主幹 | 佐久田隆君 |
| 主査 | 嘉陽孝君  |

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長翁長良盛君は、別用務のため本日から6日まで及び10日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日から6日までの会議に公安委員会委員與儀弘子さん、10日の会議に同委員会委員金城棟啓君の出席を求めました。

また、人事委員会委員長玉城健君は、所用のため本日から6日まで及び9日から11日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として人事委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

○議長（喜納昌春君） この際、念のため申し上げます。

本日から6日まで及び9日から11日までの6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、議会運営委員会において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

す。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

自由民主党を代表して質問を行います。

まず1点目の基地問題でございます。

私も自由民主党県連は、普天間飛行場問題について、県連大会や参議院選挙における公約は、危険性の除去、早期返還、県外移設を求める、固定化阻止、この4点を掲げて県民に示して解決に向けて取り組んできたところであります。

このたび、12月1日の県連総務会において、政策の「日米地位協定の見直し及び米軍基地の整理縮小」の中で、「普天間飛行場の危険性除去と早期返還・県外移設と固定化阻止に取り組みます。」、この部分を「普天間飛行場の危険性除去と早期返還・固定化を阻止するため、辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない。」に追加変更を行いました。このことは、これまで県外移設を中心に取り組んできたものの、固定化阻止のため辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しないに方針を変更するものであります。

方針の変更については、普天間飛行場の継続使用や

固定化が危惧される中で、私どもは普天間飛行場の危険性の除去のためにあらゆる手段を講じて固定化を阻止しなければならない。非常に厳しい政治的決断に至ったわけでございます。

なお、県民の皆様には、県外移設の道筋をつくることができずに、固定化阻止のためとはいえやむを得ず辺野古移設を認めざるを得ないことにつきましては、深くおわびを申し上げます。

私ども自由民主党県連は、これまで県外移設を求める行動として、党本部や政府、官房長官、防衛大臣、外務大臣への要請、党本部における全国幹事長会議、全国政調会長会議、さらには全国青年局長会議で沖縄の基地負担軽減を訴え、党本部幹事長室に県連と基地問題を協議する場の設置や、党国防部会での取り組みを訴え、さらに全国各地の基地の視察や意見交換等を通して普天間飛行場の県外での受け入れ先を模索してきたわけでございます。そして県外移設先の調査、協議を行い、それを党本部や政府に働きかけて日米協議のテーブルにのせたい、県外の道筋をつくっていききたい、私どもはそのような思いで取り組んできたわけでございます。

普天間飛行場の返還・移設は、日米両政府の権限、意思決定のみにより解決するものでございます。私どもは、政府や党本部に要求し続けてきたところでありますが、残念ながら今日に至るまで私ども県連が求めてきた県外移設について日米両政府が協議するに至っていないのが現状で、私どもの力不足を感じているわけであります。改めておわびを申し上げます。

そして今日に至っては、政府から辺野古への埋立申請の可否の判断が迫り、党本部、政府とも日米合意案、辺野古移設案以外は解決の道筋はなく、このまま県内移設を求め続けていくことは、普天間飛行場の継続使用、固定化につながる、そのような厳しい局面にあると感じております。同時に、嘉手納以南の基地の返還にも大きな影響が出てくる。そのような危機感もございます。

私ども自民党県連は、普天間飛行場の危険性の除去と早期返還に取り組んできましたが……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 傍聴人は静粛に願います。

○照屋 守之君 固定化という大変厳しい状況に直面し、県議会議員のさまざまな議論の結果、普天間飛行場の固定化阻止について全会一致で確認をし、あらゆる手段を講じ、その中でやむを得ず辺野古移設も容認せざるを得ない状況にあるとの結論に至り、冒頭に説明いたしましたように、県連の手続を経て議員総会、

常任総務会、総務会を開催して県連の意思を決定したわけでございます。

なお、総務会の開催前日の11月29日に役員が上京して、安倍総理大臣、菅官房長官、石破幹事長に対して、(1)、普天間飛行場の早期の運用停止、(2)、オスプレイの分散配備、訓練の県外分散、(3)、嘉手納以南の基地返還時期の見直し、(4)、日米地位協定に環境条項の追加、(5)、米軍基地のさらなる整理縮小の要請を行い、12月中旬までにぜひとも県民に対して負担軽減を示してほしい、強く要望してきたところでございます。

普天間飛行場問題は、平成8年、日米合意以来17年間に経過し、大田県知事、稲嶺県知事、そして仲井眞県知事と3代の県知事が取り組んできた難題でございます。

私ども自由民主党県連の国会議員や県議会議員も同様に、この問題解決に特に大きな責任を感じております。その責任とは、国政の政権政党、そして県政与党として現実の問題を解決する責任でございます。今回の対応については、厳しい批判を受けることを覚悟いたしておりますけれども、私どものこの問題に対して責任を果たしていくその決断になったものでございます。

仲井眞知事には長年にわたる普天間飛行場問題の解決の道筋をつけていただきますようお願いを申し上げます、質問を行います。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 傍聴人は静粛に願います。

○照屋 守之君 (1)、米国防総省は、国防費の削減に伴い海兵隊の規模を現行の19万5000人から縮小する計画を検討しておりますが、ヘーゲル国防長官は、15万人台まで削減する可能性に言及しております。本県の実地部隊再編への影響について県の見通しを伺います。

(2)、政府は、オスプレイの県外での訓練実施や2014年6月に普天間飛行場のKC130空中給油機15機を岩国基地に移駐する方針を示しております。本県の負担軽減について、県はどのように評価しておりますか。また、オスプレイの他県への分散配置について、全国知事会への要請を含めて県の取り組みを伺います。

(3)、辺野古沿岸部への埋立申請に関し、県は、名護市など関係機関に対し意見照会を行ったが、その回答の内容、また、沖縄防衛局に対する31項目・73問の質問の回答について、2次質問をした理由と主な項目など、そして県の埋立時期の判断時期について伺います。

(4)、日米両政府は、2プラス2で普天間飛行場の移設問題の推進を確認し、外務・防衛両大臣が来県し知

事と会談をしております。会談の内容と、両大臣がそろって来県したことの意味、今後の本県の基地負担の軽減にどのようにつながると考えるか伺います。

## 2、観光振興について。

### (1)、本県観光の将来展望について。

ア、平成33年における本県観光は、観光収入1兆円、観光客1人当たりの県内消費額10万円、入域観光客総数1000万人を目標としておりますけれども、それを実現するための目指すべき本県観光の将来像・目標が達成された観光地としてのイメージをどのように描いているか伺います。

イ、観光客1人当たりの観光消費額が伸びない要因として、ハワイやグアム等との比較において、本県観光に何が不足し何が問題なのか伺います。

ウ、県が検討している2万人収容の県内最大の大型MICE施設の整備については、早くも誘致を求める市町村の動きが活発化しております。県が計画している施設の機能や運営等の基本的な考え方について伺います。

エ、2020年東京オリンピック開催に向け、本県への海外客誘致について、県の戦略と国の東南アジア観光客を対象としたビザの発効要件緩和の拡大、富裕層を限定にした長期滞在ビザについて、本県への取り込みをどう展開するか伺います。

### (2)、観光誘客のための国際交流について。

ア、さんだつての高良副知事の欧州視察の目的とその成果について伺います。

イ、世界的なパリ百貨店役員の一行が沖縄訪問をしておりますけれども、その目的は何か。

ウ、その際のCEOは、観光・工芸品・食に興味を持ったようでありますけれども、今後の展開について伺います。

エ、来年の日本展で、沖縄を特別に取り上げたいとのことではありますが、県は積極的に支援すべきではございませんか、御見解を賜ります。

## 3、離島・過疎地域の振興について。

(1)、那覇を発着する慶良間、伊江島路線、石垣を発着する波照間、多良間路線について、県は、関係市町村、航空会社等との協議を行っておりますけれども、県の支援内容によっては就航は可能と考えるものです。県の対応を伺います。

(2)、離島各島々の歴史的に受け継がれてきた伝統文化や芸能・伝統行事などの活用や自然を生かしたエコツーリズムの推進など、離島観光の振興について県の取り組み状況を伺います。

### (3)、離島のガソリンなど石油価格軽減補助につい

て、県は制度拡充を図っておりますけれども、その概要と対象地域、期間等について伺います。

(4)、離島における建設工事施工価格の割高について、関係業界は離島の実態に沿った単価の設定を求めていますけれども、現状と県の考えを伺います。

## 4、農林水産業の振興について。

(1)、台風による被害が相次いでおりますけれども、台風23号、24号、そして27号による農作物等への被害について、その内訳と県の支援対策を伺います。

(2)、県産パイナップルの収穫量が年々減少しております。台風など自然災害による減産や安価な外国産が国内流通の9割を占めている状況に対する対応と、収穫量向上に向けた県の取り組みについて伺います。

(3)、本県のサトウキビは、周年発生する害虫、イネヨトウによる被害が問題となっております。これまでの県の防除対策による効果と根絶に向けた取り組みについて伺います。

(4)、本県は、亜熱帯・島嶼性に適合した水産業の振興を図るため、つくり育てる漁業を推進しておりますけれども、その前提となる水産業の基盤整備はどのように進められていくか、これまでの成果を含む取り組みについて伺います。

(5)、TPP交渉が進む中で、政府の産業競争力会議で、1970年代から続けられてきた米の生産調整（減産）の見直しが提言され、農水省は、見直しを検討する方針を決めたようでございます。本県米農家への影響について伺います。

(6)、TPP交渉の動向や国の対応が注目されておりますけれども、本県農水産業の保護を図るため、県の取り組み状況はどうなっているか。また、交渉が最終局面を迎える中、今後の県の対応と見通しについて伺います。

## 5、陸上交通網の整備について。

(1)、県は、鉄軌道の導入について、2020年3月末工事着工を想定しているようでございます。路線計画や公共交通の再編など多くの課題の解決や具体的な作業に入るための事業工程表の策定など、今後7年でどのように進めていくのか伺います。

(2)、対象ルートについて、内閣府は、名護—糸満間に30駅、支線として本部、南城、八重瀬、那覇空港とつなぐ案となっております。県案は、名護—那覇空港を13駅で結ぶ一本の軸線だけとなっております。県民の足の便を考える上で支線も重要であると考えております。お伺いをいたします。

(3)、沖縄都市モノレールの浦添延長については、首里駅から浦西駅（仮称）までの全体延長の就業開始を

2019年に予定されておりますけれども、石嶺駅（仮称）までの先行開業について、県の考えを伺います。

(4)、県の地域公共交通総合計画に基づくバスレーン規制が関係機関の意見がまとまらず先行き不透明とのことですが、定時・定速を目指す基幹バスの導入に影響しないか伺います。

(5)、2011年度から実施してきたE Vバス開発・実証運用事業について、本年度で終了する理由と当初目標を3年間でどの程度達成できたか。また、本格的に普及させるための課題や問題点について伺います。

6、教育環境の整備について。

(1)、会計検査院の調査で、県内の小・中・高校などの教育施設の耐震化率は、全国平均を下回っているようですけれども、その理由と取り組みの状況を伺います。

(2)、地震などの災害の際、学校は避難場所となりますけれども、震度6程度の地震で倒壊するおそれのある学校施設が避難場所に指定されていることはないか伺います。

(3)、いじめ防止対策推進法の成立で、教育委員会や学校に調査組織の設置を義務づけた中で、文部科学省は、いじめ防止の基本方針……

ちょっと休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○照屋 守之君 やり直します。

(3)、いじめ防止対策推進法の成立で、教育委員会や学校に調査組織の設置を義務づけた中で、文部科学省は、いじめ防止の基本方針をまとめ、重大ないじめを担当する附属機関の設置を地方に求める方針のようですけれども、その理由と全国一律の方策で本県の対応は可能であるか伺います。

(4)、県教育委員会は、ネット犯罪への児童生徒の関与を未然に防ぐため、プロジェクトチームを発足させておりますけれども、その構成メンバーと各学校や教員向けのガイドラインの内容、県警や関係行政機関、保護者等との連携はどのように行われますか伺います。

(5)、県教育委員会は、県立の高校や特別支援学校などで使う教科書の決定を教育長に委ねることを決めたようですけれども、その理由と法律の定め、他県の状況等について伺います。

(6)、児童生徒の生活実態調査について、調査対象と結果の総括、過剰な部活動と学習時間への影響が懸念

されていることについての県教育委員会の見解を伺います。

(7)、県教育委員会は、国から竹富町教育委員会に是正要求するよう指示されている件について、是正要求はせず継続協議することとなったようであります。協議の内容と国の要求の妥当性について伺います。

(8)、学力向上推進室を設置しての学力向上の取り組みについて伺います。

よろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

照屋守之議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、基地問題に係る御質問の中で、辺野古埋立承認申請の判断時期についての御質問にお答えいたします。

埋立承認申請につきましては、現在、その内容について審査が継続している状況であります。承認する可否かの判断時期につきましては、早くても今月末以降になるものと考えております。

次に、観光振興についての御質問の中で、沖縄観光の将来像の達成イメージについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、アジア・太平洋地域における観光地の中でも高いブランド力を保持する「世界水準の観光リゾート地」の形成を目指しているところでございます。その目標達成のイメージとして、観光客は沖縄ならではの観光交流を楽しみ、そして観光産業は安定的な収入を得ている。また、県民は、観光から経済的なメリットを享受し、積極的に観光地づくりに参画している。観光資源につきましては、保全と活用の両立が図られているなどなどというような将来像を描いております。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中で、鉄軌道導入の事業工程についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、鉄軌道等の早期導入に向けて、今年度、導入するルートやシステム、そして事業スキームなど、県としての考えを取りまとめていくことといたしております。その考えをもとに平成26年度から27年度にかけて、県民のコンセンサスを得るためのパブリックインボルブメント等を実施するとともに、「沖縄鉄軌道整備計画策定委員会」——これはまだ仮称ですが——を立ち上げ、県の計画案を策定してまいりたいと考えております。平成28年度には、策定した県の計画案をもとに事業化に向けた国との調整を行い、事

業主体及び運行会社を決定し、環境アセスや鉄道事業法等に基づく諸手続を経て、平成31年度末に工事に着手できるよう取り組みを加速してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 観光振興に関する御質問の中で、私の欧州視察の目的とその成果についてお答えをしたいと思います。

私は、11月3日から11日にかけて、ヨーロッパのウチナーネットワークを深め、観光や文化など各分野における欧州との交流を促進することを目的に、イギリス、フランス、ドイツの3カ国を訪問してまいりました。

今回の訪問では、各国県人会や新ウチナー民間大使等の指導のもと、現地の人々が沖縄空手や三線演奏を行う姿を拝見し、沖縄の文化や伝統芸能が欧州に根づいている様子に深く感銘を受けるとともに、関係者のこれまでの活動をねぎらい、今後沖縄との交流を深めることを約束してまいりました。また、各国日本大使館やカリエール・シュール・セヌ市やデュッセルドルフ市など現地自治体を表敬して、県系人及び関係者の活動支援をお願いし、あわせて沖縄県の観光PRや文化公演事業への協力についても要望してまいりました。

続きまして、農林水産業の振興に関する御質問の中で、TPP交渉に対する沖縄県の対応についてお答えをいたします。

TPP交渉については、去る10月のTPP首脳声明以降、11月に首席交渉官会合が開催され、12月にはTPP閣僚会合が予定されるなど、年内妥結に向けて加速的に進展しており、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、沖縄県では10月24日と11月29日に、JA等関係団体と連携し、内閣官房長官やTPP担当大臣など政府・与党に対して、本県農林水産業に影響が出ないよう、強く要請したところであります。

今後とも、TPP交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

続きまして、教育環境の整備に関する御質問の中で、学力向上推進室の取り組みについてお答えをいたします。

教育委員会は、本県の学力に係る現状を真摯に受け

とめ、諸課題を学校とともに改善するため、学力向上推進室を設置しております。全ての学校が全職員で意欲的に取り組む体制を構築し、全国学力調査において30位台を目指すとともに、児童生徒一人一人がみずからの夢や目標を達成できるよう学校を支援してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、米国防総省による海兵隊削減計画が在沖海兵隊へ与える影響についてお答えいたします。

海兵隊の再編については、去る7月、ヘーゲル国防長官が海兵隊の兵力を17万5000人から最大15万人まで削減することに言及したことは承知しております。また、米海兵隊は、統合・再編を検討する中で沖縄の第3海兵遠征軍は引き続き維持するとしております。

県としましては、国防費削減に伴う海兵隊の統合・再編が在沖海兵隊に与える影響について、引き続き情報収集を行いつつ、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、KC130給油機の岩国移駐及びオスプレイの分散配置についてお答えいたします。

普天間飛行場のKC130の移転は、在日米軍再編計画の中で合意されていたもので、普天間飛行場の危険性や騒音が低減することとなれば、沖縄の負担軽減につながるものと考えております。

オスプレイについては、去る11月8日の全国都道府県知事会議において、知事が総理大臣や防衛大臣に対して、訓練移転や配置分散の実施などを求めたところです。これに対し、防衛大臣からは、沖縄以外の場所での訓練等について、自治体の理解と協力を求める旨の発言がありました。オスプレイについては、県民の不安が一向に払拭されておらず、県としては軍転協とも連携し、配備計画の見直しと配置分散の実施などをあらゆる機会を通じ日米両政府に求めてまいりたいと考えております。

次に、外務・防衛大臣との会談及び来県の意味についてお答えいたします。

去る10月8日の外務・防衛大臣との会談では、同3日の2プラス2、日米共同発表において、「普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが唯一の解決策」としたことについて、知事は「全く理解できかねる。」と申し上げ、「日米両政府間でどのような議論があるのか。」説明を求めました。大臣からは、「従

来の日米間の立場を再確認した。」とのことであり、唯一の解決策とした具体的な理由、経緯などについて説明はありませんでした。また、両大臣から、沖縄の基地負担の軽減への取り組みについて説明がありましたが、県としては県民が実感できる負担軽減の実現が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に関する関係機関等への質問と回答についての御質問にお答えいたします。

埋立承認申請に関して、名護市長、第11管区海上保安本部中城海上保安部、県農林水産部及び県環境生活部へ意見照会を行っております。その結果、名護市長から、埋め立てを承認しないよう求める意見がありました。中城海上保安部からは、船舶交通の安全性確保の観点からは意見なしとの回答がありました。また、県農林水産部から、汚濁防止に努め漁業への影響を最小限に抑えるよう配慮してもらいたいとの意見がありました。県環境生活部からは、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できないとの意見が提出されております。これら意見の内容について、沖縄防衛局に見解を求めているところであります。また、沖縄防衛局に対して、申請書に関する31項目73問の質問を出しましたが、その回答を審査した結果、埋立土砂に用いる岩ズリのストック量、移入種対策の具体的な方法、ウミガメ類の保全措置等について、より詳細に確認すべきと判断されたことから、再度質問を行い、11月20日に2次回答が提出されたところであります。

次に、離島・過疎地域の振興についての御質問の中で、離島における公共工事設計単価の現状と県の考えについてお答えをいたします。

公共工事における設計単価は、市場における取引価格を調査し、労務単価や材料単価に反映させております。本県における新年度の労務単価は、昨年度に比べ平均で12.3%上昇したところであります。また、材料単価も定期的に発刊される最新の建設物価資料等をもとに適正に算定を行っているところであります。しかし、関係業界からは離島地区の実勢単価とは乖離があり、改善を要するとの指摘があります。

県といたしましては、現在、実態調査を進めているところであり、実際に設計単価と実勢単価に乖離があるのであれば、積算方法の見直しも含めて検討してい

きたいと考えております。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中で、モノレール石嶺駅までの先行開業についての御質問にお答えいたします。

モノレール石嶺駅までの先行開業につきましては、道路の拡幅が完了し、那覇市から早期開業の意見があることから、県、那覇市、浦添市、沖縄都市モノレール株式会社の4者で勉強会を開催しているところであります。現在、運行システムの安全性や経済性、モノレール社の体制、行政手続及びスケジュール等について検討をしているところであります。今年度内には国の関係部局との調整を経た後、方向性を出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） それでは観光振興に関する御質問の中の、ハワイやグアムとの比較における観光消費額の課題についてお答えいたします。

平成24年における沖縄・ハワイ・グアムそれぞれを訪問した日本人観光客1人当たり観光消費額は、沖縄が6万7472円、ハワイが15万4674円、グアムが4万9402円となっております。1人当たり観光消費額が、沖縄がハワイに比べて低くグアムよりも高くなっておりますのは、沖縄における平均滞在日数が3.73日であるのに対して、ハワイは6.02日と長く、グアムは3日と短くなっていることから、滞在日数の差が主な要因であると考えております。

観光消費額の増加に向けては、滞在日数の延伸を図ることのほか、土産・買い物費を増加させることなどが課題であります。このため、県としましては、島々をめぐる周遊型観光や、歴史・文化等の地域資源を活用した魅力ある観光を推進するとともに、新たな土産品開発の支援などに取り組むこととしております。

次に、MICE施設の機能や運営等の基本的な考え方についてお答えいたします。

MICE施設については、アジア諸国を初め世界的に誘致に向けた取り組みが強化されていることから、大型MICE施設については国際競争力を備える必要があると考えております。そのため、MICE施設の規模や形態、利便性など多様な主催者ニーズに対応できる機能を備えることとしております。

施設の運営については、安定的かつ自立的な経営を確保するとともに、高品質なサービスを周辺エリアとも連携しながら提供していくことが重要と考えてお

り、今年度はこれらの考え方を基本に、必要な機能や運営のあり方等を検討しているところであります。

続きまして、オリンピック開催に向けた国の誘客施策と本県への誘客展開についてお答えいたします。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催については、外国人観光客を県内へ呼び込む絶好の機会であると認識しております。沖縄県としましては、オリンピック開催国としての国際的注目度を生かしつつ、査証要件の緩和の拡大など国の取り組みに的確に対応しながら戦略的な海外誘客プロモーションを展開してまいります。

次に、離島・過疎地域の振興に関する御質問の中の、離島観光の振興についてお答えいたします。

離島観光の振興においては、航空路線の拡充や旅行商品の充実を図るとともに、多様な離島の魅力を効果的に発信することが重要と考えております。このため、離島へのチャーター便等の就航支援や、観光協会等と連携しながら歴史・文化、自然環境などを活用した旅行商品の造成支援を行うほか、ウェブサイトで離島の魅力をきめ細かく情報発信しております。また、今年度は、東京において本土と離島の観光事業者が商談を行う離島コンテンツフェアを開催しております。

県としましては、引き続き離島観光の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 観光振興についてという御質問の中の、フランス百貨店の沖縄訪問についてという趣旨の御質問でございます。2の(2)のイ、ウ、エは関連いたしますので一括してお答えをいたします。

創業160年を誇る世界最古の百貨店であるフランスのボン・マルシェ百貨店が、毎年開催しております国別フェアにおいて日本展の開催を検討していると聞いております。その中で、特に沖縄の県産品について関心があり、今回はその視察のための沖縄訪問であるということでございます。

今後、沖縄県といたしましては、観光や文化とも連携し支援を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島航空路線の再開についてお答えいたします。

離島航空路線の再開については、地元からの早期再開の要望及び航空事業者の就航意向がある石垣―波照間、石垣―多良間路線について、県、竹富町、多良間村及び第一航空株式会社を構成員とした石垣拠点航空路開設検討協議会を10月29日に立ち上げ、平成27年度中の再開に向け運航方策の検討を行っております。

慶良間、伊江島路線については、今後、地元や航空会社の意向、事業採算性等を踏まえ検討する必要があると考えております。

次に、石油製品輸送等補助事業の拡充の概要と対象地域等についてお答えいたします。

沖縄県では、本島・離島間における石油製品価格差のさらなる縮小を図るため、平成25年11月1日から石油製品輸送等補助事業の拡充を行ったところであります。拡充の内容としましては、石油製品の輸送過程において、コンテナやドラム缶などの輸送形態ごとに異なる離島特有の経費が発生していることに着目し、これまで一律1リットル当たり0.75円の補助を行っていたところを、輸送形態に応じて最大で12円までの複数の補助単価を設定したところであります。拡充の対象地域としましては、島に石油製品販売事業者が存在し、かつ油槽所が設置されていない規模の小さな18離島を対象としております。

県としましては、次年度以降も引き続き当該補助事業を実施し、本島・離島間における石油製品価格差の縮小を図ってまいります。

次に、陸上交通網の整備についての御質問の中の、支線の必要性についてお答えいたします。

沖縄県総合交通体系基本計画では、沖縄本島を縦断し、広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道を含む新たな公共交通システムを導入し、支線となるフィーダー交通としてLRT、基幹バス等が有機的に連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みを進めることとしております。そのため、今年度は鉄軌道等の導入に向けたルートやシステム、事業スキームの検討とあわせ、フィーダー交通との連携についても幅広く検討を行っており、鉄軌道等と一体となった望ましい公共交通ネットワークのあり方について、県としての考え方をまとめていくこととしております。

次に、基幹バスの導入についてお答えいたします。

沖縄県は、急激な自動車利用の拡大とバス利用者の減少により極めて高い自動車依存型社会が形成され、交通渋滞が日常化しております。県としては、交通渋滞の緩和には公共交通利用への転換が重要であると考えていることから、国道58号を中心とする那覇市から

沖縄市までの区間に、定時・速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムを平成29年度に導入することを目的とした地域公共交通総合連携計画を平成24年3月に策定し、公共交通の活性化に向けた各種事業に取り組んでおります。

基幹バスシステムの導入に当たっては、バス専用の走行空間が必要不可欠であるため、関係機関と連携して段階的にバスレーンを延長することとしており、現在、平成26年4月からの延長実施に向けて調整を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産業の振興についての御質問の中の、台風による農作物等の被害の内訳と県の支援対策についてお答えいたします。

平成25年度襲来した台風4号から台風27号までの7個による農林水産業への被害は、全体で約12億2600万円となっております。その内訳としましては、1、サトウキビ、露地野菜等の農作物で約11億1800万円、2、農地・農業用施設で約3000万円、3、畜産で約5400万円、4、漁港施設等で約2400万円となっております。

対策につきましては、1、農業共済の活用、2、農林漁業セーフティネット資金など低利の制度資金の活用、3、農業制度資金の借入者に対する償還猶予、4、サトウキビの種苗確保、5、公共施設への災害復旧事業の活用など支援を行っております。

次に、県産パイナップルの生産状況と県の取り組みについてお答えいたします。

パイナップルは、北部や八重山地域の酸性土壌に適した作物であり、地域経済を支える重要な品目となっております。しかしながら、近年、生産農家の高齢化、たび重なる台風等の自然災害により減産傾向にあり、平成24年の生産量は6260トンで、国内流通量に占める割合は約3%となっております。このため、県としましては、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づき、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、1、災害に強い栽培施設の整備、2、優良種苗の計画的な増殖・配布、3、生果用・加工用果実の一元集荷による生産出荷体制の整備・強化、4、農業生産法人等の育成確保及び機械化による省力化など、生産対策に取り組んでおります。

県としましては、今後ともＪＡや市町村等関係機関と連携し、パイナップルの増産対策に取り組んでまいります。

次に、サトウキビ害虫イネヨトウの防除対策についてお答えいたします。

サトウキビ害虫のイネヨトウは周年発生し、サトウキビの芯枯れを起こすことが問題となっております。このため、県としましては、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、交信攪乱法による環境に優しい防除技術の普及を図っているところであります。その結果、フェロモントラップへの成虫の誘引数がほぼゼロに近い数値となっており、事業の効果が発現しております。

県としましては、今後とも市町村、ＪＡ、製糖工場等と連携し、効果的なイネヨトウの防除対策を推進していく考えであります。

次に、つくり育てる漁業の基盤整備についてお答えいたします。

本県においては、水産資源の減少等に対応するため、サンゴ礁海域の特性を生かした養殖業等、つくり育てる漁業の振興に努めているところであります。具体的には、海ブドウ養殖施設やモズク種苗供給施設、クルマエビ種苗供給施設などの整備を促進しております。その結果、クルマエビやモズク、海ブドウ及びヤイトハタが全国1位の生産となり、平成23年の生産額は漁業生産額全体の約4割となっております。さらに、つくり育てる漁業の研究拠点を強化するため、水産海洋技術センターの移転整備や、栽培漁業センターの低コスト陸上養殖試験施設の設置等を行っております。

県としましては、今後ともつくり育てる漁業の推進に努めてまいります。

次に、米の生産調整の見直しによる本県米農家への影響についてお答えいたします。

国においては、平成22年度から農業者戸別所得補償制度を実施しております。米については、現在、国が示した生産数量目標を守った生産者に対し、10アール当たり1万5000円が交付されておりますが、今回の制度見直しに伴い、平成26年産米から交付単価を7500円に減額し、30年産から廃止される予定となっております。一方、新たな国の支援策として、日本型直接支払い制度の創設や水田活用の直接交付金の拡充などが検討されていると聞いております。国の試算によりますと、新たな制度等により米生産農家の所得は確保されるところから、県としましては、引き続き米生産農家の経営安定が図られるよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 陸上交通網の整備についての中で、ＥＶバス開発・実証運用事業の終了の理由と実績及び課題等についての御質問にお答えします。

ＥＶバス開発・実証運用事業は、路線バスをディーゼルバスから電気バスへ転換することによる温室効果ガスの削減効果と、電気バスへの改造技術を蓄積し事業化の可能性を検討することを目的として平成23年度から開始しております。試作した２台のＥＶバスは、平成24年度、25年度に実証運行を行い、ディーゼルバスと比較して二酸化炭素の排出量を約40％削減できることが確認されております。一方、ＥＶバスへの改造は中古バスの状態に応じた設計が必要であること、バッテリーのコストが割高なこと、１充電での走行距離が短いこと、量産化を行うための県内企業の体制が整っていないことなどの課題があり、事業化にはさらなる技術革新と県内事業者の体制整備が必要であります。これらのことから事業化の可能性が低く、開発・実証運用事業を終了することとしました。

今後は、試作した２台のＥＶバスの利活用を図り、ＥＶバスの県民への周知を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育環境の整備についての御質問で、県内小・中・高校の耐震化の取り組み状況等についてお答えいたします。

本県における公立小・中・高校の学校施設の耐震化率は、平成24年12月末現在の会計検査院の調査によりますと、全国平均84.3％に対して78.2％となっております。本県では、沖縄振興計画に基づく高率補助を活用して、改築事業による耐震化を推進してまいりました。一方、全国では比較的短期間で対応できる耐震補強を中心に取り組んでおり、耐震化率の伸びが著しいものがあります。結果として、沖縄県の耐震化率が全国平均を下回っている状況となっております。

県教育委員会としましては、改築事業の前倒しを積極的に働きかけるなど、市町村とも連携して引き続き早期の耐震化に取り組んでまいります。

次に、避難場所に指定されている学校施設の耐震化の状況についてお答えいたします。

会計検査院の調査によりますと、避難場所指定されている県内小・中・高校のうち、震度６強程度で倒壊する危険性の高い施設の占める割合は、全国平均14.5％に対して22.1％となっております。学校施設

は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には地域の応急避難場所として重要な役割を担っております。

県教育委員会としましては、今回の調査結果を真摯に受けとめ、市町村とも連携して引き続き早期の耐震化に取り組んでまいります。

次に、いじめ防止に係る附属機関の設置についてお答えいたします。

附属機関につきましては、重大ないじめ事案の防止と速やかな対応を図るために、医師、弁護士、心理・福祉の専門家などの第三者が参加し調査の公平性・中立性を確保する目的で設置されます。県教育委員会としましては、現在、教育庁内に附属機関の役割を果たす「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、同問題に取り組んでいるところです。

全国一律の展開については、小規模の自治体などで設置が困難とされる課題もありますが、県教育委員会としましては、人材派遣等、多様な面から支援を行っていきたいと考えております。

次に、ネット犯罪防止プロジェクトチーム等についてお答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒をネット被害から守るため、県警察、沖縄総合通信事務所、県福祉保健部及び県教育庁の担当職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、ネット被害防止に向けたガイドラインを作成中であります。同ガイドラインは、児童生徒の規範意識、危険回避能力、情報モラルの向上を目的に、ネットトラブル事例、未然防止のポイント、被害児童生徒の支援等から成っており、保護者を含む外部有識者会議の審議を経て策定いたします。

今後とも、県ＰＴＡ連合会等の関係機関・団体と連携し、児童生徒がネット被害に巻き込まれないよう未然防止に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、教科書採択を教育長に委ねた理由等についてお答えいたします。

県立学校で使用する教科書の採択事務につきましては、これまでも学校長からの選定報告を受け教育長が行い、教育委員会に報告しておりました。今回の規則改正は地教行法第23条にのっとり、教科書採択の権限は教育委員会にあること、事務手続を教育長が行うということを明文化したものであり、採択事務の流れはこれまでと変わりありません。

教科書採択に係る他県の状況としましては、教育委員会へ付議しているのが18都府県、本県と同様に教育長が決裁して教育委員会へ報告しているのが16道府県、教育長決裁のみが11県、教育次長が決裁している

のが1県、その他が1県となっております。

次に、生活実態調査と運動部の活動についてお答えいたします。

本調査は、公立の小学5年生及び中学2年生、さらにその保護者、合わせて約6万3000人を対象に実施し、約5万人から回答を得ております。調査の結果から、学習面においては、食事、睡眠、運動、学習時間や読書時間等が極めて有意に関係していることや、生活面においては、児童生徒と保護者の認識のずれなどが明らかとなり、基本的生活習慣や家庭教育についての課題が浮き彫りとなりました。また、部活動と学習時間との関係につきましては、部活動が人間形成に大きな役割を果たしていることを踏まえ、一部の過剰な活動について関係機関・団体等と連携し、休養日や練習時間の適正化に努めているところです。

県教育委員会としましては、調査結果を真摯に受けとめ、学校、家庭、地域の教育機能の充実、特に家庭教育の改善充実に向け、保護者や地域が一体となって取り組める教育環境づくりを検討していきたいと考えております。

次に、是正要求に関する協議内容と要求の妥当性についてお答えいたします。

県教育委員会では、この問題について真摯に取り組み、これまで7回にわたり議論を重ねてまいりました。話し合いの場では、竹富町の現在の教育環境、是正要求した場合の八重山地区への影響、地方公共団体の自主性及び自立性への配慮等について協議してまいりましたが、結論には至りませんでした。是正要求の指示については重く受けとめておりますが、その妥当性についてもいまだ明確な判断には至っておりません。

県教育委員会としましては、今後も引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。（傍聴席にて発言する者あり）

傍聴人は静粛に願います。

〔具志孝助君登壇〕

○具志 孝助君 代表質問に入る前に、一言所見を申し上げます。

ただいま我が党の照屋幹事長からも、我が党の基地問題に対する政策の変更についての報告がありました。自民党県連は、普天間飛行場の移設問題で、これ

までの「県外移設」から「辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない。」に……（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 静粛に願います。

○具志 孝助君 政策を変更しました。

普天間飛行場は、日米政府の移設返還合意から17年も経過し、事実上固定化の現状にあります。これ以上、返還の見通しが立たないまま放置していくことは許されない。沖縄の在日米軍施設の74%の基地負担は、いかにも過重であり不公平である。我々は、基地負担の軽減を建白書をもってオール沖縄で政府に訴えてまいりました。

一方、今日の我が国は、尖閣諸島の領土問題、北朝鮮のミサイル問題、中国の防空識別圏の問題など、安全保障環境が極めて厳しい状況にあり、現憲法下で政府が国民の安全・安心のためにやれることは、日米同盟を強化する以外にないと考えます。このことは喫緊の課題であると考えます。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 傍聴人は静粛に願います。

○具志 孝助君 自民党は、普天間飛行場の移設問題で県民との公約と党本部と政府の板挟みになり、大変な苦悩をしてまいりました。また、県連の中でも大変な議論をしてまいりました。最終的に問題の原点は普天間飛行場の危険性の除去であり、このことを最優先に考えることにいたしました。知事においては、辺野古沿岸部の埋立申請の採決に当たっては、我が党の政策を御賢察の上、賢明な御判断を御要望いたします。

我々は、今後予定されている名護市長選挙を初めあらゆる機会を通して普天間飛行場の移設問題を一日でも早く解決するために原点に戻り、再び辺野古移設容認の苦渋の選択をしたことを県民に対し誠心誠意を込めて説明してまいることをお約束いたします。

それでは通告に従いまして代表質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

中国政府が防空識別圏を突然尖閣諸島を含む東シナ海海上に設定したことで、日中間に新たな火種と緊張を増幅させております。今日、中国が東シナ海の上空だけを狙い撃ちしたことは、領土問題で我が国に対しさらなる圧力をかけてきたのは間違いのないものと思われます。一方、日台漁業をめぐる取り決めや日中漁業協定について、日台漁業取りきめ後、適用水域で台湾漁船の操業が増加しておりますが、操業ルールが策定されていないことから、本県漁船の操業が困難な状況にあります。また、日中漁業協定については、中国のサングの漁船による乱獲で漁場が荒廃されるおそれがある

るとの懸念が示されております。これらの問題についてはいずれも本県が知らないところで決められた経緯があり、政府の責任で本県漁業者の納得のいく解決を図ることが必要であります。

そこで伺います。

(1)、中国の防空識別圏設定について。

ア、中国政府は、日本が既に設定している防空識別圏と重なるように、尖閣諸島を含む東シナ海に防空識別圏を設定したと発表している。戦闘機の緊急発進すなわちスクランブルの基準になるだけに、日中の緊張関係を一層高めるおそれがある。県の認識と本県関係の航空機への影響について伺いたい。

(2)、日台漁業取り決め・日中漁業協定について。

ア、日台漁業協定の締結を受け、県内漁業者と台湾側との操業ルール策定等に向けた意見交換の進展状況と政府の台湾側との協議について伺いたい。

イ、沖縄近海での中国のサンゴ密漁船の取り締まりについて、日中間で協力して通報体制を構築することで合意したが、県内漁業者の懸念は解消されるに至っていない。県の認識を伺いたい。

2、基地問題について。

(1)、普天間飛行場の移設に係る辺野古沿岸部の埋立申請について、知事判断が注目される中、承認する・しないのほか、その中間もあると発言しているが、発言の真意と中間とは何を意味するのか伺いたい。

(2)、日米合意で米軍ホテル・ホテル訓練区域の一部が解除されるが、解除区域や操業については明らかとなっていない。詳細に関し県は情報を把握しているか伺いたい。

(3)、これまでの日米地位協定の運用見直しでは過重な基地負担の軽減に効果は見られないことから、地位協定の条項の改定が必要である。返還施設・区域への立ち入りを認めた環境条項の追加について、交渉の進展状況について伺いたい。

(4)、嘉手納基地に常駐している特殊作戦群は、エリア開発事業として格納庫の増設など新たな施設の建設を計画しているようだが、2014年から2016年までに空軍仕様のオスプレイ配備計画との関連も懸念されるが、県の認識を伺いたい。

3番目の質問は、沖縄振興策の推進についてであります。

自立経済の構築を目指す本県にとって、21世紀ビジョン計画は多くの課題解決に向けて、今後10年、20年で県みずから考えて、みずからの責任のもとで目標を達成しなければなりません。そのためには、国からの財政移転について計画期間10年においても県の要

望どおり推移することが必要であり、また、県経済の柱である観光・リゾート産業や情報通信関連産業など、県内の産業活動については本県の特性を生かしさらなる成長を図ることが求められます。国の財政は、2014年4月から消費税が5%から8%に引き上げられることから、来年度は国や地方の税収が5兆1000億円ふえると見込まれておりますが、大半は社会保障制度を維持するための借金の穴埋めや子育て支援に使われ、増税しても現在の水準を維持するのが精いっぱいのようにあります。沖縄振興予算獲得に向け、県の一層の努力と戦略的な理論武装が求められています。

そこで伺います。

(1)、政府が地域を限って規制を大胆に緩和する国家戦略特区を検討しているが、県は3つのプロジェクトで7件の規制緩和を盛り込み応募している。応募の狙いと調整の進展状況について伺いたい。

(2)、本県のさらなる経済成長を図る上で、臨空・臨港型産業の集積が必要であるが、国際貨物ハブ事業との連携をどのように図り、国際物流拠点産業集積地域の形成につなげていくか伺いたい。

(3)、臨空・臨港型産業（国際物流拠点産業）の集積は、本県における新たなリーディング産業の創設と那覇空港、那覇港湾や中城港湾の国際競争力を向上させ県経済の自立を図ることにあるが、その基盤整備を図るため、21世紀ビジョン基本計画10年間でどのような施策を具体的に展開するのか伺いたい。

(4)、県内では過去最大級の大規模国際商談会の沖縄大交易会プレ交易会が開催され、中国、香港など海外から16カ国・79社、国内23社のバイヤーが参加し大盛況をおさめたようである。開催の意義と、今後、今回の成果をどのように生かしていくか伺いたい。

(5)、来年4月から消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、政府は地方の公共料金への適正範囲での増税分の上乗せを通知したようだが、県内経済への影響について伺いたい。

(6)、県は、今後の組織編成の基本的な指針となる沖縄県組織ビジョンを策定したが、これまでの県組織編成のどこに課題があり、何を反省点として新たなビジョンを策定したか。また、その目的、21世紀ビジョンとの関連、行財政改革との整合性等について伺いたい。

4、県内空港の整備促進について。

那覇空港の第2滑走路増設については、去る9月に公有水面埋立法に基づく申請書が県に提出され、承認手続を経て平成26年1月にも工事着工の見込みであります。そして、平成31年度末までに工事を完了し、平

成32年3月末にも供用を開始する予定のようであり  
ます。今、懸念されることは財源の問題であり、国の空  
港整備特別会計も逼迫しており、今回、那覇空港へ回  
せるのは130億円ほどであり、残り170億の財源確保に  
ついて、現段階ではめどが立っていないということであ  
ります。一方、下地島空港については、ANAが来  
年度から撤退することが明らかとなり、JALは既に  
撤退しており、これで下地島空港の維持管理費を賄う  
収入源がなくなってしまうという最悪の事態となりま  
した。県は、休港という最悪の事態に至ることのない  
ように、取り組みを粘り強く進めてほしいと願うもの  
であります。

そこで伺います。

(1)、那覇空港滑走路増設に係る公有水面埋立申請に  
ついて、審査の現状と今後のスケジュールについて伺  
いたい。

(2)、下地島空港は、ANAも2014年度から撤退する  
ことが明らかとなり、空港の維持管理が難しくなっ  
た。次年度以降の利用拡大への取り組みと宮古空港と  
の一元化について県の考えを伺いたい。

(3)、JALはグアムで訓練を再開し、ANAも他の  
訓練場所を検討しているようだが、グアムなどに比べ  
距離的に下地島が不利とは思えない中で撤退を決める  
背景には何があるのか。単に費用の問題だけが要因か  
伺いたい。

(4)、県は、那覇空港内に航空機整備基地建設に向け  
調査を進めているが、懸案の用地確保の見通しがつき  
基本設計の公募を始めたようだが、計画の概要と運営  
主体、国との調整の状況について伺いたい。

(5)、伊平屋空港建設について、県は、当初の計画か  
ら滑走路の長さを短縮する考えのようだが、航空機の  
離着陸の安全性の確保と環境保全との整合性、供用開  
始までのスケジュールを伺いたい。

5、県内産業の振興について。

本県産業構造の現状は、中小零細企業が多く占め、  
経営規模、経営体力が脆弱な状況にあり、そのため  
リーディング産業である観光や情報通信産業に続く柱  
となる産業の創出が大きな課題となっております。県  
は、21世紀ビジョン基本計画において期間10年間で自  
立経済の構築に向けた基盤整備としてさまざまな施策  
を展開するとしており、その中で沖縄型新産業や沖縄  
の国際物流ハブ機能を生かした中継貿易型産業の創  
出、国内外を結ぶ供給網を支える産業拠点の構築など  
は、アジアに近いという地理的優位性から注目を集め  
ております。そのためには県内産業を支える技術の開  
発、人材の育成を図り県内企業の立地・誘致促進に努

めるべきであります。

そこで伺います。

(1)、県産品の販路拡大は、県内企業の活性化や本県  
の特産物開発促進を図る上で重要であるが、国内外で  
の物産展の開催を含め県の取り組み状況を伺いたい。

(2)、県は、沖縄県エネルギービジョンに基づき再生  
可能エネルギーの普及拡大と地産地消を推進している  
が、現在策定中の沖縄県エネルギービジョン・アク  
シヨンプランについて、その具体的な目標と国が策定  
を進めている新エネルギー基本計画との整合性をどう  
図るか伺いたい。

(3)、国際物流拠点産業集積地域うるま地区につい  
て、これまでの企業誘致の実績と今後期待される新規  
企業の立地、県内産業への波及効果について伺いた  
い。

(4)、IT津梁パークでは、民間資金を活用してIT  
企業の誘致を進めているが、企業集積施設第2号棟整  
備の進捗状況と立地企業の活動状況について伺いた  
い。

(5)、県は、バイオ産業を振興しその集積を図るた  
め、先端医療産業開発拠点形成事業を進めているが、  
本県におけるバイオ産業の現状と経緯、拠点形成をど  
のようにイメージしているか伺いたい。

(6)、本県の雇用情勢の改善と求職者や事業者に対し  
生活相談、就職など幅広い支援を行う総合就職支援拠  
点（グッジョブセンターおきなわ）について、これま  
での実績と今後の活動方針等、県の取り組みについて  
伺いたい。

(7)、昨年度から県が実施している県内企業雇用環境  
改善支援事業について、これまでの成果と今回創設す  
る人材育成企業認証制度の狙い、雇用改善への効果に  
ついて伺いたい。

(8)、財団法人沖縄駐留軍離職者対策センターの財政  
状況は厳しさを増しているが、県としての支援を含め  
た取り組みについて伺いたい。

(9)、去る10月1日に消費税転嫁対策特別措置法が施  
行されたことに伴い、県や市町村においてどのような  
取り組みが求められているか伺いたい。

(10)、県は、沖縄近海の豊富な海洋資源の現状や将来  
における海底資源開発の支援拠点形成の可能性等につ  
いて調査を実施するが、調査に向けた基本的な考え方  
や方法、県産業・経済への波及効果をどのように描い  
ているか伺いたい。

6、子ども・子育て支援について。

本県は共働きが多く、安心して子供を預けられる社  
会の仕組みが必要であり、保育所や学童保育の充実強

化が求められております。しかし、本県は保育所に入れない待機児童数が全国でも高く、県のまとめによりますと、通常、保育の定数は2009年の2万9888人から2012年には3万5503人と5615人ふやしております。一方で、待機児童は2009年4月の1888人から2013年4月には2216人と328人ふえております。また、県はこれまでの待機児童数に加え潜在的な待機も含め2017年度までに待機児童9000人の解消を図るとしております。しかし、これまでのやり方では待機児童解消への期待は限定的であります。このため、県と市町村が連携を強化、密にして、施策の実施において効果的な成果を上げるため基本方向、実施計画等の進捗状況等の総合点検、評価を行えるような仕組みづくりが求められます。

そこで伺います。

(1)、県は、潜在的待機児童を含めた約9000人の待機児童解消に向け、実施主体である市町村の行う待機児童対策の支援を具体化するため、基金を設置することとしている。基金設置の基本的な考え方と市町村支援で具体的に実施する事業等について伺いたい。

(2)、防衛省は、認可外保育所に対する防音対策事業について、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設を対象とする方針のようだが、本県の要求は全ての施設への補助である。防衛省からの回答と県の対応を伺います。

(3)、県は、公立・認可保育所の受け入れ面積で国の基準を誤って解釈した問題について、解釈を誤った理由と影響の程度、是正した場合の各保育所に与える影響について伺いたい。

7、地域福祉・医療の充実強化について。

少子・高齢化が進む中で、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、いつでもどこでも安心して医療サービスが受けられるよう、地域医療の充実強化が求められております。そのため、地域における中核病院としての役割を担う県立病院が安定的な医療供給ができるよう必要な体制整備を図ることが必要であります。

一方、核家族の増加や都市部への人口が流れることで、地域間の交流や隣近所のつながりが薄くなったと言われるようになっております。地域福祉・地域医療の充実を図るには、県だけでなく市町村との連携・協力が不可欠であり、地域によっては市町村が自主的に住民のニーズにかかわることも必要であると考えます。

そこで伺います。

(1)、県は、本県における産科・小児科等の医師確保

を図るため、産科医師養成など、さまざまな施策を展開しているが、21世紀ビジョン基本計画10年で実施する産科・小児科医師等、県立病院の医師確保計画について伺いたい。

(2)、離島・僻地の医師不足を解消し、安定的な確保を図るため、県と琉球大学附属病院等が協力して地域医療支援センター設立を検討しているということだが、新組織の概要と具体的な事業内容について伺いたい。

(3)、新県立八重山病院建設に向け、検討委員会における議論が進められているが、議論の進捗状況と救急医療体制、産科・小児科医療体制、観光客への対応など、八重山地域における基幹病院としての運営方針等、基本的な考え方について伺いたい。

(4)、県が導入を進めている重粒子線治療施設について、同施設導入により県内医療はどう変わるか。また、他県における導入の状況と財源の確保、採算性、運営主体はどうなるか伺いたい。

(5)、北部病院と北部地区医師会病院を併合した基幹病院設立については、県の基本方針と進めている取り組みについて伺いたい。

以上であります。（傍聴席にて発言する者あり）

○議長（喜納昌春君） 傍聴人は静粛に願います。静粛に願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 具志孝助議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、沖縄振興策の推進についての中で、沖縄大交易会プレ交易会についての御質問に答弁をいたします。

今回の沖縄大交易会プレ交易会では、多数の国内外のバイヤーとサプライヤーが沖縄に集まり、多くの商談がまとまる見込みと伺っております。

沖縄県といたしましては、今後とも、今回の成果や沖縄の地理的優位性、そしてハブ機能を生かし、県産品の販路拡大のみならず、我が国のアジアの流通拠点としての役割を担ってまいりたいと考えております。次年度はさらに内容を拡充すべく、沖縄県も一緒になって取り組んでまいり所存でございます。

次に、県内産業の振興についての御質問の中で、海洋資源利用と支援拠点形成の可能性調査についてという御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画におきまして、「国等の調査・研究を踏まえ、将来の産業化も見据え、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点を沖

縄に形成するための取組を推進」するといたしております。

本調査では、海洋資源利用関連産業集積に向けまして、地域の役割や地域経済への波及効果等を取りまとめてまいります。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、重粒子線治療施設導入についての御質問に答弁をいたします。

重粒子線治療は、がんを切らずに治療する最先端の医療であり、施設の導入は、沖縄県のがん治療体制の大きな柱となると考えております。

他県におきましては、千葉、兵庫、群馬、佐賀の4県に導入されております。

施設導入のための財源につきましては、一括交付金を考えております。また、運営主体につきましては、公設民営を含め検討を深めてまいります。採算性につきましては、国内外からの集患や、そして医療ツーリズム等について、県医師会、琉球大学を中心に検討を深めていただいているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、中国による東シナ海防空識別圏設定に対する県の認識と航空機への影響についてお答えをいたします。

去る11月23日に中国国防部が発表した「東シナ海防空識別区」について、外務省は、中国側に対し「東シナ海における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない非常に危険なものであり、日本政府として強い懸念を表明する。」として厳重に抗議するとともに、関連措置の撤回を求めています。

また、県関係の航空機への影響については国土交通省航空局へ照会したところ、中国が発表した防空識別圏には、那覇と韓国及び台湾間の航空路の一部が含まれるが、現時点で当該エリアを飛行する航空機に特段の影響があったとの情報はないとのことであります。

県としましては、同空域が沖縄県域を含んでいることから重大な関心を抱いており、政府において、今後とも平和的な外交を通じ、不測の事態が生じないよう、万全を期していただきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、日台漁業取り決めの進展状況についてお答えいたします。

日台漁業取り決めについては、双方の漁船が安心して

て操業できるよう、国に対し、操業ルールの確立を最優先に求めています。

国は、沖縄側の案をもとに日本側の操業ルールを取りまとめており、12月5日に台湾で開催予定の「日台漁業者間会合」の意見交換の結果を踏まえ、「日台漁業委員会」で協議すると聞いております。

沖縄県としましては、来年のクロマグロの操業時期までに操業ルールが策定できるよう、漁業関係者等と連携して取り組んでまいります。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、中国のサンゴ網漁船の操業についてお答えいたします。

中国のサンゴ網漁船は、北緯27度以南の沖縄本島と宮古島との間の水域において、多数の船団で操業していると聞いていることから、国に対して取り締まりの強化について申し入れてきたところであります。

国は、本年8月に行われた「日中漁業共同委員会」において、日中間で協力して取り締まりに取り組むこととしておりますが、中国のサンゴ網漁船による操業は以前より増加していることから、11月に中国に抗議を行っております。

県としましては、その結果を踏まえ、今後の対応について、引き続き漁業団体と連携し、国に対し、中国漁船の取り締まりの強化を求めています。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中で、沖縄県組織ビジョンについてお答えいたします。

これまで沖縄県は、本土との格差是正や自立的発展の基礎条件整備などを主要目標とし、全国標準の施策や高率補助予算の執行を重視した組織のもと、県民福祉の向上に努めてまいりました。

しかしながら、グローバル経済の進展、アジア諸国の経済成長や環境保全、産業振興、雇用、福祉、医療分野への県民ニーズの高まりなど本県を取り巻く環境が大きく変化してきております。

こうした環境の変化を踏まえ、21世紀ビジョンの実現に向けた課題に迅速かつ的確に対応していくためには、従来型の組織の見直しを行う必要があります。

沖縄県組織ビジョンでは、組織と21世紀ビジョン基本計画との対応関係を適切に取り結んだ政策実現型組織の編成、内部統制機能の再構築等を基本的な考え方として、トップマネジメントを強化し、関連する部署が連携・協働して課題に対応するための組織再編を行うこととしております。

また、組織再編に当たっては、行財政改革の観点から選択と集中を行い、簡素で効率的な組織の構築を図ることとしております。

次に、県内空港の整備促進についての御質問の中で、那覇空港埋立承認申請についてお答えいたします。

埋立承認申請につきましては、現在、その内容について審査しているところであります。今後、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、那覇市長、豊見城市長及び関係行政機関等の意見などを総合的に勘案し、承認するか否か判断してまいります。

なお、その時期につきましては、今月以降になるものと考えております。

次に、子ども・子育て支援についての御質問の中で、待機児童解消支援基金についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成29年度末までに、潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を図っていくこととしております。このため、待機児童対策の強化を図ることを目的として基金を設置し、待機児童の解消に資する事業を実施する市町村に対し、交付金を交付することにより、取り組みの加速化を支援してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対して承認、不承認、その中間と発言したことについてお答えいたします。

知事は11月1日の定例記者会見において、承認、不承認、あるいはその中間もあるかもしれないという旨の発言をいたしました。

このことは、承認または不承認がある以上、その中間となるものも概念的にはあるのではないかとの意味で申し上げたものであり、具体的な対応策を念頭に置いたものではございません。

次に、県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港の利用拡大の取り組みと宮古空港との一元化についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の利用拡大を図るため、これまで新たな利活用に向けた誘致活動を展開しているところであり、あわせて全日本空輸の訓練継続と日本航空の訓練再開を両社に働きかけているところであります。

県としては、次年度の管理運営費が確保できるよ

う、今後とも誘致活動に鋭意取り組んでいきたいと考えております。

また、伊良部大橋供用後において、下地島空港と宮古空港の2空港を維持することが困難な場合は、1空港への集約も視野に検討を行っていく必要があると考えております。

次に、県内空港の整備促進についての御質問の中で、下地島空港から訓練を撤退する要因についての御質問にお答えいたします。

実機訓練につきましては、シミュレーターの高度化により、これまで実機で行っていた訓練がシミュレーターで実施できるように制度改正等が進んだ結果、実機訓練は近年、大幅に減少してきている状況にあります。

また、定期便が就航しているグアムなどの空港で訓練をしたほうが、機材の輸送費や整備及びハンドリング体制を含めた総コストの面で有利であると、航空会社からは聞いているところでございます。

同じく県内空港の整備促進についての御質問の中で、伊平屋空港の計画内容と事業スケジュールについての御質問にお答えいたします。

伊平屋空港については、環境影響評価書に対する知事意見を踏まえ、滑走路長さを1180メートルから1000メートルに短縮し、環境保全に配慮しております。

就航機材といたしましては、39人乗りの機材を想定しておりますが、滑走路長さを1000メートルに短縮することにより、運航に際して若干の重量制限がかかるものの安全性は確保されているものと考えております。

なお、現在、供用中の天草空港においても、滑走路長さ1000メートルで同型機が就航しております。

また、事業スケジュールについては、環境影響評価書の補正の手续と航空会社の就航同意の取り付け及び関係機関との協議を経て、早期に事業着手ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 基地問題についての御質問の中で、ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の解除についてお答えいたします。

日米安全保障協議委員会が、11月末までに「使用制限の一部解除」に係る原則的な取り決めを作成することとしていた、ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の一部の解除について、国は、12月3日に協議結果を発表しております。

発表の概要は、「同訓練区域のうち、東経129度より西側の水域の使用制限を一部解除し、その期間を事前に通告し、船舶の通過とはえ縄漁法等の操業を認める」ものとなっております。

県としましては、今後とも情報収集に努め、漁業団体等と連携し対応していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、日米地位協定への環境条項の追加についてお答えいたします。

日米地位協定について、県は、平成12年から、環境保全に関する日本国内法を適用すること等を内容とした環境条項を新設することや施設・区域への立ち入り等、地方公共団体の公務遂行上必要な援助を与えること等を内容とした11項目にわたる抜本的な見直し要請を行ってきたところであります。

これに対し、日米両政府は、日米地位協定について、「米軍及び在日米軍施設・区域を巡る様々な問題を解決するためには、その時々の問題について、日米地位協定の運用の改善によって機敏に対応していくことが合理的と考えている」としております。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる日米地位協定の運用改善だけでは不十分であると考えており、今後とも軍転協や渉外知事会と連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に同協定の見直しを粘り強く求めてまいります。

次に、嘉手納飛行場のエリア開発事業とオスプレイ配備計画の関連についてお答えいたします。

嘉手納飛行場でのエリア開発事業計画について米軍は、開発事業として承認されている建設工事ではないとしております。また、政府は、C V22オスプレイの嘉手納飛行場配備については、いかなる決定もないとしております。

嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来などにより、依然として目に見える形での航空機騒音等の負担軽減があらわれているとは言えない中、これ以上の負担増加があってはならないと考えております。

県としましては、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） この際、申し上げます。

答弁の途中ではありますが、具志孝助君の質問に対する残りの答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の具志孝助君の質問に対する答弁を続行いたします。

企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 沖縄振興策の推進についての御質問の中の、国家戦略特区への応募及び調整状況についてお答えいたします。

国家戦略特区は、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成するため、大胆な規制緩和を実行する制度とされております。ことし8月に国が特区で実施する規制緩和のアイデアを広く募集したことから、沖縄県は、世界水準の観光・リゾート地の形成や世界最高水準の科学技術拠点の形成に向け、7つの規制緩和を含む3つのプロジェクトに応募し、9月に国によるヒアリングを受けたところです。

具体的には、外国人観光客の集客及び受け入れ強化のための規制緩和や、外国人研究者の受け入れを促進するための規制緩和となっております。加えて、これまでの調査研究の成果を活用するため、沖縄統合リゾートの導入についてもアイデア提案を行いました。

今後、国会審議中の「国家戦略特別区法案」が成立次第、内閣総理大臣を議長とする諮問会議が設置され、地域指定の検討が行われることとなっております。

次に、消費税増税の県内経済への影響についてお答えいたします。

消費税率の引き上げに伴い、国から公共料金の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁をするよう通知が出されており、電気、ガス・水道などの公共料金の改定による家計や企業の負担増加が想定されます。その場合、消費税の逆進性から、特に低所得者の経済的負担が増すことや、中小企業においてコスト増による経営悪化も懸念されます。政府においては、消費税率引き上げ決定に当たって、新たな経済対策の策定についても閣議決定をしており、現在、低所得者向けの給付措置や中小企業支援策の内容を取りまとめているところであります。

沖縄県としましては、今後の動向を注視し、適切に

対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 沖縄振興策の推進についての中、国際貨物ハブを活用した臨空・臨港型産業の集積についてという御質問でございます。

那覇空港の国際貨物ハブ事業は、ことし8月から中部空港路線が就航し、さらに今年度中に青島及びシンガポール等を候補に新たに2路線が就航する見込みでございます。この国際貨物ハブを活用して、昨年からヤマトグループが各種国際物流事業を展開しており、また、ことし8月には東芝グループが修理用部品を欧米及びアジア地域等に供給するパーツセンターを開設いたしました。

沖縄県では、那覇空港の国際貨物ハブを核とする国際物流拠点産業集積地域の展開を図り、我が国やアジアを代表する企業の誘致を積極的に進め、臨空・臨港型産業の集積を推進し、国際物流拠点の形成を図ってまいりたいと考えております。

同じく、臨空・臨港型産業の集積に向けた基盤整備の施策展開についてという御質問でございます。

県では、臨空・臨港型産業の集積に向けて、ソフトとハードの両面で戦略的な基盤整備を進めてまいりたいと考えております。沖縄21世紀ビジョン基本計画の初年度である昨年度は、法人税の優遇措置等を盛り込んだ国際物流拠点集積地域制度を創設するとともに、同地域内への物流センター及び賃貸工場の整備等を行い、企業を誘致いたしました。また、今年度は同制度の拡充を図るとともに、企業の集積を加速させるべく大型物流センター4号棟の整備や賃貸工場の増設、航空機整備産業の集積に向けた施設整備等を進めております。さらに、今後は那覇空港第2滑走路の整備、那覇港の物流関連施設の整備など空港及び港湾の基盤整備を進め、その国際競争力を高めることにより、沖縄の地理的優位性を生かした臨空・臨港型産業の集積をさらに促進してまいりたいと考えております。

県内空港の整備促進についての中、航空機整備基地整備事業の計画の概要、運営主体及び国との調整状況についてという御質問にお答えをいたします。

航空機整備基地整備事業は、航空機整備基地の誘致に必要な施設を県が整備をし、航空機整備業を行う者に使用させることにより、当該施設を核とした航空関連産業の集積を促進することを目的としております。

沖縄県といたしましては、現在、航空機整備基地の基本計画調査に取り組み、整備基地の機能、規模等に

ついて検討を行っているほか、基本設計に向けた取り組みを進めているところでございます。

なお、那覇空港内における用地の確保及び施設の設置申請に係る手続等については、現在国と調整中でございます。

県内産業の振興についてという御質問の中、県産品の販路拡大の県の取り組みについてという御質問にお答えをいたします。

県では、国際物流ハブ機能を活用した海外向け販路拡大を促進するために、香港、シンガポール、タイ、マレーシア、台湾、大連、アモイにおける大型国際展示会への出展、百貨店や大型量販店における物産フェアの開催、商談会への参加、高級ホテルにおける県産食材フェアの開催等に取り組んでおり、県内企業の海外販路拡大を支援をしております。また、今年度、県内企業133人を商談等のため海外へ派遣をしており、海外バイヤー54名を招聘をしております。その結果、県が実施をしているコンテナ借り上げ事業による県産品の輸出量は、事業開始前に比べておよそ50倍に増加をしております。また、国内におきましては、東京の伊勢丹新宿店や大阪の阪急百貨店を初め10都市での物産展を開催するほか、北海道から九州までのイオン約700店舗において沖縄フェアを開催をしております。

県といたしましては、今後とも県内企業を積極的にサポートし、県産品の販路拡大に努めてまいりたいと考えております。

同じく沖縄県エネルギービジョン・アクションプランの具体的な目標と、国が策定を進めている新エネルギー計画との整合性についてという御質問でございます。

現在、策定中の沖縄県エネルギービジョン・アクションプランでは、全エネルギー供給量に対する再生可能エネルギーの導入率を、2012年の0.5%から2030年に13.5%とする目標値を掲げてございます。国におきましては、新たなエネルギー基本計画を策定中であり、年内にも公表する可能性もあることから、内容に応じて整合をとる必要があるものと考えております。

今後とも、地域特性に合った再生可能エネルギーの普及に向けて、系統安定化対策などの各種施策に取り組んでまいります。

同じく国際物流拠点産業集積地域うるま地区の企業誘致の実績と新規の立地見込み、波及効果についてでございます。

国際物流拠点産業集積地域うるま地区では、今年度整備をしました高度技術製造業賃貸工場に新たに5社

が入居し、10月末現在、製造業等39社が立地し約500人が雇用されております。また、IT津梁パークでは18社が立地をし約1300人の雇用が創出されており、地区全体では企業数57社、雇用者数は約1800人となっております。

今後の新規企業の立地でございますけれども、製造業では自動車関連企業を初め電子部品や機械器具製造業などの企業と調整を行っているところでございます。

それから、県内産業への波及効果についてでございますけれども、立地企業から県内企業への発注や原材料調達などの直接効果に加え、県内企業の技術力向上や人材育成などの効果が出ていていると考えております。

続きまして、IT津梁パーク企業集積施設2号棟の整備についてという御質問にお答えをいたします。

IT津梁パーク企業集積施設整備事業は、県が民間資金により整備された施設をリース方式で借り上げ、公の施設として入居企業に使用許可することで情報通信関連企業の集積を促進するものでございます。

企業集積施設2号棟の整備につきましては、ことし9月に民間開発事業者を選定し、今月建設工事に着手、来年7月末完成に向け事業を進めているところでございます。同施設に入居する株式会社NTTデータは、企業の業務の一部を請け負い、効率的に業務を運用するBPO事業の新たな拠点として来年8月から事業を開始をするという予定となっております。また、同施設における新規雇用者数は当面200名、その後400名の雇用を見込んでいると聞いております。

県といたしましては、情報通信関連産業の一層の振興及び雇用の拡大を図るため、引き続き企業集積施設の整備を促進をしてまいります。

続きまして、バイオ産業の現状と経緯、拠点形成をどのようにイメージしているかという御質問でございます。

県では、バイオ関連産業の集積を図るため、インキュベーション機能を担う沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターを平成15年度に整備するとともに、企業の研究開発を支援してまいりました。その結果、平成25年3月末現在、32社のバイオベンチャー企業が県内で研究開発を行っております。また、再生医療産業の開発拠点を形成するため、今年度から琉球大学医学部と再生医療に取り組む製薬企業との共同研究や再生医療産業を支える人材の育成を推進しております。さらに、バイオ医薬品を中心とする再生医療関連製品や関連機器のメーカーを集積し、アジアの先端医療産業開発拠点を狙うための構想策定に取り組ん

でいるところでございます。

続きまして、総合就業支援拠点の実績と今後の活動方針についてという御質問でございます。

「グッジョブセンターおきなわ」の4月の本格開所から10月末までの利用者数は延べ9218人で、実人員は2259人、就職者数が377人となっております。同センターでは、ハローワークによる職業紹介、若年者の就職支援を行う「キャリアセンター」、就職困難者等の支援を行う「就職・生活支援パーソナル・サポート・センター」、女性や中高年齢者など各階層に応じた相談支援窓口を設置しており、求職者のさまざまなニーズに対応をしております。

県といたしましては、今後とも「グッジョブセンターおきなわ」の周知広報に努めるとともに、関係機関との連携を強化することにより、本県の雇用情勢の改善を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、沖縄駐留軍離職者対策センターへの支援等についてという御質問でございます。

沖縄駐留軍離職者対策センターでは、駐留軍従業員の離職者対策及びアスベスト相談等を行っておりますが、年々市町村からの補助金が減少し、増加するアスベスト相談等の業務に十分に対応できない状況にございます。

県では、こうした状況を踏まえ、相談体制の強化等の支援策を検討しているところであり、また、去る10月30日に関係市町村との意見交換会を実施するとともに、市町村長宛てに同センターの運営に係る協力要請を行ったところでございます。

県といたしましては、引き続き関係市町村や広域市町村圏事務組合等と連携し、必要な支援策等について検討をしてまいりたいと考えております。

同じく消費税転嫁対策特別措置法施行に伴い県や市町村に求められている取り組みについてという御質問でございます。

平成25年10月1日に施行された「消費税転嫁対策特別措置法」では、来年4月に引き上げられる消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、転嫁拒否や転嫁を阻害する行為等が禁止されております。国においては、この法律に違反する行為の防止及び是正をするため、消費税価格転嫁等対策推進室の設置や、政府共通の相談窓口等を設置し、主務大臣が調査・助言または指導を行うこととなっております。

県においては、県内中小企業者が消費税を円滑に転嫁できるように周知広報を行うとともに、転嫁拒否等の行為が疑われる情報の受付窓口を設置をしております。また、県内各市町村へも同様に情報受付窓口の設

置等について依頼をしたところでございます。

県といたしましては、来年4月の消費税引き上げに備え、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、国や関係機関と連携をして取り組んでまいります。

県内産業の振興についてという中の、県内企業雇用環境改善支援事業の成果と人材育成企業認証制度の狙いと効果についてという御質問でございます。

県内企業雇用環境改善支援事業には、「人材育成推進者養成講座」と「人材育成企業認証制度」があります。養成講座については、昨年度56名が受講修了し、今年度は60名が受講中でございます。また、認証制度につきましては、去る11月21日から企業の募集を開始したところでございます。本認証制度は、従業員のスキルアップやキャリア形成など人材育成にすぐれていることはもとより、離職率が低く正規雇用に積極的であるなど、若年者の労働環境が整備されている企業を県が認証するものでございます。

県といたしましては、この認証制度により雇用の質の向上を図り、従業員の定着、企業の生産性の向上、雇用情勢のさらなる改善につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子ども・子育て支援についての御質問の中で、認可外保育施設の防音対策事業についてお答えいたします。

沖縄防衛局に防音対策事業について確認しましたところ、指導監督基準を満たした施設を対象とするのであります。

県としましては、全ての施設が対象となるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

次に、保育所の面積基準の解釈等についてお答えいたします。

平成23年10月の国の通知において、ゼロ歳児及び1歳児の居室面積については、匍匐しない子供1人につき1.65平方メートル、匍匐する子供1人につき3.3平方メートルの面積を確保することとし、匍匐する子供には立ち歩きを始めた子供を含むという解釈が示されております。しかし、沖縄県においては、当該通知後においてもしっかり歩くようになった子供は匍匐しない子供に含まれ、1人につき1.65平方メートルの面積を確保するものと理解しておりました。現在実施している保育所実態調査によりどのような影響があるのかを把握し、また、市町村及び保育関係団体との調整を踏まえ対応を検討してまいります。

次に、地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、地域医療支援センターについてお答えいたします。

県では、離島・僻地における安定的な医師確保を図るため、地域医療支援センターの設置について検討しております。

国の実施要綱によりますと、当該センターには専任医師と専従職員を配置し、また、大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等を含む行政機関等で構成する運営委員会を置くことになっております。また、センターの具体的な事業内容については、医師の確保状況等の把握・分析、医師派遣の調整・あっせん、医師のキャリア形成支援、地域医療関係者相互の協力関係の構築等、医師の地域偏在解消のための事業を行うこととされております。

次に、北部地域における基幹的病院についてお答えいたします。

沖縄県保健医療計画では、北部保健医療圏における医師確保等の課題の解消を図るため、県立北部病院及び北部地区医師会病院の病床を活用した、基幹的病院の検討を含めた広範な議論を行うこととしております。

県としましては、現在、同医療圏に係る保健医療関係団体等からヒアリングを行っているところであり、今後、その効果や可能性について検討するため研究会を開催することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 地域福祉・医療の充実強化についての御質問の中で、県立病院の医師確保計画についてお答えいたします。

沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、県内各地域において適切に医療サービスが提供されるよう医師の確保に取り組むとしております。病院事業局としては、これまで大学病院や民間病院との連携、人的ネットワークの活用、臨床研修の実施による医師の養成及び地域・離島医療確保モデル事業等の取り組みにより医師の確保を図ってまいりました。

病院事業局としては、産科や小児科などの医師確保についてこれまでの取り組みを推進していくとともに、離島へき地病院勤務医師研修派遣事業の継続及び居住就労環境の充実や研修体制の整備など、あらゆる手段を講じて医師確保に努めてまいります。

次に、新県立八重山病院建設に向けた進捗状況と基本的な考え方についてお答えいたします。

県立八重山病院は、八重山圏域における中核的医療機関として、救急医療、小児医療、周産期医療及び精神医療など政策医療において大きな役割を担っています。また、新空港の開港後は観光客が増加していることから、新たな医療需要が見込まれています。

このようなことを踏まえ、新病院の運営・役割・機能及び施設整備に関し基本構想を取りまとめているところであり、年内に策定する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネットを代表いたしまして質問を行います。

歴史哲学者E.H.カーは、「歴史とは何か」という著作の中で、「歴史とは過去の諸事件と次第に起こる未来の諸目的との間の対話である」と述べております。

今ほど沖縄の自己決定責任が問われているときはありません。識者も指摘しているとおり、普天間から辺野古までわずか36キロ、この移設で在沖米軍基地の過重な負担や危険性の除去は解決できません。辺野古移設がなければ普天間は固定化するという恫喝は、国による沖縄の構造的・政治的差別であります。差別を看過することはできません。オール沖縄で沖縄のアイデンティティをしっかりと守り抜くこと、これが今歴史に学ぶことであり、沖縄の政治家の使命だと確信しております。

以下、質問いたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、自民党県連が米軍普天間飛行場の辺野古移設容認を決めたことに、琉球新報は11月28日の社説で「県連公約撤回 民意を裏切る行為だ 議員辞職し信を問え」と見出しで指摘し、沖縄タイムスも社説で、県外移設を求めるなら普天間は固定化するという脅しで自民党県連が辺野古容認したことを指摘して「恥ずべき裏切り行為だ」と訴えた。沖縄県議会は「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を全会一致で決議し、議決機関の使命感を持ってオール沖縄の先頭に立ち、41全市町村とともに政府に県外移設を求めてきたことから信じられない思いであります。仲井眞知事は、「固定化という発想、言葉が出ること自体が一種の墮落」、「無能」と発言してきました。政府の固定化発言と自民党県連の辺野古容認に対する知事の見解をお伺いします。

(2)、仲井眞知事は、米軍普天間飛行場の「辺野古移設は事実上不可能」との見解を示してきた。昨年、アメリカ・ワシントンDCで沖縄県が主催したシンポジウムで、普天間移設が進まないことに対し、SACO合意以後16年間は技術的・事務的な処理しか行われていない。政治的に解決しようとすればすぐに解決できる、日本本土の滑走路のある飛行場へ移転先を変更するのが一番早い解決策と述べている。知事の政治的な解決策について伺います。

(3)、稲嶺進名護市長は、同市議会の同意を得て「普天間飛行場の辺野古移設」に断固反対する意見を仲井眞知事に提出した。公有水面埋立法の要件を満たしていない事項や事業の不適正、計画の非合理性を的確に指摘して、仲井眞知事に対し埋立承認申請を承認しないように求める内容となっている。地元名護市長の意見について知事の所見をお伺いします。

(4)、オーストラリア外務省の公文書で、米国防総省が在沖海兵隊基地を米本国に統合する案を検討していた復帰直後、日本政府が海兵隊撤退を引きとめていたことが報道され、県民は怒り心頭であります。国防総省は、米国自動歳出削減に伴う国防予算の削減で海兵隊20万人体制を15万人台まで縮小する国防計画見直し案を議会に提出する方針を示し、在沖海兵隊についても削減が検討されていると報道された。アメリカ国内での見直しのさまざまな提言を踏まえると、世界一危険な普天間飛行場の辺野古移設ができなければ普天間基地の閉鎖・返還につなげるチャンスであり、仲井眞知事は名護市辺野古埋立承認申請を不承認にして県内移設は不可能ということを明確に示すべきではないか、対応をお伺いします。

(5)、平成26年度沖縄振興予算は沖縄県の要望どおり確保できる見通しであるが、政府は辺野古受け入れを念頭に米軍基地の押し付けをリンクさせているのではないかと指摘もある。しかし、沖縄関係予算は決して突出して優遇されておらず、むしろ、県民1人当たりの国費投入額は類似県と比較しても少ないのが現状であります。仲井眞知事の沖縄振興予算に対する認識をお伺いします。

(6)、与那国町への自衛隊配備については町民を二分する賛否両論があります。計画地は町有地や個人有地を賃貸借して国庫補助事業を導入した農業生産法人の敷地内であり、同意が得られていない現状で強行配備することは地元を混乱させ、離島振興にも逆行しかねない。国境離島は漁業環境や防空識別圏問題等により不安要素が増幅しております。地元住民頭越しの配備計画に慎重な対応を求めてきた知事の対応をお伺い

す。

(7)、識名トンネル工事契約問題で国の会計検査院は、沖縄県が虚偽の契約書作成で工事の実施を偽装して不適正な経理処理を行って補助金を受けたと指摘し、沖縄総合事務局の告発を受けて沖縄県警は書類送検したとの報道がありました。沖縄県監査委員は住民監査請求に対して、虚偽契約工事による公金支出は違法であり、国庫補助金返還に伴う利息を県民に与えた損害として仲井眞知事に対し必要な措置を勧告しました。一連の不祥事は県政史上ゆゆしき事態であり対応を伺います。

ア、沖縄県警察本部が元土木建築部長ら12人前後を書類送検したとの報道があったが、捜査経過、被疑者と罪名はどうか、今後の対応について県警本部長と知事の見解を伺います。

イ、沖縄県監査委員は、国庫補助金返還に伴い県がこうむった損害金について措置勧告を行った。補助金返還に伴う損害金について、代表監査委員と知事の見解と対応を伺います。

## 2、教育行政について。

八重山教科書採択問題で、文部科学省は沖縄県教育委員会に対して「是正要求」の指示を発出したが、教育の中立性や地方自治に対する国の介入であります。教育長は、これまで各教育委員会の地方教育行政法に基づく権限、主体性を尊重する、教科書無償措置法に基づき八重山地区3教育委員会に指導助言をしていくと答弁してきました。県教育委員会は11月20日の定例会で対応を協議したようではありますが、県教育委員長にお伺いします。

(1)、国の指示に対して、無償措置法の目的とする義務教育の充実について、竹富町教育委員会では大きな問題は生じていないとして是正要求の結論に至らなかったということではありますが、協議の内容、文部科学省の今後の動向と県教育委員会の対応を伺います。

(2)、地方自治法改正における衆参国会附帯決議を踏まえて、「「是正の要求」は、現在安定している教育環境をかえって「混乱・停滞」に招き入れてしまうのではないかという危惧があります。」ということだが、第三者機関である国地方係争処理委員会へ不服審査申し立てに至らなかった協議の内容と是正要求の指示の撤回について国と協議する考えはないかお伺いいたします。

(3)、指示文書は竹富町教育委員会のみ違法状態の是正となっているが、地方教育行政法と教科書無償措置法に基づく教育委員会の権限と採択地区協議会を構成する3教育委員会の置かれている状況をどのように認

識しておりますか。今後の指導助言への対応をお伺いします。

## 3、産業振興と雇用問題について。

沖縄振興のエンジンとしての役割を果たす県内企業育成・支援は重要で、雇用確保を初め失業率を解消することと一体であり、求人と求職が双方にウイン・ウインの関係となるような産業振興と雇用対策が求められております。

(1)、沖縄県中小企業振興条例策定に基づく中小企業の振興に関する施策と成果をお伺いします。

(2)、県内企業の資金需要は旺盛だが、県単融資事業の利用率は低い。雇用政策と相乗効果を高める金融政策の拡充を求める声もあり、資金繰り円滑化借換資金融資事業も含めた県単融資事業の手の改善や保証料の軽減措置への取り組みをお伺いします。

(3)、本県の完全失業率は改善の方向にあるものの、全国に比べて若年者の失業率の高さや非正規労働者の増加、低賃金等の課題があります。本県の雇用問題と非正規労働者の雇用環境改善の対策を伺います。

## 4、医療行政について。

(1)、本県の医師、看護師等の人材不足を解消するためには、琉球大学医学部やおきなわクリニカルシミュレーションセンター等と連携した医師の養成、沖縄県へき地医療支援機構や地域医療振興協会などと連携した医師派遣事業の拡充等、全国モデルとなるような人材確保施策が必要と考えるが、医師、看護師等の安定的な確保対策を伺います。

(2)、県立八重山病院建てかえに関連して、基本構想や基本計画策定等の進捗状況と完成までの今後のスケジュール、新病院の課題等についての取り組みをお伺いします。

## 5、農林水産業について。

(1)、TPP交渉は国益にかなう最善の交渉を行うということであったが、参加国からの関税撤廃の圧力は大きい。本県のサトウキビや牛肉等の関税措置廃止は、離島振興のみならず沖縄振興を根底から崩壊させるものであります。国会決議でも要求が認められないと判断した場合は脱退も辞さないものとするとなっているが、交渉内容の現状と今後の見通し、本県の不撤退の決意と取り組みをお伺いします。

(2)、日台漁業取り決めと日中漁業協定は、沖縄近海における好漁場の放棄と言っても過言ではありません。このままだと本県の漁業者の安全はおろか漁業資源の保全もおぼつかない状況にあり、県益を確保するために今後どのように取り組むか伺います。

(3)、沖縄台湾技術交流推進事業として、今後県産和

牛等の台湾への出荷可能性、特産品流通支援、近隣海域における操業ルール等当面する課題について議題に取り上げて取り組んではどうか、対応を伺います。

6、環境行政について。

(1)、県は、閉鎖性海域における堆積赤土等の対策事業で石垣市川平湾の環境保全に関する調査を行い、対策手法検討委員会でしゅんせつ等の浄化対策を検討している。川平湾は国立公園地域であり、国の無形文化財「名勝」にも指定され、世界的に評価の高いミシュランガイドブックで最高の「3つ星」にランクされる景勝地であり環境対策が注目されております。調査結果の内容と今後の環境保全対策を伺います。

7、離島振興について。

(1)、県民の消費税負担は、現行の5%で約1078億円、宮古・石垣税務署管内では約65億円で、10%へ増税となれば宮古・八重山で130億円の負担と予測される。離島の物価は沖縄本島と比較して生活必需品では約3割程度高いという説明から、消費税増税は離島振興と逆行いたします。県は、国において低所得者に配慮する複数税率の導入等総合的に検討されることを注視したいとの答弁でありましたが、離島住民への物流経費を上乗せした物価高等についての認識と消費税の過重負担軽減についての取り組みをお伺いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 高嶺善伸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についての御質問にお答えいたします。

名護市長意見につきましては、現在、その内容につきまして精査しているところであります。さらに、意見の内容に関して沖縄防衛局の見解を確認しているところでもございます。そういうことから、今後、市長意見につきましてもしわば総合的に考え、判断してまいるといことになります。

次に、同じく知事の政治姿勢についての中で、沖縄振興予算に対する認識についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

国は、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の自立的発展や豊かな住民生活の実現に寄与することを目的に総合的かつ計画的に沖縄振興を図ることとしております。内閣府沖縄振興予算は、そのような沖縄振興の目的を実現するためのものであると理解しております。

平成26年度の沖縄振興予算の概算要求につきまして、このような考え方に基きなされたものと考えているところであります。

次に、医療行政に係る御質問の中で、医師、看護師の安定確保についての御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、県立病院での後期臨床研修や琉球大学と連携した医師修学資金等貸与事業などにより、安定した医師の確保対策を進めているところでございます。また、沖縄県の支援で整備したおきなわクリニカルシミュレーションセンターや新看護研修センターで医師や看護師の育成を進める等、人材確保対策の充実を図ってまいっているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 農林水産業に関する御質問の中で、日台漁業取り決め、日中漁業協定の取り組み状況についてお答えをいたします。

日台漁業取り決めについては、双方の漁船が安心して操業できるよう、国に対し操業ルールの確立を最優先に求めています。国は、沖縄側の案をもとに日本側の操業ルールを取りまとめており、12月5日に台湾で開催予定の「日台漁業者間会合」の意見交換の結果を踏まえ、「日台漁業委員会」で協議すると聞いております。また、日中漁業協定については、去る10月24日に、その見直しと外務大臣書簡の破棄を政府へ要請したところであります。沖縄県としましては、来年のクロマグロの操業時期までに操業ルールが策定できるよう、漁業関係者等と連携して取り組んでまいります。

続きまして、環境行政に関する御質問の中で、川平湾の環境保全に関する調査についてお答えいたします。

調査の結果、川平湾には約160万立方メートルの泥土が堆積していることが明らかになっております。川平湾の濁りの主な原因は、陸域からの赤土等の流入と、湾内の浅場のサンゴれきに堆積した赤土等であると推定されております。10月に開催した有識者による検討委員会では、しゅんせつや開削等の土木的対策は環境への影響が懸念されるため、見送る方針となっております。

今後の環境保全対策については、検討委員会の意見を踏まえ検討したいと思っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 産業振興と雇用問題についての御質問の中で、中小企業振興条例に基づく中小企業の振興に関する施策と成果についてお答えいたします。

県では、中小企業を支援するため、これまで創業者を支援する創業力・経営力向上支援事業、特定規模事業者を支援する沖縄独自の沖縄雇用・経営基盤強化事業を実施するとともに、今年度は、「資金繰り円滑化借換資金」の創設等を行ってまいりました。これにより、県民の創業意欲の喚起や、県内中小企業の経営基盤の強化及び資金繰りの支援等について一定の成果を上げております。

次に、沖縄県の雇用問題と非正規労働者の雇用環境改善の対策についてお答えいたします。

沖縄県の完全失業率は、平成25年6月に18年ぶりの4%台、直近の10月に再び4%台になり、さらに、有効求人倍率及び新規求人倍率も復帰以降、過去最高を記録する等県内の雇用情勢は着実に改善をしております。一方、若年者の完全失業率、非正規雇用者数の割合は全国と比べ依然として高く、従来の「雇用の量の拡大」に加えて、「雇用の質の向上」に取り組む必要があると考えております。そのため、県では、若年従業員の定着を支援する若年者定着支援実践プログラム事業や経済団体に対する正規雇用の拡大の要請、人材育成や雇用環境にすぐれた企業を認証する「人材育成企業認証制度」を創設するとともに、国が行う「キャリアアップ助成金」等の周知徹底に努めております。

県としましては、今後とも雇用機会の拡大及び雇用環境改善を図りつつ、県内完全失業率の全国並みに向けて取り組んでまいります。

次に、医療行政についての御質問の中で、県立八重山病院建てかえのスケジュール、課題等についてお答えいたします。

新県立八重山病院整備基本構想については、検討委員会における議論を経て取りまとめているところであります。課題としましては、将来的に予測されている高齢者や観光客の増加などがあり、これらに対応した施設整備となるよう検討を重ねているところであります。また、今後のスケジュールとしましては、新年度のできる限り早い時期に基本計画を策定し、設計に着手していく予定で、平成29年度開院に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、政府の固定化発言と自民党県連の辺野古容認についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って検討すべきであると考えております。また、自民党県連の方針については、党としてさまざまな意見を踏まえ決定したものと理解しており、県政与党の一員である自民党県連において「辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない」とする政策を決定したことは重く受けとめております。

次に、政治的な解決策についてお答えいたします。

普天間飛行場移設問題を初め沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で日本国民が等しく考えるべき課題であり、国会の議論を見ても国民の理解が不十分だと考えております。こうしたことを踏まえ、普天間飛行場移設問題は、過去の決定等にとらわれず、状況の変化に柔軟に対応し、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があると考えております。

次に、埋め立ての不承認と県内移設を不可能と示すことについてお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、行政手続法や公有水面埋立法等の関係法令にのっとり、必要な手続を実施しております。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い危険性の除去、移設・返還の実現が必要であります。現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

次に、与那国島への自衛隊配備についてお答えいたします。

防衛省は、6月27日に与那国町への陸上自衛隊の沿岸監視部隊配置に向け、与那国町と町有地停止条件付賃貸借契約を締結しております。自衛隊の配備については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。しかしながら、配備に当たっては、政府において、今後とも地元の理解と協力を得るよう、最大限の努力をするべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル工事契約問題に関する捜査経過等についてお答えをいたします。

県警察では、識名トンネル新設工事に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律並びに虚偽公文書作成及び虚偽公文書行使に当たる行為があったとして、平成24年6月4日、沖縄総合事務局から告発を受けた後、所要の捜査を行い、平成24年9月21日に沖縄県庁を初め数力所の捜査を実施するとともに、関係者からの事情聴取等を経て本年10月18日に告発状の罪名で那覇地方検察庁に送付をしたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル工事契約問題における書類送検と今後の対応についての御質問にお答えいたします。

識名トンネル工事契約問題において、県警察が書類送検したとの報道がありました。県といたしましては、書類送検は刑事訴訟法に基づく一連の手続であると認識しており、捜査等に協力しつつ、推移を見守るとともに、引き続き再発防止に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル工事契約問題における補助金返還に伴う損害金についての御質問にお答えいたします。

識名トンネル工事契約問題において、住民監査請求に基づき監査委員による監査が実施され、「国庫補助金返還金の返還に伴う利息分が県の損害であり、県が被った損害金の補てんのため、必要な措置を講ずることを勧告する。」とされたところであります。しかしながら、住民監査請求人から、「勧告は、不十分なものである。」として、住民訴訟が提起されました。このため、損害の有無等につきましては、住民訴訟の中で明らかにされていくものと考えており、県としましては、裁判所の判断を踏まえて対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 代表監査委員。

〔代表監査委員 知念建次君登壇〕

○代表監査委員（知念建次君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル工事契約問題にお

ける補助金返還に伴う損害金についてお答えいたします。

識名トンネル工事契約問題につきましては、住民監査請求により監査を実施した結果、国庫補助金の返還に伴う利息分を監査委員の合議の上、県の損害と判断したものであります。監査委員としましては、住民監査請求制度の次の段階である住民訴訟が提起されておりますので、その推移を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育委員会委員長。

〔教育委員会委員長 新垣和歌子さん登壇〕

○教育委員会委員長（新垣和歌子さん） 教育行政についての御質問で、是正要求に関する協議の内容、対応等についてお答えいたします。

県教育委員会では、この問題について真摯に取り組み、これまで7回にわたり議論を重ねてまいりました。話し合いの場では、竹富町の現在の教育環境、是正要求した場合の八重山地区への影響、地方公共団体の自主性及び自立性への配慮等について協議してまいりましたが、結論には至りませんでした。現在、文部科学大臣政務官から早急に是正要求するよう、強く指示を受けているところです。

県教育委員会としましては、今回の強い指示も踏まえて、今後も引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議してまいります。

次に、不服申し出に関する協議の内容と、是正要求の撤回についてお答えいたします。

県教育委員会では、竹富町の現在の教育環境、是正要求した場合の八重山地区への影響、地方公共団体の自主性及び自立性への配慮等について協議してまいりましたが、不服申し出をするという明確な結論には至りませんでした。不服申し出の期限を過ぎている状況において、その撤回について国と協議するのは困難であると考えております。

次に、地方教育行政法と教科書無償措置法に基づく教育委員会の権限等についてお答えいたします。

地方教育行政法では、市町村教育委員会に教科書の採択権が保障されており、教科書無償措置法では、同一採択地区で同一の教科書を採択しなければならないという規定になっております。現在の八重山採択地区の状況は、同一地区で同一教科書になっていないことから、教科書無償措置法に基づいていない状況にあると考えております。

今後の指導については、引き続き3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の

教科書採択の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 産業振興と雇用問題についての中、県単融資事業の手續の改善や保証料の軽減措置の取り組みについてという御質問でございます。

県融資制度については、景気回復により資金需要が改善しつつある中で、平成24年度は26.2%と平成23年度よりも7.6ポイント改善をしており、今年度もより一層の改善に向け、制度の周知に取り組んでいるところでございます。県では、これまで融資期間の延長や限度額の引き上げといった融資条件の改善を行うとともに、金利の引き下げや保証料補填の実施、雇用拡大に関連して利子補給制度を創設するなど、融資制度の利便性の向上や、県施策との相乗効果につながるような取り組みを行っているところでございます。また、今年度は、金融円滑化法終了後の影響緩和を目的といたしまして、資金繰り円滑化借換資金の創設や融資枠拡大を行うとともに、原油・原材料高騰の影響が懸念される中小企業者の資金繰り支援策を講じるなど、時宜に即した支援策の実施に努めているところでございます。

県といたしましては、中小企業振興会議や中小企業者へのアンケート調査等での意見を踏まえ、今後も引き続き制度の改善に努めてまいります。

県といたしましては、中小企業振興会議や中小企業者へのアンケート調査等での意見を踏まえ、今後も引き続き制度の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 農林水産業についての御質問の中、ＴＰＰ交渉に対する県の対応についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、去る10月のＴＰＰ首脳声明以降、11月に首席交渉官会合が開催され、12月にはＴＰＰ閣僚会合が予定されるなど、年内妥結に向けて加速的に進展しており、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、県では、10月24日と11月29日に、ＪＡ等関係団体と連携し、内閣官房長官やＴＰＰ担当大臣など政府・与党に対して、本県農林水産業に影響が出ないよう、強く要請したところであります。今後とも、ＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら時期を逸さないよう、必要な対策について適切に対応してまいります。

次に、沖縄台湾技術交流推進事業での当面する農林水産関係課題の対応についてお答えいたします。

沖縄台湾技術交流推進事業は、亜熱帯の気象条件下にある沖縄県と台湾が、農林水産業の分野で共通の課題を有していることから、双方の人的交流及び技術交流を組織的に進め、農林水産技術の振興や研究開発の推進に寄与することを目的に実施しております。本事業では、「琉台技術研究交流会」において、沖縄、台湾双方が協議事項を提案し、合意事項に基づき研究交流を行っております。なお、和牛の輸出や日台漁業交渉については、国家間の交渉事項であり、それぞれの部署において行われるものと考えております。

今後とも、本交流事業を通じて人的交流を深め、双方の課題解決に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島振興についての御質問の中、離島における物価についての認識及び消費税の負担軽減についての御質問にお答えいたします。

離島における生活必需品の物価状況につきまして、離島の遠隔性による輸送上の不利性等により、沖縄本島と比較して平均で3割程度高くなっているものと認識しております。沖縄県では、離島住民の生活コストの低減に向け、平成24年度から離島生活コスト低減実証事業を実施しているところであります。今後とも、離島住民の生活コストの軽減を図るための施策の推進に取り組んでまいります。

また、消費税については、国において低所得者に配慮する観点から複数税率の導入等総合的に検討されることとなっており、その検討状況を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 それでは再質問をいたします。

先ほど、けさのタイムスの世論調査の結果を資料として念のためにお見せいたしました。

タイムスと琉球朝日放送のこの世論調査の結果を見ると、日本政府が仲井眞知事に移設のために提出した公有水面埋立承認申請については、承認しないほうがよいという回答は72.3%に達しております。普天間の望ましい移設先は、県外、国外を合わせると77.2%となっております。

先ほどの答弁で、知事は稲嶺名護市長の意見について総合的に判断するということですが、今県民は知事に期待しているんですね。承認するか、不承認する

か。普天間は県民が受け入れたものではない、押しつけられたものなんです。今度承認すると初めて県民が受け入れるんです。こういう歴史的な過ちを犯しちゃいけない。そういう意味では断固反対するという名護地元の意見と、世論調査に見られるような県民の声に応えることが今政治や行政に期待されている大きな沖縄県の課題だと思いますよ。

私は知事にぜひ再質問に対しては御答弁いただきたい。これは不承認しかない。沖縄差別を許さないと、沖縄のことは沖縄が決めるという知事の明確な態度を示すことが、これからの過重な基地負担軽減や危険性の除去につながると思うんです。このことを今回の議会は多くの県民が期待して固唾をのんでいるんです。ぜひ総合的に判断するということが以上に、知事はこれまでのSACO合意は余りにも事務的、机上のプランだと言ってきました。政治的な解決しかありません。私は知事にもう一度、もう一点聞きたい。本当に日本政府は国民全体で安全保障を考えるなら、他府県に本当に移設の可能性はないのかどうか。飛行場のある他の自治体の動向を確認したのか。そのことを知事ははっきり政府から言質をとってその結果どうなのか、これを明確にすべきだと思います。この2点について知事の御答弁をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 高嶺議員の再質問にお答えをいたします。

まず第1に、防衛局からの埋立申請については不承認と、今の段階でももう言うべきだという御趣旨の御質問といたしますか御下命だったと思うんですが、これは先ほどから申し上げていますように、埋立法にのって我々今審査をやっているまだ最中でございますので、先ほど答弁申し上げましたように、その審査の事務処理を待ってしかこの答えは出すべきでない、出せないと考えております。

それからもう一点、県外について、これは政府でしょうか県外には受け入れるところがないということをやちゃんと調べているのか、政府は調べたのかということを確認せよという御趣旨だと理解して答弁させていただきますが、無論これは県外については、何回もいろいろな形で私ども東京へ行き、外務、防衛、さら

に官邸、総理も含めて何回にもわたって県外のほうが早いということなどを中心に話をしておりますが、確たるといえますか返事はいただいております。むしろ先ほどの2プラス2のように県内移設、辺野古移設が唯一の固定化を避ける方法であるという式の2プラス2の答えが出てきている状況でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 皆さん、こんにちは。

社民護憲ネット、代表質問、狩俣信子です。

知事、くれぐれも御身大切になさってください。70を超すといろんなのが起こってきます、私も含めて。まずこれはお見舞い申し上げます。

さて、質問に入ります前に、所見を述べさせていただきます。

今回の自民党国会議員、そして県議会議員の公約破棄の姿、力でねじ伏せられていく1879年の琉球処分ときの姿とダブって見えます。このような自民党の姿は多くの県民が見ており、公約を守れないことに怒りと不信感が募っています。建白書や県議会決議、あれは何だったんでしょうか。一方的に米軍基地を沖縄に押しつけることは、沖縄に対する差別としか言わざるを得ません。事件・事故の被害をこれからも沖縄に押しつけることにつながっていきます。

さて、今国会、一方では特定秘密保護法など大変な法律が十分な審議もなく成立しようとしています。秘密国会にひた走る安倍政権に大きな危惧を持っております。

ということで、代表質問に入ります。

まず、辺野古新基地について。

県選出の自民党国会議員5名が公約を覆し、辺野古に基地をつくることを認めさせられた。特に今回の國場・宮崎・比嘉の3氏には離党をちらつかせての説得だという。県民を裏切ったことに怒りと失望を禁じ得ない。未来の子供たちに基地の負担を押しつけていいのか。大きな争点となっていた辺野古新基地建設について「NO」だと言ってきた公約をかなぐり捨てる行為について知事の所見を伺います。

知事は、これまで辺野古に基地をつくるのは無理だと発言してきた。時間もかかるので他のところに移設したほうが早いと述べている。自民党県連は知事に辺野古容認を進言するとのことだが——私が代表質問通告を出すときはそうですね——県民の80%以上が反対する辺野古に本当に新基地をつくれるのか。また、後

世の歴史の批判に耐え得るのか。戦争が起こったらまず基地の集中するところから攻撃される。普天間の固定化というが、次、大きな事故を起こしたら米軍は沖縄から出ていかざるを得ない。普天間の固定化を恐れているのは、むしろ日米両政府ではないのか。知事に伺います。

次、教育問題について。

学力向上を推進するため、教育庁は「学力向上推進室」を設置して対応するようだが、具体的にどのようなことをするのか。教師の指導力を高め、生徒のやる気を出させることがとても大切だと思うが、過度の圧力がかからないよう配慮が必要だ。また、全国で30位台を目標にするとのことだが、具体的な年次計画を伺う。

「久米島留学」について、久米島高校は大阪や東京でPRしたようですが、経過はどうですか。

文部科学省は2020年までの実施を目指し、小学3年から英語教育を導入する計画のようだが、人材育成や時間の確保など課題が山積しております。教育庁の対応を伺う。

3、高等特別支援学校の分教室を陽明高校に設置することについて伺います。

2010年度設置の3分教室同様、今回の陽明高校分教室も「年度途中の決定表明による来年度スタート」という形のように、準備期間（11月から3月まで）及び初年度の職員配置や予算確保についてはどうなっているのか伺います。

母体校から年度途中の移動になる分教室準備担当職員については、生徒・保護者の不安にならないよう十分な配慮が必要であるが、教育長はどう考えているのか伺います。

2010年度に設置された3分教室の課題については、既に検証を行っていると思いますが、施設・設備や教員配置等の面でどのような課題が上がっているのか伺います。

インクルーシブ教育の充実のために分教室における施設・設備の整備や人的配慮について、当該校の要望にスピーディーに対応すべきだと考えるが、今後どのように対処していくのか伺う。

4、学校現場における医療的ケアについて。

全国と比較して沖縄県の医療的ケア対象の児童生徒数と看護師配置人数はどうなっているのか。

看護師の勤務実態はどうなっているのか。

今年度から行われている教員の実施状況はどうなっているのか。

文部科学省は、都道府県の責任において体制整備を

行うとしているが、具体的に教育行政としてどのような取り組みをしているのか。また、医療的ケア確立のためのマニュアル作成は既にできているのか。

次、今後の医療的ケアを考えると看護師の増員はもちろん、常勤看護師の配置も必要と思うが、どう対応するのか。

5、教職員の再雇用について。

無年金期間が生じる今年度未定年退職者について、雇用と年金の接続という観点から、教育行政として教職員の再任用をどのように取り扱うのか伺う。

6、教科書専決権について。

高校教科書の専決権を教育長に委ねることを決めたとのことだが、システムについては従来と全く変わらないという。これまでどおり学校単位で教科担当者の話し合いで決めると理解しているのか。

7、福祉問題について。

「障害者虐待防止法」（2012年10月）が施行されて半年間で県内で虐待を受けた障害者が34人とのこと。

「障害者権利条例」も来年4月から施行される。障害のある人もない人もともに支え合って生きる社会を目指すことが求められている。この半年で虐待の数や苦情の届けはどのくらいあるのか伺います。

高齢者虐待について伺います。

次、老老介護や認知症の問題などは少子・高齢社会で避けては通れない問題である。家族だけではケアできないためどこか施設に入れたいと思っても施設が少ないため、入所者が死亡しないと入れないという。特養施設の待機状況はどうなっているのか。また、県の中長期展望を伺う。

8、環境問題について。

枯れ葉剤汚染について。

先日、坂田雅子初監督のドキュメンタリー「花はどこへいった」を見た。夫が54歳で突然死亡。若いころ、ベトナム戦に従軍していたときに浴びた枯れ葉剤ががんが発症した原因だと述べている。ベトナムで会った多くの枯れ葉剤による被害者。沖縄市のサッカー場建設現場から出たダイオキシンのドラム缶。元陸軍兵士のリンジー・ピーターソン氏の証言。帰還米兵から生まれたヘザー・パウザーさんも手足に障害を持っている。坂田監督は、枯れ葉剤による障害を持ったヘザー・パウザーさんをメインに第2作「沈黙の春を生きて」を発表した。枯れ葉剤を浴びると2世・3世と被害が続く怖さ。ダイオキシンのドラム缶が出てきた以上、県は徹底した追跡調査が必要だが、その後の対応を伺う。

次、PCB汚染・鉛汚染について。

米軍基地の返還跡地から出てくるＰＣＢや鉛汚染（キャンプ桑江跡地）の問題について、米国内の環境法を適用するためにも無責任な日米地位協定の見直しをさせることが求められている。県の取り組みはどうか。また、これほど汚染問題が出てくると返還跡地は全てその使用の経歴調査が必要だと思うが、県の対応はどうか。

9、待機児童問題について。

2013年4月時点での待機児童は2216名いる。県は潜在的待機児童を約9000人と推計しており、それを解消するために9月議会では認可化を目指す認可外保育園を対象に2億円の予算が計上された。県は運営費支援の拡充を5年間続ける方針だが、希望園はどうか。県の方針を浸透させるため、どのようなことをしているのか伺う。

2013年11月補正で「待機児童解消支援基金」が30億円予算化されている。30億円使う上での課題は何か。また、待機児童をゼロにするのにどのぐらいの年数を考えているのか。

10、オスプレイの違反飛行について。

オスプレイの違反飛行はこれまでにどのぐらいあるのか。

この問題について、国や防衛局との話し合いはどうなっているのか。

11、観光行政について。

年間200万人の外国人観光客誘致を目指す本県にとって、誘客の課題と取り組みについて伺う。

新国際線ターミナルビルの供用開始に伴う施設利用について取り組みを伺う（駐機料・入域料・ボーディングブリッジなど）。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 狩俣信子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、県選出の自民党国会議員5名の公約についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

県政与党であります自民党の県選出国会議員5名が辺野古への移設を選択肢としたことは重く受けとめております。各国会議員におかれては、党やそれぞれの支持者の意見を踏まえて熟慮された結果の御判断と推察いたします。それゆえ、私の所見については差し控えたいと思うところでございます。

次に、待機児童問題に係る御質問の中で、待機児童解消支援基金の活用及び待機児童解消時期についてという御趣旨の御質問に答弁させていただきます。

沖縄県では、平成29年度末までに潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を図っていくことといたしております。このため、待機児童対策の強化を図ることを目的として基金を設置し、待機児童の解消に資する事業を実施する市町村に対し交付金を交付することにより取り組みの加速化を支援してまいり所存でございます。

沖縄県といたしましては、地域の実情に応じて基金を有効に活用してもらうよう、市町村と調整してまいりたいと考えております。

次に、観光行政に係る御質問の中で、外国人観光客誘客の課題と取り組みについての御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、外国人観光客数200万人の実現に向け重要となる認知度を向上させるため、沖縄観光のイメージを伝えるキーコピーを活用し、沖縄観光ブランドの浸透を図っているところでございます。また、台湾や中国、東南アジア等におきまして、市場特性を踏まえた誘客プロモーションや航空路線の拡充に努めております。受け入れ体制につきましては、通訳案内士の養成やWi-Fiの整備等に取り組むほか、関係機関と連携し空港や港湾の拡充、CICQの強化等も推進しているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 教育問題に関する御質問の中で、学力向上推進室の取り組みと年次計画についてお答えをいたします。

教育委員会は、本県の学力に係る現状を真摯に受けとめ、諸課題を学校とともに改善するため、学力向上推進室を設置しております。児童生徒が成就感や達成感を実感する指導方法等について支援しており、小学校において30位台を目標に掲げることで、教育振興基本計画に掲げた「平成28年度までに全国水準」の目標に迫りたいと考えております。

続きまして、環境問題に関する御質問の中で、日米地位協定の見直しと返還跡地の使用経歴調査についてお答えします。

日米地位協定について、県は、平成12年から環境保全に関する日本国内法を適用すること等を内容とした環境条項を新設すること等、11項目にわたる抜本的な見直し要請を行ってきたところであります。これまで米軍施設・区域の返還跡地から汚染物質や不発弾等が発見される事例がたびたび発生しております。米軍施

設・区域の返還に当たっては、昨年４月に施行された跡地利用推進法により、国の責任において支障の除去に関する措置が講じられることとなっております。

県としては、既に返還された土地についても同法の趣旨を踏まえ、国の責任において適切な措置を講じる必要があると考えております。このため、県としては、去る８月に軍転協を通じ政府に対し、今後返還される施設・区域の使用履歴の提供等を求めたところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 福祉問題についての御質問の中で、特別養護老人ホームの入所待機者及び中長期計画についてお答えいたします。

平成24年10月末時点での特別養護老人ホームの入所申込者は2041人となっており、そのうち、施設入所の必要性が高い高齢者は916人となっております。

県としましては、入所待機者の解消を図るため、平成26年度までに沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホーム等を1056床整備することとしております。また、平成27年度以降の整備計画については、平成26年度に次期計画を策定する中で検討することとしております。

次に、観光行政についての御質問の中で、新国際線旅客ターミナルビルの施設利用についてお答えいたします。

新国際線旅客ターミナルビルについては、那覇空港ビルディング株式会社において、来年２月17日の供用開始に向け整備が行われております。新ビルは４階建てで、延べ床面積は現在のおよそ４倍になります。また、直接、航空機への搭乗が可能となるボーディングブリッジが４基新設されるほか、チェックインカウンターの増設や出国待合所のスペース拡大等、施設の機能及び利便性が大幅に向上します。

施設の利用料については、駐機料は現状どおりですが、新たに航空会社との協議のもと、旅客サービス施設の提供に要する経費に充てるため、出発客に対し旅客取扱施設利用料が課されることとなっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 辺野古新基地についての御質問の中で、自民党県連の進言をどう考えるのかという趣旨の御質問にお答えいたします。

自民党県連の方針については、党としてさまざまな

意見を踏まえ決定したものと理解しておりますが、県政与党の一員である自民党県連において、「辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない」とする政策を決定したことは重く受けとめております。普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って検討すべきであると考えております。

次に、オスプレイの違反飛行についての御質問の中で、10の(1)と10の(2)は関連いたしますので一括してお答えいたします。

県では、普天間飛行場にオスプレイ24機が配備されたことを受け、軍転協を中心に10月から11月までの間、オスプレイの飛行実態について情報収集を行ったところです。10月１日から31日までの間で、日米合同委員会合意の趣旨に反すると思われるものとして172件の報告が市町村から寄せられております。

県としては、県民の不安が一向に払拭されておらず、引き続き政府の責任でオスプレイの飛行実態の確認を行うとともに、合意事項の徹底的な遵守を米側に再度申し入れるよう求めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育問題についての御質問で、久米島留学の経過についてお答えいたします。

久米島町では、平成26年度より沖縄県外から久米島高校への受検をサポートする里親制度等事業をスタートする予定です。県外説明会においては、大阪で30名、東京で35名の参加があり、その後、資料請求が５件あったとのことです。また、生徒を受け入れる里親希望者が３名決定していると聞いております。なお、県外からの受検につきましては、県教育委員会が定める高等学校入学選抜実施要項に基づき実施されることとなります。

次に、小３からの英語教育導入への対応についてお答えいたします。

小学校における英語教育の早期導入につきましては、現在、国において議論の段階であり、今後も国の動向を注視してまいります。

県教育委員会としましては、小学校英語教育の充実に資するため、英語立県沖縄推進戦略事業や使える英語推進事業において教員の指導力向上を図るととも

に、小中学生を対象にイングリッシュサマーキャンプなどを実施しております。

今後とも、国際性豊かな視野の広い人材の育成を目指し、小学校外国語活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、高等特別支援学校の分教室を陽明高校に設置することについての御質問で、陽明高校分教室の職員配置等についてお答えいたします。

県教育委員会では、本年度5月の分教室調査研究モデル校事業の成果を検証したところ、1、分教室設置をさらに推進する必要があること、2、軽度知的障害生徒の高等部への進学ニーズに対応する必要があること、3、那覇・南部地区の既設の特別支援学校の過密状態の緩和を図る必要があることなどの理由により、平成26年度に県立沖縄高等特別支援学校の分教室を新たに県立陽明高等学校に設置することとしました。同分教室の開設に向け、現在、母体校と設置校が連携を図るとともに、職員配置や予算等につきましても教育課程などを勘案しながら支障がないように取り組んでいるところです。

次に、分教室準備担当職員についてお答えいたします。

分教室準備担当職員につきましては、特色ある教育課程の編成や組織体制の構築等を円滑に進めるため、適正な人選を行い配置しております。母体校における後任の配置につきましては、特別支援学校で勤務経験があり、特別支援学校教諭専修免許状を有する者を任用しております。また、指導の継続性が図られるよう、学校全体で連携し支援しており、生徒等が不安に思うことのないよう配慮しているところであります。

次に、分教室の施設・設備等の課題についてお答えいたします。

モデル校事業を実施した当初は、課題として学習環境、教材費等の確保、実習室や備品等の充実が挙げられました。現在では、施設・設備や教員配置の充実が図られ、設置校における職員間の協力体制のもと、交流及び共同学習も推進され、大きな課題は解消されたものと認識しております。

次に、分教室における施設・設備等の対応についてお答えいたします。

県教育委員会では、陽明高等学校に分教室を設置するに当たり、前回のモデル校事業の検証を踏まえ、円滑な開設に向けて準備を進めております。11月1日には分教室の担当者を配置し、母体校と設置校が連携を図るとともに連絡調整会議を立ち上げ、職員配置や予算等につきましても学校教育に支障がないよう取り組

んでいるところです。

次に、学校現場における医療的ケアについての御質問で、医療的ケア対象の児童生徒数等についてお答えいたします。

沖縄県では、今年度特別支援学校7校に17名の看護師を配置し、68名の児童生徒に医療的ケアを実施しております。児童生徒の医療的ケアの内容や頻度が一人一人異なるので単純比較はできませんが、文部科学省の平成24年度全国調査結果によりますと、沖縄県では看護師1人当たり3.8人、全国平均では5.7人の児童生徒を受け持っております。

次に、看護師の勤務実態についてお答えいたします。

特別支援学校における看護師の勤務は「特別支援学校嘱託看護師設置規程」に基づき、一月の日数は21日以内、1日6時間と定められております。各学校では、医療的ケア校内委員会を設置し、看護師と関係職員の連携を図るとともに、看護師の勤務時間をシフト制にするなど柔軟に対応しております。

次に、教員による医療的ケア実施についてお答えいたします。

平成24年の法令改正に伴い、原則として看護師や保護者に限られていた学校での医療的ケアが教員でも実施できるようになりました。それを受けて、県教育委員会では、平成24年度の教員による医療的ケアの調査研究を踏まえ、今年度は教員1名が医療的ケアを実施しております。

次に、医療的ケアの体制整備等についてお答えいたします。

医療的ケアにつきましては、平成17年度より県単独事業として特別支援学校における医療的ケア体制整備事業を立ち上げ、同実施要綱及び実施要領に基づき各学校で作成した医療的ケア手引書をもとに実施しております。また、医療的ケア運営委員会を立ち上げ、学校における体制整備を図るとともに看護師、養護教諭の研修会等の充実に努めているところです。

次に、看護師の増員等についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成26年度に向けて増加する医療的ケアの必要な児童生徒に対応するために看護師の増員に努めているところです。常勤看護師の配置につきましては、現在、法的な定めがないことから全国都道府県教育長協議会等を通じて、看護師の定数措置に向け国に要望しているところであります。

県教育委員会としましては、今後とも質の高い医療的ケア体制を整え、各学校での安心・安全な学習環境を維持するよう努力してまいります。

次に、教職員の再雇用についての御質問で、教職員の再雇用の取り扱いについてお答えいたします。

地方公務員の再任用制度については、高齢期雇用を推進するために制度化されたものであり、県教育委員会では、雇用と年金の接続の観点を踏まえて教職員の再任用を推進しているところです。採用に当たっては、希望者の意向を事前に把握し、面接や勤務実績、健康状況等を総合的に判断し選考を行うこととしております。

県教育委員会としては、今後とも教職員の雇用と年金の接続が図られるよう再任用制度の適切な運用に努めてまいります。

次に、教科書専決権についての御質問で、県立学校の教科書採択事務専決権についてお答えいたします。

県立学校で使用する教科書の採択事務につきまして、これまでも学校長からの選定報告を受け教育長が行い、教育委員会に報告しておりました。今回の規則改正は、地教行法第23条にのっとり、教科書採択の権限は教育委員会にあること、事務手続を教育長が行うことを明文化したものであります。なお、教科書の選定につきましては、沖縄県立高等学校管理規則に基づき、これまでどおり地域や学校、生徒の実態に応じて適切な教科書を各学校が選定してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉問題についての御質問の中で、障害者虐待の件数についてお答えいたします。

平成25年4月から11月末現在の障害者虐待の状況は、県が通報を受理した件数が3件となっており、現在、障害者虐待があったかどうかについて調査等を行っております。なお、市町村が通報を受理した件数と障害者虐待の認定件数については、来年度に今年度1年間の調査を実施し公表する予定としております。

次に、高齢者虐待の実態についてお答えいたします。

平成24年度の沖縄県における高齢者虐待認定件数は176件で、その全件が家族等養護者によるものであり、養介護施設従事者等によるものはありませんでした。

次に、待機児童問題についての御質問の中で、認可外保育施設の運営費支援事業についてお答えいたします。

認可外保育施設の運営費支援の実施予定施設は、平成25年度において62施設となっておりますが、平成26

年度以降については、現在、市町村待機児童解消計画において取りまとめを行っているところであります。また、当該運営費支援について、市町村担当者を対象にした説明会や認可外保育施設を対象とした研修会等で説明を行っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 環境問題についての中の、沖縄市サッカー場で見つかったドラム缶に関する追跡調査についての御質問にお答えします。

この問題については、現在、沖縄防衛局がサッカー場全体に範囲を広げて調査を行っております。あわせて、沖縄市も独自に調査を実施しております。全面調査が実施されるに当たって、県は周辺地下水の水質等のモニタリング調査を実施することとしております。また、調査の内容に関する情報提供、助言等を行うなど、これまでと同様に沖縄市及び沖縄防衛局と連携していくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん登壇〕

○狩俣 信子さん 再質問いたします。

まず、辺野古新基地についてですけれども、自民党さんは、さまざまな意見があつてあらゆる選択肢を排除しないというわけですが、それなのに皆さんの受けとめ方は辺野古というふうに来るわけですから、この意味がもっと県民にわかりやすく説明ができないものかと私は思います。

それから、又吉公室長は、辺野古という硬直した考えはないんだということですが、それはどこまで硬直してないと受けとめたらいいんですか。今、世間からは自民党さんは辺野古に回帰したというふうな受けとめられているんですが、それはどうなんですか。もう一回答弁をお願いします。又吉さん、お願いします。

次、行きます。

特別支援学校のことについてなんですが、これは3カ所やったんですよ。その中でいろいろ課題が出てきたということでもあります。今の話では、人員とか施設・設備、対応してやっているというんですけれども、それがどのような解決のされ方をしたのかなと、お話を聞いているだけではちょっとわかりかねました。もう一度そこはお願いします。

それから、久米島、中部農林、南風原の実施した後のアンケート調査なんですが、分教室では同世代の友とのつながりを強めるための、学校生活となっている

と思いますかに対して、そう思うという答えもあるんですが、余り思わないというのが28.6%もあるんですね。これについてどうなのでしょう。私は分教室になって喜んでくれたのかなと思ったんですが、そう思わないという子供たちも28.6%いたということ、これについてもうちょっと説明をお願いします。

1つの場所に、分校から来た生徒、それから当然そこにいた生徒両方いるわけですから、そこらあたりが交流もちゃんとできるようになったというんですが、そこに管理者がいらないということで不便もあったというふうに聞いております。そこらあたりの解決はどうするのでしょうか。

それから、医療的ケアについてなんですけれども、今、文科省、厚労省の考え方で教員にそれができる、たんの吸引とかできるというふうなことであるんですけれども、学校における医療的ケアの実施には、私は看護師の配置が必要ではないかというのが基本的にあるものですから、そこらあたりはどう解決していくのでしょうか。今、教員の養成はお一人ですか、できたという話ではあったんですけれども、そこらあたりの看護師さんの充実の仕方。

それから、今、看護師は1日6時間という話をしておりましたね、21日間。けれども、それは話を聞きますと、勤務が終わった後、8時半から15時半まで、3時半までの勤務で、帰宅時間が3時半。しかし、その後、生徒の帰宅後も日誌の記入、器具の洗浄、それから消毒、ミーティング等いろいろあって、結局3時半には帰れないわけですね。そこら辺の改善はどうお考えでしょうか。

それから、都道府県の責任において医療的ケアの体制整備ということであるんですが、沖縄県はそれは十分にされているのでしょうか、お伺いします。

それから、年金問題についてなんです。今回、年度末定年退職者は何名いますか。その中で教育長がおっしゃった、いろんな選考を行いながら適切な運用をしていくという答弁であるんですが、そこらあたりがちょっと見えなくて、どのぐらいの退職者がいて、無年金にならないような対応がされていくのか、お願いします。

議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時28分休憩

午後3時28分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○狩俣 信子さん 30億円の待機児童の問題ですが、県は待機児童対策に係る6次事業と言っていますが、

どんなことをやるのでしょうか。

それから、制度を検討中というんですが、それはいつまでにできるのでしょうか。

それから、ボーディングブリッジとかいろんなことの話を書きました。聞きましたら4本できるというけれども、小型機が2機、これが4機はとめられる、150人乗りの。大型機400人乗りは2機しかとめられないという話も聞きました。

それから、旅客使用料は幾らでしょうか。

よろしくお願いします。

最後に知事、知事が辺野古移設を認めないように、私たち女性たち、12月10日に知事を支えるための女性集会を持ちます。既に60団体以上がもう名前を連ねています。それだけ知事に期待をしていて、辺野古はノーだと言ってほしいと思っています。判断は12月末以降とのことですが、知事は県民を裏切らないでいただきたいし、知事は女性たちを裏切らないでいただきたい。

以上、終わります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 狩俣議員の再質問にお答えいたします。

いわゆる硬直した考え方ということなんですけれども、これまで再三にわたりまして、この席で、壇上で、日米両政府においては辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って検討すべきであるといった趣旨の答弁をしております。

ここで言う硬直した考え方というのは、従前から日米両政府が今の辺野古案、とりわけロードマップ以降このV字案というものを全く動かさないということをやった硬直した考え方と指摘しているわけでございます。したがって、硬直した考え方というのは、辺野古あらずんば固定化といったそういう二元論は、県としていかなものかということを申し上げているわけでございます。

なお、自民党県連の決定につきましては、先ほど来申し上げておりますように、県として重く受けとめているということでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 再質問にお答えいたします。

30億円の基金について、まず1つ目ですけれども、市町村がどのような独自事業に活用できるかということですが、これにつきましては、待機児童対策に係る独自事業に係る費用ということで、例えば保育士の確保に要する費用であったり、あるいは公立幼稚園の午後の預かり保育に要する費用であったり、あるいは待機児童対策に関連する事業に必要な臨時的職員等に要する費用、こういったものを想定しております。

2つ目の質問としまして、この制度をいつまでに取りまとめるかというふうな質問でありますけれども、この交付金の充当事業につきましては、当初予算に向けて市町村と調整をしながら待機児童の解消に必要な事業や加速化につながる事業に充当できるような制度を検討中でありまして、近日中に取りまとめをするというところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 狩俣議員の新国際線ターミナルビルについての御質問、2つあったと思います。

まず1点、副知事からも答弁ございましたけれども、新国際線旅客ターミナルビルボーディングブリッジが2基できます。議員からもありましたように、大型機ならば2機同時に、小型機ならば4機、駐機可能なマルチスポットとなっております。これによって150万人の観光客の受け入れが可能になるということでございます。

それから、使用料のお話がございました。今現在、新国際線ターミナルビルの使用料金の価格について航空会社と協議を重ねているところです。昨年10月から協議を行っておりますが、まだ現時点において合意には至っていないということでございます。

県としまして、新国際線ターミナルビルが今後の県の観光政策、それから、国際線のさらなる就航増につながるわけでございますので、合意形成の情報収集に努めますとともに、また積極的に意見交換も行っていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） 再質問にお答えしたいと思います。

質問数が多くてちょっと戸惑っておりますけれども、答えになっているかどうかお願いしたいと思います。

まず、質問1つ目ですけれども、特別支援学校分教室の課題の解消の件で、もっと具体的に説明してほしいという件ですけれども、3分教室を平成22年度から設置したわけですが、その当初におきましては多くの不安等がございました。例えば施設をどうするかとか、実習室とか、そういうのがございましたけれども、例えば南風原高等学校の分教室におきましては、実習室である食品加工室等がないことから、あるいはこの多目的室をどうするかということは新たに建設して実習が可能となっております。中部農林高校でもまた空いている教室等を利用して、それを再整備して、施設・設備等については現在のところそういう不満は聞いておりません。

それから、久米島高校でしょうか南風原高校も御一緒でしょうか、28.6%の生徒がこの分教室を入れてもそんなにいいかどうか余り思わないというのがあったという質問だったと思うんですが、そのことにつきましては実はこの3年間のモデル研究授業を調査研究、総括したんですが、生徒たちのこの間からの回答でも良好、保護者そして学校の先生方も、私たちが調べた段階ではかなり良好な状況です。それから、この3校、特に南風原と中部農林高校ですが、志願者数も2.2倍を超えるくらい殺到しております。それからこの生徒たちとの交流、それから生徒たちが手を差し伸べるとか協同的な、そういう交流も大変強くなっているというのを聞いているんですが、そういう課題があるのかなとも思っております。

ただ、現在では母体校において設置校においても職員間の理解も進み、さらに交流及び共同学習が推進されるものと思います。今後もっと相互理解に進むものと理解しております。それに努めてまいりたいと思っております。

3点目、設置校に管理者がいらないということにつきましては、実はこの設置校に例えば高等特別支援学校の分教室が南風原高校、中部農林高校にあるんですが、中部農林高校、南風原高校には、その担当教頭を兼務発令してその設置校の管理職として位置づけているところです。

それから、新たな陽明高校につきましても、教頭のこの兼務が発令されておりまして、そのほかに当然南

風原高校、中部農林高校の中で教育と一緒に行うわけですから、そこの管理職、校長・教頭も一体となってこの分教室の教育に当たっていると理解、認識しております。

それから、医療的ケアについてですけれども、看護師の配置がもっと必要であるという観点だと思いますけれども、現在看護師を7校17名、それで68名を医療的ケアを行っているんですけれども、看護師1名の実質労働時間は条件として6時間です。ケアの内容、頻度、所要時間等で6時間を超える場合は、1名増配置し、業務内容、教唆に応じて効果的・効率的に看護師を配置できるよう検討を進めているところではありませんけれども、狩俣議員のおっしゃるように確かに終わってからいろんな整理とか、それからいろんなまとめとか、そういうのは聞いております。今後、さらに医療的ケアを必要とする児童生徒がふえることから、看護師の増に何とか努めようと思っております。

続きまして、医療的ケアは沖縄県は十分されているかという御質問です。先ほど申し述べたんですけれども、医療的ケアの内容や頻度が一人一人異なるので単純比較はできませんけれども、文科省の調査によりますと、全国平均では看護師1人当たり5.7人です。本県では看護師1人当たり3.8人と、そういう勤務条件

の面でもいいのかなと思いますけれども、ただ、沖縄県は医療的ケアにつきましては、先進県に入りましてかなり前からやっております、その医療ケア体制もむしろ他府県よりは充実しているんじゃないかなという認識です。

再任用の件ですけれども、定年退職予定者数は本年度3月ですけれども、小中学校が172名、県立学校が97名、計269名が平成25年度定年退職する予定です。

これに対して再任用ですけれども、再任用はほぼ間違いなく本人の希望で辞退がない限り再任用を実施している状況です。過去3年間の再任用者数につきましては、平成25年度が55名、24年度が51名、23年度が51名、大体50名前後ぐらい、これまでも希望者をほとんど採用しておりますし、今後も採用していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程は これで終了いたしました。

次会は、明5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子

平成25年12月 5 日

平成 25 年  
第 7 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成25年  
第 7 回

## 沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成25年12月5日（木曜日）午前10時2分開議

### 議 事 日 程 第3号

平成25年12月5日（木曜日）

午前10時開議

#### 第1 代表質問

#### 本日の会議に付した事件

日程追加 特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書

日程第1 代表質問

#### 出 席 議 員（44名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 議 長  | 喜 納 昌 春 君  | 23 番 | 大 城 一 馬 君  |
| 副議長  | 浦 崎 唯 昭 君  | 24 番 | 嶺 井 光 君    |
| 1 番  | 上 原 章 君    | 25 番 | 前 島 明 男 君  |
| 2 番  | 砂 川 利 勝 君  | 26 番 | 照 屋 守 之 君  |
| 3 番  | 具志堅 透 君    | 27 番 | 新 垣 良 俊 君  |
| 4 番  | 又 吉 清 義 君  | 28 番 | 仲 田 弘 毅 君  |
| 6 番  | 儀 間 光 秀 君  | 29 番 | 新 垣 安 弘 君  |
| 7 番  | 新 田 宜 明 君  | 30 番 | 當 間 盛 夫 君  |
| 8 番  | 仲 村 未 央 さん | 31 番 | 照 屋 大 河 君  |
| 9 番  | 玉 城 満 君    | 32 番 | 狩 俣 信 子 さん |
| 10 番 | 西 銘 純 恵 さん | 34 番 | 新 垣 清 涼 君  |
| 11 番 | 比 嘉 京 子 さん | 37 番 | 金 城 勉 君    |
| 12 番 | 吉 田 勝 廣 君  | 38 番 | 糸 洲 朝 則 君  |
| 13 番 | 島 袋 大 君    | 39 番 | 翁 長 政 俊 君  |
| 14 番 | 中 川 京 貴 君  | 41 番 | 新 垣 哲 司 君  |
| 15 番 | 桑 江 朝千夫 君  | 42 番 | 具 志 孝 助 君  |
| 16 番 | 座喜味 一 幸 君  | 43 番 | 新 里 米 吉 君  |
| 17 番 | 呉 屋 宏 君    | 44 番 | 高 嶺 善 伸 君  |
| 18 番 | 仲宗根 悟 君    | 45 番 | 奥 平 一 夫 君  |
| 19 番 | 崎 山 嗣 幸 君  | 46 番 | 玉 城 義 和 君  |
| 20 番 | 山 内 末 子 さん | 47 番 | 玉 城 ノブ子 さん |
| 22 番 | 渡久地 修 君    | 48 番 | 嘉 陽 宗 儀 君  |

#### 欠 席 議 員（3名）

|      |           |      |         |
|------|-----------|------|---------|
| 5 番  | 末 松 文 信 君 | 33 番 | 赤 嶺 昇 君 |
| 21 番 | 瑞慶覧 功 君   |      |         |

#### 欠 員（1名）

説明のため出席した者の職、氏名

|         |           |                                     |            |
|---------|-----------|-------------------------------------|------------|
| 知 事     | 仲井眞 弘 多 君 | 会 計 管 理 者                           | 岩 井 健 一 君  |
| 副 知 事   | 高 良 倉 吉 君 | 知事公室秘書                              | 久 貝 富 一 君  |
| 副 知 事   | 川 上 好 久 君 | 広報交流統括官                             |            |
| 知事公室長   | 又 吉 進 君   | 総 務 部                               | 田 端 一 雄 君  |
| 総 務 部 長 | 小橋川 健 二 君 | 財 政 統 括 官                           |            |
| 企 画 部 長 | 謝 花 喜一郎 君 | 教 育 委 員 会 長                         | 新 垣 和歌子 さん |
| 環境生活部長  | 當 間 秀 史 君 | 教 育 長                               | 諸見里 明 君    |
| 福祉保健部長  | 崎 山 八 郎 君 | 公 安 委 員 会 長                         | 翁 長 良 盛 君  |
| 農林水産部長  | 山 城 毅 君   | 委 員 長                               | 笠 原 俊 彦 君  |
| 商工労働部長  | 小 嶺 淳 君   | 警 察 本 部 長                           |            |
| 文 化 観 光 | 湧 川 盛 順 君 | 労 働 委 員 会 理 会 長 代 理 人 事 委 員 会 委 員 長 | 春 田 吉備彦 君  |
| スポーツ部長  |           |                                     |            |
| 土木建築部長  | 當 銘 健一郎 君 |                                     | 玉 城 健 君    |
| 企 業 局 長 | 平 良 敏 昭 君 |                                     |            |
| 病院事業局長  | 伊 江 朝 次 君 | 代表監査委員                              | 知 念 建 次 君  |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

|                 |           |        |           |
|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 事 務 局 長         | 嘉 陽 安 昭 君 | 主 幹    | 佐久田 隆 君   |
| 次 長             | 知 念 正 治 君 | 主 査    | 嘉 陽 孝 君   |
| 議 事 課 長         | 平 田 善 則 君 | 政務調査課長 | 大 村 浩 三 君 |
| 副 参 事 兼 課 長 補 佐 | 勝 連 盛 博 君 | 副 参 事  | 宮 城 弘 君   |

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、山内末子さん外14人から、議員提出議案第1号「特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書」の提出がありました。

この際、お諮りいたします。

議員提出議案第1号「特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書」を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 議員提出議案第1号 特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山内末子さん。

〔議員提出議案第1号 巻末に掲載〕

〔山内末子さん登壇〕

○山内 末子さん 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、12月4日に開催した総務企画委員会の委員等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、特定秘密に関する法律制定の慎重審議を求めることについて関係要路に要請するためであります。

議員提出議案を朗読いたします前に、一言申し上げます。

同法案の対象となります特定秘密の中心が防衛・外交関連であることから、この2つの分野に深くかわる沖縄県が最も影響を受けると危惧されます。また、国民の主権を脅かすこの法案に対し、各界各層多くの県民からの反対する声はとどまることを知りません。

よって、県民の命、人権を守る立場から議会の意思として意見書を提出いたします。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第1号「特定秘密の保護に関する法律制定の慎重審議を求める意見書」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 おはようございます。

県民ネットを代表して質問をいたします。

知事、御無理せずに自席で答弁結構でございますので。

質問に入ります前に、少しく所見を申し述べたいと存じます。

今、私たち沖縄県民は、歴史の大きな分岐点に立っているというふうに思います。1995年に起きた少女の暴行事件を糾弾する10・21県民大会を契機にして県民

の米軍基地に対する関心が高まり、基地の整理縮小への大きなうねりが起きました。

それに対して日米両政府は、この動きをそのまま放置すると沖縄の全基地撤去の運動に発展しかねない、ひいては日米同盟に波及する。こういうことを危惧をし普天間の返還を発表したわけではありますが、残念ながらこれが県内移設条件つきということで、17年たった今日でも事態は一向に改善をされてなく今日に至っているわけであります。この間、民主党の政権交代を挟んで沖縄がオール沖縄で県外移設と、こういうことになったわけではありますが、そのような中で自民党所属の5名の国会議員と自民党県連が県外移設という公約をかなぐり捨てて辺野古移設を容認する、こういう表明をし、現在県民の激しい批判を浴びているところであります。

地元2紙はそれぞれ社説で、「恥ずべき裏切り行為だ」、「公約破棄、議席返上せよ」、「犠牲強要は歴史的背信だ」というふうには書き、県民の持って行き場のない怒り、悲しみを代弁しております。

沖縄タイムスは社説で、「東京・永田町の自民党本部で開かれた石破茂幹事長の会見の光景は、歴史の歯車が1879（明治12）年の琉球処分まで後戻りしたような印象を抱かせた。説明する石破幹事長は琉球処分官。一言も発言する機会がなく、椅子に座ったまま硬い表情の国会議員5人は、沖縄から連行され、恭順を誓った人びと...。」と書き、また、琉球新報は、「沖縄の有権者たちから票と信頼を得た議員たちが、政府・与党の先導役として沖縄に基地を押しつける作業にいそしむのか。議員たちが自らの保身のため、沖縄に犠牲を強要する姿を見るのは悲しい。民意に背いただけでなく、沖縄戦の犠牲者たちへの歴史的背信でもある。」というふうに述べております。

事が深刻なのは、政治家や政党が主要な公約を破棄したということと同時に、県民の心をいたく傷つけてしまったのは、本来県民の負託を受けて国政に届けるべき人たちが、逆に国策にのみ込まれ、それを県民に強要するという立場に立ったということでもあります。県外移設がもとより難しいのであれば、辺野古も難しい。17年たってもくい1本打てないではないかということ提起をし、沖縄に過重に押しつけられて成り立っている日米同盟の矛盾をむしろ提起をして、そのことをこの際考えていくべきだということを申し上げて、むしろ議論を起こすことが私は日米同盟の、あるいは日米関係にとって重要なことではなかったのかと。そのことが沖縄を代表する議員あるいは国を代表する国会議員としての矜持ではないのかというふうな

ことを考えざるを得ないわけであります。

首里城明け渡しと比して比屋根照夫琉大名誉教授は、琉球王府側もこれほどたやすく明治政府に屈しはしなかった。弁舌を尽くしての抗弁、条理に基づく土族の抵抗、それが少なくとも琉球王国の誇りであり主体性の主張であったし、そして今回の事態で何よりも要求されていたものは、沖縄の政治家としての誇りであり、矜持であり、政治家としての尊厳であったと述べております。全く今、県民の思っていることをあらわしているというふうと思うわけであります。

一方、12月2日に全会一致で可決された那覇市議会の意見書は、「私たち沖縄県民は、米軍占領時代から保革をこえた島ぐるみのたたかいで、土地取り上げに反対し、祖国復帰を実現してきた。いま求められているのは沖縄のアイデンティティを貫き、県民の心をひとつに県民総意の実現へ頑張り抜くことである。」としております。まさに今、沖縄が置かれた歴史のただ中であって何をなすべきかということを明確に意識をした立派な見識だと存じます。

小さき我が沖縄は、分裂してはいけません。沖縄は団結をしなければ問題解決にはならないというのは、これは歴史の教訓であります。辺野古移設反対の県民の圧倒的な世論は揺るぎがありません。それに寄り添うのが我が県議会の我々政治の任に当たる者としての最大の使命だということを申し上げて質問に入らせていただきます。

知事の政治姿勢についてであります。

(1)番と(2)番は割愛をいたします。

(3)番、仲井真知事は「「豊かで住みよい美ら島おきなわづくり」宣言」という知事選マニフェストで、「私には、ウチナンチュとしての「誇り」があります」とし、「ウチナンチュとしての誇り、これこそが未来に輝く沖縄の原点です。」と述べています。知事のウチナンチュとしての誇りはどのようなものかお伺いをいたします。

(4)番、同マニフェストで「基地問題の解決と跡地利用の促進」の中で、普天間移設に関して「「日米共同声明を見直し、県外移設の実現」を政府に強く求めていきます」と述べておりますが、これに変更はないか改めてお伺いをします。明確なお答えをお願いいたします。

(5)は削除いたします。

2番、基地問題についてであります。

名護市長意見に関して。

ア、公有水面埋立法に基づいて11月27日、名護市長意見が提出をされました。30ページ近くにわたるもの

で、極めて科学的で説得力に富むものになっております。名護市長意見について知事の所見を求めます（法第3条関連）。

イ、名護市長意見は市議会の議決を経て明確に埋立反対を表明しております。この市長意見は知事判断にどのように取り入れられるか。

ウ、市長意見は、まず市民生活への影響について調査し、市民の声を聴取し、公有水面埋め立てについて、「環境保全に重大な問題があり、沖縄県知事意見における指摘のとおり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能であると考え、本事業の実施については強く反対いたします。」としています。この見解について知事のお考えを承ります。

エ、オスプレイの配備に関して「合同委員会合意」が守られていない現状や構造的欠陥を指摘をし、本来ならば環境影響評価の手続きを経て、その安全性が確認されるべきであるにもかかわらず、当該手続を経ず安全性への配慮を著しく欠いている。本事業の実施は安心・安全という地方自治体の最重要責務の遂行を危うくするもので到底認められないとしています。当該見解についての知事の所見を求めます。

オ、キャンプ・シュワブ内からの土砂採取について、キャンプ・シュワブ内の土壌汚染の証言などもあり、土砂の採取について自然環境や漁業に与える影響も懸念されるとしているが、県の見解はいかがでしょうか。

カ、公有水面埋め立てにより波高や潮の流れが大きく変わると指摘している。県の見解はどうか。

キ、埋め立てによる海草藻場の消失とジュゴンの保護に重大な影響を与えると指摘している。県の見解を伺います。

ク、事業者のサンゴ類に対する認識が浅く、辺野古大浦湾の生息現状を過小評価しているとしている。県の見解はいかがでしょうか。

ケ、埋立申請において外部から購入する土砂に生態系に悪影響を及ぼす外来生物が混入しているが、誰がどのように確認するのか。すなわち混入している場合、供給元における適切な駆除、駆除されたことの証明、影響を及ぼさない材料の選定を担保するプロセス等が示されていないとしております。いかがでしょうか。

コ、本件埋立事業が国の生物多様性基本法や生物多様性国家戦略など国の生物多様性保全の計画と整合しないこと。また、自然環境の厳正な保護を図る区域としてランク に位置づけられている県の「自然環境の

保全に関する指針」や、名護市の第4次名護市総合計画との整合性がとれないと指摘しております。県の見解を伺います。

サ、法第4条1項2号及び第3号関連で指摘しているように、国土利用上適正かつ合理的とは言えないとしているがいかがでしょうか。

シ、事業の不適切性について。

日本政府の「辺野古移設が唯一有効な解決策である」という主張に対して、グアムなどへの9000人海兵隊の移設計画や識者の提言などを引用し事業者の事業の不適切性を論じております。県の見解を伺います。

ス、一般廃棄物の処理について。

事業者は、一般廃棄物の受け入れについて名護市に建設される最終処分場を想定しておりますが、名護市は一般廃棄物処理施設整備計画は米軍基地から排出される一般廃棄物を受け入れる計画にはなっていないとしております。県の受けとめ方はいかがでございましょうか。

セ、企業局からの取水について。

事業者は「沖縄県企業局からの供給を受けることになる」としております。企業局は一般の需要者に対して水を供給できるか、企業局長の見解を伺います。

(2)番、普天間飛行場の移設に関してです。

ア、普天間移設問題の核心は何と考えるか。

イ、知事は、これまでの知事の政治姿勢や公約等からして埋立申請に対しては不承認をすべきと思うが、いかがでしょうか。

ウ、知事は、承認、不承認のほかに保留ということも想定していると報道されています。真意を伺います。

エ、普天間飛行場の返還の必要性はそもそも何なのか。

オ、普天間飛行場の辺野古移設によって危険性の除去、負担の軽減は達成されると考えるか。

カ、圧倒的な県民の反対世論、現地、現場での陸上・海上における強力な反対運動について、知事はどのような御認識をされているかお示しをいただきたいと思います。

3番、次世代支援対策等について。

待機児童解消に向けた取り組みについて。

ア、県内の待機児童をめぐる状況はどのようなものか。

イ、行動指針や解消計画が予定されているが、いつまでにどのような事業で待機児童をゼロにするか。

ウ、沖縄県待機児童解消支援基金は市町村が行う事業を支援するとしているが、どのような事業にどのよ

うに支援をしていくのか。

(2)、県の人口動態について。

ア、国立社会保障・人口問題研究所の統計によると、日本の人口は今世紀末には現在の半数以下になるとされている。県の人口動態はどのようになるか。

イ、出生率の低下と出生数の減少で全国で限界自治体が続出すると言われている。本県の未来予測はいかがか。

4、教育の課題について。

(1)、竹富町の公民教科書採択問題の現状と今後の教育庁の対応を伺います。

(2)番、去る11月28日の文科省からの呼び出しをどう考えているか。また、政務官とのやりとりはどういうものか明らかにされたい。

(3)番、文科省の有識者会議が小中学校での道徳の教科化や検定教科書を使用すべしとの提言を行っている。道徳はまさに個々の倫理観、価値観の確立であって、国家、国民統一のものであってはならないと思うがどうか。

(4)番、文科省が小中学校の社会科分野の教科書検定基準に政府見解の尊重を求める規定を明記している。国定教科書になる危険性があると思うが、教育長の見解はどうか。

(5)番、県教育庁が行った生活態度調査の結果について明らかにされたし。

(6)番、「学力向上推進室」設置の目的、業務についてお伺いをいたします。

(7)番、人材の育成について。

ア、沖縄県として、特に高校生・大学生などの若手の語学、専門性を育てる留学などの派遣交流事業はどのように実施されているか。

イ、平成24年度の事業結果等を見ると、平成24年度国際性に富む人材育成留学事業では、高校生65名を1年間海外に派遣しているわけですが、うちアジア枠が中国の1名だけとなっております。アジア枠を多くすることが今後の世界の動き等も考えると必須になると考えますがいかがでしょうか。

ウ、また、海外で学習すると世界観も広がるというグローバルなマインドを高校生・大学生にまで広げる啓発運動を学校で行うことも有効と思うがいかがでしょうか。

5番、知事部局の組織改編について。

(1)番、基地環境特別対策室の設置については、我が会派がかねてより要請したことでもあり、時宜を得たことだと考えます。これから返還される基地跡地利用の促進のために国任せだけにせず、県も積極的な役割

を果たしていくべきであると思います。室の取り組みについて伺いいたします。

(2番、公共交通推進室の設置について、室を設置する理由、主たる業務について明らかにされたし。

6 番、ＴＰＰ交渉についてであります。

(1番、ＴＰＰ交渉はどの段階まで来ているのか。

(2番、我が県農業・農産物等に与える影響は甚大だと思われませんが、現段階での情報収集及び見通しはどうでしょうか。明確な御答弁をお願いいたします。

○照屋 守之君 議長、休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

玉城義和議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、知事の政治姿勢の中で、知事の言うウチナーンチュとしての誇りに関する御質問に答弁をいたします。

ウチナーンチュとしての誇り、これはいろんな角度から、いろんな方が、また先生方がいろいろと言っておられますから、私にそんなことを定義したり、申し上げる資格はそんなしっかりあるとは思いませんが、ただ私自身のことで言えば、ウチナーンチュそのものであることが我々は即誇りだと思っております。

これをまたあえてる説明するのも何ですが、申し上げます、沖縄には魅力あふれる自然環境や伝統文化、また、その中で育まれた思いやりの心とか優しさの心などの世界に誇れる有形・無形の財産が数多くあると考えます。それら全てが私の言う誇りであるとも言えると思っております。

私は、県民と一緒にあってつくりました沖縄21世紀ビジョン基本計画を推進することによりまして、「豊かで住みよい美ら島沖縄づくり」を実現し、私たちの子や孫が誇りと夢を持てる沖縄県をつくってまいりたいと考えているところであります。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設に向けた取り組みについてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であると考えております。このことから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

県といたしましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 教育の課題に関する御質問の中の、沖縄県として、特に高校生・大学生などの若手の語学、専門性を育てる留学などの派遣交流事業はどのように実施されているかについて聞きたい、留学などの派遣交流事業についてお答えをしたいと思います。

沖縄県では、国際社会で主体的に活躍できる人材の育成を目指して、海外短期研修事業と長期留学事業を行っております。平成25年度は、短期研修事業で高校生173名を米国、中国等に派遣する予定です。長期留学事業では高校生70名を1年間、欧米、アジアの16カ国に派遣しております。また、社会人や大学生等27名を7カ国へ派遣する予定です。

続きまして、知事部局の組織改編に関する御質問の中で、基地環境特別対策室の設置についてお答えいたします。

沖縄県は、新たに基地環境特別対策室を設置し、米軍施設から派生する環境問題の解決に向けた効果的な環境保全のしくみづくりを推進したいと考えています。具体的には、返還跡地及び返還予定地の環境浄化の手法や手続等について国に提案するとともに、米軍施設における環境調査や環境関連法令の適用の実現を促進していきたいと考えております。

続きまして、ＴＰＰ交渉に関する御質問の中で、ＴＰＰ交渉に関する沖縄県の対応についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、去る10月のＴＰＰ首脳声明以降、11月に首席交渉官会合が開催され、12月にはＴＰＰ閣僚会合が予定されるなど、年内妥結に向けて加速的に進展しており、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、沖縄県では、10月24日と11月29日にＪＡ等関係団体と連携し、内閣官房長官やＴＰＰ担当大臣など政府・与党に対して、本県農林水産業に影響が出ないよう強く要請したところであります。

今後とも、ＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう、必要な対策について適切

に対応してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についてお答えいたします。

名護市長意見につきましては、現在、その内容について精査をしているところであります。また、意見の内容に関して、沖縄防衛局の見解を確認しているところであります。

今後、市長意見についても総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

次に、次世代支援対策等についての御質問の中で、待機児童解消支援基金についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成29年度末までに潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を図っていくこととしております。このため、待機児童対策の強化を図ることを目的として基金を設置し、待機児童の解消に資する事業を実施する市町村に対し、交付金を交付することにより取り組みの加速化を支援してまいります。

次に、知事部局の組織改編についての御質問の中で、公共交通推進室の設置についてお答えいたします。

鉄軌道等の導入については、平成31年度末に工事に着手できるよう取り組みを加速してまいります。このためには、国や関係機関との調整等を精力的に進めていく必要があることから、班から室へ体制を強化することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についての所見、事業の不適切性を論じていること、国土利用上適正かつ合理的ではないことと指摘していること、及び一般廃棄物の処理についての御質問にお答えいたします。御質問の2の(1)のア、サ、シ及びスは関連いたしますので一括してお答えをいたします。

11月27日に提出されました名護市長の意見につきましては、その内容に関して沖縄防衛局に見解を確認しているところであります。今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

次に、同じく基地問題についての御質問の中で、名護市長意見のうち公有水面埋立法第4条第1項第2号に関することについての御質問にお答えいたします。御質問の2の(1)のウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケまでは公有水面埋立法第4条第1項第2号に関連する御質問ですので一括してお答えいたします。

名護市長意見につきましては、内容に関して沖縄防衛局に見解を確認しているところであります。なお、名護市長意見の中で示された海草藻場やサンゴ類の移植、埋立土砂搬入に伴う外来種の混入対策等に関する指摘については、県環境生活部からも同様の意見が提出されているところであります。今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

同じく基地問題についての御質問の中で、名護市長意見のうち公有水面埋立法第4条第1項第3号に関することについての御質問にお答えいたします。

名護市長の意見のうち、県が策定した「自然環境の保全に関する指針」に基づくランクとの整合性に関しては、県環境生活部から、埋立土砂発生区域の改変面積並びに普天間飛行場代替施設及び辺野古地区地先の埋立面積の最小化等について、環境保全指針を前提とした上で、具体的にどう評価したのか示されていないとの意見が提出されております。こういった点を含め、各種計画との整合性等についても沖縄防衛局に見解を確認しているところであります。今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

同じく基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対して、承認、不承認のほかに保留と報道されたことについての御質問にお答えいたします。

知事は11月1日の定例記者会見において、承認、不承認、あるいはその中間もあるかもしれないという趣旨の発言をいたしました。このことは、承認または不承認がある以上、その中間となるものも概念的にはあるのではないかとの意味で申し上げたものであり、具体的な対応策を念頭に置いたものではありません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企業局長。

〔企業局長 平良敏昭君登壇〕

○企業局長（平良敏昭君） 基地問題についての、名護市長意見に関連する部分で、沖縄県企業局から水道供給を受けることについてお答えいたします。

沖縄県企業局は、水道法第3条第4項及び沖縄県公営企業の設置等に関する条例第3条第2項に基づき、市町村等の水道事業者に対して水道用水を供給する、

いわゆる水道用水供給事業を行っており、したがって末端の需用者に沖縄県企業局が水道水を供給することはできません。なお、沖縄防衛局長から提出のあった「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」において、企業局から水道水の供給を受ける旨の表現があったため、平成24年2月20日付「環境影響評価書に対する知事意見」において「当該記述は適切でない」との意見を述べております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、普天間移設問題の核心は何かとの御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は、喫緊の課題である同飛行場の危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であるということであります。

次に、埋立申請不承認とすべきとの質問にお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、行政手続法や公有水面埋立法等の関係法令にのっとり必要な手続を実施しております。普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い危険性の除去、移設・返還の実現が必要であります。現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

次に、普天間移設問題の返還の必要性についてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置するため、周辺には学校や住宅、病院等が集中する極めて危険な状況にあり、一日も早い移設・返還の実現が必要であると考えております。

次に、辺野古移設による危険性除去と負担軽減についてお答えいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

次に、県民の反対世論と強力な反対運動についてお答えいたします。

普天間飛行場の辺野古移設案には、地元名護市長を初め多くの市町村長等が反対を表明していると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 次世代支援対策等についての御質問の中で、県内の待機児童の状況及び取り組みについてお答えいたします。3の(1)のアと3の(1)のイは関連しますので一括してお答えいたします。

平成25年4月1日現在の県内における待機児童数は2216人となっておりますが、県では潜在的待機児童も含めた待機児童数を約9000人と推計しております。これを踏まえ、市町村は、沖縄県待機児童対策行動指針に基づき待機児童解消計画を策定し、保育所の定員増、幼稚園の活用、家庭的保育事業など多様な施策を実施し、平成29年度末までに待機児童の解消を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 次世代支援対策等についての御質問の中の、沖縄県の人口動態及び将来予測についての御質問ですが、これは3の(2)アと3の(2)イは関連いたしますので、恐縮ですが一括して答弁させていただきます。

沖縄県の人口は、復帰直後の96万人から平成25年には141万7000人へと増加しております。全国が既に人口減少社会を迎えている中、本県は全国で唯一平成37年ごろまで増加を続け、その規模は144万3000人程度に達するものと見込まれております。しかしその後は、全国と同様に人口減少社会を迎えることが予想されており、生産年齢人口の減少によって経済成長にマイナスの影響を与えることが懸念されます。特に、離島・過疎地域においては既に人口減少の傾向が見られ、地域の存立基盤にかかわる問題が生じることも懸念されることから、現在、県において、離島・過疎地域を含む県全域でバランスのとれた人口の維持・増加を図るための計画を今年度中に策定することとしております。

次に、ＴＰＰ交渉についての御質問の中の、ＴＰＰ交渉の進捗状況についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉については、去る10月の首脳会合において年内妥結の目標が再確認され、二国間協議や分野別会合、首席交渉官会合が行われるなど、協議が加速されております。ＴＰＰ交渉では、厳しい守秘義務により詳細な交渉内容等は明らかにされておりませんが、政府交渉担当者の説明によりますと、「貿易円滑化」や「商用関係者の移動」などほぼ合意に達した分野がある一方で、「関税の撤廃」、「知的財産」、「競争政策」などの分野においては、各国の利害が対立し、

合意に至っていない状況とのことであります。このため、今月7日から10日にかけて開催予定の閣僚会合において、年内妥結に向けたさらなる議論が行われる予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育の課題についての御質問で、竹富町の教科書採択の現状と今後の対応についてお答えいたします。

竹富町の公民教科書採択については、10月18日に文部科学大臣から沖縄県教育委員会に対し是正要求の指示がありました。県教育委員会ではこの問題について真摯に取り組み、これまで7回にわたり議論を重ねてまいりました。話し合いの場では、竹富町の現在の教育環境、是正要求した場合の八重山地区への影響、地方公共団体の自主性及び自立性への配慮等について協議してまいりましたが、結論には至りませんでした。

県教育委員会としましては、今後も引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

次に、文部科学大臣政務官との面談についてお答えいたします。

先日の面談は、文部科学大臣からの要請に基づくものであり、重く受けとめております。政務官には、これまで7回にわたり議論してきたこと、竹富町では無償措置法の目的である義務教育の充実について大きな問題は生じていないこと、今回の是正要求が地方分権一括法案の附帯決議を反映していないこと等、結論に至らなかった理由を説明してまいりました。

次に、道徳の教科化についてお答えいたします。

平成25年11月に開催された文部科学省の有識者会議において、いじめ問題の深刻化等に関連して、道徳の時間を教科にすることが提言されております。

県教育委員会としましては、いじめや問題行動等への対応として、児童生徒に「規範意識」や「思いやりの心」等を醸成することは必要なことであり、学校現場においてももしっかり指導すべきだと考えます。一方、教科化によって画一的な価値観の植えつけになることが懸念されますので、慎重な議論と対応が必要になると考えております。

次に、小中学校社会科分野の教科書検定基準改正についてお答えいたします。

教科書の検定につきましては、過去に沖縄戦の記述

に関して県民大会を開催するなど大きな社会問題になったことは記憶に新しいところであります。教科書の検定基準については、現在、国において議論している最中であり、見解を述べる状況ではございませんが、教科書の内容については史実・事実をしっかりと踏まえて記述することが大切であると考えております。

次に、生活実態調査についてお答えいたします。

本調査は、公立の小学5年生及び中学2年生、さらにその保護者、合わせて約6万3000人を対象に実施し、約5万人から回答を得ております。調査の結果から、学習面においては、食事、睡眠、運動、学習時間や読書時間が有意に関係していることや、生活面においては、児童生徒と保護者の認識のずれなどが明らかとなり、基本的な生活習慣や家庭教育についての課題が浮き彫りとなりました。

県教育委員会としましては、調査結果を真摯に受けとめ、学校、家庭、地域の教育機能の充実、特に家庭教育の改善・充実に向け、保護者や地域が一体となって取り組める教育環境づくりを検討していきたいと考えております。

次に、学力向上推進室設置の目的と業務についてお答えいたします。

県教育委員会では、本県の学力に係る現状を真摯に受けとめ、諸課題を学校とともに具体的・実効的に改善することを目的に、学力向上推進室を設置しました。学力向上推進室は、児童生徒一人一人に確かな学力を身につけさせるため、学校訪問等を通して校長等との意見交換を行い、児童生徒が成就感や達成感を実感する指導方法等について支援しております。今後とも、全ての学校が全職員で意欲的に取り組む体制を構築し、児童生徒一人一人がみずからの夢や目標を達成できるよう、取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、留学事業のアジア枠の拡大についてお答えいたします。

平成25年度は、国際性に富む人材育成留学事業で高校生70名中、中国へ10名、台湾2名、韓国1名、タイ1名の派遣を行い、アジア枠の拡大を図っております。

県教育委員会としましては、今後とも、アジアを初め世界との交流を通じて、グローバルスタンダードの知的水準を備えた人材の育成に取り組んでまいります。

次に、グローバルマインド啓発についてお答えいたします。

県教育委員会では、グローバル海外短期研修事業及び国際性に富む人材育成留学事業について、校長研修会や教頭研修会等、多くの機会を通して事業の周知を図っております。また、今年度より、事後研修の一環として、両事業の合同成果報告会を実施するとともに、派遣生による校内や出身小中学校等での成果発表会を実施しております。今後とも、児童生徒が異文化への関心を高め、留学への意欲を喚起するなど、子供たちの世界観が広がるよう啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

○玉城 義和君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 こちらも丁寧に質問出しているわけですから、もう少し丁寧にお答えをいただきたいと思いますね。そういう答え方では、どういうふうに答えたか聞いているほうはさっぱりわからないわけでありまして、非常に残念だと思います。きちっと教えてください。

では再質問します。

まず2の(1)オからスに関連してでございますが、名護市長意見は、「事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能」というふうに断じております。一方、沖縄県の環境生活部の意見、これは総括の部分であります。当該事業の承認申請書に示された環境保全措置等では不明な点がありとして、また生活環境及び自然環境の保護について懸念が払拭できない、というふうに言っているわけです。これは沖縄県環境生活部としては、この申請書では保全が図れないという認識だというふうに受け取るんですが、それでよろしいでしょうか。確認をいたします。

それから2番目ですが、2の(1)のクに関連して、名護市長意見及び沖縄県環境生活部の意見では、県外からの大量の土砂搬入に伴う外来種侵入の生態系への影響とその防止策が具体的に示されていないことが問題と指摘されておりますね。環境生活部の意見では、コウジカビやセラチア菌がサンゴの病気になるという調査研究があると、具体例を挙げて示しているわけですが、そして陸由来の土砂が海域生物へ及ぼす影響への適切な予測評価を行うべきであるという

ふうにしておりますね。これは沖縄県環境生活部としては、この申請書では外来種の侵入に関して環境の保全が図れないというふうに認識をしているというふうに受け取るんですが、それでよろしいでしょうか。確認をいたします。

それから2の(1)のクに関連してですが、県の環境生活部意見で示されたコウジカビやセラチア菌のほかに、もたくさんの外来種の侵入の可能性が予測されますね。沖縄防衛局の土砂購入予定地である瀬戸内地域、この辺で環境省によって特定外来種に指定されているアルゼンチンアリが発見されておりまして、農業の害虫として被害や在来アリ駆逐の被害が報告をされているわけですね。これは2日前でしたか、地元の新聞にも取り上げられておりますが、これは専門家の間でも早くから指摘をされていることでございます。例示されたもののほかに、県で議論をされている外来種としてはどのようなものが予測されるか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それから4番目ですが、環境生活部の意見を概観すると、指摘された多くの問題は今後事業者との調整で対応できるものはごく少ないのではないかという感じがします。公有水面埋立法や関連法令を遵守するための根幹にかかわるものが県から提起されているのではないか。つまり埋め立てそのものによって付随的、必然的に起こるものが問題として多く提起をされているんじゃないかという感じを私は意見を読んで感じるわけですね。したがって、本来であれば現時点においてはもう既に解決をされていなければならない問題が今日なおやりとりをしている。要するに、3回にわたりやりとりをしているという感じを受けるんですね。それについて部長、いかがでしょうか。考えを聞かせてください。

関連して、防衛局の埋立申請書に関する3回目の質問が出されたということですが、いつまでこういうやりとりを続けるのかということです。

もう一つは、名護市長意見は、現時点で提出された埋立申請手続の書面と関連図面に基づいて出されているわけですね。さらに、これは今言ったように、事業者がさらに提出を行っていくならば、この法律に言う第3条1項に定める書面及び関連図書をその告示の日より起算して3週間、公衆の縦覧に供し、かつ期限を定めて地元市町村の意見を徴するとなっていますね。これに違反しないんですか、これは。私は素人ではありますが、どう考えてもずっとやりとりをしてどんどん変わっていくわけでしょう。そうすると最初に出した市長のものは変わってくるんじゃないかと。

法的には私はこれは違反するんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

それから、日米で締結すべしとこう言っている環境特別協定がありますね。これは部が指摘しているように嘉手納とか普天間のものが平成8年ですか提起をされてほとんど空洞化されているわけですね。それにもかかわらずまたあえてこういうことを提起するという意味はどこにあるのか、教えてください。

それから同時に、ちょっと私疑問を感じるのは、この協定の締結を言い出したことの意味がよくわからないですね。知事のおっしゃる、承認、不承認の間にもう一つ中間があるとすれば、何となくこの協定を盾にしてこの協定が結ばれば承認しますよみたいなことにこれは使われるんじゃないかという危惧を県民的には持つんですよね。その辺のところははっきりさせてください。そうではないなら、ないということをおっしゃっていただきたいと思います。

普天間の問題であります。先ほど知事から明確な答弁をいただきました。県外移設を堅持するということでございまして、これは地元の理解が得られないものは難しいんだということでありまして、ぜひこれを堅持していただきたいと思います。同時に、そうであればこれまでの経過を含めておっしゃってきたことを含めて、非常に重要な時期に差しかかっているわけで、県内は難しいと、時間がかかると。したがって、既設の県外だということであれば、その延長線上には必然的に今度の申請承認については不承認というふうにならざるを得ないと思うんですね。あと時間的にもそれはないわけですから、そこに新たな条件が入ってくる余地はないように私は思うわけでありまして、各部署の非常に誠実で詳しい意見書も出ておりまして、たくさん疑問点も出ているわけで、そういうことを考えるのであれば不承認しかないというふうに当然思いますが、改めてその辺について知事の見解をお示ください。

それから普天間移設問題の核心は、私は実現可能性だと思うんですね、実現可能性。まさに知事もそう言っているわけですが、そういうふうに思います。12月3日の琉球新報で、前の知事の稲嶺恵一さんがこんなことを言っています。2004年の防衛施設庁（当時）の辺野古沖でのボーリング調査で海に立てられたやぐらを防衛省自身が撤去したということを引き合いに出して、物事を進める困難性を指摘している。つまり辺野古は無理だというふうに断じているわけですね。私は、このたびの自民党のこの一連の固定化を避けるために辺野古も一つの考え方だと、辺野古に移設したほ

うがいいというそういうロジックはどうしても理解できないわけですね。それは県内のいわゆるこれまで17年間の様子を見てもわかりますが、いかにその反対運動が強いのか、陸にも海にもいかに強いのか。先ほどの稲嶺さんのことはそのことを言っているわけでありますが、そういうことをどれだけ認識できるかということだと思っただけですね。だから、県外も難しいわけですが、辺野古も相当難しい。これはほとんど不可能に近いということでありまして、実際に座り込んでいるオジー、オバーを、人々を、県警の機動隊が排除をして、海上で抵抗する船などを海上保安庁は拘束して、あのジュゴンのすむ海に本当に土砂を入れてつくれるのかという、実現可能性の問題なんですね。そこをしっかりと考えないと普天間はまさに辺野古に云々と言っても固定化をされる。17年間固定化されているわけでありまして、このことをしかとどういうふうに認識するか。つまり実現可能性という一点に絞って考えるべきであると思います。

そういう意味では現在の知事の認識はまさに正しいわけでありまして、私はそのとおりだと思っております。こういうことを強行していくと、まさに第2の成田になりかねないわけですね。成田は羽田が使えないからつくるというまだ大義はあったけれども、本当にこの時期にこの時代でこういうことを、犠牲者が出るかもしれないような事態を押し込んで強権的に本当にできるのかというリアリティーの問題であり、実現可能性をどう考えるかという点だと私は思っております。

そういう意味では、ぜひとも知事におかれてはその辺をしかと認識されて今のお考えを堅持をしていただきたいと思いますが、知事いかがでしょうか。改めてお考えをお聞きをしたいと思っております。

この現場で本当に実際に強権的にやると、ぶつかるのは沖縄県警と地元住民であって、あるいは地元の工事者なんですよ。ウチナンチュ同士がぶつかるというそういうことになってしまって、東京で高いところから指示を出している方はまさに高みの見物なんです。そういう意味で、こういう事態はどうしても避けなきゃならないということで、私は現場にいて十何年間見てきてこういう事態だけはどうしても避ける。これは、私は、今沖縄県知事があるいは我々が考えるべきことだと思います。ぜひそういう意味で知事におかれては賢明な判断をしていただけたらと思いますが、ぜひともそこをお願いを申し上げたいというふうに思っております。

非常に難しい判断が知事には迫られていると思いま

すが、私は先ほどの、きのうの話もありましたが、沖縄のこの歴史を踏まえていただいて、沖縄県民だけをぶつかり合わすようなことは避ける。そして歴史の審判に耐え得るようなそういう判断を知事がなさるものと思っておりますので、どうぞひとつ知事、英断を下していただきたいと。改めて知事の見解もいただいて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員の再質問に答弁をさせていただきます。

御質問の中で、3つ私のほうで答弁をいたしますが、易しいほうから答弁のしやすいと思われるものから……。済みません。

まず歴史に耐えられる判断をせよという激励かつ御下命だったんですが、これは適切に判断してまいりたいと考えておりますということで、答弁にさせていただきます。

それからもう一つは、いろいろなことから考えて不承認とせよという御趣旨のお話だったと思います。

これは無論今公有水面埋立法のまだ作業を終えていません。そういうことから、それをいわば客観的にといいますかきちっとその法律の趣旨、目的に合う法律に照らしてどうするかを考えてまいりたいということに尽きるわけです。ですから、その作業の進捗を待って私のほうで最終的な判断をさせていただきたいということでございます。

それからその次に、フィージビリティの問題に尽きると。普天間移設の問題はフィージビリティの問題に尽きるのではないかとことを言っておられました。そういうことでいわば日本語に直すと実現可能性という言葉になっていますが、まさにそのとおりで、私も辺野古移設是か非かとか、イエスかノーかという趣旨の御質問にはこれは現実の可能性の問題であって、私自身は辺野古であるからイエスとか辺野古であるからノーとか、当たり前初めからノーと言ったことは一つありません。ですから、これは実現可能性がどれくらい高いか低いかにいうことで判断するんだというふうなことを申し上げて、今その点が玉城議員と似てきたなということで心強く思っております。

そういう中で、非常に長期化しかねない。仮に百歩譲って、今私が結論を申すのも変ですが、仮に結論に近いような趣旨のことを言うのも何ですが、仮に百歩譲って辺野古だというふうに考えたとしても、議員がおっしゃったように非常に長期化する、実現完成には長期化する可能性があります。そうすると、普天間の危険性がそのまま温存され、固定化するということになるかと思えます。そうすると、それを避けるためには、日米両政府はこの辺野古の難しさというのはきちっと現実的に理解をしないと結局は進まなくなる。そうすると普天間はそのまま固定化され、危険性はそのまま温存されてしまう。それを改善し解決するためにも当然のこととして、県外で既に埋め立てられている滑走路がある、そして余裕があるというところがたくさんあるんですから、そういうところへ移すという発想は別にそんな軍事技術の専門家であろうとなく誰でも考える話です。ですから、そこをきちっとたくさんあるはずですから選んでやったらどうかということです。ですから、いろんな案が今研究者、専門家の間から出ておりますが、世界中で海兵隊についてはローテーション方式ではどうかとか、暫定的なあっちこっち回っていくような話だとかいろんなことが言われておりますが、いろんなことを考えていずれにしても2プラス2の報告書で抜けているのは、ポリティカル、経済性エコノミック何とかと書いてあります。それから、オペレーショナル、この運用ですよね。それからタクティクスでしたか、抜けているのは一日も早くという分が抜けているんです。一日も早い危険性の除去という言葉がああ英語にも書いてない。ですから、この視点が沖縄県と日本の政府との違いです。この一日も早くというためには、仮に辺野古だということにしても、これが今議員おっしゃったように長期化しかねないと。こうなると、一日も早いというのはやっぱり県外を模索するしかないです、探すしか。そしてその県外を探すというのはこの問題の解決に国民的な理解と協力が得られるという姿、そしてそれが必要だという姿にも通ずるものがありますから、県外というものはもうどうしても部分的であれ、機能の一部であれ、ローテーション的であれ、暫定的であれ、最終的であれ、県外というものは入れ込まないと現実的にはならないと思います。

私も基地問題の解決には、沖縄の、ウチナンチュの誇りを持って、現実的かつ合理的に取り組みたいというのが私の出馬のときの精神です。ですから、そういう姿勢を持って頑張りたいと考えています。

これが答えでございます。（拍手）

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 環境生活部のほうで述べた意見の中で、総評として生活環境及び自然環境の保全について懸念が払拭できないということは環境保全が図れないということかという御趣旨の御質問だったかと思えます。

今回の意見の中で、我々は18項目の意見を述べておりまして、その意見の一端を見ていただければわかるかと思えますけれども、その中の意見には例えば方策が示されてないだとか、データが見えないとか、あるいは明らかになってない部分があるとか、そういったことを総評して懸念が払拭できないとしたものであります。現時点においてはまだまだそういう問題があって懸念が払拭できないということでありまして、これは字義どおり解釈していただけたらと思えます。

それから、外来生物による環境影響について、これについても環境保全が図られないのではないかとということでございますけれども、これについても事業者からは具体的な保全の手法が示されてないということもありまして、我々は現時点において明らかでないというようなことを述べたものであります。今後、事業者と土木建築部の間でのやりとりの中でそれは明らかになるものと考えております。

それから、指摘した意見の中でも核心的な部分、どうしても環境保全が図られない部分があるのではないかと、最終的に残る部分があるのではないかとという御質問だったかと思えます。

これについても今後土木建築部が事業者等に対する質問、そのような回答等の中で明らかになり、これについてどこと、土木建築部のほうで考慮がなされると考えております。

それから、どんな外来種が考えられるかということでもありますけれども、外来種は各都道府県にかなり蔓延している状況がありまして、例えば九州について申し上げますと、植物で言えばアレチウリ、イタチハギ、オオキンケイギクとか、クモ類で言えばセアカゴケグモとか、貝類で言えばタイワンシジミであるとか、昆虫類であればアメリカシロヒトリとか、その他もろもろかなり多くの外来生物がございますので、そういった状況であります。

それから、環境保全条項をあらわした件ですけれども、これについてはこれまでも渉外知事会の中で我々も環境特別条項は求めていたところでありまして、今回意見の事項の3番の中でも供用後の環境保全措置に

についても周知を図ると言っているけれども、実効性がないということでその実効性を高めるためにそういう特別協定を結ぶべきではないかということでの意図でありまして、他意は特にございません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 再質問にお答えをいたします。

公有水面埋立申請書の告示・縦覧は、法の第3条に基づいて行われたわけですが、これまでいろいろとやりとりを防衛局との間でしている中で、申請書が変わってきたのではないかとというような御質問がまず一つでございます。

防衛局と今やりとりをしているものは、これは補足あるいは補完をするというような意味でやっております。あくまでも6月から7月にかけて告示・縦覧した申請書が基本でございまして、根幹は変わりません。その補足もしくは補完という意味で防衛局との間で質問などを今やりとりをしているところでございます。

いつまで行くかということでございますけれども、今月に入って沖縄防衛局へ見解を求めております。1つには県の環境生活部からの意見に対する見解、もう一つは名護市長の意見、さらに3次質問ということで、これまで質問してきたことをさらに補足していただくということで質問を投げかけております。これは回答期限が12月18日までとなっております。

いつまで行くかということにつきましては、次の回答を見て判断してまいりたいと考えております。

それから、環境特別協定につきましては、先ほど環境生活部長のほうからも答弁がありましたとおり、環境を保全するための実効性のある工法としての一例として挙げたものという位置づけでございますので、私もはそういった方向で審査を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 議長、休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○金城 勉君 改めて、こんにちは。

公明党・県民会議無所属を代表して質問をさせてい

たきます。

質問に入る前に、一言所見を申し上げます。

昨年12月の衆議院選挙の結果、自公連立政権が復活しました。圧倒的多数の安定政権であります。我が公明党も、「安定は希望」とのキャッチフレーズで選挙を戦い一定の議席を確保できたわけですが、私は今、一抹の不安を感じております。現在、臨時国会が開会中ですが、ちょっと強引な国会運営ではないかという印象を持っております。多数与党であるだけに、心の深い謙虚な姿勢で野党の意見にも、また国民の声にも耳を傾けていくべきではないかと考えております。

さて、普天間飛行場の辺野古移設に関する質問であります。今議会は辺野古移設についての知事意見がどのような内容になるか、県内外から大きな注目を集めております。政府は、日米合意に従って何としても辺野古に移設しようという強硬な姿勢であります。あらゆる選択肢を排除しないとは言うものの、他の選択肢を検討している様子はありません。

今、多くの沖縄県民の脳裏には1879年の琉球処分の様子が浮かんでいるのではないのでしょうか。松田道之処分官が600名の警察官、軍隊を引き連れ首里城に乗り込み、明け渡しを求め強引に沖縄県を設置したあの情景、その結果、500年近く続いた琉球王国は終えんを迎えたのであります。

政府は、今また有無を言わさぬ強引な手段に出ております。自民党の県選出国會議員全員を辺野古容認に追い込み、自民党県連もとうとう辺野古移設を選択肢の一つとして容認に追い込んだのであります。記者会見の中で、苦渋の表情を見せる国會議員や県連の皆さんの胸中いかばかりかと、私は政府に対する怒りを禁じ得ません。権力とはかくも非情なものかと痛感をいたします。

私たちは、県民大会もオスプレイ配備反対の抗議行動も、県民の心は一つという思いの中で運動に取り組んでまいりました。この県民のきずな、スクラムは今後とも大事にしていきたいと考えております。権力側の思惑は県民の分断であります。そのわなに我々県民みずからがはまってはいけないと思います。自民党県連も県外を放棄したわけではありません。まだ県民の心は一つになって共闘できると考えております。ぜひこのスクラムを大事にしていこうではありませんか。

私は、こうした政府の圧力を予感して普天間問題に関するみずからの見解がぶれないように、そして仲井眞知事が自信を持って政府と交渉できるように後押しをしたいという思いから、普天間移設を含む基地問題

や戦後の日米外交の歴史などを集中的に調査をしてまいりました。その結果、やはり普天間飛行場は県外への移設を求めるべきであるとの結論になりました。

普天間飛行場は1996年、当時の橋本総理とモンデール駐日大使との会談で5年から7年以内に返還すると合意されました。しかし、17年が経過した今日、いまだ返還は実現できておりません。それはひとえに県内移設という条件つきだからであります。その間、危険は放置され、2004年8月13日にはC H 53ヘリが沖縄国際大学に墜落するという事件もありました。その後も、一日も早い危険性の除去を願う県民の要請に一切耳をかさず訓練は続けられ、オスプレイも強行配備されたのであります。

政府は県内移設にこだわり、辺野古が唯一の解決策であるという方針を変えておりません。その理由を抑止力と地理的優位性で説明してきました。しかし、その論理は既に破綻しております。1995年、少女暴行事件が起きた直後、当時のペリー国防長官は、日本のあらゆる提案を検討する用意があると言明し、日本政府から本土移転の提案があれば応じる姿勢を見せたのであります。しかし、日本側からそうした提案はありませんでした。また、民主党政権で防衛大臣を務めた森本氏は、大臣就任前の2010年6月、沖縄で開催されたシンポジウムで、沖縄の海兵隊は中東や太平洋など広大な地域に展開している。ハワイ、グアム、沖縄の三角拠点でアジア・太平洋のどこにでも戦略展開できる。それを踏まえれば、沖縄でなくてもよい。軍事的には日本国内であればよい。政治的にできないから官僚が道を塞いでいるだけだと述べました。昨年12月に防衛大臣を離任する記者会見のときにも同じ発言をしております。

政府や自民党は、辺野古を容認しないと普天間が固定化するぞと恫喝しました。しかし、17年たっても危険性が放置されている姿そのものが既に固定化ではありませんか。今後、日米合意を受け入れて辺野古移設を推進したとしても、普天間が返還されるのは順調にいったら9年後、もし反対運動が燃え盛り工事の進行が妨害されたらさらに何年延びるのでしょうか。その間、普天間の危険性はまたまた放置されるのでしょうか。こういう状況を固定化と言わずして何と言うのか。固定化を防ぎ危険性除去を優先させることを考えるのであれば、すぐにでも普天間飛行場の訓練を中止し、閉鎖状態にした上で移設先の検討に入るべきであります。それを今日まで放置しておいて固定化を強調することは、単なる脅迫でしかありません。

次に、抑止力について申し上げます。

私は、日米同盟を消極的ですが認める立場にあります。在日米軍は、北は三沢基地から横須賀基地、横田基地、厚木基地、岩国基地、佐世保基地、そして沖縄の嘉手納基地、普天間基地等々、さらには太平洋上にある第7艦隊、この圧倒的存在感は抑止力そのものであります。在日米軍全体の抑止力は当然認識しております。しかし、沖縄の海兵隊やオスプレイだけを取り上げて抑止力と言い、沖縄に押し込める理由とするには余りにも幼稚な論理であります。海兵隊の動きを見ればわかります。海兵隊は、ハワイ、沖縄、グアム、フィリピン、オーストラリア、タイなどをめぐり訓練を重ねております。訓練ができるのであれば沖縄にこだわる理由はありません。普天間移設については、県外移設、自衛隊との共同使用、国外への訓練移転等々、さまざまな選択肢があるはずです。また、海兵隊の大胆な削減計画も浮上しており、県外・国外への移転の可能性はより大きくなっているのではないのでしょうか。政府が沖縄にこだわる理由は、本土に受け入れ先がないということと、日米同盟の公平負担という発想を意図的に排除しているからであります。また、基地と経済という視点から見ても、もう多くの県民が知っているように、米軍基地は返還して民間活用したほうがはるかに経済効果・雇用効果、地域活性化に役立つことが証明されております。

沖縄は、さきの大戦で日米の戦場となり、多くの県民が犠牲になりました。戦後はサンフランシスコ講和条約により日本から切り離され、27年もの長きにわたり米軍の施政権下に置かれました。その間に銃剣とブルドーザーで土地を奪われ、戦闘機やヘリの墜落事故、米兵の事件・事故による人権侵害、数え上げれば切りがないほどの犠牲を強いられてきました。日本国憲法より米軍の運用が優先されるこの国の現実、50年以上たっても一字一句変わらない日米地位協定、そのしわ寄せはほとんど沖縄に押しつけられてまいりました。こうした歴史を振り返るとき、私は差別という言葉以外、沖縄の現実を説明できないと思っております。それでもなお政府は普天間の移設先は辺野古以外にないと言っております。政府の不作为による固定化、それを理由に国会議員を恫喝し県連をねじ伏せ、あくまでも沖縄に押し込めようとする権力に、我々沖縄は断じてノーと言うべきであります。これは我々ウチナーンチュの魂の叫びであり、権力に対する抵抗の意思であります。

もう一度申し上げます。普天間を固定化させているのは政治の不作为に原因があるのであって、沖縄県民が辺野古に反対していることが原因ではありません。

我々沖縄県民は、それぞれの立場の違いを認めつつ、引き続き心をつなげてスクラムを組んでいこうではありませんか。

したがって、私は、このたびの辺野古移設について、政府から求められている知事意見は、不承認にしてもらいたいと強く訴えるものであります。

仲井眞知事、県選出の自民党国会議員も自民党県連も、党本部や政府からの強力な圧力により辺野古移設容認を余儀なくされました。しかし、県外移設を否定したわけではありません。その可能性を今後も我々沖縄県民は追求すべきだと思います。どうか仲井眞知事におかれては、後世の歴史に残る決定的に重要な今回の決断を子々孫々に誇れるような知事意見にしたいと、切にお願い申し上げるものであります。

以上申し上げて質問に入ります。

(1)、普天間飛行場移設問題について。

ア、危険性除去を優先実行させるべきではないか。

イ、固定化とは何か。

ウ、日米返還合意の前倒しは可能か。

エ、県内移設以外の選択肢はどうか。

オ、辺野古移設について、知事はこれまでの辺野古移設は事実上不可能、県外を探したほうが早いという姿勢を崩さず一貫していただきたいと思います。その意味で、辺野古移設に関する知事意見は不承認とすべきではないでしょうか。

(2)、中南部の返還予定駐留軍用地の跡地利用の総合計画について、関係市町村との連携、取り組みはどうか。

(3)、TPPに関する庁内組織の活動状況と、農業分野を初めとする21分野に及ぶ調査研究について進捗状況はどうか。

2、総務部関連。

(1)、沖縄振興特別推進交付金の次年度分の確保についてどう取り組むか。

(2)、那覇空港第2滑走路関連の予算確保の見通しはどうか。

3、企画部関連。

(1)、公共交通政策について。

ア、南北縦貫軌道、枝線の路面電車やバス、タクシー、自転車等、フィーダー交通などを網羅した総合交通体系プランはどうなっているか。また、県民への周知をもっと強化すべきではないか。

イ、南北縦貫軌道について、速達性のみならずまちづくりと関係性や利便性も考慮して、地平方式も検討すべきではないか。

ウ、推進体制はどうか。

エ、フランスでは交通権という考え方のもと、公共交通については福祉政策と位置づけております。そういう発想での取り組みはどうか。

(2)、21世紀ビジョン推進に向けての県民意識調査報告書の発表はどうなっているか。

(3)、IT津梁パークへの企業誘致の進捗状況はどうか。

(4)、人口増加計画の進捗状況はどうか。

4、福祉保健部関連。

(1)、待機児童対策について。

ア、県や市町村の「子ども子育て会議」設置状況はどうか。

イ、認可保育所利用要件緩和の内容はどうか。

ウ、認可保育所利用緩和により保育士確保が重要課題になりますが、対策はどうか。

エ、保育の必要性の認定について、現行制度と新制度はどう変わるか。

オ、小規模保育所の制度導入はいつからか、また、認可外保育所の認可化はどのように変化するか。

カ、市町村の待機児童解消支援のための県による「待機児童解消支援基金」30億円が設置予定されておりますが、事業の実施期間、待機児童改善の目標設定はどうか。

キ、「待機児童解消支援基金」は認可外保育園の給食費助成にも適用できるか。

(2)、放課後児童クラブの公的施設移行の進捗状況について。

ア、公的施設への移行実績はどうか。

イ、全体の中で公的施設利用の目標はどうか。

ウ、公的施設移行により父母負担の軽減と受け入れ児童数の改善は進むか。

(4)、情緒障害児短期治療施設の進捗状況はどうか。

(5)、県立病院の経営形態について、判断時期はどうか。

5、文化観光スポーツ部関連。

(1)、中国映画週間の沖縄開催への支援について、今後どう取り組むか。

(2)、中国を初めとする外国人観光客誘客の取り組みはどうか。

6、商工労働部関連。

(1)、航空機整備事業について、県は入居企業を募集しております。応募状況と同事業の経済効果、雇用効果等についてどうか。

(2)、クラウドセンターの進捗状況はどうか。

7、環境生活部関連。

(1)、沖縄市サッカー場改修工事は、汚染問題により

中断しました。一括交付金による事業として進められておりますが、費用負担についてどのように対応されているか。また、汚染調査の進捗状況はどうか。

(2)、泡瀬干潟のラムサール条約への登録を目指してはどうか。

(3)、米軍基地周辺の騒音調査について、伊江島補助飛行場周辺の調査を実施すべきではないか。

10、教育委員会関連。

(1)、竹富町の教科書問題について。

ア、文科省から竹富町の教科書選定についての是正要求が出されているが、県教育委員会としての認識と対応を伺います。

イ、地方教育行政法と教科書無償措置法のそごをどう整理するか。

(2)、「いじめ防止対策推進法」について、今後の取り組みについて伺います。

(3)、ネット依存の実態と対策について。

ア、中・高校生のネットゲームやLINEなどへの依存症の実態と対策はどうか。

イ、SNSやコミュニティーサービスなどの出会い系サイトによる少年少女の被害実態と防止対策はどうか。

11、県警関連。

(1)、沖縄におけるストーカー被害の実態と対策について。

(2)、DV被害の実態と対策について。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの金城勉君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の金城勉君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、辺野古埋立承認申請についての御質問にお答えいたします。

埋立承認申請につきましては、現在、その内容について審査をしているところであります。今後、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、そして利害関係者、名護市長及び関係行政機関などの意見などを総合的に判断し、承認するか否か最終

的に判断してまいる所存でございます。

次に、総務部関係の御質問の中で、那覇空港第2滑走路関連の予算確保についての御質問にお答えをいたします。

那覇空港滑走路増設事業につきましては、平成26年度予算概算要求において300億円が要求されております。

沖縄県といたしましては、引き続き国に対し、沖縄振興の施策展開に影響が出ないよう別途総額を確保することを求めている所存でございます。

次に、文化観光スポーツ部についての御質問の中で、中国を初めとする外国人観光客の誘客についての御質問に答弁をいたします。

外国人観光客の誘客につきましては、中国や台湾などを重点市場に、東南アジアを戦略市場に位置づけるなど、市場特性を踏まえましたプロモーションを実施しているところでございます。

具体的には、沖縄観光ブランド浸透のための広告のほか、旅行博や商談会への参加、そして航空路線拡充に向けましたセールス等を実施いたしております。また、MICEやリゾートウエディングなど、沖縄の特性が生かされる旅行市場の開拓にも取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 環境生活部に関する御質問の中で、伊江島補助飛行場周辺における騒音調査についてお答えをしたいと思います。

オスプレイの追加配備により、伊江島補助飛行場周辺での訓練増加等の報道があることから、沖縄県としましては、同飛行場周辺における航空機騒音及び低周波音の調査が必要であると認識しております。そのため、今年度中に同調査を実施すべく、伊江村と連携して準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 総務部関連についての御質問の中で、沖縄振興特別推進交付金の確保についてお答えいたします。

沖縄県では、沖縄振興特別推進交付金を効果的に活用し、産業や観光の振興、雇用の確保、離島の定住条件の整備、子育て支援などの幅広い分野において、県民ニーズを反映した施策を強力に展開しているところ

であります。平成26年度の沖縄振興予算において、同交付金は、沖縄県の要望を踏まえ、今年度と同額の803億円が要求されております。

沖縄県としましては、引き続き同交付金を活用して沖縄振興施策を積極的に推進することとしており、同交付金を含む沖縄振興予算の確保に向け、県議会や県選出国会議員の皆様を初めとする関係各位の御支援を得ながら、国に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、企画部関連についての御質問の中で、沖縄IT津梁パークの企業誘致についてお答えいたします。

沖縄IT津梁パークにおきましては、ソフトウェア開発やBPO事業、情報通信機器の検証事業などを展開する企業が順調に進出しております。現在、18社が進出し、約1300名が就業しております。また、新たに企業集積施設2号棟の整備に着手したところであり、来年7月末の完成に向け事業を進めているところであります。

次に、福祉保健部関連についての御質問の中で、待機児童解消支援基金の期間及び待機児童解消の目標についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成29年度末までに潜在的待機児童を含む約9000人の待機児童の解消を図っていくため基金を設置し、市町村の取り組みの加速化を支援してまいります。

基金の設置期間は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の期間である平成33年度までを予定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。また、移設するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、これまでワーキングチーム会合や基地負担軽減部会において、具体的な方策の検討・実施を求めてまいりました。

政府は、平成19年8月に日米合同委員会で承認した報告書に基づく危険性除去のための諸施策を、平成21年5月までに全て完了したとしております。

しかしながら、県としては、普天間飛行場の危険性除去は不十分であると認識しており、引き続き訓練の分散移転など、さらなる抜本的な改善措置を検討するよう政府に求めているところであります。

次に、固定化とは何かについてお答えいたします。

普天間飛行場の固定化とは、合意された返還が進まず、同飛行場の使用が継続される状態のことであると考えております。

次に、日米返還合意の前倒しについてお答えいたします。

4月5日に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、普天間飛行場の返還の時期、手順等が示されておりますが、いまだ具体的な取り組み内容等が示されていません。

去る6月12日、県は、軍転協を通じ、安倍総理大臣や関係大臣へ移設内容の具体的な説明等を要望したところであります。

次に、県内移設以外の選択肢についてお答えいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、中南部の返還予定駐留軍用地の跡地利用の取り組みについての御質問にお答えいたします。

今後返還が予定されている嘉手納飛行場より南の6施設は、沖縄の新たな発展のための貴重な空間であり、その跡地利用は、中南部都市圏の都市構造のゆがみを是正し、県土構造の再編にもつながる大きなインパクトを持っております。そのため、県では、関係市町村と連携・協力して、広域的観点から跡地利用の方向性を示した「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」を本年1月に策定したところであります。

今後、県は、広域構想を踏まえた関係市町村の跡地利用計画の策定を支援し、中南部都市圏の都市構造の再編及び県全体の発展に資する跡地利用につなげてまいりたいと考えております。

次に、ＴＰＰに関する庁内組織の活動状況等についてお答えいたします。

沖縄県では、ＴＰＰに関して時期を失しない対応を行うため、7月に知事を本部長とするＴＰＰ対策本部を設置し、交渉21分野ごとに関係部局を割り振り、情報収集や関係団体との意見交換を行うなど、県内への影響把握に努めるとともに、庁内での情報共有を行ってきたところであります。

ＴＰＰ交渉では、厳しい守秘義務により詳細な交渉内容等は明らかにされておりましたが、政府交渉担当者の説明によりますと、「貿易円滑化」や「商用関係者の移動」など、ほぼ合意に達した分野がある一方で、「関税の撤廃」、「知的財産」、「競争政策」などの分野においては、各国の利害が対立し、合意に至っていない状況とのことであります。

特に「関税の撤廃」の分野については、サトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域への影響が大きいことから、先般、政府に対して、農林水産分野の重要5項目などの聖域が確保できなければ、交渉からの脱退も辞さないものとするなど、慎重な対応や万全の対策を講ずるよう、ＪＡなどの関係団体と一体となって要請を行ってきたところであります。

その他の産業についても、引き続き県内への影響を把握し、適切に対応してまいります。

次に、企画部関連の御質問の中で、公共交通政策における総合交通体系プラン及び県民への周知についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の総合的な交通体系のビジョンを示した沖縄県総合交通体系基本計画では、沖縄本島を縦断し、広域移動を支える鉄軌道を含む新たな公共交通システムを基幹軸とし、フィーダー交通としてＬＲＴ、基幹バス、タクシー等が有機的に連携する利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みを進めることとしております。

鉄軌道等の導入に当たっては、県民のコンセンサスを得ることが重要であり、導入の必要性や基本的な考え方、県の取り組みなどをあらゆる機会を通じて周知していく必要があると考えております。

そのため、平成24年度の県調査結果について、6月上旬に県ホームページで公表するとともに、10月下旬には鉄軌道導入に関するシンポジウムを開催いたしました。

県としましては、引き続き県民及び市町村等に対する周知活動を行いながら、早期導入に向け取り組みを加速してまいりたいと考えております。

次に、南北縦貫軌道の地平方式による導入についてお答えいたします。

平成24年度の県調査では、沖縄県総合交通体系基本計画で示す南北骨格軸の構築とともに那覇—名護間を1時間で結ぶ県土構造の将来像を踏まえ、那覇、普天間、沖縄市、うるま市、名護市を結ぶ概略ルートを設定し、検討を行いました。

那覇、沖縄市、うるま市にかけての区間につきましては、既に過密な市街地が形成されており、連続した

用地確保や物件補償等の課題があることから、道路下を基本とした地下構造での導入が有利と考えております。

一方、うるま市以北などの郊外の区間では、連続した用地確保の容易さ及びコスト縮減を考慮し、高架構造が有利と考えております。

地平方式につきましては、市街地では膨大な物件補償費の発生や用地取得に長期間を要すること、さらに、踏切設置や道路上への導入に伴う電車と車または人との事故の懸念、車線減少による自動車交通への影響などの課題があると考えております。

そのため、沖縄本島を縦断する南北骨格軸については、市街地は地下構造、郊外では高架構造を基本に検討を行っているところであります。

次に、公共交通政策の推進体制及びエキスパートの配置についてお答えいたします。

鉄軌道導入については、平成31年度末に工事に着手できるよう取り組みを加速してまいります。そのためには、国や関係機関との調整等を精力的に進めていく必要があることから、班から室へ体制を強化してまいりたいと考えております。

また、専門知識や能力、経験を有する職員を配置することに加え、専門知識習得のための研修派遣や、外部からの専門家の招聘も検討していきたいと考えております。

次に、フランスにおける鉄軌道等の採算性についてお答えいたします。

フランスでは交通権という考え方のもと、安い運賃で公共交通が提供されていることは承知しております。

運賃につきましては、採算性の確保も考慮しつつ、県民が使いやすい公共交通となるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、県民意識調査報告書の公表についてお答えいたします。

県民意識調査は、多様化する県民の意識や価値観、ニーズの変化及び行政に対する要望等について把握するため、昭和54年以降、おおむね5年ごとに実施し、前回は平成22年6月に公表いたしました。

今回の調査は、平成24年度に策定した沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえ、施策体系に沿って「県民満足度」に関する項目を追加するなど、調査項目の見直しを行うとともに、県民ニーズをよりの確に把握し、施策に反映させるため、調査間隔を3年に短縮して実施したところであります。

現在、同報告書の早期公表に向け、鋭意作業を進め

ているところであります。

次に、人口増加計画の進捗状況についてお答えいたします。

沖縄の活力と成長力を維持・発展させるためには、早い段階で積極的な人口増加施策を展開することが重要であると考えております。

このため、人口増加計画を策定し、離島・過疎地域を含む県全域において、バランスのとれた人口の維持・増加を図ることとしております。

現在、移住者に対するアンケート調査を実施するとともに、有識者会議を設置して人口動態に関する現状分析や子育て支援などの具体的な施策等について議論を進めているところであります。

今後は、圏域ごとに市町村との意見交換会を開催するとともに、県民意見を広く募り、これらの意見を反映させた上で今年度中に計画を取りまとめることとしております。

次に、環境生活部についての御質問の中、沖縄市サッカー場改修工事の費用負担についてお答えいたします。

沖縄市サッカー場改修工事については、沖縄振興特別推進交付金の平成24年度繰越事業として実施されておりましたが、ドラム缶出土問題が発生したため、沖縄市は請負業者に対して工事の中止を通知しております。

現在、沖縄市においては、工事中止までの工事費等の精算に向けて精査を進めているところであります。

なお、当該工事は完了していないことから、平成26年度に交付金事業として改めて発注し実施する予定であると聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉保健部関連についての御質問の中で、地方版子ども・子育て会議の設置状況についてお答えいたします。

県におきましては、本年9月に「沖縄県子ども・子育て会議設置条例」を制定し、現在、委員の選定を行っているところであります。

また、市町村においては、現在、19市町村が会議を設置しているほか、残りの市町村についても設置等に向けて準備を進めていると聞いております。

次に、認可保育所の利用要件緩和及び新制度における保育の必要性の認定についてお答えいたします。4の(1)のイと4の(1)のエは関連しますので一括してお答えいたします。

新制度における保育の必要性の認定については、現在、国において基準等の検討が行われているところであります。

具体的な検討内容につきましては、認可保育所の入所利用に関して、現行のフルタイムに加えてパートタイムや夜間などの就労形態も対象とすることや、求職活動や就学等についても対象とするなどとなっております。

また、現行では市町村それぞれの判断で行われている「ひとり親家庭」や「虐待のおそれがある場合」などへの優先利用や優遇措置についても、今後、国の制度として措置する方向で検討が行われております。

次に、保育士確保対策についてお答えいたします。

沖縄県としましては、待機児童を解消し、子ども・子育て支援新制度を円滑に施行するため、保育士の確保を支援することが重要であると認識しております。

具体的には、給与支給額の改善等による保育士の処遇向上、修学資金の貸し付け等による保育士の養成確保支援を行うほか、沖縄県保育士・保育所総合支援センターにおいて、潜在保育士の就労支援などを行っているところであります。

次に、小規模保育事業の制度導入と認可外保育施設の認可化についてお答えいたします。

小規模保育事業については、「子ども・子育て支援新制度」が本格施行される平成27年度からの導入が予定されております。

認可外保育施設につきましては、これまでの20人以上の保育所としての認可に加え、6人以上19人以下の小規模保育事業として認可を受けることも可能となります。

次に、待機児童解消支援基金の活用方法についてお答えいたします。

待機児童解消支援基金は、待機児童対策の強化を図ることを目的としており、待機児童の解消に資する事業を実施する市町村に対し、交付金を交付する予定としております。

認可外保育施設への給食費の助成については、保育の質の向上を図ることを目的としたものであります。

次に、放課後児童クラブの公的施設移行実績についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、平成24年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、放課後児童クラブの施設整備補助など、公的施設の活用を促進する事業を実施しております。当該事業により、県内の公的施設活用数は21カ所増加し、今年度は143カ所となっております。

次に、放課後児童クラブの公的施設利用の目標につ

いてお答えいたします。

県内の放課後児童クラブ306施設のうち、公的施設を活用している児童クラブが143施設で、公的施設活用率は46.7%となっております。

県としましては、沖縄21世紀ビジョン実施計画において、公的施設活用率を全国平均である85%を目標として、公的施設の活用を促進しております。

次に、公的施設移行による父母負担の軽減、児童数の改善についてお答えいたします。

沖縄県は、全国に比べて国立・民営の放課後児童クラブが多く、公的施設活用の割合が低いことから、家賃などの負担のため、保育料が全国よりも高くなっている状況にあります。

そのため、公的施設を活用することで家賃などの負担をなくすことにより利用者の負担軽減につなげ、これに伴い児童の利用促進に結びつくことを期待しております。

沖縄県としましては、今後も実施主体である市町村と連携し、放課後児童クラブの支援に取り組んでまいります。

次に、情緒障害児短期治療施設についてお答えいたします。

情緒障害児短期治療施設については、現在、関係団体等と意見交換を行うとともに、他県の情緒障害児短期治療施設の視察を行うなど、設置に向けて条件整備が必要となる課題の整理に取り組んでいるところであります。

今後は、同施設の運営主体の確保に努めるとともに、設置する地域の検討、学校教育機能の確保等の課題解決に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、県立病院経営形態の判断時期についてお答えいたします。

経営再建検証委員会の評価においては、経営改善は実現したとしているものの、持続的な経営健全化の達成については、さらなる経営改善が行われることなどが課題として示されております。

そのため、病院事業局では、平成24年度から平成27年度までの期間を対象とした「経営安定化計画」を策定し、これらの課題への対応を含めた一層の県立病院改革に取り組んでおります。

県立病院の経営形態につきましては、当該計画の取り組み状況と結果を確認した上で、総合的に判断することとしております。

次に、県警関連についての御質問の中で、DV被害の実態と対策についてお答えいたします。

本県の配偶者暴力相談支援センターにおける平成24年度のDV相談件数は2311件となっており、前年度と比べて79件の増となっております。

県においては、DV対策として、女性相談所及び県内全ての福祉保健所を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけ、相談体制の強化を図るとともに、被害者の自立支援や未然防止に向けた広報啓発に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 文化観光スポーツ部関連の御質問の中の、沖縄・中国映画週間への支援についてお答えいたします。

沖縄・中国映画週間は、第26回東京国際映画祭の提携イベントとして、平成25年10月19日から23日の5日間、名護市で開催されております。

沖縄県では、同映画週間にに対し後援を行ったほか、プログラムの一部として実施されました「映画と観光」をテーマにしたシンポジウムに、私がパネリストとして参加するなどの協力を行っております。

本イベントを通じて、中国から来県した映画監督やプロデューサーに、ロケ地としての沖縄の魅力をアピールすることができたと考えております。

また、名護市で中国映画が8作品上映されておりますが、イベント主催者からは映画館のない地域での上映とあって、地元の方々に大変喜ばれたとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 商工労働部関連の中の、航空機整備基地整備事業の入居者募集の応募状況と同事業の経済波及効果、雇用効果等についてという御質問にお答えをいたします。

沖縄県は、去る11月13日に、航空機整備基地整備事業に係る入居者募集の公募を行っており、同日から平成25年12月11日までを募集期間としております。

同事業の波及効果等につきましては、航空機整備における直接雇用のほか、航空機整備基地を核とした航空関連産業の集積及び新たな雇用創出が促進されることを期待しております。

なお、経済波及効果、雇用効果等につきましては、現在取り組んでおります基本計画調査の中で詳細な検討を進めているところでございます。

同じく、クラウドデータセンターの整備についてと

いう御質問でございます。

うるま市に整備を進めているクラウドデータセンターにつきましては、去る11月に建築工事の契約を締結したところであり、平成26年度中の供用開始を目指して、今月から本格的に工事に着手することとしております。

また、一般社団法人沖縄オープンラボラトリに助成をし、今月12日から13日にかけて、クラウドコンピューティングと最新の通信技術に関する国際会議を開催するなど、クラウドデータセンターを活用するITビジネスの集積に向けた事業にも並行して取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 環境生活部についての、沖縄市サッカー場の汚染調査の進捗状況についての御質問にお答えします。

沖縄市サッカー場については、去る10月29日から、沖縄防衛局、沖縄市が全面調査を開始しております。

現時点では、グラウンド部分の水平磁気探査、土壌のサンプリングが終了しております。

磁気探査において異常点が見つかった地点では、試掘作業を実施中であります。また、土壌については、採取した試料の分析作業を行っているところです。

また、沖縄県は、今後、周辺地下水の水質などのモニタリング調査を実施することとしております。

なお、沖縄防衛局と沖縄市は今年度中の調査終了を目指しているところであります。

同じく、環境生活部についての中、泡瀬干潟のラムサール条約登録についての御質問にお答えします。

ラムサール条約の登録には、国際的に重要な湿地であることの国際基準に該当すること、国による鳥獣保護区等の指定、地元住民などの登録への賛意が必要です。

国は、泡瀬干潟については、今後もシギ、チドリの飛来状況のモニタリングを続け、地元の意向を十分注視しながら将来的に登録地としての可能性を検討するとしています。

県としては、国と協働して取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育委員会関連についての御質問で、是正要求に関する県教育委員会

の認識と対応についてお答えいたします。

文部科学大臣からの是正要求の指示については、重く受けとめております。

県教育委員会ではこの問題について真摯に取り組み、これまで7回にわたり議論を重ねてまいりました。

話し合いの場では、竹富町の現在の教育環境、是正要求した場合の八重山地区への影響、地方公共団体の自主性及び自立性への配慮等について議論してまいりましたが、結論には至りませんでした。

県教育委員会としましては、今後も引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

次に、地方教育行政法と無償措置法のそごについてお答えいたします。

地方教育行政法と無償措置法との関係については、現在、多くの識者によってさまざまな角度から議論されているところでありますが、文部科学省では、無償措置法が地教行法に対して特別な定めをしていると解釈しています。

現在、国において共同採択のルールの明確化を図る等、議論をしている最中であり、今後、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、いじめ防止基本方針等についてお答えいたします。

県教育委員会としましては、現在、教育庁内に「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止基本方針の策定等につきまして国の基本方針を参考に取り組んでいるところです。

また、各学校へは、学校の実情に応じたいじめ防止等の対策に関する基本方針を策定するよう周知したところです。

次に、ネット依存の実態と対策についてお答えいたします。

厚生労働省が平成24年度に実施した全国調査では、ネット依存が疑われる中・高校生が8.1%と推定されており、本県においても同様な状況が考えられます。

県教育委員会としましては、ネット依存が学習状況や生活習慣に与える影響が大きいことから、ネット被害防止に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、ガイドライン策定に取り組んでいるところです。

さらに、日ごろの健康観察やスクールカウンセラーの活用などを通し、ネット依存症状の早期発見と未然防止に努めてまいります。

次に、SNS等による被害に対する防止対策についてお答えいたします。

県教育委員会では、児童生徒を出会い系サイト等のネット被害から守るため、県警察、沖縄総合通信事務所、県福祉保健部及び県教育庁の担当職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げ、ネット被害防止に向けたガイドラインを作成中であります。

同ガイドラインは、児童生徒の規範意識、危険回避能力、情報モラルの向上を目的に、ネットトラブル事例、未然防止のポイント、被害児童生徒の支援等から成っており、保護者を含む外部有識者会議の審議を経て策定いたします。

今後とも県PTA連合会等の関係機関・団体と連携し、児童生徒がネット被害に巻き込まれないよう未然防止に向けた取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 笠原俊彦君登壇〕

○警察本部長（笠原俊彦君） 教育委員会関連についての御質問のうち、ネット依存の実態と対策に関して、出会い系サイト等を起因とする犯罪の被害実態についてお答えをいたします。

一般的に出会い系サイトとは、出会い系サイト規制法に定義するサイトのことを言い、SNSなどそれ以外のサイトについては、非出会い系サイトとされておりますので、この定義に従いまして申し上げますと、本県における本年10月末現在の18歳未満の少年、少女の被害実態につきましては、出会い系サイトに関係した事件の被害者数が12名、非出会い系サイトに関係した事件の被害者数が13名で合計25名となっております。

次に、県警関連についての御質問の中で、ストーカー被害の実態と対策についてお答えをいたします。

県警察が受理をいたしました本県のストーカー事案の相談件数は、平成23年が107件、平成24年が88件でしたが、本年は10月末現在で94件となっており、昨年同期と比較をいたしますと、21件、28.8%増加をしております。

相談件数が増加をした理由といたしましては、他県でのストーカーによる殺人事件等の発生により、この種事案への社会的関心が従来にも増して高まったことや、関係機関と連携した広報啓発活動等により積極的に相談届け出がなされているためと考えております。

この種事案の特徴といたしましては、他県の事例で見られますように、行為者の行動等に伴い事案の状況や危険性が刻々と変化し、重大事件に発展するおそれ

があるということであります。

これらを踏まえて県警察といたしましては、これまでも被害者の安全確保と不安の早期解消を図るため、各種支援措置を行うとともに、早期の事件化に努め、違法行為が確認されない場合においても警告等の各種対策を講じてまいりましたが、今後とも本年7月に改正をされましたストーカー規制法等の効果的な運用を含め、被害者の安全確保を最優先に事件の未然防止対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 御丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

知事、今議会は我々各会派の代表もそうですし、また、全国的にもこの辺野古移設についての知事の判断がどうなのかということが大変注目を集めております。そういう意味で、この年末以降に予定されているという辺野古移設についての知事の意見については、県民の思いを踏まえていただいて、後世の歴史に誇り得るような判断をぜひ出していただきたい、こういうお願いを申し上げたいと思います。

私は、この沖縄の歴史というものを踏まえたときの話を申し上げましたけれども、日本政府が沖縄に対してきたこの歴史の経緯、いわゆる明治においては琉球処分、そして、第2次世界大戦においては本土防衛の盾として、地上戦の戦場として使い、さらにはまた、戦後はアメリカに質入れをするという、こういう歴史をたどってまいりました。そして今またこの基地を、全国が拒否するから沖縄に押しつけておくという、これはもう明らかな事実であります。

そういうことを踏まえるならば、この我々ウチナンチュの誇り、知事がおっしゃるウチナンチュの誇りというものをまさに踏みつけにした形での基地の強要以外の何物でもないと思っております。そういう歴史的な経過を踏まえて、今回の問題をどういうふうに捉えていらっしゃるか、そのことについての知事の見解をいただきたいと思います。

そして1つ追加で、待機児童解消支援基金の件についてですけれども、福祉保健部長、ちょっと明確ではなかったんですが、この基金については認可外の給食費の助成にも適用されるかどうか、もう一度明確に御答弁をお願いします。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の再質問に答弁させていただきますが、きょうは冒頭から御自身の信念といいますか、信条といいますか、お考えを非常に迫力あるスピーチでお話をされ、非常にわかりやすいお話だったと思います。全国に放映されたら全国民がよく理解できる内容だと思いますし、先ほどおっしゃった本土防衛の盾であるとかいろんな点はありませんが、私は歴史の研究者ではありませんのでごくごく当たり前のことしか知りませんけれども、金城勉先生のお話をけんけんよくよく、よく頭に入れながら埋立法上の目的、法にのっとって最終的な結論を出してまいりたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 再質問にお答えいたします。

待機児童解消支援基金、支援交付金が給食費の助成に活用できないかということでもありますけれども、この待機児童解消支援交付金は、待機児童対策に関する市町村への独自事業や、待機児童対策の実施に必要な臨時職員等の任用に要する費用など、待機児童解消の加速化につながる事業への活用を想定しています。

認可外保育施設の給食費につきましては、入所児童の処遇改善を目的として沖縄振興特別推進交付金を活用して支援しているところでありますので、これに重ねてこの交付金を活用することは困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 日本共産党を代表して質問します。

今、沖縄が県みずから沖縄21世紀ビジョンで打ち出した「基地のない沖縄をめざす」という未来を切り開いていくのか、それとも豊かな辺野古の海の埋め立てを容認し、耐用年数200年という外国の軍事基地を建設し、子々孫々まで米軍基地による苦しみを押しつけられるのか、重要な岐路に立っています。

ことし1月28日、41市町村長、市町村議会議長、県議会各会派代表の署名・押印で、県民の総意としてオスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を求めた建白書を総理に提出しました。この重みを知事はしっかりと受けとめるべきではありません

んか。

公有水面埋立承認申請書に関する名護市長の意見が市議会の議決を経て県に提出されました。その意見では、「1 公有水面埋立法の要件を満たしていない事項について」、「2 事業の不適切性について」、「3 市民の声」などから構成され、「未来の名護市・沖縄県へ正しい選択を残すためにも、埋立ての承認をしないよう求めます。」と不承認を求めています。具体的な内容と県の見解を求めます。

沖縄県環境生活部は、環境保全についての懸念が払拭できないとの意見を提出しましたが、具体的な説明を求めます。

名護市長の意見では、「名護市民の誇りをかけて、「普天間飛行場の辺野古移設」に断固反対する、」と述べています。地元の意見は大変重たいものです。知事は、この意見を尊重して不承認にすべきです。

政府が、県外移設はあり得ない、普天間の固定化と県民を恫喝しています。政府の言うことを聞かない県民を恫喝するというのは、戦前の大日本帝国憲法の時代の発想であり、沖縄県民の総意を突き崩そうという安倍内閣のいら立ちと焦りのあらわれでもあります。現憲法のもとでは国と地方は対等です。知事は、「固定化という発想、言葉が出てくるのは一種の墮落だ」と批判しましたが、知事はこのような恫喝や政府のやり方に屈服すべきではありません。

森本前防衛大臣は、軍事的には沖縄でなくてもよいが、政治的に考えると沖縄が最適の地域だ、許容できる場所は沖縄にしかないと述べました。また、オーストラリアの外務省の公文書で、復帰時に米国が沖縄の海兵隊を本国に撤退させようとしたことや、それを強く引きとめたのが日本政府だということも明らかになりました。普天間基地固定化論が道理のないおどしであるとともに、普天間基地は閉鎖・撤去、海兵隊撤退こそ一番早い現実的な方法であることが明らかになっています。それを米国と日本政府に求めるべきです。

選挙で「国外・県外移設」を公約に掲げながら、選挙が終わると県民への公約を破り「辺野古移設容認」を打ち出した自民党国会議員、党県連への失望と怒りが広がっています。2009年の衆議院選挙で、辺野古移設を掲げた自民党は県内で議席がゼロになり、2012年の衆議院選挙では、「最低でも県外」との公約を破り辺野古移設容認になった民主党は議席がゼロになりました。県民は辺野古移設と公約破りに厳しい審判を下してきました。知事は2期目の選挙で「県外移設」を公約に掲げ、辺野古移設は事実上不可能と言い続けて

きました。知事は自身の選挙公約についてどう認識しているか。公約とは守るものなのか、破ってもいいものなのか見解を伺います。

知事は、これまで地元名護市長の反対、県内41市町村長の反対、県議会の決議、多くの県民の反対、そして反対運動などを理由に挙げ、また、政府が仮に決めても、全県的な反対運動は激化して大変な混乱をもたらす事態になるとして、「辺野古移設は事実上不可能」と言ってきました。自民党国会議員や県連が辺野古容認になったが、これまで答弁していた状況と基本的には変わっていないどころか、那覇市議会が激しく抗議するとの意見書を全会一致で可決するなど、逆に県民の怒りの炎に油を注ぐことになっています。知事の見解を伺います。

次に、アメリカの世界戦略と沖縄の米軍基地問題について。

沖縄はアメリカの世界戦略の中に位置づけられており、沖縄の米軍基地問題を解決していく上で、世界の動きとアメリカの対外戦略を把握することと、国際社会への働きかけが欠かせません。10年前、米国など一部の国々は、国連安保理の決議もないまま無法なイラク戦争を開始しました。しかし、ことし米国や英国が行おうとしたシリアへの軍事介入は国際世論と国内世論に包囲され阻止され、国連の外交的な解決に委ねられました。現在の国際政治は、どんな大国も簡単には国連憲章を踏みにじって軍事力行使はできなくなっていることを示しています。経済の分野でも、先進国サミットが「G6」から「G7」を経て「G8」になりましたが、それでも世界的な諸問題に対処できなくなり、新興国・途上国を含めた「G20」へと発展。さらに、国連加盟国全てが参加する「G192」や「Gゼロ」が提唱され始めています。一部の発達した資本主義国が世界経済を支配していた時代はもはや過去のものとなっています。知事の認識と県のこれまでと今後の対応について伺います。

アメリカのオバマ政権は、国際的な影響力の相対的な低下傾向を伴いながらも、世界戦略では無人機による他国領土内での攻撃、局地的な軍事作戦の展開など歴代政権の基本戦略である軍事的覇権主義の立場に固執しつつ、一方で、多国間・二国間の外交交渉による問題解決に一定の比重を置くという2つの側面を持っています。シリア問題では国連安保理を通じた外交解決の方向を選択し、北朝鮮の核問題に続いてイランの核問題も外交交渉による解決へかじを切り先日合意をしています。アジア戦略においても、日米、日韓、米豪などの軍事同盟強化を第一の戦略に置きながらも、

中国に対しては旧ソ連のように「封じ込め」ではなく、米中首脳会談で「競争と協力」の側面を含む「大国間の新しいモデル」の構築という対話の方向で関係を発展させることを確認し、平和の地域共同体を形成しているASEANなどに対しては外交的関与による米国の影響力強化に基本戦略を置いています。このアメリカの2つの側面について知事としての認識を伺います。

沖縄の普天間基地問題も、米国では辺野古にあくまでも固執する勢力と、一方ではこれまで辺野古を推進していた重鎮らの中からも、辺野古は不可能で別のプランを考えるべきだ、海兵隊は沖縄から撤退すべきだと主張する勢力もふえてきています。知事の認識を伺います。

このようなときに辺野古埋立申請に対する知事の判断は、アメリカにも大きな影響を与えるものになります。知事が辺野古埋立申請を不承認にすることは、県民の総意を代表としたものとして歓迎され、県民の誇りを取り戻し、県民世論、全国の世論、国際的な世論を大きく喚起することになるでしょう。そして、既に3つの海兵遠征軍を2つに統合する計画を打ち出しているアメリカでも、知事の判断を一つのきっかけに、辺野古移設固執勢力を包囲し、普天間基地の閉鎖、海兵隊の沖縄からの撤退という選択肢が現実問題として表に登場してくる展望を切り開くものとなるでしょう。知事には、辺野古が固定化かしかないとこのような敗北主義的、近視眼的な恫喝に屈せず、世界の動き、アメリカの動き、県民世論など大きな視点で捉え、県民の期待に応え、県民の立場に立って県民を信頼し、辺野古埋め立ては断固不承認という勇気ある決断を求めるものです。

次に、沖縄の教育問題について。

沖縄の子供たちは、家庭の経済状況、生活環境や教育環境など極めて厳しい環境に置かれています。特に学力テスト1位と言われている秋田県、2位の福井県と47位の沖縄県を比較すると、問題点や改善点が見えてきます。次の項目で3県の数字と全国比較順位を伺います。

1人当たり県民所得、持ち家比率、3世代世帯割合、離婚率、母子家庭比率、生活保護受給比率、教育扶助を受けている小学生、中学生数の率、子供の通院医療費の助成事業実施状況。

家庭の経済状況、生活環境や教育環境が厳しい上に、教育予算と施策などが全国や3県との開きが浮かび上がってきています。次の項目の3県の実態と順位について伺います。

学校建設費を除く児童と生徒1人当たりの教育予算について、少人数学級の実施状況、教員1人当たりの児童数と生徒数、教員の精神的疾患による休職者の割合と、全国比、秋田県との比較。

以上の指標から見えてくるのは、1、沖縄の子供たちの置かれている家庭の経済状況、生活環境や教育環境が極めて厳しいこと。2つ目に、米軍占領下のもとでおこなっていた学校建設などに力を入れざるを得なかったとはいえ、児童1人当たりの教育予算が全国で最下位であることや教育的施策が他県と比べて不十分であること、3つ目に、他府県に比べてもそのしわ寄せが教員に過重負担となっているということです。この解決のためには、教育庁任せではなく県政全体で取り組むとともに、教育予算の抜本的な増額が必要です。知事及び教育長の見解を伺います。

そのために、当面すぐやるべき課題として、正規教員の増員と30人以下学級の全学年での実施、学校事務職員の削減をやめ拡充し、教員は教育に専念してもらうこと、就学援助金の削減をやめ、必要な子供たち全員が受けられるようにすること、子供の医療費を通院も中学校卒業まで拡充していくことなど全体的な子育て支援策を強化することです。知事及び教育長の見解を伺います。

八重山教科書問題での文科省の県への是正要求なるものは、明らかに教育への政治介入であり、地方自治への介入です。このような圧力に屈服してはなりません。教育委員会でのこれまでと今後の対応について伺います。

特定秘密保護法は、再び日本を戦争ができる国につくりかえることを狙った大変危険なものです。基地の島沖縄では、特に暗黒社会になってしまいます。何が秘密なのか秘密です。県や市町村がオスプレイの合意違反の実態を監視することも罰則の対象となってしまいます。知事として反対すべきです。

TPP交渉が重大な局面を迎えています。安倍内閣の「守るべきものは守る」といったものがごまかしであったことも日々明らかになっています。全てが関税撤廃の対象となり、例外と言われた品目も10年から20年で完全撤廃になってしまいます。沖縄の農業、経済は壊滅的な打撃を受けてしまいます。直ちに交渉から脱退すべきと知事を先頭に要請すべきです。

消費税は低所得者ほど負担が重くのしかかる最悪の不公平税制です。沖縄の県民所得は全国平均の7割、東京の半分です。同じ値段の商品を買った場合、同じように消費税がかかりますが、県民所得に対する負担割合は全国平均の1.4倍、東京都民の2倍になるので

はありませんか。一番被害を受けるのが沖縄県民です。このような増税を中止するよう求めるべきです。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、辺野古埋立申請に対する名護市長意見についてという御質問に答弁をいたします。

埋立承認申請につきましては、現在、その内容について審査しているところであります。

今後、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、名護市長及び関係行政機関などの意見を総合的に勘案し、承認するか否かを判断してまいる所存でございます。

次に、同じく名護市長意見と辺野古埋立申請を不承認にすることという柱の中で、選挙公約についての認識いかんという御質問に答弁をいたします。

選挙公約は、県民との言わば約束というべきものであります。私は全力でその約束の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、ＴＰＰに関する御質問の中なのですが、ＴＰＰ交渉に対する沖縄県の対応についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

ＴＰＰ交渉につきましては、去る10月のＴＰＰ首脳声明以降、11月に首席交渉官会合が開催され、12月にはＴＰＰ閣僚会合が予定されるなど年内妥結に向け加速的に進展しており、予断を許さない状況にあると認識しております。このため、沖縄県では、10月24日と11月29日にＪＡ等関係団体と連携し、内閣官房長官やＴＰＰ担当大臣など政府・与党に対しまして、本県農林水産業に影響が出ないよう強く要請したところであります。

今後とも、ＴＰＰ交渉の動向や国の対応を踏まえながら、時期を逸しないよう必要な対策について適切に対応してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 名護市長意見と辺野古埋立申請を不承認にすることに関する御質問の中で、政府の固定化発言等についてお答えをいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置し、周辺には学校や住宅、病院等が集中する極めて危険な状況にあり、一日も早い移設・返還の実現が必要であり、固定化は決してあってはならないと考えております。

県としては、日米両政府に対し、引き続き早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

続きまして、名護市長意見と辺野古埋立申請を不承認にすることに関する御質問の中で、普天間基地の閉鎖・撤去についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県としては、これまでの経緯等から普天間飛行場の即時閉鎖・撤去が実現するとは考えがたく、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

続きまして、沖縄の教育問題に関する御質問の中で、正規教員の増員及び30人以下学級の実施についてお答えいたします。

正規教員の増員につきましては、平成23年度以降、計画的に採用人数をふやしているところであり、今後とも年次的・計画的に取り組んでまいります。また、少人数学級につきましては、現在、小学校1・2年生で30人学級を、小学校3年生で35人学級を実施しているところであります。次年度は、小学校4年生または中学校1年生へ拡大してまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 名護市長意見と辺野古埋立申請を不承認にすることについての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についてお答えいたします。

埋立承認申請に関し、名護市長からオスプレイ配備への懸念、生活環境及び自然環境の保全への影響、環境影響評価手続の不備などに対する意見が述べられております。さらに、移設への反対、賛成する市民の声などが列挙されております。これら意見の内容について、沖縄防衛局に見解を求めたところであります。

今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

次に、消費税についての御質問の中で、県民所得に対する負担割合についてお答えいたします。

県民所得は、雇用者報酬、企業所得及び財産所得から成り、個人の所得水準を表するものではないため、消費税増税に係る負担割合を単純に比較をすることは困難であります。

なお、消費税増税の世帯への影響について、家計調査のデータをもとに民間研究所が用いた手法で算出す

ると、消費税が8%に引き上げられた場合、2人以上世帯の1世帯当たりの年間収入に占める消費税の負担割合は、沖縄県では3.8%、全国は3.9%、東京都区部は3.6%になると試算されております。これをもとに消費税が引き上げられた場合、沖縄県の2人以上世帯の1世帯当たり年間収入に占める消費税の負担割合は、全国の0.96倍、東京都区部の1.06倍になると試算されます。

同じく消費税についての御質問の中で、消費税率の引き上げについてお答えします。

消費税は、他の税目に比べ景気変動による影響を受けにくく、少子・高齢化がますます進展する中で、国・県・市町村における安定的な財源の確保等のためその役割は重要であることから消費税法が改正され、来年4月1日から実施されることになっております。

政府では、消費税率の引き上げを踏まえ、低所得者に配慮するための対策として、住民税の非課税世帯に現金を給付する措置を具体的に検討しているところと聞いております。

沖縄県としましては、政府が地域経済に配慮するとともに、低所得者や中小事業者への対応策が十分講じられるよう注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 名護市長意見と辺野古埋立申請を不承認にすることについての御質問の中で、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念を求めた建白書についてお答えいたします。

オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会等が連名で、安倍総理大臣及び関係閣僚に直接、建白書を提出したことは、意義があったものと考えております。

県としましては、普天間飛行場の危険性除去、オスプレイの配備計画の見直し等を日米両政府に対し強く求めているところであります。

次に、自民党国会議員や県連の辺野古容認についての御質問にお答えいたします。

県としましては、普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であると考えております。

県選出の国会議員や自民党県連の方針については、党としてさまざまな意見を踏まえ決定したものと理解しておりますが、県政与党の一員である自民党県連において、「辺野古移設を含むあらゆる選択肢を排除しない。」とする政策を決定したことは重く受けとめて

おります。

次に、アメリカの世界戦略と沖縄の米軍基地問題についての御質問の中で、国際情勢の認識や県のこれまでの対応と今後の計画についてお答えいたします。

防衛白書によりますと、我が国を取り巻く安全保障環境について、北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射や、中国による各種動向などが見られ、国際的な安全保障環境は依然として不透明で不確実な要素が残されており、一層厳しさを増しているとしております。こうした状況を踏まえ、知事公室においては、アジア地域の国際情勢や安全保障問題等について独自に調査・分析・研究を行っております。これまでフォーラムやシンポジウム等のさまざまな機会を通して国内外の有識者やシンクタンクとのネットワークを構築しているところであり、今後さらに連携を強化し活用をしてまいります。

県としましては、今後とも中国の防空識別圏設定に係る影響等、東アジアの安全保障をめぐる各国の動向を注視しつつ、基地問題に係る国際情勢や安全保障問題等について調査・分析・研究を深めてまいります。

次に、米国の世界戦略における2つの側面に対する認識についてお答えいたします。

地域安全政策課においては、アメリカの国防戦略や外交政策を初めアジア地域の国際情勢や安全保障問題等について、独自に調査・分析・研究を行っております。米国の世界戦略についてはさまざまな御意見や研究成果があり、県としても過重な米軍基地負担を担う沖縄の立場から、基地負担の軽減を図るためさまざまな御意見を収集し調査研究を行ってまいりたいと考えております。

次に、普天間問題等に関する米国有識者等の主張についてお答えいたします。

県としては、米国において普天間飛行場移設問題や在沖海兵隊のあり方についてさまざまな意見があることは承知しておりますが、これらが日米両政府間の正式な議論にどのような影響を及ぼしているかなど、引き続き情報収集をしているところであります。

次に、辺野古埋め立てを不承認とすることについてお答えいたします。

今回の埋立承認申請については、行政手続法や公有水面埋立法等の関係法令にのっとり、必要な手続を実施しております。普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い危険性の除去、移設・返還の実現が必要であります。現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては確実な早期移設の方

策を示す必要があると考えております。

次に、特定秘密保護法案の廃案を求めることについてとの御質問にお答えいたします。

特定秘密の保護に関する法律については、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として強い関心を持っているところであります。今後、具体的な運用基準が定められることとなっており、現段階で沖縄県へどのような影響を与えるかについては明らかにされておられません。

県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えております。このようなことから、国民の間にあるさまざまな意見や懸念に配慮しつつ、国において十分な議論を尽くすべきであると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 名護市長意見と辺野古埋立申請を不承認にすることについての中、環境生活部意見についての御質問にお答えします。

当部では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に述べた知事意見に対する事業者の対応を確認した上で、埋立承認申請書に示された環境保全措置等では埋立面積の最小化等に関する評価が具体的に示されていないこと、航空機騒音に係る予測・評価の妥当性が確認できないこと、ジュゴン、ウミガメ類、サンゴ類など海域生物への影響の程度が不明であること、米軍へ周知するとした環境保全措置の効果の不確実性などの不明な点があり、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できないと述べたところです。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは沖縄の教育問題についての御質問で、生活環境等に関する秋田県、福井県、沖縄県の比較についてお答えいたします。3  
(1)アからクは関連しますので一括してお答えいたします。

1人当たりの県民所得は、秋田県229万1000円で42位、福井県279万6000円で14位、沖縄県202万5000円で47位となっております。

持ち家比率は、秋田県78.4%で1位、福井県77.4%で3位、沖縄県50.2%で46位となっております。

3世代世帯の割合は、秋田県16.4%で3位、福井県

17.5%で2位、沖縄県5.5%で41位となっております。

離婚率は、秋田県1.41パーミルで46位、福井県1.57パーミルで40位、沖縄県2.59パーミルで1位となっております。

母子家庭比率は、秋田県2.4%で16位、福井県2.1%で34位、沖縄県3.7%で1位となっております。

生活保護受給比率は、秋田県14.5パーミルで20位、福井県5.0パーミルで46位、沖縄県24.1パーミルで5位となっております。

教育扶助を受けている小学生数については、秋田県0.96人で23位、福井県0.21人で46位、沖縄県1.46人で11位となっております。

教育扶助を受けている中学生数については、秋田県1.27人で21位、福井県0.25人で46位、沖縄県2.14人で7位となっております。

子供の通院医療費助成制度の状況は、秋田県は小学校卒業まで、福井県は小学3年まで、沖縄県は3歳児までとなっております。

次に、児童生徒1人当たりの教育予算についてお答えいたします。

文部科学省の平成24年度地方教育費調査の中間報告によりますと、学校建設費等の資本的支出を除いた学校教育費は、小学校児童1人当たり、秋田県は約94万円で5位、福井県は約85万6000円で17位、沖縄県は約62万3000円で47位、中学校生徒1人当たり、秋田県は約103万円で5位、福井県は約84万円で30位、沖縄県は約76万7000円で42位となっております。

次に、少人数学級の実施状況についてお答えいたします。

平成25年度において、秋田県では、小学校が4学年、中学校が2学年、計6学年で実施、福井県では、小学校が3学年、中学校が3学年、計6学年で実施しており、多い順にともに18位であります。本県においては、小学校の3学年で実施しており、29位となっております。

次に、教員1人当たりの児童生徒数についてお答えいたします。

平成25年度において、秋田県では、小学校が13.2人で少ない順に7位、中学校が11.7人で11位、福井県では、小学校が13.9人で17位、中学校が12.6人で20位であります。本県においては、小学校が17.1人で41位、中学校が13.6人で33位となっております。

次に、精神性疾患による休職者の割合についてお答えいたします。

平成23年度において、全国では、小学校0.57%、中

学校0.66%、秋田県では、小学校0.48%、中学校0.34%であります。本県においては、小学校1.08%、中学校1.78%となっております。

次に、教育予算の抜本的な措置についてお答えいたします。

将来の沖縄県を担う人材の育成のため教育環境を改善し、時代に合った施策を実施していくことは大変重要なことと考えております。

県教育委員会においては、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、グローバルに活躍できる人材を育成するための国際性に富む人材育成留学事業、離島・僻地支援のための離島児童・生徒支援センター整備事業、児童生徒の学力向上を目的とした教員指導力向上事業や離島等における学校に学習支援を行う複式学級教育環境改善事業など、さまざまな施策を実施しているところであります。

今後とも、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県教育振興基本計画に基づき、予算を措置・確保できるよう、教育・人材育成に関する施策の展開・拡充を図っていきたいと考えております。

次に、学校事務職員についてお答えいたします。

学校事務職員の配置につきましては、いわゆる「義務標準法」に基づき適正に行っているところであります。

学校事務職員は、総務、財務、管財、経理、渉外等の事務に従事し、学校運営が円滑に実施されるために重要な役割を果たしております。

学校において教員が抱える事務負担を軽減し、教員が児童生徒と触れ合う時間の確保を図るためには、学校事務職員の専門性を発揮し、学校運営全般に対するより効果的な支援を行う必要があると考えております。

次に、就学援助についてお答えいたします。

就学援助事業につきましては、市町村においてそれぞれの実情に応じて実施されております。

平成23年度までの3年分の学用品費等の受給者数及び支給額の状況を申し上げますと、平成21年度2万2795人、約15億3970万円、平成22年度2万5206人、約16億7871万円、平成23年度2万6894人、約17億7139万円となっております。

県教育委員会としましては、教育の機会均等の観点から、市町村教育委員会へ就学援助事業の対象費目、援助額の拡充など適切な実施をお願いするとともに、全国都道府県教育長協議会等を通して、国に対して十分な財源措置について要請しているところであります。

次に、八重山教科書問題についての御質問で、八重山教科書に関する県教育委員会の今後の対応等についてお答えいたします。

県教育委員会では、文部科学大臣からの是正要求の指示について真摯に取り組み、これまで7回にわたり議論を重ねてまいりました。話し合いの場では、竹富町の現在の教育環境、是正要求した場合の八重山地区への影響、地方公共団体の自主性及び自立性への配慮等について協議してまいりましたが、結論には至りませんでした。

県教育委員会としましては、今後も引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 沖縄の教育問題についての御質問の中で、本県の子育て支援策の強化についてお答えいたします。

子供医療費通院の拡充につきましては、中学卒業までの入院年齢の拡大による事業費の動向や効果を見きわめ、市町村の意向も踏まえて検討していきたいと考えております。

県としましては、今後とも福祉、保健、医療、教育など全庁的な連携体制のもとで子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時54分休憩

午後2時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 知事、先ほど答弁で、公約は全力で実現していくということを答弁されました。知事は、選挙公約では普天間基地は県外移設を公約に掲げ、答弁では事実上辺野古移設は不可能だと言いつけてきました。

先ほどの答弁からいくと、その今の立場は堅持して、その公約の実現にこれからも全力を挙げるということで理解していいですか。もう一度答弁お願いします。

それから教育問題で、今配った表は、（資料を掲示）先ほど答弁されたものを表にしたものです。一

番上の表は、子供たちの置かれている状況を示しています。県民1人当たりの所得が沖縄は最下位だとか、生活保護率とか非常に高い状況があります。2番目の真ん中の表が、そういう状況の中で県や市町村の教育に対する予算の投入の仕方はどうかといったら、児童1人当たりでいくと沖縄は秋田県より31万7000円少ない。中学生は23万3000円少ないという点で、教育費に対する予算のつけ方も少ないということがわかりました。そういう状況のもとで、教員は秋田県より沖縄は4人多い、小学生で。福井より3人多い。中学校では秋田より2人多い。福井より1人多い、教員は担当していると。そしてそれによる精神疾患は秋田県より5.23倍も中学校で教員の精神疾患があるという。負担というのが今度の調査でわかったんですよ。

ですから、きょうは余り時間ありませんけれども、こういった全体的な視点で見て分析していくということとは非常に大事だと思いますので、この一覧表今お配りして、先ほど答弁いただいて、知事ぜひこれはこれからも検討していただいてよく分析していただいて、教育問題を考えていただきたいなと思います。

そして、以上の点から、やっぱり即効的にやるべきは少人数、30人以下学級を急いでやることだと思います。もう秋田県と福井県と比べたらはっきりしていますので、ぜひそこを決意をしてふやしていただきたいと。知事の見解をこの3つお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後2時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） まず渡久地議員の再質問について、ちょっと逆のほうからやらさせていただきますが、少人数学級につきましては、県でもいろいろ取り組んで教育庁と一緒にあって取り組んでできています。これから先につきましても、教育庁とよく相談して可能な限り頑張ってまいりたいと考えております。

それから、先ほどいただきましたいろんな沖縄における暗い面といいますか少し何かしなきゃいけないという面がいろんな分野ごとにたくさんあって、ほかの県と比べていかなものかというのがいろいろあります。これらは全て関連し合っているのではないかと。御趣旨だったと思うんですが、こどもよく改めてまた勉強させていただいて、確かにこういう面が際立っている、マイナス面といいますか、ここについてよく勉強を今一段深めていい形で我々も政策展開できるように努力して取り組んでまいりたいと思います。

それから、私の公約についてですが、これは渡久地議員は私に投票してくれたとは思いませんが、いずれにしても公約については、文字どおりこれは約束ですから、県民に対してその実現のために全力でやるというのは当然のことですから、全力で実現に向けて頑張ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時1分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子

平成25年12月6日

平成25年  
第7回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第4号）

平成25年  
第 7 回

## 沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成25年12月6日（金曜日）午前10時2分開議

### 議 事 日 程 第4号

平成25年12月6日（金曜日）

午前10時開議

第 1 一般質問

第 2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案まで（質疑）

### 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案まで（質疑）

- 甲第1号議案 平成25年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 甲第2号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 乙第1号議案 沖縄県職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第2号議案 東日本大震災に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県部等設置条例の一部を改正する条例
- 乙第5号議案 沖縄県延滞金徴収条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第7号議案 沖縄県待機児童解消支援基金条例
- 乙第8号議案 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 工事請負契約について
- 乙第11号議案 工事請負契約について
- 乙第12号議案 工事請負契約について
- 乙第13号議案 工事請負契約について
- 乙第14号議案 工事請負契約について
- 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第16号議案 財産の取得について
- 乙第17号議案 指定管理者の指定について
- 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 乙第20号議案 指定管理者の指定について
- 乙第21号議案 指定管理者の指定について
- 乙第22号議案 当せん金付証票の発売について
- 乙第23号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第24号議案 県営水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第25号議案 県営通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 乙第26号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

乙第27号議案 県道の路線の認定について

乙第28号議案 国土交通大臣の作成する漠那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について

乙第29号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

---

### 出席議員(42名)

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 議長  | 喜納昌春  | 君  | 23番 | 大城一馬  | 君  |
| 副議長 | 浦崎唯昭  | 君  | 24番 | 嶺井光   | 君  |
| 1番  | 上原章   | 君  | 25番 | 前島明男  | 君  |
| 2番  | 砂川利勝  | 君  | 27番 | 新垣良俊  | 君  |
| 3番  | 具志堅透  | 君  | 28番 | 仲田弘毅  | 君  |
| 4番  | 又吉清義  | 君  | 29番 | 新垣安弘  | 君  |
| 6番  | 儀間光秀  | 君  | 30番 | 當間盛夫  | 君  |
| 7番  | 新田宜明  | 君  | 31番 | 照屋大河  | 君  |
| 8番  | 仲村未央  | さん | 32番 | 狩俣信子  | さん |
| 9番  | 玉城満   | 君  | 34番 | 新垣清涼  | 君  |
| 10番 | 西銘純恵  | さん | 37番 | 金城勉   | 君  |
| 11番 | 比嘉京子  | さん | 38番 | 糸洲朝則  | 君  |
| 12番 | 吉田勝廣  | 君  | 39番 | 翁長政俊  | 君  |
| 14番 | 中川京貴  | 君  | 41番 | 新垣哲司  | 君  |
| 15番 | 桑江朝千夫 | 君  | 42番 | 具志孝助  | 君  |
| 16番 | 座喜味一幸 | 君  | 43番 | 新里米吉  | 君  |
| 17番 | 呉屋宏   | 君  | 44番 | 高嶺善伸  | 君  |
| 18番 | 仲宗根悟  | 君  | 45番 | 奥平一夫  | 君  |
| 19番 | 崎山嗣幸  | 君  | 46番 | 玉城義和  | 君  |
| 20番 | 山内末子  | さん | 47番 | 玉城ノブ子 | さん |
| 22番 | 渡久地修  | 君  | 48番 | 嘉陽宗儀  | 君  |

---

### 欠席議員(5名)

|     |      |   |     |      |   |
|-----|------|---|-----|------|---|
| 5番  | 末松文信 | 君 | 26番 | 照屋守之 | 君 |
| 13番 | 島袋大  | 君 | 33番 | 赤嶺昇  | 君 |
| 21番 | 瑞慶覧功 | 君 |     |      |   |

---

### 欠員(1名)

---

### 説明のため出席した者の職、氏名

|        |       |   |         |       |   |
|--------|-------|---|---------|-------|---|
| 知事     | 仲井眞弘多 | 君 | 文化観光    | 湧川盛順  | 君 |
| 副知事    | 高良倉吉  | 君 | スポーツ部長  |       |   |
| 副知事    | 川上好久  | 君 | 土木建築部長  | 當銘健一郎 | 君 |
| 知事公室長  | 又吉進   | 君 | 企業局長    | 平良敏昭  | 君 |
| 総務部長   | 小橋川健二 | 君 | 病院事業局長  | 伊江朝次  | 君 |
| 企画部長   | 謝花喜一郎 | 君 | 会計管理者   | 岩井健一  | 君 |
| 環境生活部長 | 當間秀史  | 君 | 知事公室秘書  | 久貝富一  | 君 |
| 福祉保健部長 | 崎山八郎  | 君 | 広報交流統括官 |       |   |
| 農林水産部長 | 山城毅   | 君 | 総務部     | 田端一雄  | 君 |
| 商工労働部長 | 小嶺淳   | 君 | 財政統括官   |       |   |

教育委員会 新垣和歌子さん  
 委員長  
 教育長 諸見里明君  
 公安委員会 翁長良盛君  
 委員長  
 警察本部長 笠原俊彦君

労働委員会 春田吉備彦君  
 会長代理  
 人事委員会 玉城健君  
 委員長  
 代表監査委員 知念建次君

#### 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 嘉陽安昭君  
 次長 知念正治君  
 議事課長 平田善則君  
 副参事兼 勝連盛博君  
 課長補佐

主幹 佐久田隆君  
 主査 嘉陽孝君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

本日質問予定の赤嶺昇君から、発言通告の撤回がありました。

○議長（喜納昌春君） 日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、甲第1号議案、甲第2号議案及び乙第1号議案から乙第29号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ぶただいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 少し休憩お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 皆さん、おはようございます。

県民を裏切らない、ぶれない、県民ネットの奥平でございませう。

一般質問を最初に行わせていただきます。

きょうの県紙含めて、県紙もテレビも特定秘密保護法案の強行採決に大きな怒りの見出しでこのように取り上げられております。（資料を掲示）このような秘密をもとに国づくりをしようとする国に全く未来はありません。こういう強行採決で物事を決めようとするこの政治に大きな怒りを禁じ得ません。断固として強行採決は行うべきではありません。

そして、きのうは公明党の金城議員のすばらしい演説がございました。非常に感銘をいたしました。その中でも特に、普天間を固定化させている原因は政治の

不作為であり、県民が辺野古移設に反対していることではない。県民は立場の違いを認めつつ、引き続き心を一つにしてスクラムを組んでいこうというまさにこの名演説に感銘をいたしました。

この発言に勇気をもって一般質問をさせていただきます。

知事の政治姿勢について。

普天間基地問題について。

知事公約の「一日も早い危険性の除去」について、進捗状況を示せ。

2期目の選挙では「県内移設」から「県外移設」と政策を変更し力強く踏み込んだ公約を掲げましたが、これからは知事においては堅持をしていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

日米安保によって沖縄の負担が過重に集中をしている。だからあえて国外と言わずに県外と言っている。それは沖縄が崩してはならないスタンスだと発言をされているが、その狙いと真意についてお伺いをしたい。

政府の県外移設はとんでもないという恫喝発言について知事の見解をお伺いしたい。

2005年の米軍再編協議で日米の現行計画とは違う別のプランがアメリカ側から出されたが、日本側がそれを拒否したことが判明している。昨年12月26日、森本前防衛大臣の最後の記者会見において、普天間の辺野古移設は地政学的に軍事的目的で沖縄でなければならないということではなく、政治的に考えれば国内に受け入れるところがなく沖縄が最適だという発言等を見れば、日本国の安全保障を沖縄に捨て石になってもらうことで完結させようという差別姿勢があるのではないかと。知事の見解をお伺いいたします。

自民党中央は、県選出国会議員及び沖縄県連の民意を裏切る公約撤回で外堀を埋めたとしているが、その

後、知事への埋立承認を求めるとしている。知事の見解を伺いたい。

高良副知事、公室長のハワイ州知事アバクロンビー氏と相次ぐ会談の目的と成果について伺います。

嘉手納基地問題について。

嘉手納基地周辺地域の平和的生存権（安心と安全度）について知事の見解を聞く。

普天間飛行場と比較して危険性の度合いはどうか、知事の見解をお伺いします。

嘉手納基地の固定化が既成事実化している。国もそのことを無視しているが、知事の見解をお伺いします。

嘉手納基地返還について知事の見解を伺います。

オスプレイの普天間配備や、さらに先島島嶼防衛を念頭に与那国への陸上自衛隊沿岸監視部隊や那覇基地への戦闘機部隊の拡充強化配備、下地島空港利用を想定した調査研究費の計上と沖縄の負担軽減とは名ばかりの軍備増強が続いています。軍事基地をめぐる異常な機能強化について知事は反対を求めているのかお聞きしたい。

下地島空港問題について。

利活用に向けた企業への要請活動の経緯について、JALの再開やANAの継続の可能性も含めてお答えいただきたい。

要請活動が不調の場合、休港も選択肢にあるとしている。休港してもメンテナンス費用は必要になるが、どうするのか。

検討協議会で宮古空港・下地島空港の役割分担や運営方法についての課題が検討されたというが、どのような意見で集約をされているのか。

下地島空港と残地のポテンシャルを伊良部架橋開通でどう生かしていくのか、知事の見解を伺います。

県経済（財源及び財政）と行政運営について。

県経済の国への依存度は他府県と比較してどうなのか。

交付税は他府県と比較してどうなのか。

米軍関係受取は幾らか。それは県民総所得の幾らか。その経緯も示せ。

基地関連収入は幾らか。それは県としてどう解釈しているか。恩恵的に交付されるとの捉え方なのかお伺いしたい。

離島医療について。

小規模離島における保健衛生の実態と課題について伺う。

離島におけるがん医療の確保はどのように進んでいるのか伺う。

離島における恒常化する医師不足の解消に向けた取り組みについて伺いたい。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

奥平一夫議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、普天間飛行場の県外移設について、堅持していきますかという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

沖縄県としましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

次に、離島医療に関する御質問の中で、離島における医師確保についての御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、県立病院での後期臨床研修や琉球大学と連携した医師修学資金等貸与事業等により、離島に派遣する医師の養成・確保を図っているところでございます。また、ドクターバンク等支援事業や医師派遣等推進事業により、県内外からの医師確保に努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、国外と言わず県外としていることについてお答えします。

普天間飛行場移設問題を初め沖縄の基地問題は、我が国の安全保障のあり方の中で日本国民がひとしく考えるべき課題であり、国会の議論を見ても国民の理解が不十分だと考えております。こうしたことを踏まえ、普天間飛行場移設問題は過去の決定等にとらわれず状況の変化に柔軟に対応し、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があると考えております。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、ハワイ州知事との会談の目的と成果についてお答えします。

去る11月19日、私は、米国ハワイ州においてアバク

ロンビー知事と面談いたしました。在沖海兵隊の海外移転については、計画全体の行き詰まりに対する懸念や柔軟な対応の必要性について認識と意見が一致しました。また、ポハクロア訓練施設及び海兵隊カネオヘベイ基地を視察し、ハワイにおける海兵隊受け入れの環境を直接確認いたしました。防災・危機管理については、ハワイが太平洋地域の地震・津波研究の先進地域であることから、太平洋津波警報センターを視察し、同センター及び州知事に対し、防災・危機管理分野での連携についても依頼し賛同をいただきました。その他、観光担当部局間の連携など、幅広い分野で連携・協力関係を発展していくこととしております。

同じく知事の政治姿勢に関する御質問の中で、オスプレイの普天間配備や与那国島への自衛隊配備等の軍備増強についてお答えいたします。

米軍MV22オスプレイについては、県民の不安が一向に払拭されておらず、県は、去る8月に軍転協を通じて、安倍総理大臣を初め関係閣僚に対してオスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを要請しております。また、自衛隊の南西地域の態勢については、防衛白書において各種事態に迅速に対応して部隊が活動を行うため、自衛隊の空白地域となっている島嶼部に必要最小限の部隊を新たに配置することが必要とされております。

自衛隊の部隊配備等については、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、下地島空港の休港についてお答えいたします。

下地島空港につきましては、これまで利活用に向けた誘致活動を展開してきたところであります。

県としましては、次年度の管理運営費が確保できるよう、今後とも誘致活動に鋭意取り組んでいきたいと考えております。仮に休港とした場合でも、将来の空港再開に備え最小限の施設の維持管理費用は必要となります。

次に、下地島空港残地の利活用についてお答えいたします。

下地島空港周辺残地の利活用については、平成26年度に伊良部大橋が供用開始を迎えるなど、新たな展開が期待されているところであります。このため、沖縄県では、平成元年に策定した下地島土地利用基本計画

の見直しについて、関係機関と協議を始めたところであります。

沖縄県としては、伊良部大橋完成や国内外の交流人口の増大など社会・経済情勢の新たな動きを踏まえた空港残地の有効利用に向けて、宮古島市と連携を図りながら取り組んでまいります。

次に、県経済と行政運営についての御質問の中で、県経済の国への依存度についてお答えいたします。

平成23年度の県分・市町村分を合計した国庫支出金と地方交付税の県民1人当たりの額は46万9000円となっており、全国平均27万1000円より19万8000円大きく、全国11位となっております。また、沖縄県と同じ財政力指数0.3未満のグループ9県の平均は58万円となっており、グループ内の沖縄県の順位は8位となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の危険性除去の進捗状況についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。また、移設するまでの間であれその危険性を放置することはできないことから、これまでワーキングチーム会合や基地負担軽減部会において具体的な方策の検討・実施を求めてまいりました。政府は、平成19年8月に日米合同委員会で承認した報告書に基づく危険性除去のための諸施策を平成21年5月までに全て完了したとしております。しかしながら、県としては、普天間飛行場の危険性除去は不十分であると認識しており、引き続き訓練の分散移転などさらなる抜本的な改善措置を検討するよう政府に求めてまいります。

次に、政府の県外移設に関する発言についてお答えいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

県としましては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

次に、普天間飛行場の移設先についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場移設問題の原点は喫緊の課題である危険性の除去であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であるということでもあります。こうしたことを踏まえ、普天間飛行場移設問題は過去の決定等にとらわれず状況の変化に柔軟に対応し、日本全体で米軍基地の負担を分かち合うという原点に立ち返って解決する必要があると考えております。

次に、自民党中央が辺野古埋め立ての承認を求めることについてお答えいたします。

自民党本部は、これまで日米両政府で合意された辺野古移設案を唯一の解決策として、その実現を自民党沖縄県連に求めたものと理解しております。今回の埋立承認申請については、行政手続法や公有水面埋立法等の関係法令にのっとり必要な手続を実施しております。

次に、嘉手納基地周辺住民の平和的生存権及び返還についての御質問につきまして、1の(2)のア、ウ及びエは関連いたしますので一括してお答えいたします。

嘉手納飛行場をめぐるのは、米軍再編に伴う一部の訓練移転が実施されておりますが、外来機のたび重なる飛来に加え、F22戦闘機の一時的配備などにより依然として目に見える形での負担軽減が行われているとは言えないと考えております。県は、沖縄21世紀ビジョンにおいて、基地のない平和で豊かな沖縄をあるべき県土の姿としながら、基地の整理縮小を進めることとしており、段階的な基地の整理縮小を目指しております。そのため、基本的には日米で合意された米軍再編計画を進めることが現実的と考えており、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還の確実な実施を求めているところであります。

次に、普天間飛行場と嘉手納飛行場の危険性の度合いについてお答えいたします。

普天間飛行場と嘉手納飛行場の危険性については、両飛行場ともこれまで基準を超える騒音や事故が発生し、それぞれの飛行場の周辺住民は大きな負担を背負っており一概に比較することは適切でないと考えております。しかしながら、日米で合意された市街地の中心部に位置する普天間飛行場の危険性の除去については喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還を進める必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、下地島空港の利活用に向けた企業への要請活動の経緯についての御質問にお答えい

たします。

下地島空港につきましては、これまで新たな利活用に向けた誘致活動を展開しているところであります。その中で、全日本空輸については来年度の下地島空港での訓練は未定としており、日本航空についてはグアムで訓練を再開していると聞いております。そのため、県としては、全日本空輸の訓練継続と日本航空の訓練再開を働きかけているところであります。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、宮古空港と下地島空港の役割分担と運営方法についての御質問にお答えいたします。

昨年度の検討協議会では、宮古空港は旅客機能を分担し、下地島空港は訓練や試験機などの機能を分担することなどが提案されました。協議会の中では、2つの空港が存続できるよう利活用に向けた誘致活動に取り組んでいくことが確認されましたが、同時に、伊良部大橋供用後において宮古空港と下地島空港の2つの空港を維持することが困難な場合は、1空港への集約の可能性についても議論されております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、下地島空港の利活用についての御質問にお答えいたします。

下地島空港の利活用については、平成26年度の伊良部大橋開通により人的交流や物流が大きく変化するなど、新たな展開が期待されるところであります。このような状況の中で、宮古空港と下地島空港の2つの空港を維持することが困難な場合は、1空港への集約の検討が必要となってまいります。そのためには、地元宮古島市や航空会社及び国関係機関などとの合意形成が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 県経済（財源及び財政）と行政運営についての御質問の中の、県民1人当たりの普通交付税の他府県との比較についての御質問にお答えいたします。

平成25年度の県民1人当たりの普通交付税額を試算したところ、県分と市町村分の合計で約24万1000円となっております。全国平均の約12万5000円より高くなっており、都道府県別の順位としては17位であります。

次に、軍関係受取についての御質問にお答えいたします。

平成22年度における軍関係受取の額は2086億円となっております。その内訳は、軍用地料793億円、軍

雇用者所得504億円、米軍等への財・サービスの提供649億円、その他基地からの所得140億円となっております。県民総所得に占める軍関係受取の割合については、復帰時の昭和47年度は15.5%、平成22年度には5.3%となっております、その比重は低下しております。

次に、基地関連収入についての御質問にお答えいたします。

軍関係受取以外の基地関連収入として、防衛省所管の基地周辺整備事業に関する補助金や総務省所管の基地交付金等があります。これらの平成23年度普通会計決算の合計は259億円となっております。これらはいずれも基地に起因するさまざまな問題に対処し、基地周辺の生活環境の整備や福祉の向上を図るために講じられているものであり、恩恵的に交付されているものではないと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 離島医療についての御質問の中で、小規模離島における保健衛生についてお答えいたします。

小規模離島における予防接種や母子保健事業、島民の健康管理等の保健衛生活動は、町村の保健師と診療所の医師等が連携し取り組んでおります。当該地域においては、これら保健衛生活動を担う人材の確保が課題となっております。

県におきましては、自治医科大学学生派遣事業や県立病院の後期臨床研修事業によりプライマリーケア医師を養成するとともに、保健師等人材確保支援計画を策定し、保健師の人材育成・確保等について支援しているところであります。

次に、離島におけるがん医療についてお答えいたします。

県では、離島地域の中核的な病院である県立の宮古病院、八重山病院を「がん診療連携支援病院」として財政支援を実施しております。当該病院においては、がん治療の提供、本島のがん診療連携拠点病院等との連携による患者のフォローアップ、患者に対する相談及び情報提供等、がん医療の推進を図っております。

以上でございます。

○奥平 一夫君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時33分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

奥平一夫君。

○奥平 一夫君 まず下地島空港のほうからちょっとお聞きしたいと思っていますが、ただいま部長が答弁をされておりました、ANAやJALについても今働きかけていると。働きかけているのはこれは先月から知っているんです。それが具体的に今どうなっているかということをお聞きしたいんです。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まずJALについてでございますけれども、余り細かいことは企業とのいろんな関係もございますので申し上げかねますが、JALについては次年度からこれまでパイロットの養成・訓練自体を中止していたわけですが、それがまた再開されるということで、現在、JTAさんも下地島空港から撤退をしているような状況ですが、それについては一部戻ってこられるような可能性がございます。

そしてANAさんですが、これまでの答弁では次年度以降白紙ということで答弁いたしておりましたが、全く今、可能性がないというわけではございませんが、現在、鋭意調整中でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 いろいろ県の都合もありますし、ただ、時代の流れでなかなかこれまでどおりの航空会社との契約でそのまま運航できるという状態じゃないというのは十分に承知しておりますので、いかにこういう航空会社の訓練にインセンティブを与えていくかということも非常に大事だと思うんですが、その辺のことについても検討はしているんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） これまで航空会社には覚書に基づいて維持管理費を単純にJALさんとANAさんと2分の1ずつ折半と、維持管理費がどれぐらいかかって折半という形でやってきておりましたけれども、やはり航空会社の訓練の実態に応じたいわゆる従量制ということも含めて今調整をしているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ぜひJALさんにも戻ってきていただきたいし、ANAさんでもぜひ継続できるように、鋭意努力していただきたいと思っています。

それから要請活動、さまざまな要請活動が不調になった場合、休港もあり得るということでしたけれども、ぜひ確保できるようにという副知事のお話もありました。ただ、要請が不調になりますと休港という確かに非常に局面に来るということは十分に予想できますけれども、休港するにしても、先ほど部長がお

しゃったように、一部のメンテナンス費用が必要だと。これは大体どれくらいだと思いますか、試算していますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 仮に休港した場合ですけれども、再開を将来の目標とした維持管理費としましては約1億円以上の管理費が必要となるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 1億円のメンテナンス費用はなかなか捻出できない状態なわけですね。これをどうしようというふうに今お考えですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 先ほどは仮にと申し上げましたけれども、現在はそういう休港というようなことがないように訓練再開、そして新たな試験機などの訓練をお願いしているところでございまして、そういうところにまず努力をしたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 当然、部長からはそれぐらいの答弁しかできないと思いますけれども、ただ、これは本当に行き詰まってきましたら、やっぱりどうしても休港させたとしても、1億円というメンテナンス費用が必要になるわけですから、これは当然一般財源からの繰り出しというお話にもなるかと思えます。しかしながら、これは県議会の附帯決議があります。ですから、そういう意味で知事の決断といえますか、どうすればいいかというその辺のこともあるんですが、例えば捻出できないという最悪の場合に、この1億円の一般会計からの繰り出しということも視野には入っているんですか。副知事、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、部長のほうから説明がございましたけれども、JALが撤退をして全日空の動きはまだ見えないと。この中でもし全日空が次年度、ここでは訓練しないという場合に、じゃ、この空港をどうするのかというふうな、これは非常に具体的な問題として今出てきております。そしてまた、下地島空港につきましては、昭和54年の議会の附帯決議もございまして、これを一般財源を繰り出してそこを維持することがいいかどうかという話は少し議論のあるところだともまた思っております。そういう意味では、今、庁内において専ら全日空に対して働きかけをする一方で、もしそれができない場合に、じゃ、どういうふうな対応をするのか、今、検討をしているとい

うふうな状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 財源が捻出できないときは、休港しても財源は必要なわけですから、メンテナンス費用が。それが出せないという場合は、これは廃港という最悪の事態も想定をされるわけですよ。だからそういう意味ではそういうことがないように、ぜひ休港という形でも何らかの財源を探し出してくるという、ぜひこういうところに力を尽くしていただきたいなと思っております。

知事にお聞きしますけれども、今、最悪の事態ということで余りいい言葉じゃありませんけれども、廃港……、休港もあり得ないだろうとは私自身もやっちゃいけないとは思うんですけれども、ただ非常に難しいと。ただ、それがもし財源も見つからないというときに廃港という決断ということも知事としてはどうでしょうか、それは視野に入っているんでしょうか、いきなりですけれども。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 先ほど申し上げましたとおり、今のところは全日空に対する働きかけをしてございますし、また、JTAとかそれからJALさんにも従量制とかそういうふうなものも含めて働きかけをしております。しかし、それができないときは休港とか廃港とか、一般的な空港の取り扱いとしての考え方は当然あるわけございまして、そしてまた、これまでの経緯、昭和54年の附帯決議の問題もございまして、そういうふうなものをそろそろ勘案しながら、今検討しているということでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 常々知事におかれては、下地島空港やあるいは残地のポテンシャルの高さについては指摘をされておりますから、ゆめゆめそういうことはないとは思いますが、そういう要請活動がぜひ実って再開できるというふうなことで、皆さん方の努力をぜひお願いしたいと思っております。ただ、もう年度末でもあります。来年度の予算との関係もありますから、これは早目に決断しないと、なかなかうまくいかないんじゃないかと思いますが、これは決断はどのような時期に行う予定ですか。休港なのか、それともどうするのかという判断ですね。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、全日空さんとの話し合い、これはまだ継続中でございます。そして予算編成、来年の1月末には決着をさせていかなきゃいけない。その辺の一応スケジュール感で検討を深めていき

たいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ありがとうございます。

それと、まだ県が下地島空港あるいは伊良部架橋が開通をして下地島空港の残地を含めてどういう絵を描こうとしているのか、イメージが全然できてないんですね。検討をずっとそのまま、下地島空港の存続といいますかそればかりに気をとられているので、企画部長、これはどうですか。どういう絵をイメージしているんですか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

今まさしく本年度、今現在の下地島空港残地の活用状況を予算計上しまして実態調査を行っております。既にある施設もあるわけですが、十分に機能しているとは残念ながら言えないような状況で、設立された経緯で、それが十分機能してない理由、そういったものを詳細に分析しながら、それではこういった形で伊良部架橋ができた場合に——空港機能の議論いろいろありますけれども——やったほうがいいのかというのを今年度中にいろいろ宮古島市とも意見交換しながら、ある程度の方向性は出してみたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ちょっと聞き忘れましたけれども、今、宮古には宮古空港、下地島空港があります。下地島空港が今ちょっと壁にぶち当たってなかなか空港の経営ということ自体が難しくなっている。その中でいろんな検討をしながらも県は常々、宮古空港と下地島空港の一体といいますか、集約をすることも視野に入れているということでもありますけれども、この辺について、県としてはどのあたりをめどにそれを検討していくのか。この辺を最後にお聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 以前から宮古空港、そして下地島空港という2つの空港が宮古圏域にあるということで、空港の機能としては当然といいましょうか下地島空港のほうが上だということがあります。ただ、こういったことにつきましてはやはり地元宮古島市、そしていろいろな航空関係者等との合意の上で考えていくべきことだろうというふうに思っております。伊良部架橋は27年1月の供用開始を目指しておりますので、それに向けてそういった2空港、1空港にするという議論につきましてもまたさらに活発化していきんだらうというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 下地島の問題についてはこれぐらいにしておきたいと思います。

次に、離島医療について、今、宮古島市の県立宮古病院での医師不足によって診療が制限をされている。これはたびたび起こっているんですね、宮古でも県立八重山でも。こういう離島医療圏域の中で、医師不足で医療制限されるということがあってはならないんですけれども、年に1回、2回本当に起こっているわけですよ。そういう意味では本当に離島医療の抜本的な人材確保というものをもっと検討し直さなきゃならないんじゃないかというふうにと思いますが、福祉保健部長、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医師の確保については、離島の医師の確保も含めて先ほど答弁いたしましたように、後期臨床研修事業あるいはドクターバンク事業、そういった事業などを進めておりますけれども、今後さらにそういった地域あるいは県内全体、あるいは離島を含めて医師の確保に向けて地域医療センター、琉球大学とかあるいは医師会、そういったところと連携をしながら医師の確保に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 こういう答弁は、この3年間もう聞いていますよ。耳が痛いほど聞いています。けれども、こういう医療制限がずっと起こってきているわけですね。だから抜本的なということを私は話しているんですけれども、もっと本当に肝に銘じて離島医療で医療制限をさせないという決意を聞かせてくださいよ。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 従来の医師確保事業をさらに強化しつつ、先ほど申し上げましたように次年度に向けて県、琉球大学などが協力して地域医療支援センターを設立をして、その中で医師の確保に努めていく、そういうことを考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 きょうはこのあたりで引き下がりますけれども、ゆめゆめ次からはこういう医療制限があるということなどないように、本当にしっかり取り組んでいただきたいというふうに強くお願いをしておきたいと思っています。

次、普天間の問題について質問したいと思いますけれども、県が求める抜本的な危険性の除去というのは具体的にどういうことでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは、普天間飛行場というのはかねてから言われているように、市街地の真ん中にありまして、周辺に学校や医療施設等が集中しているわけでございます。したがって、その上空を墜落事故の可能性があるということでこれを防ぐ。これはワーキングチーム等でも議論されたところは、その飛行経路を工夫するとか、防止灯、標識灯をつけるとかそういうことはあったわけですが、最終的には危険性の除去というのは移設返還であると。さらに、その間であれ、そういった努力をしているということだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 訓練の移転分散だとか機能の分散とかいうお話もきのうも出てまいりましたが、これは抜本的な危険性の除去にはつながらない。これは建白書でも我々は明確に県民の総意として、普天間基地の閉鎖・撤去、これを求めていますけれども、この辺についてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員御指摘のとおり、最終的な解決策というのは、これは移設・返還でございます。そのためにS A C O合意以来、日米で合意されていることですので、それを着実に進めていきたいというのが県の考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 本籍を普天間に置くとか辺野古に置いて一部機能を移転するとか訓練を分散するとかということではなくて、しっかりと普天間は県外だということをぜひ堅持していただきたいというふうに思っております。

次、高良副知事が沖縄が崩してはならないスタンスとおっしゃっていましたが、それは今でも変わられませんね。もう一度聞きます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 奥平議員御案内のように、我が国の安全保障という側面から見て、沖縄に余りにも基地負担が集中し過ぎている。これは共通認識だと思います。その状況を改善するために何が必要かというと、一番大事な問題は、国民全体で日本の安全保障をしっかりと考える。当然それに伴って基地の負担、安全保障に伴う負担を分かち合うということが多分大事じゃないかと、そういう趣旨で申し上げました。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それから知事、3年前の選挙では県外移設の中には沖縄から日本を変えるという思いが込められていると。自立した日本国、そして国民の力で

日米関係、日中関係の信頼をより高めることで沖縄問題を解決していきたいと述べられております。非常に素晴らしいことだと思います。これは、この問題というのは解決できたというふうに感じていらっしゃるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の、ちょっと、まことに3年前のあれで少し薄れてきて、ピラに書いてあったのですが、基本的にはその精神は全く変わりません。

○奥平 一夫君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かにそういう御質問だったと、今思って……済みません。解決しましたかという御質問では、これはなかなか答えにくいので、解決に向かって、無論これは時間もかかりますし、そういう方向に私なりに進めているつもりでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ありがとうございます。

それで、高良副知事にお聞きしたいんですが、意識的に県外という表現を使ったと。それは日本国民に安全保障とは何なのか、沖縄県の過重負担を知ってもらうためだというふうにおっしゃっていましたが、それで、その日本国民は安全保障が何であるかということ、あるいは沖縄県民の基地の過重負担というのは理解できたというふうに解釈していらっしゃるんですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 先ほども申し上げたんですが、私は、沖縄というところはまさに日米関係、日米同盟の軍事的な現場ということで県民生活でも日々それと向き合って暮らしているわけですね。事件・事故も頻繁に発生しますし、そういう沖縄の現場感覚というか実態からすると、そこで県民が感じている基地負担、あるいはもしかしてその背景にある安全保障という問題を全国民が共有し切れてないんじゃないかと。それを共有することが我が国の安全保障にとって非常に大事なことだろうと。そういう点で県外

という言葉を使ったということです。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そう意味では安全保障を日本国民は必要だと、日米同盟は重要だというふうな形で安全保障があるからそういう形でやるんだというふうに来ているけれども、沖縄の負担軽減、基地の過重な負担については理解をしてないというふうに、国民はそうだというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 十分に届いているかどうかはわかりませんが、特にこの10年来さまざまな事件・事故が起こったり、沖縄におけるさまざまな活動や要請・要求というものが活発になっています。それを通じて多分以前よりは全国の国民に沖縄の基地問題というものの複雑さ、困難さ、あるいは沖縄が抱えている基地負担の過重な状況というものがより伝わっているのではないかとこのように理解しておりますが。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 だけれども、県外ではこの過重な負担を引き受けましょうという声、世論が起こってきていないんですよ。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御指摘のとおりで、具体的に沖縄の基地負担を我が地域で引き受けましょうということはかなり踏み込んだ形の受け入れという状況になってないと思います。ただ、例えば訓練の一部を引き受ける、それから岩国市の市長さんが今検討されているように、普天間の給油機を引き受ける、そういう具体的な動きが少し出ているということは評価したいというふうに思いますが。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 ですから、そういう国民の無理解あるいは無関心、そういうことがやはり沖縄の過重な基地負担をそのまま是認をしているという実態だということに思っています。政府が辺野古移設を認めなければ固定化だという発言もまさにそういうことだと思うんですね。こういう世論があるから、何も物言わぬ国民の声があるから、こういう形で恫喝をしてくるといふ本当にひどいことが今行われているわけですね、政治の世界で。これを絶対に許しちゃならないというふうに思っているんですけども、きのうの金城議員の発言の中で、固定化は政府の不作為であると。これは僕は非常に同感をいたしますけれども、知事、この金城議員の意見をどのように思われますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私は、公明党の金城議員の昨日のお話にはほぼ全面的に共感を覚えるものですが、今のその具体的な政府の辺野古でなければ固定化だというのは、どなたがおっしゃったかわかりませんが、これを恫喝……、マスコミの中ではいろんな表現がありました。恫喝という言葉もあったかもしれませんが。これは人それぞれの受けとめ方の問題で、これをそのまま自分たちの国の政府がすぐそういう意味のことを気持ちも込めておやりに、何か言われたのかどうかは私はその場にいないのでわかりませんが、ただ、こういうものは活字、その他何かで表現されたものというのをそのまま受けとめるのはどうかなというのが日常の行政業務をやっている身から言ったらそういう感じがしますから、今、議員のおっしゃるその恫喝的なかいう言葉の選び方というのも、私、そのまますぐにわかりました、100%賛成でございますとはちょっと言いにくい、言えないのではないかと思います。ただ、それぞれの政治家たる議員の先生方がきのうの金城議員の不作為だという話は、それはそれでそれぞれの政治信条と解釈と理解でもって表現される表現だろうと思っております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 何を言っているかさっぱりわかりませんけれどもね。

○知事（仲井眞弘多君） そうですね、それぞれの表現ですよ。

○奥平 一夫君 ただ、政府が県外移設はとんでもないという、固定化だという話は、これはテレビでもきちんと菅官房長官であったりあるいは石破幹事長だっ言っているんですよ。それを私はわかりませんという話では、ちょっとこれは解せないんですが、もう一度お願いできますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員がどういうところでそれを現実に現場にいて確認されたか知りませんが、あなたが今お出しになった石破さんであるとか官房長官である、その人の前で恫喝であるとか、なければ固定化だというふうなことをおっしゃったかどうか、私は聞いておりませんから、にわかにはそのままには受け取っておりません。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 それは議論しないでおきましょう。

自民党が沖縄県連や沖縄選出の国会議員に公約撤回を迫った。外堀を埋めたとしておりますけれども、翁長市長は、沖縄は試されているというふうにコメントをされています。私は、ヤマト政府のこの理不尽な要

求にひれ伏すのか、それとも敢然と埋め立てを不承認をし県外移設を貫き公約を全うしていくのかというのが今問われる大変大事な瀬戸際に来ているんだらうというふうに思っておりますけれども、知事の見解をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 何事によらず選挙をやってきた身としましては、先生方と同じように公約を掲げてやっていますから、公約は実現するためのものであって、その実現に向かって一生懸命頑張るといえるのはこれは当然のことだと思っていますよ。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

〔仲宗根 悟君登壇〕

○仲宗根 悟君 県民の皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネット、議席18番、仲宗根悟です。

一般質問を行いたいと思います。

「I have a dream 私には夢がある」、マーティン・ルーサー・キング牧師の50年前の1963年8月、過酷な人種差別にあえぐ黒人が仕事と自由を求めたワシントン大行進での演説の一節であります。

キング牧師は、全ての人は平等につくられているというアメリカ独立宣言の理念を説き、アメリカはあらゆる人種、あらゆる信条を持った人々が、兄弟姉妹としてともに暮らすことができる国であるという理想の実現を目指し、黒人の人種差別をなくすための公民権運動を指導した方であります。

この自由と民主主義の国は、この沖縄が要らないと言っているのに聞き入れてくれないのでしょうか。世界に向かって自由の価値を説いてきたこの沖縄は例外なのでしょうか。沖縄へは自由は認められないのでしょうか。

アメリカも、海兵隊を沖縄から撤退するというこの撤退案を日本政府が引きとめたということですが、アメリカはなぜそのときその姿勢を貫かなかったのか非常に疑問があります。

我が沖縄は、21世紀ビジョンで目指すのは基地のない沖縄の姿であります。沖縄の未来は私たち沖縄のものであり、アメリカや日本政府のものではありません。全世界へ、国際世論へ、訴えをより強めていこうではありませんか。

それでは、質問に入りたいと思います。

知事の政治姿勢についてお聞きをいたします。

日米両政府は外交・防衛担当閣僚による安全保障協議委員会（2プラス2）において、米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設が「運用上、政治上、財政上及び

戦略上唯一の解決策」であると確認、合意し、共同文書を発表し、県内推進の姿勢を示しました。知事は「地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能」との姿勢であります、このことは変わりがないのかお伺いをいたします。

稲嶺名護市長は、「名護市民の誇りをかけて移設に断固反対する」として政府が出した辺野古沿岸部の埋立申請を承認しないよう知事へ意見を提出をいたしました。地元理解が得られない以上、不承認にすべきであります。知事の見解を伺います。

次に、基地問題についてお聞きをいたします。

オスプレイの飛行や離着陸訓練の激化によって、宜野座村の城原区集落周辺においては100デシベルを超える騒音被害や低周波での健康被害の不安を訴えています。また、伊江村でも訓練場周辺住民も同様な状況に加え、酪農家の飼育牛の早産や死産と異常な出産が続くなど被害は見過ごすことはできません。現状把握に努め対策をとるべきであります、県の見解を伺うものです。

米軍は嘉手納基地の開発計画に伴い文化財調査を予定しているとするが、C-22オスプレイ配備に関連していないか懸念されるところであります。開発計画の情報開示を米軍に求めることについて伺いたいと思います。

3番目は、健康・長寿の推進に関してであります。

長寿県沖縄の復活のための健康づくりの取り組みについてどのようなものがあるのか伺いたいと思います。

平均寿命ランキングを落とした原因、その分析についてはどのようなものか伺います。

4番目は、伝統文化の継承・発展に関してであります。

各地域に伝わる祭事、そして伝統行事等、伝統文化が今失われつつある中で、伝統文化の継承事業、そして保存事業は重要であると思われます。その取り組み状況について伺いたいと思います。

最後に、我が会派の代表質問に関連して、高嶺善伸議員の産業振興と雇用問題に関してであります、県単融資事業の利用率の低さは利用条件によるものではないか、利用条件の緩和も含め利用しやすいような環境を整えることについて伺います。

伝統産業の育成を図る中で、特にヤチムン、陶器生産者に係る課題として、化粧土の確保の問題があるとされております。県の支援はどのようにされているのか伺いたいと思います。

2番目は、狩俣議員の学力向上推進についてお聞き

をいたしたいと思います。

県内の小学校5年生そして中学校2年生と、その保護者を対象に児童生徒の生活実態調査を実施をいたしました。課題はどのようなものなのか。そしてどのように反映していくのかをお聞きをいたしたいと思えます。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 仲宗根悟議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についての御質問にお答えいたします。

名護市長意見につきましては、現在、その内容について精査しているところであります。また、意見の内容に関して、沖縄防衛局の見解を確認しているところでもあります。

今後、市長意見につきましても総合的に勘案し、判断してまいりたいと考えております。

次に、伝統文化の継承・発展に係る御質問の中で、地域の伝統文化の保存・継承についての御質問にお答えいたします。

沖縄県は、昨年各市町村の有する民俗芸能に関する調査を行い、国・県・市町村の指定も含め無形民俗文化財等が200件程度あることを把握いたしております。

今年度は、県内4市町村において、地域の伝統芸能の保存・継承に関するシンポジウムを開催しております。また、国立劇場おきなわにおいて、各地の民俗伝統芸能を紹介する公演を開催し、各地域の伝統芸能の魅力の発信と活性化に取り組んでいるところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、2プラス2共同発表についてお答えをいたします。

現在の日米合意案は時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去や運用停止の実現は困難であることから、政府においては、確実な早期移設の方策を示す必要があると考えております。

県としては、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策で

あると考えております。

日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 健康・長寿の推進についての御質問の中で、長寿県沖縄復活への取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、今年度、健康長寿復活プロジェクトを立ち上げ、2040年までに平均寿命日本一復活を目指すこととしております。

具体的には、全庁で組織する「健康長寿おきなわ復活推進本部」において、「運動しやすい日常環境づくり」、「栄養バランスのよい食事」、「一人ひとりの健康管理の支援」を施策の柱に、県民が健康づくりを行いやすい社会環境の整備を推進することとしております。

また、市町村や各種団体などを含めた県民会議を設置し、官民一体となった取り組みを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 基地問題についての中、オスプレイによる騒音・低周波音被害の現状把握と対策についての御質問にお答えします。

県では、去る11月に普天間飛行場周辺において、低周波音調査を実施したところであります。また、今年度中に伊江島補助飛行場周辺において騒音・低周波音の調査を実施すべく、伊江村と連携して準備を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） 基地問題についての御質問の中で、伊江村の酪農家の被害の現状把握についてお答えいたします。

県では、伊江村の乳用牛農場における早産などの異常産の発生を受け、北部家畜保健衛生所において監視体制の強化を図っております。

具体的には、役場及び地元獣医師と連携し、家畜の異常が発生した場合の早期通報義務に関する指導、必要に応じた農場立入検査などを行っております。

6月に異常産があった当該農家に確認したところ、11月14日に1頭の死産があったと聞いております。し

かしながら、今回の症例につきましても、当該農家から迅速な通報がなかったことから、原因を特定することができませんでした。なお、当該農家以外では、家畜の異常に関する報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、嘉手納飛行場の開発計画に対する情報開示についてお答えいたします。

嘉手納飛行場でのエリア開発事業計画について、米軍は開発事業として承認されている建設工事ではないとしております。また、政府は、C V22オスプレイの嘉手納飛行場配備については、いかなる決定もないとしております。

県としましては、政府に対し、引き続き同計画についての情報提供を強く求めたところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 健康・長寿の推進についての御質問の中で、平均寿命ランキング低下の原因についてお答えいたします。

ことし2月に公表された平成22年都道府県別生命表では、本県の平均寿命は男女とも延びましたが、延び幅が小さく、全国平均を下回っており、全国順位を下げる結果となりました。

また、20歳から64歳までの年齢調整死亡率は男女とも減少していますが、全国を上回り高い水準で推移しております。

死因別では、肝疾患や糖尿病などの生活習慣病の合併症による死亡率が高く、身体状況では、成人肥満者及びメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合が男女とも全国を上回っており、平均寿命の伸びを鈍化させ、順位低下の原因と考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 我が会派の代表質問との関連の中の、県単融資事業の利用条件の緩和や利用しやすい環境の整備についてという御質問にお答えをいたします。

県では、これまで融資期間の延長や限度額の引き上げといった融資条件の改善を行うとともに、金利の引き下げや保証料補填の実施、利子補給制度の創設など、融資制度の利便性の向上に努めているところでござ

います。

また、県単融資制度の利用しやすい環境づくりに向け、市町村や商工会、金融機関といった受け付け窓口となる支援担当者を対象に、制度説明会の実施や、「県融資制度の手引き」を配布するなど、相談体制の充実強化を図るとともに、県ホームページの見直しや記入例の掲載、申し込み様式の簡略化など、改善に努めているところでございます。

県といたしましては、今後も引き続き、県融資制度の利用向上に向けて努めていくこととしております。

同じく化粧土確保への県の支援についてという御質問でございます。

本県陶器産業において重要な天然原材料である化粧土については、一時期、県内での採取が困難となり、その安定確保が課題となっておりましたが、現在は、壺屋陶器事業協同組合がおよそ10年分の県内使用量を確保し販売をしております。

また、長期的な安定確保に向け、県工業技術センターにおいては、「壺屋焼原料の品質安定化に関する研究開発」を実施し、原料の探索やブレンドによる新しい化粧土の開発等に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは我が会派の代表質問との関連についての御質問で、生活実態調査の課題と反映の仕方についてお答えいたします。

調査の結果から、学習面においては食事、睡眠、運動、学習時間や読書時間等が有意に関係していることや、生活面においては児童生徒と保護者の認識のずれなどが明らかとなり、基本的生活習慣や家庭教育についての課題が浮き彫りとなりました。

県教育委員会としましては、調査結果を真摯に受けとめ、今後とも各市町村及び各学校、地域、関係機関等と連携し、「早寝早起き朝ごはん」の定着など、家庭教育のさらなる改善・充実に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 それでは2プラス2についてまずお聞きをしたいんですが、副知事の御答弁では、現状では時間がかかるので、そして早期な解決策としてはやはり本土の今ある部分が早いんだというような、従来からあるような内容であります。この日米両政府が10月3日に普天間飛行場の移設先は辺野古が唯一の解決

策だというようなことを強調しているんですが、確認したということで、なぜ今の日程なのか、再確認する必要がどこにどうあるのか、県のほうはその日程についてどのように捉えているのか。

そしてまた、沖縄は日米両政府の私的所有物でもございませんし、県民のこれまでの意見を踏まえながらもじゅうりんをするような格好で押しつけてくると。県内の移設建設を断行することは、これはもう許されることではないというふうに私はそう思っているんですね。やはり県民無視のこの日米合意には、政治的には正当性はないんだというふうに私もそう思っているんですが、その2点についてどうお考えなのかをお願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず、2 プラス 2 ですけども、去る10月3日に共同発表が行われたということでございます。

なぜこの時期にということとは、なかなかわかりにくいところもございますけれども、そのときの課題として、日米同盟の防衛協力のための指針、日米防衛協力のための指針として12点ほどを取り決めたと。また、地域への関与といたしまして能力構築でありますとか海洋安全保障でありますとか、こういったことを取り決めたと。さらに、3 番目に在日米軍再編といたしまして、辺野古への普天間飛行場の移設を含む、この既存の合意を確認したと、こういった流れになっております。

県といたしましては、この日米同盟といったものの重要性は理解しつつも、こういった形で合意案が動いてないということにつきましてはこれは残念でございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 どうもこの日程、今の時期、そして再確認する必要があったというようなことは、非常にきな臭い。今日まで見てみると、さすがにしたたかな日程で来ているのかなというような印象を拭い去ることができないんですね。そしてこの「唯一の解決策」というようなことなんですが、あたかもあらゆる案を検討した結果のごとく言っているような感じですが、政府は沖縄以外の他の都道府県について一度たりとも考えた形跡は私はないと思うんですが、ハワイも含めて国外を米政府に交渉しようともせず、これらの選択肢も持たずして辺野古ありきで進めてくる自体が私は沖縄差別だというふうに思うんですね。

そしてまた、森本前防衛大臣も軍事的には沖縄でなくともよいですと。ところが政治的に考えると沖縄が

最適の地域なんだというような言い方をしているわけですよ。辺野古移設が唯一ではないということが、まず明白になっているのではないかというふうに思うんですが、その「唯一の解決策」についてどのようにまた捉えているのか、この一連の動きからして皆さんはどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員御指摘のように、この日米合意の中では、「運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、」云々ということでございます。そして、「普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策である」というふうに言っているわけです。これは、従前から、沖縄県はこのことに対して再三確認を求めているところでございますけれども、公式な政府の見解としては今申し上げたような話であると。過去に民主党政権の時代に徳之島といったものが検討されたという情報もございますけれども、もっと幅広く政府は普天間飛行場の県外移設、あるいはその機能の移転といったものを考えるべきであつたろうと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 今、公室長が申し上げたとおり、沖縄県側からも開示を求めながらも一向にまだ回答が得られてないんだと。ところがそれを粛々と政府は進めていっている状況が今あるんだというような内容だと思います。

アメリカ側の報道によりますと、キャンベル氏は、そしてまた米国の有力シンクタンクであります安全保障センターの上級顧問を務めているクローニン氏の発言からしてみても、この問題についてさらに進もうとするのか、それとも異なる方向の行動を模索するか考える局面にたどり着いているんだというようなことをキャンベル氏も述べているんだと。クローニン氏についても財政的、環境的、政治的課題であるとして、この問題の解決については、それぞれリスクを含みつつ常に複数存在するんだというような述べ方をしている、やはり辺野古が唯一の解決策とする日米両政府の説明に否定的な見解を私は示しているというふうに思っているんですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、御指摘になりましたキャンベル氏のお話、あるいはクローニンさんのお話というのは報道で最近知っておるわけです。それ以前に県は現地ワシントンでシンポジウムを開く等しまして、そこには例えば、やはりこの普天間飛行場の移

設そのものが非常に困難ではないかという意見も現実に出されております。ただ、そういったさまざまなシンクタンク、あるいはシンクタンクも政府系でありましたり、政府とは距離を置くといったさまざまなところがありましていろんな意見が出ていたということは承知しておりますけれども、現在、政府は現行案でいくということを崩しておりませんで、その考え方を県の要望に沿ったものにしていくといった努力は続けているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 いずれにしろ、沖縄県内で反対に遭っている県内移設の実現については、アメリカ側にも無理があるという見方をしている方々もいらっしゃるというようなことからしますと、少しの私たちもやはり粘り強く声を上げるべきだと。県外へ持って行ってください、県内ではもう無理ですよというスタンスは非常に貫くべきだろうというふうに思うんですが、その辺については知事いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県が昨年——先ほどの繰り返しになりますけれども——開催したシンポジウムにおきましては、マイク・モチヅキ氏あるいはマイケル・オハンロンさんという高名な研究家の、普天間を速やかに返還し、その一部の機能にかえるためのヘリポートをつくるべきであるといった意見でありますとか、海兵隊がヘリコプター戦力を維持できるよう沖縄北部の訓練エリア、キャンプ・シュワブに小規模の飛行場を整備したらどうかといったようないろいろな意見が出ているわけです。

この件につきましては、県が出しましたシンポジウムの報告書に記載しておりますけれども、こういったことをワシントンで政府の関係者が見ている中で実際に議論を行ったわけございまして、そういった取り組みもしっかりやってきた、また今後もやっていくということでございます。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 副知事も知事の代弁で申し上げましたとおり、早い解決策というのは県外に求めていって、そのほうが一日も早い普天間の危険性の除去につながるんだというようなスタンスはどうぞ貫いていただきたいというふうに思います。

次に、オスプレイ訓練被害状況なんですけれども、これを夜間の訓練、私たちもビデオを見せていただきました。真っ暗な中で音だけ物すごい音で迫ってくるような、非常に不安感を抱きました。非常に不気味で怖いというのが印象ですね。そしてもう一つは、伊江

島ではコーラル滑走路のまた粉じんの被害が、付近の農作物やあるいは生活環境に対しても影響を及ぼしている。この騒音ですとかあるいはコーラルの粉じんですね、そのようなことも起こっていると。この住民の不安や低周波の健康被害に即刻つながるような不安がられるこの訓練を即刻中止すべきだというふうに思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御指摘のようにオスプレイの運用につきましては、日米でその運用に関する合意がなされているわけですが、できる限りといったような表現がついておりますけれども、その趣旨に反すると思われる目視の調査結果というのが市町村から寄せられておりまして、それが178件ということをお願いいたします。

このような航空機の運用で県民生活にいかなる影響もあってはならないと県は考えておりまして、引き続き個々の影響につきまして、市町村と連携をいたしまして強く申し入れてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしくお願ひします。

では質問を変えたいと思いますが、健康・長寿の推進に関してお聞きをいたしますが、10年後そして20年後の平均寿命を延ばすには、現在の40代や50代の方々、生活習慣病、合併症から重症化をしているというような内容でお答えをいただきましたけれども、その上位をキープしていたころ世代、今の世代の大きな違いは何だというふうなことを分析されているでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） この平均寿命の順位が低下しているというふうな原因の一つとしては、先ほども申し上げました生活習慣病の増加ということがあります。特に青壮年層ですね、40代から60代にかけてのそういった生活習慣病の増加というのが大きな原因になっていると思います。

それと以前に比べて、本土と比べて脳卒中あるいは心臓病などの年齢調整死亡率の差が、以前はかなり大きかったですけれども、最近では本土とその差もかなり縮まってきているというふうなこともこういった平均寿命順位の低下の原因の一つというふうには考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 ですから上位をキープしていた方々の、そして現在縮めている皆さんの原因は、生活習慣病が原因だというふうなことなんです、その生活習

慣病に至るまでに、どういう生活だから生活習慣病になるのか。食生活なのか、それから夜型社会の中で生まれてきたものなのか、その辺の原因がわからんことには、やはり40代、50代、どんなに叫んだって健診にも来ていただけない。今、日曜健診もしている状況の中で枠を広げながら、どうにか早期発見をする意味でも健診を受けてくださいというような呼びかけをしているわけですが、その辺についてはどうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 生活習慣においても、運動量とかあるいは食生活の内容、脂肪摂取量であったりとかそういったところの影響などもあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 食生活が大幅変化をしてきているというような原因の一つにも挙げられるというようなことでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そのとおりであります。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 この食文化なんです、戦争を境に、この前なのかその後なのか、その辺についてはどのような見方をされていますか。よく聞くんですが、お年寄りの皆さんから。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 研究によりますと、1970年代前後あたりを境にしてそういった変化が起こっているというようなそういった研究データもあります。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よく先輩方のお話を聞きますと、今の食生活が非常にぜいたくに見えるんだと。非常に粗食な生活をしてきた者にとっては、今の若者やあるいはその生活を見ていると肉類が中心だとか、あるいはファストフードに駆け込むというようなのが非常に多く見られるというようなことで、これはある意味では、戦後、米軍基地からそういった食料が入ってきたせいもあるのかなというふうに思って、この辺も基地被害の一つかなというように捉え方もできるのではないかなというふうに思ったりもいたしました。

それで広報活動、先ほども申し上げましたが、健診について市町村が非常に工夫をされています。もちろん医療費がかさむと保険料もかさんで一般財源からの繰り入れや、財政が非常に逼迫をされるような状況ですから、手っ取り早いのは早く健康になっていただき

たいと。医療費を抑制するためにも、ぜひ皆さんまた健康・長寿、寿命も延ばすためにもいろんな工夫がされております。部長、最近ラジオをひねりますというんなアピールの歌に例えて出てきますが、まず1キロ減らしましょうという運動ですね、この辺を大きくまた伸ばしたらいいかなと思うんですが、その辺の意気込みいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほどから申し上げておりますけれども、生活習慣の改善というふうなことで、今のような1キロ減らすというふうなことも含めて、いろんな取り組みを進めていくことは必要だというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 みずからも実践していきたいと思いたしますので、よろしくお願いをいたします。

さて、教育庁の生活実態調査のお話なんですけれども、この今回の調査で得られたことは、やはり生活習慣の親とその子供たちのずれが表面化をしてきたというようなことですが、教育庁が進める「早寝早起き朝ごはん」という運動ですね、生活週間を身につけようとするこの運動と少しかけ離れているのかなと。実態調査から見てみますと、教育庁が進めるその運動内容とどうも実態が合わないのかなというふうな印象があるんですが、その辺についてどうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 教育委員会では、これまでずっと「早寝早起き朝ごはん」あるいは基本的生活習慣の確立、それを掲げて取り組んでまいりましたけれども、今回の調査ではやはり早寝であるとか、早起き、朝御飯とか課題がやはり潜在しております。この辺はまだずれがあって、もっともっとそういう取り組みをやっていかなければいけないなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 常々、その子供たちの教育については、地域や学校、そして家庭が一体となって連携して取り組んでいくものだというようなことで運動を展開していくわけなんです、どうも地域、家庭、学校、それぞれがまだまだ連携あるいは一体となった部分が少しかけ離れているのかな、できていないのかなという意味では、その運動をどのようにまたより強固なものにするのか、その辺の意気込み、決意についてはいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 今回の実態調査を真摯に

受けとめております。

現在、こういう基本的生活習慣の確立であるとか、保護者の家庭での意識を啓発するために、県教育委員会では「家～なれ～」運動を展開しておりまして、それは家庭でのしつけ、ルール、それから朝御飯、それから保護者の意識の啓発を図るために取り組んでいるところです。今後の大きな課題ですけれども、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 仲宗根 悟君。

○仲宗根 悟君 よろしくをお願いします。

最後に、伝統文化の継承・保存事業ですけれども、200件を調査を行ったと、今4市町村で取り組んでいるというような御答弁でございましたけれども、正しく継承するための映像の保存ですとか、今後の事業計画、埋もれていた芸能を掘り起こすことにもつながるうかと思えます。ぜひ頑張ってください、今後の事業計画、最後にお聞かせいただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 御指摘ありがとうございます。

今、県のほうでは文化を振興するための条例もつくりましたし、そこで有識者を踏まえた専門家たちのアドバイスをいただく体制もこれから強化されます。その中のアドバイスもいただきながら、沖縄県の宝である伝統工芸、伝統文化というものをどういうふうに保存・継承し、さらに輝きを与えていくかということについて努力をしたいというふうに思います。

○仲宗根 悟君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ハイサイ グスーヨー チューウガナピラ。

県民ネットヌ 新垣清涼ヤイピーン。ウチナーウマンチュヌウムイ、ウニゲグトウヤ 戦スルタミヌ基地ネーナランナスルクトウヤ アイピランガヤー。ウマンチュトウトウムニ 普天間基地ヤ県外ンカイ ウツスルグトウ チシティアキラミルクトーネーラングトウシ チバティイチャピラナ（皆さん、こんにち

は。県民ネットの新垣清涼です。沖縄県民の思い、願い事は、戦争するための基地をなくすことではないでしょうか。県民とともに普天間基地を県外に移すことを決して諦めることなく頑張っていきましょう。）。)

一般質問を始めていきます。

まず、犬、猫殺処分をゼロにするための県の取り組みについてなんですが、9月にも捨て犬、捨て猫の取り組みについてお伺いをしました。「命どう宝」という「黄金くとうば」を持っている沖縄県に捨て犬、捨て猫をしている県民がいることが残念でなりません。沖縄県動物愛護管理センターに収容される犬、猫が少なくなり、そしてセンターから新しい飼い主に譲渡される犬、猫がふえて、生まれた命を最後まで飼い主が飼養していく、そういうことを願って質問をしていきます。

まず、沖縄県動物愛護管理センターの役割についてお願いします。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 沖縄県動物愛護管理センターは、昭和52年に動物管理所として開設されました。それから平成18年に新設して、新施設として現在のところで業務を開始しているところであります。同センターにおきましては、動物愛護思想の普及啓発事業、それから野犬対策としては、市町村との合同捕獲、犬、猫の収容、負傷動物の保護収容を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 その犬、猫の殺処分の現状、そしてゼロにするための県の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 県におきましては、平成21年2月に策定した沖縄県動物愛護管理推進計画に基づきまして、平成30年度において、平成19年度の犬、猫の殺処分数の50%減を目指して取り組んでいるところであります。このため、毎年「捨て犬・捨て猫防止街頭キャンペーン」や、「動物愛護週間行事」、「動物愛護の集い」を実施しております。また、特に最近では野良猫の数がふえている状況にありまして、「沖縄県猫の適正飼育ガイドライン」を策定し、猫の適正飼育に係る普及啓発に取り組んでおります。こういった取り組みによりまして、本県の犬、猫の殺処分数は、10年前の約半数に減少しております。具体的には、平成14年度1万3044頭から平成24年度には6604頭に減少しているところでございます。しかしながら、

まだ全国的に見ますと、殺処分頭数が本県は多い状況にありますので、今後とも動物の愛護と適正飼養に関する取り組みを強化する必要があると考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 10年間で約半数ほどに減っているということでありますけれども、この与えられた、与えられたといいますか、その命、動物のですね、その一つの命として、やはり最後まで飼い主がきちんと飼っていく。そのためには今センターに持ち込まれている、収容されている犬、猫をゼロにする取り組みとしてできない課題としては何があるのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 県におきましては、可能な限り殺処分を減らす努力として、今、動物愛護団体、あるいはボランティア団体と連携して適正な飼養ができる飼い主への譲渡会等を行って、殺処分数を減らしているところではありますけれども、結局この殺処分数を最終的に減らすというためには、県民の動物愛護に対するそういった啓蒙・普及、そういった取り組み運動が必要だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 愛護に関する県民のモラルといいますか、そういったことが普及することが大事なことなんです、やはり他府県では、市町村単位ではありますけれどもゼロ宣言をして、そして去勢だとか避妊とかそういった取り組みをしている地域もあるわけです。やはり県でも、そういったことも含めて、県内でも取り組んでいる市町村あると思いますけれども、そういったところにはさらにそういう避妊手術に対する助成を少し厚くするとか、県のほうで応援をするとか、何かそういった取り組みも必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） そういった他県の取り組みの状況を今後とも見ながら、殺処分数を減らすことについて検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それから、収容の中に放置あるいは放棄、遺棄、処分、こういった分類ではなくて、今収容されていますよね。そういったこともしっかりとチェックをしていただいて、そしてそこに持ち込まれる動物をできるだけ少なくする、そういう啓蒙、啓発運動も必要かと思っておりますので、ぜひまたこれからも精力的に取り組んでいただきたいと思います。

次に進みます。

今回の組織改編の趣旨目的について、4課についてお伺いしていきます。

まず、公共交通推進室の設置について、その役割についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 我々は、21世紀ビジョンの基本計画をつくりました中に、やっぱり鉄軌道の導入というのも公共交通システム網をしっかりとしたものにしていこうということで掲げております。今のところ、平成31年度といいますとこれから五、六年先ごろには着工に持ち込みたい。ちょっと逆算になりますが、来年度から再来年度にかけて、政府の決定をもらえればと、こういうようなまだあらあらのめどですが持っております。ただし、実は膨大な作業が必要になりますから、班の段階から室にしてしっかりした体制で県リード型といいますか、この構想そのものを我々が一生懸命考えて、沖縄に適したルート、内容のものにしていくためにはぼちぼち班から室に格上げをして取り組んでいきたいと、こういう目的を持ったものでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 鉄軌道を含めた公共交通整備に向かってのことだと思うんですが、そういう意味で鉄軌道をつくっても、じゃ本当にみんなが利用してもらえるかなというそういうこともあるわけですね。そういう意味では、現在のバス利用者の状況について、現在のバス利用の状況を県としてはどのように把握していらっしゃいますか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

沖縄本島におきます路線バスの年間輸送人員ですけれども、平成13年度の3890万5000人に対しまして、平成23年度の実績では2568万3000人と年々減少を続けております。その結果として急激な自動車利用も相まって、交通渋滞が日常化しているという状況です。

こういった交通渋滞の緩和には公共交通利用への転換が重要であるという認識のもと、県におきましては、バスロケーションシステムですとか、ノンステップバスの導入、広報活動の実施など、公共交通の利用環境を改善する各種事業を昨年度から実施しております。

おかげをもちまして、これらの取り組みによりまして、年々減少傾向にありました路線バスの輸送人員ですが、平成25年度上半期の速報値によりますと約1340万人と、昨年度と比較して2.8%、約36万2000人増加しております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 私も車を持っていますから、なかなかバスの利用というのはないんですけれども、月に何回か利用するようにしています。そうしますと、バスに本当にもう1人か2人しか乗っていないときというのがかなりあるわけですね。そういう意味では、本当にバス会社は需要者の要求をちゃんと調査されているのかなという疑問があるわけです。

そこで県民の声として、県民の声をどのようにして需要の調査を県はされているのか。お年寄りや学生たちの、そういう時間帯を厚くして、そしてそうじゃないときは薄くする必要があると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） やはり交通渋滞によって、まず一番通勤時間帯に使っていただくことが重要だと思うんですが、定時・定速性に欠けるという実態がある、これをやはり何とか解決しなければならないだろうということがあります。

それからお年寄り、体の不自由な方々もバスに乗っていただく、そういった取り組みも必要だろうということで、いわゆるノンステップバスを年間40台、5年間で200台ということで今県は取り組みを行っております。

それ以外にも、やはり路線バス網が余りにも複雑でわかりづらいと。バスが今どこにいいのかわかりづらい、待ち時間はいろいろする、そういったさまざまな問題を解決するためにバスロケーションシステムなどもやろうと思っています。

さらにまた、モノレールからバス、それからバスのそれぞれ会社が違う場合に、一々料金を払わないといけない、その複雑さを避けるためにもIC乗車券などもあわせて今、調査研究をしているところです。会社もできましたので、これはまた27年度には再開したいということで、県民のバス離れを何とか食い止めてバス利用者をふやしていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 おっしゃるようにやはり定時・定速がしっかりとできていないということがあると思うんです。そういう意味でも今、部長お答えになりましたので、ロケーションシステム含めてやはりバス停で待っている人がいつバスが来るかを——これは携帯にもあるわけなんですけれども、携帯を利用している皆さんはそれでいいんですよね。ところが、お年寄りはいろいろからついタクシーに乗っちゃうとか、こうい

うことになると思いますので、ぜひその辺の取り組みもしていただきたいなと思います。

それで、鉄軌道導入を含む総合交通体系の計画ですが、ぜひ今の状況を僕は県民にどんどん知らせる必要があると思うんですね。カジノは皆さんいろんなところで報告もしながら調査という形でやっていますよね。バスに、交通体系についても何が今必要なのか、どういうことをしてほしいのかを出かけていって県民の声を聞くことが大事じゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） おっしゃるとおりで、やはり広報活動を重要視しております。そういった中で我々、「わたた〜バス党」というものを立ち上げまして、県民に広くバスの利用への周知を促しております。

それからいろいろまたアンケートなども実はしておりますけれども、こういった状況であればバスを利用していただけますかというようなアンケートも実施いたしました。そうしますとやはり、定時・定速という部分がやはり大きかったというのも我々、実は把握しておりますで、そういった観点からもしや定時・定速のための一定のバス空間ができるようなバスレーンの延長というのも議論をしているところです。

このバスレーンの延長につきましてもアンケートを実施しておりますで、60%の県民が延長を望んでいるというような実態も把握しております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 先日、私たち土木環境委員会でフランス、ドイツも行ってきました。そういう意味では、非常に民主主義の国として地域の声を、そして地域への説明を多くやっています。ぜひそういう取り組みをしていただきたいと思います。

次に、子育て支援課の設置について、子育て支援はこれまでどう変わっていくのかを御説明お願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 子育て支援につきましては、同じくビジョンでもしっかりと取り組んでいこうということになっておりまして、新しく子ども生活福祉部というのを今の福祉保健部を割って、しっかりと体制をつくらうという、部を新しくつくり、その中に子育て支援課というのをつくらせていただこうと、こういうことになっています。

これは何度か申し上げたと思うんですが、やっぱり29年度末ぐらいまでに——潜在的な人々も含めて約

9000人の待機児童がいると言われております。この9000人という膨大な数ですが、29年度末までに解消していこうというこの目的をしっかり持って、子育て支援課で対応していこうと、こういう趣旨でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 子育て支援の場合、夫婦でやはり子供をしっかり育てられるためには、病気になったときにどうするかということがあります。それから、今育休の問題もあります。なかなか男性の方が取っていただけないという状況もありますね。そういったことも含めてぜひ支援をしていただいて、そして子供が生まれたら病気だとかそういったことについても、今、入院費については3歳まででしたか、その支援もありますけれども、こういったことについても、もうちょっと、入院費は違いますね。そういったことも含めてぜひ支援をしていただきたいと思います。ぜひそういう取り組みもお願いします。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） そういった病児・病後児の保育なども含めて取り組んでまいりますけれども、平成27年度から施行予定である子ども子育て支援新制度、それに対応できる組織ということにしておりますので、そういった組織でもって待機児童の問題あるいは子育て支援の問題、そういった問題に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 次に、自然保護・緑化推進課の設置についてですが、観光立県として生活環境の快適性と継続性のある緑化推進体制になるのかどうか伺います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 自然保護・緑化推進課の設置を検討しているわけですが、緑豊かな自然環境を創造するということは、県民に潤いと安らぎのある生活空間を提供するとともに、多様な生物の生息・生育の場の確保につながるなど、生物多様性の保全の観点からも重要だというふうに認識しております。

そのため、県としては、環境行政に緑化推進業務を取り込むことによって亜熱帯の特性を生かし、生物多様性に配慮した緑の美ら島づくりを展開していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 あえて観光立県、生活環境とここに書いてあるのは、やはり都市緑化、それから道路緑化もさらに力を入れてほしいという期待も込めているん

ですが、今生物多様性という話、それは別に、もちろん大事だと思うんですけども、総務部長、この自然保護・緑化推進課の設置については、やはりこの亜熱帯の地域である沖縄は、都市緑化と道路緑化にもっと力を入れてほしいという思いがあるんですが、当初の計画としてはそういうことはなかったんですか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（小橋川健二君） お答えいたします。

今回、緑化推進課を環境部に移管するといいますが、業務をですね。それを21世紀ビジョンの目指すべき将来像が5つありますが、その筆頭に今沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島というものを掲げております。そのためにも、やっぱり緑化推進業務の幅を広げると。今、森林緑地課、林業ですね、林業はなりわいとして一生懸命頑張っていただくと。そのほかに、緑化については今議員がおっしゃるような都市緑化も含めて全島緑化、それに強力に取り組んでもらいたいと。環境の中に新たな職制も設置をして、そこは充実させるという取り組みをしたいと思っております。

あわせて、環境と農林のいわゆるマトリックスというような形で協力体制を強固にするということで、それがより一層充実するのではないかとこのように期待をしております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 やはりこの亜熱帯地域の沖縄では、今大きいショッピングセンターでも駐車場はもうアスファルトだけなんです。外国に行きますと、そこに木が植えられているんですね。だからそういう取り組みをぜひやっていただきたいと、これは希望を申し上げます。

それから次に、基地環境特別対策室についてですが、役割、人員体制、新設する意義、そして既存の体制とどう変わるのかについても御説明をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 基地環境特別対策室ということについての御質問ですけれども、沖縄県は新たな基地環境特別対策室を設置して、米軍施設から派生する環境問題の解決に向けた効果的な環境保全の仕組みづくりを推進したいというふうに考えているわけです。

具体的には、返還跡地、それから返還予定地の環境浄化の手法、手続などについて国に提案するとともに、米軍施設における環境調査ですとか環境関連法令の適用の実現を促進していきたいというふうに考えて

います。

人員体制については、今、関係部局等で検討中ということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 さきのHH60ヘリの墜落のときでも、調査をさせてほしいということでもなかなかできなかったわけですね。だから、この沖縄市のサッカー場についても、今、防衛局と市との調査の結果がずれたりしています。きのうもまた新しくドラム缶が出てきたようですけれども、そういった調査をするときに、ぜひ県民の声も受けていただいて、それから専門家、要するにこういう薬物ですから、薬物だけとは限りませんけれども、いろんなものに対してそういった専門家の意見を吸い上げるような、そういう組織になっていってほしいなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 今度新設される基地環境特別対策室においては、これまでのそういった米軍基地から派生するさまざまな環境問題について積極的に対応していこうということで設置されるということでございます。

今お話のあった件につきましても、特に沖縄市のドラム缶問題で顕著にあらわれてきたところでありますので、そういった基地から派生する環境問題の処理については、情報の公開ですとかあるいは手続、そういったものを今回ガイドラインなりを策定していこうという考えであります。

○新垣 清涼君 ちょっと休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時48分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

新垣清涼君。

○新垣 清涼君 次に、基地問題の取り組みについてお伺いします。

キャンプ瑞慶覧返還予定地、いわゆる西普天間地区の環境問題についてですが、環境部の速やかな跡地利用計画を推進するためには返還までに環境調査とその対策が必要と考えます。その取り組みについてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

○副知事（川上好久君） 今、議員おっしゃるとおり、駐留軍用地の跡地利用、これを円滑に進めていくためには返還前の早い段階から立ち入りをして、文化財調査それから環境調査という、これは非常に必要だ

と思っております。今般の跡地法の中でもそういうふうなものを求めてきたところでございますけれども、現在、宜野湾市で西普天間住宅地区、それについて今作業が進められているわけでございますけれども、ここでは文化財調査の準備を今進めておりまして、現在のところはその掘削を伴わない表面踏査というふうな形で作業を進めてきているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 県のかかわりとしてはどういうふうなかかわりをされていかれるのか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） ただいま川上副知事からございましたように、表面踏査のみの調査になっているわけですが、やはり掘削を伴う調査が必要だということが、宜野湾市だけでなく関係市町村から出ておりました。そういったことがありまして、外務・防衛両大臣が出席する跡利用協議会の場において、掘削を伴う調査ができるようにということで要望しましたところ、去る10月3日の2プラス2において日米両政府において協議を行うということで現在協議中というふうに伺っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 返還予定地、普天間部隊前ゲートのほうから入って左側の返還予定地なんですけど、そこにいわゆる住宅が建っていました。二、三棟壊されて撤去されているんですが、ここはたしかアスベストが使われていたと思うんですが、その処理については報告はありましたでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 現在において報告はございません。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 やはりそういった、使われていたということは、もうこれは既に以前に報道されているわけですね。ですから、その近くの住民は非常に不安を持つと思います。そういう意味では、もっと強く防衛局には訴えてほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 現在の跡地利用推進法におきましては、返還後、引き渡し前までの支障除去措置は徹底するということがございます。そういったことでこの法律に基づいてしっかり対応していただければと思いますけれども、今議員からの御指摘を踏まえて対応をしっかりとするように再度申し入れをしたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 現場も確認されてください。撤去されています。

それで次に、普天間基地の危険性を除去し閉鎖・返還の取り組みについてであります。普天間基地の返還合意の理由は何だったのでしょうか伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 普天間飛行場は市街地の中心部に位置するため、周辺には学校や住宅、病院等が集中する極めて危険な状況であると認識しております。普天間飛行場の移設問題の原点はこうした危険性の除去でありまして、一日も早い移設・返還の実現が必要であるということでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 危険であるから返還合意はされたわけですね。そして普天間の返還合意からもう相当年数もたっています。これは私たちは固定化と認識しているんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員おっしゃるように、S A C Oの合意以来17年を経過いたしまして動いていないと。それをどういう定義づけをするかというのは、少し用語の問題もございますけれども、全く動いていないという認識では共通だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それで辺野古新基地建設についてなんですが、県の環境生活部は土建部に対して、18項目48件の意見を明記した上で、環境保全策は不明な点があり、「懸念が払拭できない。」という指摘をされていますね。そこで、この不明な点や「懸念が払拭。」できないというのは主にこういったことでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当部におきましては、埋立承認申請書に示された環境保全措置等では、埋立面積の最小化等に関する評価が具体的に示されていないこと、それから航空機騒音に係る予測・評価の妥当性が確認できないこと、ジュゴン、ウミガメ類、サンゴ類などの海域生物への影響の程度が不明であるということ、それから米軍へ周知するとした環境保全措置の効果の不確実性などの不明な点がありましたことから、これらを評して「事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できない。」との意見を述べたところです。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 いわゆる自然環境や生活環境の保全が図れないという状況だと思うんですね。ということは、観光立県としてこれはこういう生活環境、自然環

境が守られなければ譲れない部分だと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） この後につきましては、現在土木建築部のほうから事業者に対して環境生活部が示した不明な点について照会をしていると聞いておりますので、その回答を待って土木建築部のほうで検討がなされると考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 次に進みます。

そこで、県民の基地負担軽減についてなんですが、普天間基地が例えば仮に辺野古に移されたとしても、県民の基地負担については私は減らないと思っているんですね。これは軽減されるという認識なんですか。普天間を四、五十キロ離れた辺野古に移したからといって、負担は僕は変わらないと思っているんです。それは現に普天間に所属しているオスプレイは伊江島でも被害を及ぼしているし、あっちこっちでうるさいということを言われているわけですよね。県としては、どういう捉え方をしていますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） まず、普天間飛行場の危険性を除去しなければならないという命題がございます。これは行き先の問題がまず一つあるわけですが、まず行き先の問題を置いておきますと、普天間飛行場は宜野湾市の市面積の約24%を占めております。もうこれは改めて申し上げるまでもありませんけれども、人口密集地にありまして大変危険であると。ヘリコプターの墜落事故も起きているということであれば、これを取り除くということは大変な基地負担の軽減になるわけでございます。ただ、議員のおっしゃった趣旨というのは、その代替施設の問題も絡めてということでございましょうけれども、これまでの経緯からすればこれは普天間飛行場の移設・返還をまず最優先で進めるという立場が重要であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 おっしゃるように、普天間は近くに住宅地、学校、病院があって非常に危険です。その危険な基地を辺野古に移したからといって、県民としての負担は変わらないという認識なんです。普天間をなくすことは必要ですよ。でも、基地を沖縄に置くことは私たちが必要としていないわけですよ。これは国が必要としているわけですから、国が沖縄以外に、沖縄県民は辺野古ではなくて県外を求めているわけですから、国が責任を持って、国が必要としている基地は

県外に移すべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今の議員の御質問は、いわゆる基地の存在一般論というものにかなりかわってこようかと思います。これは前に私もシンポジウムで申し上げたんですが、沖縄の基地は決して県民が誘致したものではない、これは共通認識だと思います。しかしながら、現実にはこれだけの総量がある基地については現実的に対応しなければならない。その中で、最も危険である普天間飛行場の移設を進めるといったものが県にとっては大きな政策課題になっているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 やはり普天間の基地を県内でいいのか、県外に求めるべきなのかということで一部の議員の皆さんが揺らいでいます。そういう意味では、私は知事がおっしゃるように、やはり県内移設では長期化しかねないという、だからやっぱり普天間の固定化ではなくて、いわゆる辺野古にしまうと、普天間がこれまでの17年間動かなかったわけですから、そういう意味では今度例えば辺野古と知事が承認されたとしても、県民は反対をしていきます。そうするとさらに長期化します。その間、普天間がずっと固定化をしていくわけですよ。そういうことをやはり許してはいけないと思います。そういう意味では、やはりオール沖縄で引き続き私たちは基地の県外移設を求めるべきだと思いますし、そして公室長がおっしゃるように、県民が初めて認めた基地をつくらせてはいけない、これ以上の基地負担を次の世代に引き継がない、このことをしっかりと県民とともに取り組んでいきたいと思っています。

次に、軍用機による爆音や低周波音による健康影響調査についてですが、米軍はオスプレイなどの配備で飛行経路や頻度などに変化があります。県は、県民の健康を守る立場から嘉手納基地や普天間基地周辺住民の健康調査を行うべきと考えるが、その取り組みについて伺います。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 嘉手納及び普天間基地周辺住民の健康影響調査ということですが、沖縄県においては、基地周辺の低周波音の実態を把握するために低周波音調査というものを今現在実施しております。それから、この低周波音による健康影響ということにつきましては、年齢や個人差等の誤差が大きいというふうに聞いております。そして健康への影響がまだ明確になっていないという現状があるというふうに

聞いております。

このため、県としましては、国に対して低周波音による健康影響調査等を実施してくださいと要請しているところであります。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 その答弁は前回も、環境生活部長からいただきました。国に対して要請しているということなんですが——9月議会にそういう——その結果はどうになりましたか。国からの返事です。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 当該要請に対する国からの回答はまだいただいてないところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 そういう意味では、国が幾ら私たちが求めてもなかなか答えてくれない部分、もどかしさもあります。本当にこの国は民主主義の国なのかなと疑問を持つときもあるんですが、ぜひ部長、国がやらなければ県のほうで主体的にチームを組んで調査をしていただいて、その費用を国に求める、そういう取り組みをしたらどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 先ほど副知事が申し上げたように、低周波音につきましては疫学的な研究というものが進んでいないところでありまして、であるからして人体に対する影響もまだ未解明であるということがありまして、いわゆる科学的知見が明らかにされていないという状況にあります。国においても、環境基準あるいは規制基準というものも定めてなくて、今国においては評価方法についての検討をしているという段階でございます。そういった中で、今オスプレイが24機体制になって本格的に運用され始めたばかりでありまして、県の低周波音の調査も緒についたばかりであるということでもあります。ですから、こういった中でまず我々がすべきことは、まずオスプレイの低周波音がどの地域で、どういうレベルで発生しているのか、それから既存の普天間にありますヘリコプター、例えばAH1Wの低周波音、これもかなり高い低周波音を発生させているところですが、これとの比較においてどの程度のものがオスプレイからは出ているのか、あるいは飛行場周辺の住民がこの低周波音にどの程度暴露しているのか、その暴露量はどの程度になるのかということがまだ把握されていない状況があります。まずはそういったものの実態を把握してデータの収集に努めたいというところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ですから部長、やはり今はっきりしていないということでもありますけれども、しかし現に伊江島でも家畜に影響がありましたね。以前の県の調査の中でも、基地周辺には低体重児の出生率が高いということもあるわけですよ。そういう意味ではやはりデータの積み重ねだと思えます。ですから、調査をするというのはそういう調査をして基礎データをつくって、こういう影響が考えられるということであるべきじゃないかなと思います。

次に、特定秘密保護法案の成立による基地の運用と県民生活への影響について伺います。

米軍基地の多い沖縄では今でも基地内の情報が県民の手に入らない、入りにくい状況にあります。特定秘密保護法が成立すると基地周辺の住民生活にどのような影響が懸念されるかお示ください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、国会で審議されております特定秘密の保護に関する法律につきましては、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として強い関心を持っております。今後、政令等で具体的な運用基準が定められることとなっておりますけれども、現段階で沖縄県へどのような影響を与えるかについては明らかにされておられません。

いずれにしても県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えております。このようなことから、国民の間にあるさまざまな意見や懸念に配慮しつつ、国において十分な議論を尽くしていただきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 今おっしゃるように、米軍からの情報というのはやはり私たち県民にしっかりと知らされるべきだと思うんですね。ところが、なかなか調査をしようと思っても調査をさせてくれない、そういう国民の知る権利が今沖縄では米軍との関係の中で非常に閉ざされている。そうするとこの法律が、今もう参議院できょうにも通過しようかということがありますが、けれども、オスプレイの飛行実態を目視調査することも許されないのかなと。そしてオスプレイの配備に反対する運動、今現在普天間基地の野嵩ゲートや大山ゲートで県民がそういう反対運動をしている、それもできなくなってしまうのかなと。今でも米軍関係の事件・事故が明らかにされていないことが多いです。今後は求めることもできなくなるのかなと非常に危惧をして

います。ぜひそういうことがないように国に要請をしていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 沖縄県知事公室におきましては、環境生活部もそうですけれども、何かしらの事件・事故が多発しておりまして、そのたびにその航空機の運用でありますとか、そういうことを頻繁に問い合わせているわけございまして、そういった活動が制限されないように政府は配慮すべきでありますし、必要に応じて求めてまいりたいと考えております。

○新垣 清涼君 よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本は今、歴史の岐路に立たされています。

昨日、国民多数の反対の声を封殺して参議院特別委員会で、自民党、公明党が秘密保護法案を強行採決をする暴挙を行いました。安倍政権は、国民の目と耳と口を塞いで憲法9条を変えて、海外で戦争する国につくり変える危険な道を暴走しています。

沖縄県民は、筆舌に尽くせぬ悲惨な沖縄戦を通じて、二度と戦争を許さないと決意しました。民意を反映しない安倍政権に未来はありません。暴走政治ストップのために、県民・国民の闘いはさらに強く、大きくなるでしょう。基地の島沖縄に新しい基地はつくらせないという県民の総意を何としても実現する決意で質問をいたします。

辺野古新基地問題について。

沖縄の復帰時に米国が沖縄の海兵隊を撤退させようとしたが、日本政府が拒んだことがオーストラリアの公文書で明らかになった。安倍政権は、県民を恫喝して「県外移設はあり得ない」、「普天間の固定化」と辺野古新基地を押しつけようとしている。県民総意の建白書は、「オスプレイの配備撤回、普天間の閉鎖・撤去、県内移設断念」である。知事は、県民総意の立場で辺野古埋立不承認をすべきです。

辺野古新基地を建設すれば、海兵隊基地が半永久的に沖縄に固定化することになります。知事の見解を伺います。

沖縄県民は、安倍政権の圧力と恫喝に屈しません。知事は固定化の「言葉が出てくること自体、一種の墮落だ」と発言しているが、普天間基地を固定化させない道は、知事が埋め立てを認めないことであり、「普天間基地の即時閉鎖・撤去」を明確に主張することで

はありませんか。

世界で一番北にすむ「北限のジュゴン」は、辺野古海域を含む北部沿岸にわずかに残るのみで絶滅の危機に瀕している。防衛局の補正評価書で「ジュゴンは基地建設現場から遠く離れているのでそれほどの悪影響はない」とされた。昨年補正書作成期間中に、埋立予定海域にジュゴンが何度も回遊し目視されている。ジュゴンの保全措置は不可能ではありませんか。

公有水面埋立法第4条は、埋め立てが環境保全及び災害防止に十分配慮しているかを客観的・科学的に判断されなければならない。防衛局はオスプレイの騒音、飛行場の要件、ジュゴンやサンゴの保全に関する知事意見に全く答えていない。環境保全は不可能ではありませんか。

政府意見は、辺野古基地建設後の環境保全について、「米軍と十分に調整する」、「機会あるごとに要請する」となっている。オスプレイの安全合意違反、ヘリ墜落で基地現場に立ち入れない、基地跡地の汚染問題等、これまでもできていないのに解決できる保証はあるのか、見解を伺います。

教育行政について。

県立学校の特別支援員について、学校からの要請人数と配置人数、配置しなかった理由は何か。また、発達障害を含めた障害種に応じた丁寧な学習支援が必要だと考えるが、支援員の資格や勤務条件はどうなっていますか。

年度途中で支援員を廃止したのがあるか、説明を求める。今年度途中で廃止する予定もあるのか、あればその理由。また、生徒や家族の声はどのようなものですか。

八重山教科書問題で、文科省が「是正要求」に従わない県教委を呼びつけて是正要求指示をしたことは、国家権力の不当な政治介入である。県教育委員会の今後の対応について伺います。

医療行政について。

県立北部病院の医師不足の実態を問う。県民の医療を守るために医師を確保するのは福祉保健部の重要な職務と考えるが、深刻な北部病院などの医師確保にどのような対策をしていますか。

離島苦解消のために一括交付金を活用して、宮古や八重山のがん患者が切望している放射線治療機を宮古病院と八重山病院に設置して、患者や家族の経済的・精神的負担の軽減を図ることについて。

沖縄県は、国内で4カ所しか設置されていない重粒子線治療施設の導入に向けた調査を行っているが、整備費、運営費、完治までの治療費、全てのがんに効果

があるのかを問う。これまでの調査費用はどれだけか。宮古病院で必要な放射線治療機は4億円というが何機分になるか。沖縄に今必要な施設か、優先すべきは宮古や八重山の放射線治療機ではないですか。

厚労省は、介護保険制度を改悪して「要支援」の認定者を保険給付の対象外にしようとしている。認知症は初期段階でケアを受けることが重症化の予防となり、通所や訪問介護を受けて日常生活を送っている要支援者を保険給付から除外することは、重症化に進み、介護保険財政の圧迫にもつながるものである。県内の要支援者は何人いるのか。政府に対し要支援者への保険給付の継続を求めるべきではないですか。

ひとり暮らしの高齢者が高齢を理由に入居できない深刻な相談がある。高齢者の居住確保のための対策を問う。また、高齢者住宅財団の「家賃債務保証制度」はいつ利用できるのか。早急に利用できるようにすることについて。

オスプレイ配備問題について。

オスプレイの強行配備後、県内各地でのヘリモード低空飛行、夜間訓練、爆音被害など日米合意は全く守られていない。県の調査結果によるオスプレイの飛行訓練経路でどのような公共施設が何カ所あり、何人が生活をしているのですか。

米国防総省監査室の報告書で、オスプレイの機体整備や関連書類に多数のミスがあり、海兵隊のデータは信頼できないと報道されていることへの見解を伺います。

知事は、県民の命と安全を脅かすオスプレイの配備撤回を強く求めるべき。

名護市長意見で、辺野古新基地でオスプレイ24機の安全・環境保全措置について、実効性ある措置が全く示されていない。低周波音の深刻な被害に対する対策が示されていないと指摘されている。見解を伺います。

那覇港湾開発事業と浦添新軍港問題について。

那覇港管理組合の設立当初計画の目標年度と貨物取扱目標と実績、外貿公共コンテナ貨物の目標数と実績について。

ガントリークレーンが設置されていない平成9年のコンテナ貨物取扱数、ガントリークレーンが2基体制になった平成17年の貨物数、及び2012年の貨物数について。

ガントリークレーン1号機と2号機のそれぞれの稼働率及び週当たりと1日当たり稼働時間は何時間か。一括交付金があるからと1基当たり12億円、2基のガントリークレーンを設置するのは必要性も採算性もな

い無駄遣いではないか。見解を問います。

浦添西海岸は、どのような動植物が生息して自然環境はどうなっているか。沖縄県の世界自然遺産登録の妨げとなるのではないですか。

浦添新軍港建設のための政府の環境アセス予算額と完成までの推計予算額及び今後の日程を問う。知事は新基地となる浦添新軍港建設を認めるのですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘純恵議員の御質問に答弁をいたします。

第1に、辺野古新基地問題に係る御質問の中で、辺野古埋立不承認をするべきではないかという御趣旨の質問に答弁をいたします。

埋立承認申請につきましては、現在、その内容について審査しているところであります。今後、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、承認基準への適合状況、利害関係者、名護市長及び関係行政機関等の意見などを総合的に勘案し、承認するか否か判断してまいり所存でございます。

次に、医療行政に係る御質問の中で、県立北部病院の医師不足についての御質問に答弁をいたします。

平成25年12月1日現在、県立北部病院において、医師の確保を必要とする診療科は、産婦人科となっております。産婦人科診療につきましては、平日の診療を紹介患者に制限していることや、救急診療につきましては原則、中部病院へ搬送することといたしております。

県といたしましては、県内外の大学病院及び民間医療機関への協力要請、そしてホームページでの募集、人的ネットワークの活用及び医師の招聘事業など、あらゆる手段を講じて医師の確保に努めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 辺野古新基地問題に関する御質問の中で、辺野古新基地が固定化することについてお答えをします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置し、極めて危険な状況にあることから、一日も早い移設・返還の実現による危険性の除去が必要です。しかしながら、辺野古移設案では時間がかかり、普天間飛行場における早期の危険性除去は困難であることから、政府においては、確実な県外移設及び早期移設の方策を示す必要

があると考えております。

同じく辺野古新基地問題に関する御質問の中で、普天間基地の即時閉鎖・撤去についてお答えします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県としては、これまでの経緯等から、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去が実現するとは考えがたく、他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

続きまして、オスプレイ配備問題に関する御質問の中で、オスプレイの配備撤回についてお答えします。

オスプレイについては、県民の不安が一向に払拭されておらず、県は去る8月に軍転協を通じて、安倍総理大臣を初め関係閣僚に対して、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを要請しております。

県としては、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続きあらゆる機会を通じて、オスプレイの配備計画の見直しや配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 辺野古新基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請における基地建設後の環境保全についてお答えいたします。

県環境生活部の意見の中で、基地建設後の環境保全措置に関して、供用後に、米軍に機会あるごとに要請を行うなど、環境保全に向けた取り組みを実施していくこととしているが、その実効性に関する担保がない、事業者である国は、米国政府と「環境特別協定（仮称）」を締結するなどの実効性のある方法により、米軍基地から派生する環境問題の未然防止と米軍基地周辺地域の生活環境及び自然環境の保全について万全を期すべきであると2件の指摘があります。そのため、これらの点について沖縄防衛局に見解を確認しているところであります。今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

次に、医療行政についての御質問の中で、宮古病院、八重山病院への放射線治療機器の設置及び患者等の負担軽減についてお答えいたします。これは3の(2)と3の(3)イは関連いたしますので一括して答弁をさせていただきます。

離島地域においては専門医が少なく、さらに、がんの症例数も少ないことから、放射線治療等の高度な医

療機能の維持が困難な状況にあります。そのため、県においては、琉球大学等と連携をして専門研修を実施し、医師等の技術向上を図るとともに、地域がん診療連携拠点病院機能強化事業により、拠点病院と離島県立病院の医療連携を推進し、離島における医療体制の確保に努めているところであります。また、本島での放射線治療のための負担軽減を図るため、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合との間で、「離島へき地のがん患者等の宿泊支援に関する協定」を締結したところであります。

次に、オスプレイ配備問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長意見についてお答えいたします。

11月27日に提出されました名護市長意見の中で、オスプレイの配備に関し、日本国における新たな航空機（M V 22）に関する合同委員会合意が守られていない、飛行する際の実効性のある環境保全措置が全く示されていない、低周波音対策が全く示されていないなどの意見があります。そのため、これらの意見について、沖縄防衛局に見解を確認しているところであります。今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 辺野古新基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請におけるジュゴンの保全措置についての御質問にお答えいたします。

環境保全に関し講じる措置を記載した図書において、事業実施区域周辺において生息する個体Aは嘉陽沖にほぼ常在しており、事業実施区域においては確認されていません。また、個体Cは平成20年度より嘉陽沖や大浦湾で確認されるようになりましたが、行動範囲は大浦湾東側海域までの範囲にあり、施設等の存在による海面消失に伴いジュゴンの生息域が減少することはほとんどないと考えられますと記載されております。このことに対し、11月29日に提出された県環境生活部の意見の中で、ジュゴンに関して、施行区域付近での船舶航行に関する環境保全措置の実効性が確認できない、個体群存続可能性分析の妥当性が確認できない、供用後の事後調査の方法を示す必要があるなど、7件の指摘があります。そのため、これらの点について、沖縄防衛局に見解を確認しているところであります。今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を

を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

同じく辺野古新基地問題についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請における環境保全についてお答えいたします。

県環境生活部の意見の中で、オスプレイの騒音について、予測・評価の妥当性が確認できない、ジュゴンについて、環境保全措置が適切であると判断できない、サンゴ類について、移植後の調査期間を3カ月とすることの妥当性が示されていないことから、移植後の生育が不良であった場合の原因特定が困難となり対策を講じることができなくなることが懸念されるなど、16件の指摘があります。そのため、これらの点について、沖縄防衛局に見解を確認しているところであります。今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

次に、高齢者の居住確保のための対策についての御質問の中で、高齢者の居住確保対策及び家賃債務保証制度についての御質問にお答えいたします。

高齢者の居住確保のための対策については、ことし3月に設立した沖縄県居住支援協議会において、今年度は、高齢者向け住宅の情報提供や高齢者住宅財団の家賃債務保証制度の紹介等を重点的に行っており、今月も不動産関係者や福祉関係者への説明会を予定しております。また、高齢者住宅財団の家賃債務保証制度については既に利用可能となっており、現在、県内における財団と家主または管理会社で基本契約を締結している戸数は157戸あり、そのうち保証引受件数は累計110件となっております。今後とも同制度の周知に努めてまいります。

次に、那覇港湾開発事業と浦添新軍港問題についての御質問の中で、那覇港の取扱貨物の目標と実績についての御質問にお答えいたします。

那覇港管理組合は、平成15年3月改訂の那覇港港湾計画の中で、取扱貨物量は平成20年代後半を目標年としているとのことであります。取扱貨物量の目標は、外貿貨物1020万トン、内貿貨物930万トンで、合計1950万トンとのことであります。平成24年の取扱貨物量実績は、外貿貨物119万トン、内貿貨物871万トンで、合計990万トンとのことであります。また、外貿コンテナ取扱貨物数は、目標62万8000T E Uで、平成24年の実績は8万5560T E Uと聞いております。

同じく那覇港湾開発事業と浦添新軍港問題についての御質問の中で、那覇港のコンテナ取扱貨物数についての御質問にお答えいたします。

那覇港管理組合によりますと、コンテナ取扱貨物数は、平成9年は7万2000TEU、平成17年は7万1043TEU、平成24年は8万5506TEUとのことであります。

同じく那覇港湾開発事業と浦添新軍港問題についての御質問の中で、ガントリークレーンについてお答えいたします。

那覇港管理組合によりますと、平成24年におけるガントリークレーンの稼働率は、1号機で8.6%、2号機で13.2%とのことであります。また、週当たりと1日当たりの稼働時間は、平成24年は1号機で週12.7時間、1日当たり1.8時間、2号機で週19.6時間、1日当たり2.8時間とのことであります。

ガントリークレーン設置については、貨物積みおろしの荷役時間を短縮することで輸送コストを低減し、競争力と収益向上を図ることが重要であることから、増設が必要であると聞いております。現在、同時に2隻の船舶が荷役作業を行う状況が生じており、荷役時間の短縮に向け、標準整備水準であります1バース2基体制を確保する必要がある、ガントリークレーン2基増設を進めていきたいとのことであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育行政についての御質問で、県立高等学校の支援員の配置等についてお答えいたします。

支援員の配置につきましては、要請のあった学校が14校で、そのうち13校に15名の支援員を配置しております。配置のない1校については、保護者が希望しなかったことや障害の程度を勘案し、今回は配置を見送っております。

支援員の勤務条件については、教員免許を有する者を非常勤職員として、1日7時間の範囲内で任用しており、当該生徒の生活や学習面を支援しております。

次に、支援員の配置期間等についてお答えいたします。

県立高等学校の支援員の配置につきましては、国の緊急雇用創出事業を活用して、13校に支援員を配置しているところです。そのうち7校においては、緊急雇用事業が年度途中で終了することにより、やむなく任期が終了することとなりますが、一部の保護者から任用継続の要請があります。

県教育委員会としましては、当該生徒の教育的ニーズを踏まえ、学校と連携しながら今後の支援のあり方を検討しているところであります。

次に、県教育委員会の今後の対応についてお答えいたします。

現在、文部科学大臣政務官から早急に是正要求するよう、強く指示を受けているところです。

県教育委員会ではこの問題について真摯に取り組み、これまで7回にわたる議論を重ねてまいりました。話し合いの場では、竹富町の現在の教育環境、是正要求した場合の八重山地区への影響、地方公共団体の自主性、自立性への配慮等について協議してまいりましたが、結論には至りませんでした。

県教育委員会としましては、今後も引き続き、何よりも子供の教育の視点から是正要求への対応について協議するとともに、3市町教育委員会それぞれの立場を尊重しつつ指導助言を行い、同一の教科書採択の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療行政についての御質問の中で、北部地域等における医師確保対策についてお答えいたします。

県では、県立病院の後期臨床研修事業や琉球大学と連携した医師修学資金等貸与事業により、北部地域や離島へ派遣する専門医等の養成・確保を図るとともに、ドクターバンク等支援事業を実施するなど、県内外からの医師確保に努めております。また、当該地域への安定的な医師派遣を実現するため、今後、琉球大学と連携し、医師の確保状況等の把握・分析、派遣の調整・あっせん、キャリア形成支援など、地域偏在解消のための事業実施について検討しているところであります。

次に、介護保険制度についての御質問の中で、要支援の認定者数及び予防給付の見直しについてお答えいたします。

平成24年3月末現在で、要支援1の認定者数は5076人、要支援2の認定者数は6881人で、合わせて1万1957人となっております。

県としましては、要支援者の予防給付の見直しを含む介護保険制度改革の検討に当たり、被保険者に必要な介護サービスが適切に提供されることが基本であると考えております。現在、社会保障審議会介護保険部会において議論されているところであり、その状況を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 医療行政についての御質問の中の、重粒子線治療施設の整備費等についての御質問にお答えいたします。

重粒子線治療施設導入可能性調査においては、装置及び土地、建物などを含めた整備費には約150億円必要であり、運営費につきましては現在複数のシミュレーションを行い、検討を行っているところであります。完治までの治療費につきましては、厚生労働省の先進医療認定を受けておりますことから、照射回数に関係なく約300万円となります。

重粒子線治療は、血液性のがん以外の通常の放射線治療では十分な効果が得がたい頭頸部や前立腺、肺などの腺がん、脳腫瘍や骨、脂肪、筋肉などから発生する肉腫、悪性黒色腫など全てのがんに効果が期待できます。これまでの調査費用は、昨年度、福祉保健部が行った基礎調査が約2400万円、今年度は、昨年度に洗い出された課題を解決するため、運営主体、立地、人材育成、海外集患など6つの具体的な調査を行う費用といたしまして8300万円を計上しております。重粒子線治療装置は1機当たり約85億円で、放射線治療機の約20機分に当たります。しかしながら、日本発の最先端がん治療である重粒子線治療は、従来の放射線治療に比べ約3倍のがん細胞殺傷力があり、短期間で治療が可能であります。また、周辺臓器へのダメージや副作用が極めて少なく、生活の質を落とさず治療が可能であり、従来の放射線治療とは異なる画期的な治療と認識しております。当該施設の導入は、沖縄県におけるがん治療体制の大きな柱となることや国際的な医療拠点形成、並びにさまざまな波及効果などが見込まれることから、沖縄振興に大きく寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイ配備問題についての御質問の中で、オスプレイの飛行経路の公共施設、人口についてお答えいたします。

県では、普天間飛行場にオスプレイ24機が配備されたことを受け、軍転協構成市町村を中心に、10月から11月までの間、オスプレイの飛行実態について情報収集を行ったところです。10月1日から31日までの間で、日米合同委員会合意の趣旨に反すると思われるものとして172件の報告が市町村から寄せられております。オスプレイが配備されている普天間飛行場周辺には、学校が19校、病院が4施設存在しており、約9万4000人が生活をしております。

オスプレイについては、県内各地で飛行が確認されており、より多くの県民が影響を受けているものと考えられますが、飛行経路にある公共施設の数や人口を正確に把握することは困難であります。

次に、米国防総省監査室のオスプレイに係る報告書についてお答えいたします。

米国防総省の報告書について、去る10月31日の衆議院安全保障委員会において小野寺防衛大臣は、この報告書においては普天間飛行場に配備されたMV22オスプレイは評価の対象になっていないが、いずれにせよ昨年9月の日米合同委員会合意で、オスプレイの安全性は確認されている。また報告書の内容、要旨については、現在、米政府に確認をしているとの見解を示しております。

県としましては、オスプレイに対する県民の不安は一向に払拭されておらず、政府は、安全性について十分に説明する必要があると考えております。

次に、那覇港湾開発事業と浦添新軍港問題についての御質問の中で、浦添新軍港建設のための予算額、日程等についてお答えいたします。

那覇港湾施設代替施設の建設事業を実施する沖縄防衛局に照会したところ、今年度、環境影響評価の配慮書作成に要する経費として5400万円を計上しており、また、完成までの推計予算額については、今後、環境影響評価、設計等を実施することとしているため、総額を正確に見積もることが困難であるとのことであり、今後の日程は、4月に発表された統合計画のとおりに、今年度から5カ年をかけて環境影響評価を実施する予定とのことであります。

県としましては、那覇港湾施設の返還が実現されれば、基地負担の軽減、跡地の有効利用による発展に寄与すると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 那覇港湾開発事業と浦添新軍港問題についての中で、浦添西海岸の自然環境及び世界自然遺産登録の影響についての御質問にお答えします。

浦添西海岸は、県の「自然環境の保全に関する指針」で評価ランク（自然環境の保護・保全を図る区域）となっております。当該海岸は、カサノリ類やオカヤドカリ類等の重要な種が生育・生息している等、沖縄島中南部の西海岸に残された数少ない自然海岸であると認識しております。環境省によると、現時点で「奄美・琉球」の世界自然遺産の具体的な推薦区域は

確定しておらず、今後、専門的見地からの検討等を経て特定されることとありますけれども、これまでの検討過程から、奄美大島、徳之島、ヤンバル、西表島が候補地になると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時46分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 当該海岸における魚介類の種についてなんですけれども、キンランカカノコガイ、クサイロカノコガイ、カヤノミカニモリガイなど貝類が15種類となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 最初に、教育長にお尋ねします。

高等学校の障害の支援員ですけれども、来週の12月9日で支援員がいなくなると。それで先ほどの答弁は、学校と相談をしているとおっしゃったんですけれども、実際保護者と子供ですね、校長もずっとこの件については、支援員を打ち切られたら困ると、配置を継続してほしいと、最低でも年度末までということをやらずと担当の方とやりとりをしてきているはずなんです。だけれども、担当の職員の話は、予算がないということなんです。緊急雇用の費用でやってこれなくなるからということをやさき答えたんですけれども、3月末日まできちんと配置をするというときにあとどれだけ予算があれば配置継続できるんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時49分休憩

午後 2 時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（諸見里 明君） ちょっと担当が来るまで……。

実は、この特別支援教育支援員の配置につきまして、現在地方交付税措置がされているのが5名でありまして、それでは足りないことから、去年の12月から国の緊急雇用創出事業を活用して計15名を配置しているところです。その中で、緊急雇用の創出事業が去年の12月から、この12月9日で切れるんですね。そのためにやむなく親御さんを初め学校にはその旨切れますよということを伝えていたところです。

今届きましたので、1人当たり46万5000円というこ

とです。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 教育的そして医学的配慮、またその生徒はアスペルガーということで、お医者さんも支援員が必要だということを明確に話されているし、校長からも支援が必要だと、それを予算がないからと。緊急雇用というのは、12月の今月で切れるというのは最初からわかるわけですよ。その後の46万円ですよ、あと46万円。それでこの生徒は安心して1年間は学習をすることができると。これは代表質問でも我が党渡久地議員がやっていましたけれども、教育にかける予算、何でそんなに少ないのというところなんです。私は46万円でできるのであれば当然必要な支援については、すぐに打ち切りをするのではなく継続をする。その立場で即刻検討していただきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（諸見里 明君） 県議には大変申しわけないんですけれども、私は実はこの問題、認識したのは県議からの質問を受けてからでございます。早速その当該校へ指導主事を派遣しまして、実態、そしてこの子の様子、そして保護者の意見、学校の意見、そして教育的ニーズの立場からどういう対策ができるのか検討してまいりました。今、予算をかき集めてでも私としては何とか配置したいと思っております。ただ、学校でもそのために配置されているスクールカウンセラー、それから地域のボランティア、切れた後の学校での職員体制、それも今主体的に取り組みが行われているということを校長から聞いております。それも加味してできるだけ配置して、あわせて学校の職員体制も連携しながらやっていこうと考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん よろしくお願ひします。

それでは、基地問題について知事にお尋ねします。

安倍政権の辺野古基地押しつけの恫喝やおどしに、県民の怒りはもう本当におさまらないんですよ。知事は、公約は県民との約束、全力で実現に取り組むと、我が党の渡久地議員に答弁しました。

県外移設の公約を守るかどうかは、辺野古埋め立てを承認するかどうかにかかっていると思います。法的にも政治的にも不承認以外ないのではありませんか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時53分休憩

午後 2 時54分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 公有水面埋立法という法律に基づく埋め立てですから、法律の趣旨、目的、いろいろな基準に合わせて申請してきた日ときちっと受け付けて我々やっていますから、その法律に照らして結論を出すというのがまず第一必要なことだと思っております。

そして私の公約の実現に頑張るというのは、あらゆる選挙をやった人は皆共通することで、あえて答えながら答えないからということとは私は抜きにしまして、当然全力で頑張るというのはもう当然のことでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん あんまりひどい公約破りがいるから、あえて聞いたんですけれども、次の質問に移ります。

名護市長は68年に及ぶ米軍基地の被害、人権が脅かされた不合理・不条理は既に県民の我慢の限界を超えている。今を生きる大人が悔いのない選択をすることが未来を担う子供たちの道しるべとなる。名護市民の誇りにかけて辺野古基地に断固反対すると埋め立て反対の意見を提出をしています。

地元自治体が反対をされていて、埋立承認をした事例が過去にありますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） まず県内の事例で申し上げますと、地元の自治体が反対をした事例自体がありません。また、不承認した事例もありません。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 知事は、地元の皆さんの立場を考慮するということを常々言っておられました。ぜひ地元で厳しい反対の意見が出ているということでは、不承認ということをぜひ頭に入れて結論を出していただきたいと思います。

先ほど普天間について即時閉鎖・撤去、副知事が考えがたいとおっしゃったんです。考えがたい理由は何でしょうか。米軍に理由があるのでしょうか、日本政府でしょうか、沖縄県が考えがたいと思っているのでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時57分休憩

午後2時57分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 先ほど私の答弁で、まず普天間基地の一日も早い危険性の除去が必要だというこ

とを強調いたしまして、そしてそのためにはこれまでの経緯を考えれば普天間飛行場の即時閉鎖・撤去が直ちに実現するとは考えがたいと。それは過去の経緯を見て、それからSACO合意に基づいて普天間の返還が合意してから17年以上たっているわけですから、その現実のこれまでの経緯を見てそのような表現を使ったわけです。

したがって、これを解決していくためには、一番現実的には他の都道府県の既に滑走路がある場所への移設がやはり合理的、現実的ではないかというふうに申し上げたわけです。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 質問したことにきちんと答えてください。考えがたいという理由を聞いているんですよ。辺野古が難しいというのは移設先を探してやるからだめであって、即時閉鎖が何でできないのというのをやったことがあるんですか。私、3つの点で聞きました。お答えください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 私も同様の御質問、どなたでしたかこれまでお答えしたことがあります。今現実的なことを考えれば、今副知事が答弁したとおりです。ただし、言葉から言ってですよ、即時閉鎖・撤去という、この即時ということですよ。これはスローガンとか別のことに使うなら理解できますよ。ですが、そういう現実にあるこの物理的な大きなもの、即時という意味が現実的であり得ますかというのが我々の疑問でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 辺野古移設問題は何年たっていますか。これから県民の抵抗に遭って、辺野古の基地が何年かかっているとと思っていますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 事実だけを申し上げますと、SACOの合意から17年、さらに先般政府が出しました統合計画では今後9.5年といったところが数字的には見えているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 辺野古問題は既に17年たっている。でも、これからも県民の抵抗は続きます。辺野古につくらせないというのは県民の総意だからですよ。だから、9.5年という数字もこれは全くの架空の数字であるわけですよ。どれだけたってもそこに基地はつくらせないというのが県民の声なんですよ。

それもう一つ聞きます。即時というところでもうちょっとやりますけれども、私は一日も早い危険性の

除去は、普天間基地の即時閉鎖・撤去が最も現実的ではないかと思っているんですよ。これはスローガンと言われたんですけども、1972年に本土復帰が実現しました。この12年前の1960年に祖国復帰協議会が結成されました。61年から毎年4・28の県民大会が開かれたんですね。それは即時無条件全面返還というのを毎年県民大会でやってきたんですよ。その沖縄の復帰は10年後に日米合意されて、10年でできたんです。即時という言葉なんですよ。だから、空文句ではないんですよ。そしてサンフランシスコ条約というのはまだ生きていますよね。条約の中では、今沖縄はまだ米軍の施政権のもとにあるはずなんですよ。生きていますよ。だけど、即時無条件返還をやって、私たち県民は人間回復や人権の回復を憲法のもとに尊厳回復をやってきた。これが県民の闘いの歴史でしょう。だから、今私は同じような時期に来ていると思うんですよ。だから、知事が即時閉鎖ということを県民の総意として言うかどうか、これが大事だと思っているんですが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 今おっしゃった祖国復帰とありますが、日本復帰の前のいろいろな運動についてそういう即時という言葉が使われていたかどうかと思いますが、それはそれで使われていた言葉としての存在はあったらと私は思いますよ。ただし、今の普天間基地という目の前にあるこの基地でしょう。これを即時閉鎖、撤去という場合に本当に現実の政策としての表現に適切かどうかという点では、全く私は議員と違う意味でリアルじゃない、現実的ではないということをお願いしているわけです。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 一日も早い危険性の除去というのであれば、即時閉鎖、それはできないですか。撤去というのは米国に持っていけ、いろいろありますよ。そこはアメリカに考えてもらえばいいわけでしょう。何よりも即時閉鎖、危険だから世界では一番危険。今事故が起こるかもわからない。だったら、閉鎖しなさいと、すぐに閉鎖しなさいとそういうことを言ったことがありますか。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 私に、あなたは言ったことがあるかという御質問は、言ったことはありません。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 困難と言われた沖縄の復帰がやっぱり県民の総意で、この米軍占領下で、県民が本当に虫けらのように交通事故に遭っても裁判も受けられないという人権を回復をするという闘いと相まって、闘いで即時無条件全面返還というこのスローガン、そして大会のたびに決議を上げて、それが日本全国の皆さんにも沖縄問題を共有して日本全体で沖縄を復帰をさせていったんですよ。だから、そのスローガンということを言われるんですけども、私はこの即時閉鎖ということ言うことが、まず大きな今の一日も早い危険性の除去につながる。これ以外はないと私は思っているんですよ。だから、知事がそういう言葉を口に出して日本政府に言うか米国に言うかというのはとても大事だと思っているんですね。だから、言ったことはないということだとどめないで、ぜひ危険はすぐにやめさせる、じゃ、運用しない、閉鎖する。その立場をぜひ考えていただきたいと思います。

さっき副知事、答弁ちゃんとしなかったんですけども、この即時閉鎖というのが難しいと言うけれども、実際はこの普天間のオスプレイなんかは全国の7ルートで運用するわけでしょう。本土は受け入れるわけじゃないんですよ。だから、この危険なものはどこも受け入れないでしょう。じゃ閉鎖するしかない、それをしてじゃどこに撤去するかというのは日米が、70年代にも海兵隊を米国がもう撤去しようと言ったのに日本政府が置いておきなさいと、沖縄に置いておきなさいと、こんな状況でしょう。だから、沖縄県が即時閉鎖してくれと。オスプレイは危険だからどこも受け入れるところはないんじゃないかとそういう立場を明確にしないといけないと思うんですよ。どこかに持っていけというのは日本全国は、どこもこの基地の新たな負担とか受け入れるはずないという立場にしっかり立って、即時閉鎖の立場に立つことだと思っています。

県民の総意は、辺野古新基地にノーです。自民党国会議員や県連が辺野古基地建設を容認しても県民の総意は変わりません。ポイント・オブ・ノー・リターンです。知事は公約の立場に立って頑張るべきだともう一回強調したいと思います。

沖縄の歴史で、県民が受け入れてつくられた基地はかつてありません。後世の歴史に耐えられる決断をしてほしいと思います。米軍の出撃基地とされている基地の島、沖縄です。無辜の民を殺りくする基地建設に

手をかさないでほしいと思います。知事の所見を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の即時という言葉についての対応というか、理解といたしますが、用い方が大分違うなとは思いますが、ただ全体に今おっしゃったことで、公約をちゃんと守れるようにしっかりやりなさいという言葉はお言葉として受けとめておきます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 秘密保護法案が今どうなるか、廃案、廃止を求める闘いもしますけれども、本当に戦争をする国に再び戻るかどうかという大変な岐路にあるんですよね。そんな中で沖縄に新しい基地はつくらないと。普天間基地は無条件全面返還が県民の命を守る最も確かな現実的な道であると私たちは考えています。ぜひ県民の総意の立場で、知事が埋立不承認をやっていただきたいと要望して終わります。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

玉城 満君。

〔玉城 満君登壇〕

○玉城 満君 いつものようにメーガキをやろうかと思ったんですが、明るい話が今まで一つも出ていなくて、自民党の公約の問題であるとか特定秘密保護法案の問題であるとか、ウチナーの最近の明るい話はないのかなと思って、皆さん忘れていがあるなと思ひまして、先ほど思い出しました。何かといいますと、高校野球ですよ。せんだって行われた地元開催ではあったんですが、九州高校野球で初の県勢同士の決勝、それも本当にいい試合で、沖縄尚学が優勝し、美里工業——私たち沖縄市地元ですが——敗れてしまったんですが、その中で最近ちょっと父母会と触れる機会がありまして、美里工業のその野球部のあり方についてすごく参考になったことがありました。何かといいますと、監督は3人だけ選ぶそうです、選手を。残りはみんな投票で決めるそうです、選手を。これは本当の話ですよ、選挙で。ということはどういうことかということ、やっぱりチームワークが一番第一だと、チームワーク。どんなに力があってもヤナワラバーはナギラサンとかマムラサンとか、やっぱりそういうふうなお互いチームワークを大事にするようなチームが最近ふえてきたんだなということがありまして、ついこの間行われた九州代表として行きました沖縄尚学

が、8対0から8回の裏でしたよ。私は再放送で見ましたけれども、久々にキーブラチャーというか、本当に感動いたしました。それもワンアウトから3点とりまして、まだ相手は勝つだろうというふうにやっておりました。そうしたら8回の裏で一挙に6点とってチンケーラしてしまった。そして見事9回表を抑えまして優勝して、九州に1枠を新たに獲得したということで、本当に最近では快挙だなと思ったんです。この8対0から逆転していったこのウチナーの今の高校球児、かつての高校球児から考えると本当に変わったなと。変わったのは大人のほうかなと。だから自民党県連の皆さんも今からでも、8—0から逆転することが可能なんですよ。どうにか頑張って逆転できるように、オール沖縄を目指して頑張っていただきたいと思いますので、ひとつよろしく、ユタシクお願いいたします。

メーユンターはこのぐらいにしまして、質問をさせていただきます。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、辺野古埋立判断の選択肢で承認、不承認以外に保留発言されているが、その保留の真意を伺う。

(2)、自民党幹部や政府高官の相次ぐ普天間の県外移設はあり得ない発言に対する知事の見解を伺う。

(3)、特定秘密保護法案の沖縄県への影響と法案に対する知事の見解を伺う。

(4)、日米両政府による圧政、基地の押しつけを受け、県民の間では沖縄独立の機運が高まっているが、沖縄独立に対する知事の見解を伺う。

2、文化観光スポーツ部関係について。

(1)、沖縄観光コンベンションビューローについて。

ア、プロモーション事業のあり方について伺う。

イ、随意契約による事業の正当性について伺う。

(2)、県内資本ホテルの数とここ10年の経緯について伺う。

(3)、地元中小零細観光業者（ホテル・観光卸売・お土産等）に対する支援はどうなっているのか伺う。

(4)、観光オフシーズン対策について伺う。

(5)、県内各観光協会への提携と支援について伺う。

(6)、琉球芸能の海外公演の成果について伺う。

(7)、県内民謡協会の数と今後の県のかかわりについて伺う。

(8)、しまくとぅば普及推進計画のあらましを伺う。

3、商工労働部関係について。

(1)、駐留軍離職者センターの県の支援について伺う。

(2)、県内外の泡盛需要の推移とこれからの支援につ

いて伺う。

(3)、かりゆしウエアの需要の推移とこれからの支援について伺う。

(4)、65歳まで雇用の県内企業の実態について伺う。

4、企画部関係について。

(1)、「わった～バス党」の効果について伺う。

(2)、鉄軌道導入に当たり各地方自治体、広域圏との調整は順調か県の対応を伺う。

5、福祉保健部関係について。

(1)、障害者就労支援継続事業の現状と課題について伺う。

(2)、がん重粒子線治療施設の県の取り組みについて伺う。

6、環境生活部関係について。

(1)、沖縄市サッカー場工事現場で発見されたドラム缶問題の進捗について伺う。

7、教育委員会関係について。

(1)、県内小中学校のしまくとうば活用について伺う。

(2)、学校給食の県産品・琉球料理の活用について伺う。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城満議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、商工労働部関係の御質問の中で、かりゆしウエアの需要の推移と今後の支援についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

平成25年のかりゆしウエア製造枚数は、11月末現在で過去最高の40万8000枚となっております。統計をとり始めた平成9年の約10倍に増加しております。今後は、県外・海外への販路拡大に加え、長袖など冬物商材や付加価値の高い礼服等の開発と普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、企画部関係の御質問の中で、「わった～バス党」の効果についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

沖縄県では、路線バスの利用促進を図るため、お笑いコンビ「ゆうりきやー」のお二人を党首・幹事長に見立てた「わった～バス党」を結党し、子供からお年寄りまでバスに親しみを持ってもらえる広報活動を行っております。テレビ・ラジオでのCMを初めバス車内や祭り会場でのPR活動により、バス利用への理解と利用機運を高めております。こうした取り組みなどにより、減少傾向にありました沖縄本島路線バスの

輸送人員は、平成25年度上半期の速報値によりますと約1340万人であり、昨年同期に比べ2.8%、すなわち約36万2000人増加しているところであります。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） 知事の政治姿勢に関する御質問の中で、沖縄独立についてお答えをしたいと思います。

沖縄には戦後68年の長きにわたり広大な米軍基地が集中し、騒音や事件・事故の発生等、県民は過重な基地負担を背負い続けております。沖縄の米軍基地問題は、基地が集中する沖縄県だけの問題ではなく、我が国の外交や安全保障にかかわる全国的な問題として国民全体での議論が十分ではないと考えております。このような過重な基地負担に対する県民の不満を反映し、一部県民の中に独立の考えが出てくるものと考えております。

県としましては、引き続き日米両政府に対し、基地の整理縮小を初め目に見える負担軽減を粘り強く求めていくことが重要だと考えております。

続きまして、文化観光スポーツ部関係に関する御質問の中で、プロモーション事業のあり方についてお答えいたします。

沖縄県の観光を振興するに当たっては、効果的な誘客プロモーションを実施し、観光客を誘致することとあわせて受け入れ体制の整備を図ることが重要だと考えております。国内向けのプロモーションについては、季節ごとにターゲットを設定し、民間事業者とも連携しながら実施しております。海外向けのプロモーションについては、台湾や中国等を重点市場に、東南アジアを戦略市場に位置づける等、市場特性を踏まえて実施しております。

続きまして、教育委員会関係に関する御質問の中で、しまくとうばの活用についてお答えします。

しまくとうばを児童生徒に理解させ誇りを持たせるとともに、尊重する態度を育むことは大切であります。沖縄県は、「しまくとうば普及推進計画」に基づき、県民一体となったしまくとうばの普及を推進しております。現在、関係部局が連携して児童生徒が活用できる教材の作成に取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対して承認、不承認のほか保留と発言したことについてお答えいたします。

知事は、11月1日の定例記者会見において、承認、不承認、あるいはその中間もあるかもしれないという趣旨の発言をいたしました。このことは、承認または不承認がある以上、その中間となるものも概念的にはあるのではないかとの意味で申し上げたものであり、具体的な対応策を念頭に置いたものではありません。

次に、企画部関係についての御質問の中で、鉄軌道導入に当たっての各地方自治体等との調整についてお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に当たっては、駅を中心としたまちづくりなど、各市町村におけるまちづくり計画との整合を図る必要があると考えております。そのため、平成24年度の調査結果について、県内各地区において説明や意見交換を行っているところであります。

県としましては、引き続き市町村及び関係機関等と意見交換を行いながら、導入に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉保健部関係についての御質問の中で、重粒子線治療施設導入に向けた取り組みについてお答えします。

重粒子線治療施設導入可能性については、県医師会を中心とする「沖縄県重粒子線治療施設導入可能性検討協議会」において、10月31日、中間取りまとめが行われております。県に対しては、11月22日、当該治療施設は集学的がん治療の確立及び沖縄振興に資する施設となることや、施設導入費用、立地場所、導入システム、人材育成のあり方などの報告がなされました。

県としては、この中間報告を受け、今後公設民営を含めた運営主体の検討、国内外からの集患や医療ツーリズムについての検討、沖縄科学技術大学院大学との連携のあり方の検討、県民理解を得るため治療費負担軽減策や先進医療特約等に関する検討などを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間飛行場の県外移設はあり得ないとの発言についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決し

てあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直した考え方ではなく、柔軟性を持って検討すべきであると考えております。

次に、特定秘密保護法案の沖縄への影響についてお答えいたします。

特定秘密の保護に関する法律については、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として強い関心を持っているところであります。今後、具体的な運用基準が定められることとなっており、現段階で沖縄県へどのような影響を与えるかについては明らかにされておられません。

県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えております。このようなことから、国民の間にあるさまざまな意見や懸念に配慮しつつ、国において十分な議論を尽くすべきであると認識しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 湧川盛順君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 文化観光スポーツ部関連の御質問の中の、沖縄観光コンベンションビューローの随意契約についてお答えいたします。

沖縄観光コンベンションビューローにおける契約事務は、県の財務規則に準じて実施しており、一般競争入札を基本としつつ、契約金額が小額であるもの、その性質または目的が競争入札に適しないものなどについては随意契約により契約を締結しております。また、随意契約による際も、民間事業者のノウハウやアイデアの活用が有用な場合には企画コンペを行い委託先を決定するなど、競争性の確保に努めております。さらには、企画コンペを行う場合は、県が選定委員会に参加しているほか、実施可能な事業者が特定されるなど特段の事情がある場合は、県と調整した上で委託先を決定しております。

県としては、コンベンションビューローへの委託業務について公平性や透明性を確保する観点から、適宜業務内容を点検しながら、引き続き適切な執行が確保されるよう努めてまいります。

次に、県内資本ホテル数と経緯についてお答えいたします。

沖縄県では、宿泊施設に関して資本別による調査は行っておりませんが、施設数、客室数、収容人員に関する調査を実施しております。その調査では、県内における宿泊人数300人未満の中小規模ホテル・旅館の

数は、平成14年度においては237施設、平成24年度においては288施設と増加しております。

次に、地元中小企業零細観光業者に対する支援についてお答えいたします。

沖縄県では、県内中小ホテルやお土産品店等の観光関連事業者を対象に人材育成支援を実施しているほか、観光施設等におけるWi-Fi機器の設置や翻訳に対して助成を行っております。また、中小企業者を対象に運転・設備資金の融資制度を設けているほか、県中小企業支援センターにおいて経営相談や専門家派遣等による経営支援を実施しております。そのほか、新たな取り組みとして、土産品の高付加価値化からマーケティング、販路開拓までの総合的な支援や、県内中小ホテルを対象に経営管理や宿泊客開拓等の課題解決に向けた支援を検討しているところでございます。

次に、観光オフシーズン対策についてお答えいたします。

沖縄観光のオフシーズン対策を実施し入域観光客の平準化を図ることは、観光産業の振興と雇用の安定に大きく寄与するものと考えております。そのため、沖縄県においては、梅雨時や冬場のオフシーズンに多くの誘客実績のある修学旅行やリゾートウエディング、プロ野球キャンプなどのスポーツコンベンションを積極的に推進しております。また、今年度はオフシーズンに焦点を当てた魅力あるエンターテインメントの創出による誘客対策や、新たな成長分野であるMICEの推進に取り組んでおります。さらに、春、夏、秋、冬のシーズンごとにターゲットを絞った誘客プロモーションを実施し、年間を通じた安定的な誘客に努めております。

次に、県内各観光協会への提携と支援についてお答えいたします。

沖縄県では、各地域の観光振興における課題や方向性を確認し、県が実施する施策と連携を図るため、市町村や観光協会と意見交換会を実施しております。観光協会等が実施する事業に対する支援として、例えば、平成24年度は、東村で実施された海の環境学習プログラム開発等、地域資源を活用した観光メニュー創出事業に対し助成しております。また、観光まちづくりに関する課題の解決を図るためアドバイザーを派遣しているほか、久米島、宮古、八重山等の観光協会と連携した誘客プロモーション事業を展開しております。さらに、観光協会等を対象としたコミュニケーション研修、接客・マナー研修等の人材育成支援を通して組織体制の強化を促進しております。

次に、琉球芸能の海外公演の成果についてお答えい

たします。

琉球芸能の海外公演につきましては、海外観光誘客の戦略を踏まえ、沖縄から直行便が運航する中国、台湾、韓国などの重点市場と、新たな誘客ターゲットとなり得るフランス、イギリス、オーストラリアなどの新規市場に沖縄の芸能歌舞団を派遣し、芸能面から沖縄の魅力を発信しているところであります。昨年度は14の国や地域で公演を行い、8300名以上の方に鑑賞していただきました。今年度は、8つの国や地域で公演を行うこととしており、その中で、世界的な演劇祭であるフランスのアヴィニョン・フェスティバルと、イギリスのエディンバラ・フェスティバルにおいては4団体を派遣し、4団体とも地元紙などの評価で2番目に高い4つ星を獲得しております。海外公演は、特色ある沖縄の伝統芸能と観光地・沖縄の魅力を発信及び伝統芸能を担う人材の育成に大きな効果があったと考えております。

次に、県内民謡協会の数と今後の県のかかわりについてお答えいたします。

本県の民謡につきましては、宮古や八重山の団体も含め県内に20を超える関係団体が存在していると聞いております。民謡は、県民生活に深く根差すとともに、県内外の人々を引きつける本県の貴重な財産であることから、観光産業の振興にも寄与することが期待されると考えております。このため、県としましては、県内の民謡関係団体のあり方について、民謡の一層の振興に資するよう必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、「しまくとぅば普及推進計画」のあらましについてお答えいたします。

「しまくとぅば普及推進計画」につきましては、計画期間を今年度から平成34年度までの10年間とし、前期、中期、後期の期間を設け、戦略的に普及運動を展開していく内容となっております。また、事業効果を検証するため普及の目標値を設定しており、県民意識調査の結果で示された挨拶程度をあわせ、しまくとぅばを話す者の現状値を10年後には30ポイントアップさせることとしております。さらに、各機関・各団体等がしまくとぅばの普及を自主的に取り組んでいただくために、「しまくとぅば普及推進行動計画」も同時に策定しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 小嶺 淳君登壇〕

○商工労働部長（小嶺 淳君） 商工労働部関係の、駐留軍離職者対策センターへの支援についてという御

質問にお答えいたします。

沖縄駐留軍離職者対策センターでは、駐留軍従業員の離職者対策及びアスベスト相談等を行っておりますが、年々市町村からの補助金が減少し、増加するアスベスト相談等に十分に対応できない状況にあります。県では、こうした状況を踏まえ、相談体制の強化等の支援策を検討しているところであり、また、去る10月30日に関係市町村との意見交換会を実施するとともに、市町村長宛てに同センターの運営に係る協力要請を行ったところでございます。

県といたしましては、引き続き関係市町村や広域市町村圏事務組合等と連携し、必要な支援策等について検討してまいりたいと考えております。

同じく県内外の泡盛需要の推移とこれからの支援についてという御質問でございます。

泡盛の出荷数量は、県内外ともに平成16年をピークに減少しており、県内においては2万2000キロリットルから1万9000キロリットル、県外においては6300キロリットルから3300キロリットルとなっております。その主な要因は、国内酒類市場の縮小傾向、消費者嗜好の多様化等が考えられます。

県におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、泡盛の県外でのプロモーションや新たなこうじ菌及び酵母の研究、首都圏等での展示会への出展等に対し、業界と連携して県外市場の開拓に取り組んでおります。その結果、平成24年度の出荷数量は減少傾向に歯どめがかかり、県外出荷数量は前年度に比べ1.7%の増に転じており、今後も同事業を通じ泡盛の出荷拡大に取り組んでまいります。

同じく65歳まで雇用の県内企業の実態についてという御質問でございます。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に定年の廃止、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じるよう義務づけをしております。沖縄労働局によりますと、平成25年6月1日現在、従業員数31人以上の県内企業に対し調査を行ったところ、報告のありました企業1534社のうち、いずれかの措置を実施済みとの企業は1297社、84.6%となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉保健部関係についての御質問の中で、障害者就労継続支援事業の現状と課題についてお答えいたします。

平成25年9月1日現在、本県の障害者就労継続支援事業者は、A型55事業者、B型185事業者となっております。就労系事業所については、サービス利用者の増加に伴い、近年増加傾向にあります。一方で各事業所の利用率が低い場合には、採算性等の面から十分なサービス提供ができていないなど、質の低下が懸念されております。このため、B型事業所に対する市町村の意見や利用率の調査を行っているところであります。

今後、これらの調査を踏まえ、利用見込み者数を適正に把握しながら、各事業所に対して指定基準の遵守等、事業所指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 當間秀史君登壇〕

○環境生活部長（當間秀史君） 環境生活部関係についての中で、沖縄市サッカー場ドラム缶問題の進捗状況についての御質問にお答えします。

沖縄市サッカー場については、去る10月29日から沖縄防衛局、沖縄市が全面調査を開始しております。現時点では、グラウンド部分の水平磁気探査、土壌のサンプリングが終了しております。磁気探査において異常点が見つかった箇所については、昨日までに試掘作業を終了しております。また、土壌については、採取した試料の分析作業を行っているところです。

沖縄県は、今後、周辺地下水の水質等のモニタリング調査を実施します。なお、沖縄防衛局と沖縄市は、今年度中の調査終了を目指しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは教育委員会関係についての御質問で、学校給食の県産品、琉球料理の活用についてお答えいたします。

学校給食に地場産物を活用することは、児童生徒に沖縄の食文化や郷土食のよさを理解させるとともに、本県の産業振興にも寄与するものと考えております。学校給食においては、県産農水産物利用率が平成24年度34%となっており、ゴーヤーチャンプルー、パパイヤイリチーなどの郷土料理はもとより、シークワサー等を利用したデザート類も提供しております。

県教育委員会としましては、引き続き県農林水産部等関係機関と連携し、学校給食における県産食材の積極的な活用を促進してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 まず、知事の政治姿勢についてですが、副知事に答弁していただきましたけれども、さっき沖縄独立の機運が高まっているといった話があったんですが、実際、今、いろんな居酒屋でもやはりこの沖縄への今の仕打ち、そういうものを受けて、やはりもう独立したほうがいいんじゃないかと、今までは独立反対派だった人が本当にそういうふうなことを言うようになったんですよ。こういう態度でやはり日本政府に対したり、米国に対したり、独立するぞというような態度でやると変わりませんか、何か。どう思いますか、知事。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

○副知事（高良倉吉君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、特に沖縄の米軍基地が過重負担になっている状況、不公平等実はさまざまな問題があって、そこを背景にして不満あるいは批判のようなものが高まっていて、その中から独立という言葉が一部の県民から出ているということだろうと思います。問題は、これは玉城議員御存じだと思いますが、その場合の独立というものが文化的あるいは思想的、地域の自立性というものを高めるための議論ということと、それからそのような主張が例えば政治的な結社をつくるとか、政治的な自立、独立を求めるとかという実はさまざまなバリエーションがあるんだと思いますけれども、ただ、共通認識としてはやっぱり県民の今の特に基地問題に象徴されるような不公平感、不満という中からそういった議論が台頭しているのであろうと理解しております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 多分、前回も知事に質問させていただいたんですが、基地依存論みたいなものがヤマトゥンチューの中には大方蔓延していて、基地がないと沖縄の人は生活できないんじゃないのなんていう話がヤマトに住んでいらっしゃる方の大方がそういうふうに感じていると思うんですよ。僕らは何をすべきかといったら、やっぱりそうじゃありませんよというような発信をもう少し日本各地にやるべきだと思うんですね。公室長にもいろいろ提案して、沖縄からこの基地の実態をヤマトのいろんなところに、都市部だけでなく地方にも伝えるためには、僕は今、若手劇団がやっている「お笑い米軍基地」という作品があるんですが、これは毎回こういうふうな作品を使って全国ツアーさせたらどうかと。全国ツアーさせて基地の実態を見ていただいたらどうかと。もう実際、今沖縄県にとってはお笑いという言葉じゃない、笑い事じゃない米軍基地というふうな感じにはなっているんです

が、そういう発信事業というのは、公室長、考えていますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員には米軍基地関係特別委員会でも同様な質問を何度かお受けいたしましたので、その「お笑い米軍基地」に対しましてもこれは一つのアプローチとして大変有効であるということをお答えしております。ただ、こういうメディアに訴えたりとか、それから県民の意識に訴える、そして何よりも県外の方に訴えるということにつきましては、これまでパンフレットをつくったりホームページで発信をしたり、十数年前にはキャラバンとかいったこともやっているわけです。その経過を踏まえて今の現状があるわけですが、いろいろな発想、とりわけ若い方々の発想というのは大変重要だと思いますけれども、今のところ議員の御発想につきましては貴重な御提案というふうに捉えさせていただきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 この貴重な提案がもう3年ぐらいになっているんですね。やはりすぐ動かないといけないと思うんですよ。せんだってオリバー・ストーンさんが沖縄に来たでしょう。来て、いろいろ民主主義国家として、今、沖縄の立場はあり得ないと、彼ははっきり言っているわけだから、オリバー・ストーンさんにやはりこの沖縄の映画を撮ってもらうとか、そういうアプローチをすとかして、やはりもう少し世界的に訴える。確かにホームページでというと、みんな頑張っここにたどり着かないと見る機会はないわけですよ。ところが、強引につくって、そしてオリバー・ストーンといえはもう世界的な映画監督ですから、その映画監督が本当に小さな島のこの沖縄の現状をオリバー・ストーンなりにアプローチして映画を一つつくるだけでもこれはもう大変なインパクトだと思うんですよ、全世界的にもね。だから、そういう手法を真剣にもう少し考えて、一応今提案しますから、ちょっと返事をいただきたい。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オリバー・ストーン監督の映画というのはすばらしいものであるということ承知しております。それをそのまま御提案をお受けするというにつきましては、少し検討が必要だと思いますが、実は、来年度予算に現在要求中の事業といたしまして、アメリカにおいて沖縄そのものを発信していくといった計画に取り組んでおります。これは基地問題も含めて沖縄の豊かな自然でありますとか、

芸能でありますとか、沖縄にこれだけのウマンチュが住んでいるんだということを改めてアメリカの方にわかっていただこうという、これまでとはちょっと違った取り組みをやって、アメリカあるいは全国の方に、沖縄に対してもう一度目を開いていただこうと、そういった事業も考えておりますので、そういった中で今、御提案の件も検討してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 やはりすぐ動いていただいて……、昔、僕、県にウチナー角力をプロ化したらどうかという提案をしたことがあるんですよ。そうしたら、当時どなたが部長だったか覚えていませんが、私が芸能関係やっているところの話なんです、これをやったらいけるかもしれないと言って、あれから約20年ぐらいたっています。だからそういう意味ではすぐ動いて何か形にするということで、ひとつ思いも寄らないものが生まれてくるかもしれないという意味では、仕掛ける分には仕掛けていただきたいと思います。これはどうせ無理だろうという考え方じゃなくて、今、何が当たるかわからない世の中なので、これを仕掛けてよくぞつくったな沖縄県はというようなものを、ぜひインパクトあるやつをつくっていただきたいと思っております。

文化観光スポーツ部関係ですが、先ほど「県内資本ホテルの数とここ10年の経緯について伺う。」の中で、237が288にふえていますね、部長。僕は、イメージ的には減っているのかなと思ったんですよ。例えば、老舗であるところのレインボーホテルであるとか、日光ホテルがもう完全につくり直さないでもう閉めてしまうという、老舗がどんどんなくなっているというイメージなんですね。そのかわり、今、北谷のほうにつくられているヒルトンであるとか、あの海外資本のかいホテルがどんどんできてきて、本当に直接地元資本のホテルがふえていっているのかどうかというのは疑問なんです、確かな数字なんですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） この数字については、集客施設実態調査ということで県のほうで直接市町村を通して実施した事業ですので、数字については間違いはないと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 だとしたら、そういう新しい地元の元気のあるホテル業者がふえていったというふうに理解していいわけですね。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 必ずしも地元のホテルがふえたということではなく、最近の動きとして全国チェーンのビジネスホテル等々の進出が今激しいというところでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 私は、今、全国チェーンということを知ってわかったような気がしたんですが、確かにホテルはふえていると。そして地元のホテルがだんだん少なくなって、例えばこの沖縄県に法人がなければそのまま売り上げ等は全部ノンバンクというかヤマトのほうにいつてしまうというような現象が起きているんじゃないかなという気がしているんですよ。例えば、ここに法人があればここで法人税なりいろいろ県に入ってくるいろんな効果が出てくると思うんですが、そういうホテルがどんどんふえる傾向にありませんか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 最近の動きを見ていますと、確かに本土系の事業者がふえてきている状況にはございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 老舗が建て直しを諦めたという理由のほとんどが、やっぱり予算がかかり過ぎることと、最近課せられている耐震化ということがありますね。今、学校にも耐震化の支援があるように、地元の観光、観光立県ですから、これは法律的にどうか私は勉強不足でわかりませんが、特に沖縄の観光産業に関しては、その辺の耐震化であるとか、どこかでサポートできるような、建て直しのときにサポートできるような仕組みというのはできないものなんですかね。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（湧川盛順君） 今の耐震法に絡む耐震診断、それから改修ですね、そういったものが法律でうたわれておりますけれども、その耐震に対する支援、それから改修に対する支援については、土木建築部と相談しながら今対応しているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 これはぜひ取り組んでいただきたいと思います。老舗がどんどんなくなっていく現象は、これからも歯どめがきかなくなる。ということは、ここに来てあのホテルに行きたいなというようなものがなくて、全国どこにでもあるようなホテルに、みんなここで宿泊するようなそういう沖縄県になったら寂しいのではないかなと思うので、ひとつぜひこの

地元資本のホテル、宿泊施設に対して支援をしていた  
だきたいなと要望しておきます。

それともう一つ、かりゆしウエアについて知事に答  
弁していただきました。びっくりしましたね、40万  
8000枚と。平成9年から10倍ということですごく  
いい。この前、新聞を見たら、冬仕立てもそろそろ充実  
してくるということでいいなと思っているんです。さ  
らに、学校の制服にもかりゆしウエアをどうにか導入  
していただけないかなと。そうすると、このかりゆし  
ウエアの柄は那覇高校だなとか、これはコザ高校だ  
なと見てわかるような、今、わざわざウランダムン  
とかヤマトゥムンかわからぬけれども、ああいう  
ものじゃなくて、やはり沖縄の元気な生徒たちもかり  
ゆしウエアで年間通して頑張っているみたいな、あ  
あいうイメージがあるだけでも、その子らが来た  
ときに、あれは何と言ったら、こっちの地元の生徒  
の学生服みたいよというような流れになると思うん  
ですが、知事、どうですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

川上副知事。

○副知事（川上好久君） 40万枚というのは県民の  
成人の2人に1人が毎年買っているぐらいの勘定に  
なってきました。これからもっとこれをふやしてい  
くためには、やはり今、議員がおっしゃるような  
方法も含めて、これは教育委員会の所管でありま  
すけれども、そこも一つのアイデアだと思います。  
実際、修学旅行で来られる学校で、かりゆしウ  
エアを沖縄県内ではつけて修学旅行を楽しんでい  
るというふうな学校もあると聞いております。学  
校の先生方は非常に管理がしやすいというメリッ  
トがあるというふうな話も聞いておりますので、  
そこもまたひとついい方法で今後、沖縄のかり  
ゆしウエアを広めてまいりたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 それともう一つ商工労働部関係  
なんですが、泡盛の需要がだんだん少なくなっ  
ている。ヤマト出荷に関してはもう半分ぐらい  
になってしまっていると。しかし、一方、焼酎  
はどんどん伸びている。これは今、泡盛関係  
者、一生懸命やっていますよ。そして県内の  
大手の飲料関係の会社も「しまボール」運  
動といって、要するに泡盛を応援するために  
自分たちのノウハウを泡盛業界に提供し始  
めている。そういう泡盛に関するいろんな  
アクションが今後必要

になってくると思うんです。どうい  
うことをお考えになっていますか  
ね、部長。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（小嶺 淳君） 県外は、  
実は24年度上向きになりました。トータルでは  
まだ低下傾向は続いています。ただ、低下の  
速度は歯どめがかかっています。泡盛につ  
きましては、これは24年度からとりあ  
えず26年度、3年間ですけれども域外、  
県外・海外も含めて、これに対して展開  
する企業の支援事業というのをやってい  
ます。それから製品の開発、いろ  
んなそういったまた県外・海外のプロ  
モーションの支援というのをやってい  
ますし、また、それから貨物ハブ等  
を活用した物産の県外・国外の展開、  
この事業の中でも泡盛は中心的な産  
品として我々は展開していると、  
そういう状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城 満君。

○玉城 満君 ぜひこの泡盛産業を元  
気づけていただきたい。ビールは  
みんなイメージ的にビアフェスタ  
とかということで耳に響いてい  
るんだけど、泡盛フェスタみた  
いなものが今ないわけですよ。  
要するに全県的なイベントとし  
て中北部、南部、離島でやる  
ような泡盛フェスタみたいな、  
再度泡盛をディスカバーし  
ようやというような、そうい  
うふうなイベントをぜひ県が  
中心になって、もう少し泡盛  
の県内需要も含めて、最近  
ちょっとハイボールに圧倒さ  
れている部分があるので、ど  
うにかクンパランといけな  
い時期に来ているなという  
感じがしておりますので、  
ぜひ支援していただきたい  
と思います。

それと、「わたた〜バス党」です  
けれども、僕も「わたた〜バス  
党」の黨員ですから、もうメ  
ーナチ、バスで向かって来て  
いるんです。確かに先ほど話  
がありましたように、乗る人  
がふえてきておりますね。と  
ころが、乗る人をふやす工夫  
というのは、何か仕掛けと  
してなさっていますかね、工  
夫。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） バス  
ロケーションシステム、これ  
が大分好評じゃないか、評判  
いいのかなと思っています。  
やはりバスがいつ来るのか  
という場合に、気軽にバスが  
今どこまで来て、あと何分  
待てば来るんだというような  
ことで大分利用向上につな  
がっているということがあ  
ります。それからIC乗車券  
ですね、モノレールからバス  
、それからバスの路線、会  
社が違う場合にでもこのIC  
乗車券で乗りおりできると、  
一々料金の支払いなどもな  
くて済むということで、バス  
停での待ち時間も少なくな  
るということで、こういった  
ことを地道にやっていくこと

よってバス利用客をさらにふやしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（喜納昌春君）玉城 満君。

○玉城 満君 キャンペーンの一つじゃないけれども、「わった～バス党」の党首は、名前は「あさとゆうこ」さんでしたね。朝と夕方バスに乗りなさいという、多分それにひっかけていると思うんだけど、僕は実にはいい企画だと思うんですよ。週に1回ぐらいその党首を乗せてヤンバルから那覇まで行くとか、ナーファ・糸満まで行くとかというようなそういう仕掛けもして、バスに乗ったら楽しいなみたいな仕掛けがまだまだ足りないような気がするんです。意外と楽しいですよ、バスの中は。最近多くなって。かつて車掌というのがいた時代がありましたね。やっぱり車掌がしゃべるとか、今はワンマンで運転手さん一人で大変だなと思うんだけど、やっぱり結構コンタクトをしたり、そしてバス停バス停で担当者がかわったりそういう仕掛けを一つやって、もう少しバスに乗りたいたいというようなことをやっていただくとおもしろいんじゃないか。それと、何にも増してやはりウチナーの知識がふえていくと思います。バスに乗る時間、往復2時間の間、ほとんどの皆さんやっぱり本を読んだり、いろんなネットを楽しんだり情報をどんどんふやしていつているあの姿を見ると、バスにももう少し力を入れていただきたいなと思います。

もっとあったんだけど、もうこれで終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（喜納昌春君）玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 皆さん、こんにちは。

きょうの最後の一般質問になりましたけれども、御協力よろしくお願いします。

日本共産党の玉城ノブ子でございます。

一般質問を行います。

まず最初に、代表質問との関連について質問いたします。

県内41の全ての市町村長、県議会議長は、普天間基地の早期閉鎖・返還、県内移設断念、オスプレイ配備撤回を求める建白書を国に手渡しました。沖縄県議会は、普天間基地の早期閉鎖・返還と県内移設に反対する意見書を全会一致で決議しております。

ところが、安倍政権は、沖縄県民の総意を強権的な手法で分断し、県知事に新基地建設のための公有水面埋立申請の許可を迫り、力づくで辺野古移設を押しつけようとしていることは断じて許されるものではありません。

ません。那覇市議会は、辺野古移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民の総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖撤去を求める意見書を全会一致で採択をいたしました。

名護市長も意見の中で、「私たち県民は、68年にも及ぶ米軍基地及び軍人・軍属による事件・事故等の危険・不安にさらされ、人権をも脅かされる生活を強いられてきました。これらの不合理・不条理さは既に我慢の限界を超え」ています。「今を生きる大人が悔いのない選択をすること、未来へ正しい選択を示すことで、未来を担う子どもたちへの道しるべとなるものと確信」し、「名護市民の誇りをかけて、「普天間飛行場の辺野古移設」に断固反対する、これが名護市長の強い決意であります。」と述べています。

知事は県民の代表として、この県民総意の立場で普天間基地の早期閉鎖・返還、普天間移設反対を明確にすべきではありませんか。知事の所見を伺います。

公有水面埋立申請について。

公有水面埋立申請の不承認を求める稲嶺市長の意見は、名護市の「自然環境破壊」、「オスプレイ等の航空機の騒音、低周波音や墜落の危険性」など、生活環境の破壊を懸念する2500件を超える市民意見が反映された99%が反対意見であることが示されました。名護市議会の議決で提出された意見書を知事は尊重し、埋立申請を承認すべきではありません。知事の所見を伺います。

公有水面埋立申請で示された県内の海砂採取地区は、ジュゴンが餌場としている海草藻場付近の海域も含まれ、大量の土砂採取が絶滅危惧種であり国の天然記念物であるジュゴンの生息環境に深刻な打撃をもたらすことになります。知事は、埋立申請の可否については、貴重生物の生態系や環境面への影響を考慮して判断していくとの姿勢を示していますが、知事の所見を伺います。

辺野古埋立申請で県生活環境部は、18項目48件の意見を県土木建築部に提出いたしました。埋め立てによって環境保全措置や外来種の生態系への影響、ジュゴンや航空機騒音による被害等、いずれも具体的な対策は示されず環境への重大な影響は避けられないとなっています。辺野古・大浦湾の海は世界遺産登録の候補地であり、沿岸域は県の環境保全指針でランクに評価されている地域です。公有水面埋立法では、環境保全や災害防止について十分な配慮がなされていない場合、知事は免許を与えてはならないとなっています。埋立申請は、不承認にすべきです。

オスプレイ撤去について。

オスプレイの爆音、低周波音で人体、畜産への影響について、県は調査を実施していますか。今後の対策について伺います。

伊江島に新たなオスプレイの着陸帯を増設しているが、実態はどうなっていますか。9月、10月の訓練回数について伺います。訓練が激化し、住民生活に甚大な影響をもたらしている飛行訓練の中止を求めるべきです。

24機体制になったオスプレイの飛行訓練が日米安全合意に反する住民地域上空や夜間訓練の激化で住民の生命や安全が脅かされています。その実態を把握していますか。対策について伺います。オスプレイの飛行訓練中止、撤去を求めていくべきであります。

特定秘密保護法の廃案を求めることについて。

国民の目、耳、口を塞いで基本的人権を踏みにじり、日本をアメリカとともに「海外で戦争をする国」につくりかえ、沖縄を再び戦争の惨禍に巻き込む特定秘密保護法は絶対に許すことはできません。きょうの参議院本会議で、自民・公明が強行採決を図ろうとしていることに怒りを持って抗議をするものであります。知事は断固反対を表明すべきです。

T P P交渉からの即時撤退について。

安倍政権は、T P P交渉で米国を初め他の参加国から100%の関税撤廃を迫られ、砂糖を初め重要5品目の検討作業に着手しています。「守るべきものが守れない」事態がいよいよ明白になっています。知事は、沖縄のサトウキビを初め地域経済を崩壊させ、医療、労働、公共事業にも大きな打撃を与えるT P Pからの即時撤退を要求して行動を起こしていくべきであります。

生活保護について。

憲法25条で保障する生存権を脅かす生活保護法の改悪が強行されようとしています。貧困問題が深刻化している中で保護を申請する権利を奪い、生存権をも脅かす生活保護改悪法案の撤回を求めることについて伺います。

生活保護法では、親族による扶養は生活保護の支給要件になっていません。しかし、保護申請の窓口では扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるものになっています。その実態を掌握していますか。改善を図ることについて伺います。

農業、水産業の振興について。

(1)、農林水産部の加工、流通、販売の一貫体制を確立する6次産業の取り組みと今後の対策について伺います。

(2)、認定件数、ハード・ソフトそれぞれについて答

弁を求めます。

事業開始件数。

農家、農水産業生産法人等への県独自の支援を実施すること。

6次産業化を支援する県、市町村、農協、漁協、生産者が連携できる体制づくりと、加工、流通拠点施設の建設を推進することについて伺います。

(6)、島野菜の普及促進について伺います。

(7)、糸満市西区の漁具倉庫建設について伺います。

高校、小中学校の空調施設整備について。

実態調査の実施と整備計画について伺います。

糸満市内の小中学校は、猛暑に加え那覇空港の航空機騒音で小中学校の教育環境が悪化しています。その実態を調査していますか。現国土交通省、文科省補助対象の空調設備の整備状況はどうなっていますか。一括交付金を活用しての整備と、今後の対策について伺います。

亜熱帯気候の沖縄で、一括交付金を維持費に活用することについて伺います。

公営住宅建設について。

全国平均で2万戸も不足している公営住宅の増設計画について伺います。

老朽化した県営団地の実態調査と建てかえ計画について伺います。

県営西崎第一団地は、老朽化が進み、雨漏り、水漏れ、強風対策に不備が生じ、生活環境が著しく悪化しています。実態を調査し、改修を進めることについて伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、公有水面埋立申請についての中で、辺野古埋立承認申請に対する名護市長の意見についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

名護市長意見につきましては、現在、その内容について精査しているところであります。また、意見の内容に関して沖縄防衛局の見解を確認しているところでもございます。

今後、市長意見につきまして総合的に勘案をし、判断をしていきたいと考えているところでございます。

次に、農業、水産業の振興についての御質問の中で、島野菜の普及促進についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、島野菜の普及促進を図るため、安定生産対策や島野菜を利用した料理の普及に取り組んでい

るところであります。

具体的には、島野菜の栽培マニュアルの作成や市町村の島野菜の産地化、レシピ開発や料理講習会の開催などの支援を行っているところでもあります。

沖縄県といたしましては、今後とも関係機関と連携をし、島野菜の普及促進に取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 高良副知事。

〔副知事 高良倉吉君登壇〕

○副知事（高良倉吉君） オスプレイ撤去に関する御質問の中で、低周波音への対応についてお答えをします。

沖縄県におきましては、基地周辺の低周波音の実態を把握するために低周波音調査を実施しているところでもあります。

低周波音によるものと考えられる人間への健康影響につきましては、年齢、個人差等が大きく、健康影響が明確になっていないのが現状であります。また、沖縄県では国に対して低周波音の健康影響調査等を要請しているところでもあります。

続きまして、オスプレイ撤去に関する御質問の中で、オスプレイの飛行実態及び飛行訓練中止、撤去についてお答えします。

県では、普天間飛行場にオスプレイ24機が配備されたことを受け、軍転協を中心に、10月から11月までの間、オスプレイの飛行実態について情報収集を行ったところです。10月1日から31日までの間で、日米合同委員会合意の趣旨に反すると思われるものとして172件の報告が市町村から寄せられております。

県としては、さらなる負担の増大は認められるものではないことから、引き続きあらゆる機会を通じて、オスプレイの配備計画の見直しや配置分散の実施などを政府に強く求めてまいります。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 川上副知事。

〔副知事 川上好久君登壇〕

○副知事（川上好久君） 公有水面埋立申請についての御質問の中で、海砂採取地区におけるジュゴンの保全措置についてお答えします。

11月27日に提出されました名護市長意見の中で、海砂利の採取に関して、ジュゴンを初めとする当該海草藻場を利用する海生生物への影響も懸念されとの意見や、環境生活部の意見の中で、船舶が沿岸を航行する場合、ジュゴンの生息地を避けて岸から10キロメー

トル離れた航路を航行するとしているが、当該環境保全措置が適切であると判断できないなどの指摘があります。そのため、これらの点について沖縄防衛局に見解を確認しているところでもあります。

今後、沖縄防衛局の見解が示された後、その内容を精査した上で県の考え方をまとめていきたいと考えております。

同じく公有水面埋立申請についての御質問の中で、辺野古埋立承認申請に対する環境生活部意見についてお答えいたします。

環境生活部の意見につきましては、現在、その内容について精査しているところでもあります。また、意見の内容に関して沖縄防衛局の見解を確認しているところでもあります。今後、環境生活部の意見についても総合的に勘案して判断してまいりたいと考えております。

次に、ＴＰＰ交渉からの即時撤退についてお答えいたします。

ＴＰＰ交渉における「関税」の分野については、サトウキビ生産が主要な産業となっている離島地域への影響が大きいことから、先般、政府に対して、農林水産分野の重要５項目などの聖域が確保できれば、交渉からの脱退も辞さないものとするなど、慎重な対応や万全の対策を講ずるよう、ＪＡなどの関係団体と一体となって要請を行ったところでもあります。その他の分野についても、厳しい守秘義務により詳細な交渉内容等は明らかにされておりませんが、政府交渉担当者の説明によりますと、公的医療保険のあり方そのものや、労働者の国境を越えた移動の自由化については、議論されていないとのことであります。また、公共工事に関係する「政府調達」の分野では、既に日本が参加しているＷＴＯの政府調達協定の水準を基本に議論されているとのことであります。

県としては、引き続き県内への影響を把握し、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 山城 毅君登壇〕

○農林水産部長（山城 毅君） オスプレイ撤去についての御質問の中の、畜産への影響についてお答えいたします。

県では、伊江村の乳用牛農場における早産などの異常産の発生を受け、北部家畜保健衛生所において監視体制の強化を図っております。具体的には、役場及び地元獣医師と連携し、家畜の異常が発生した場合の早期通報義務に関する指導、必要に応じた農場立入検査

などを行っております。6月に異常産があった当該農家に確認したところ、11月14日に1頭の死産があったと聞いております。しかしながら、今回の症例につきましても、当該農家から迅速な通報がなかったことから、原因を特定することができませんでした。

なお、当該農家以外では、家畜の異常に関する報告は受けておりません。

次に、農業、水産業の振興についての御質問の中で、6次産業化の取り組みと県の支援についてお答えいたします。6の(1)と6の(4)は関連しますので一括してお答えします。

県では、6次産業化を推進するため、アグリチャレンジ6次産業化支援事業やプレミアム加工品開発支援事業等の事業により、地域資源を生かした加工試作品の開発支援や企業派遣研修、加工機材等の整備、モンドセレクション等の国際的なプレミアム認証支援による販路拡大の促進など、農家や農業生産法人等が行う6次産業化の取り組みに対し、独自の支援事業を実施しているところであります。

また、地域特性を最大限に生かした6次産業化を推進し、農林漁業者の所得向上と農山漁村地域の活性化を図るため、「沖縄県6次産業化推進基本方針」の策定を進めているところであります。

今後は、同基本方針に基づき、6次産業化に取り組む農林漁業者に対する支援を強化してまいります。

次に、6次産業化に係る認定件数、事業開始件数についてお答えいたします。6の(2)と6の(3)は関連しますので一括してお答えいたします。

国の6次産業化法に基づく事業計画の認定件数は、現在、全国で1681件となっており、そのうち沖縄県では51件の事業者が認定されております。

県内の事業開始件数としましては、これまでに新商品開発や販路開拓等を支援するソフト事業で22件が実施され、事業費で約1億800万円となっております。また、加工施設や販売所等の整備を支援するハード事業では10件が実施され、事業費で約10億800万円の実績となっております。

次に、6次産業化に係る連携体制づくりと加工、流通拠点施設整備の推進についてお答えをいたします。

6次産業化に係る地域の体制づくりにつきましては、国の6次産業化ネットワーク活動交付金等を活用し、市町村、農協、生産者等が連携した体制づくりを支援していきたいと考えております。

具体的な事業メニューとしましては、6次産業化サポートセンターの設置及び相談員の配置、6次産業化推進会議等の開催、商品開発や加工施設の整備に係る

ハード・ソフト支援などとなっております。また、拠点となる加工、流通施設等の整備につきましては、地元の要望等も踏まえ、市町村等関係機関と連携し取り組んでいきたいと考えております。

次に、糸満市西区の漁具倉庫建設についてお答えいたします。

糸満市西区の漁具倉庫につきましては、糸満漁協へ確認したところ、同倉庫の必要性などについて内部で話し合っていると聞いております。

県としましては、当該漁協や糸満市からの要望を踏まえ、事業規模や費用対効果等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイ撤去についての御質問の中で、伊江島におけるオスプレイの着陸帯増設及び訓練の実態についてお答えいたします。

沖縄防衛局によりますと、7月から10月にかけて6基の着陸帯が整備されており、4基はアルミニウム製のマット敷きで、残り2基は粉碎コーラル敷きとのことであります。

伊江村からは、9月に8件、10月に12件のオスプレイの飛行情報が寄せられております。オスプレイについては、県民の不安が一向に払拭されておらず、県は去る8月に軍転協を通じて、安倍総理大臣を初め関係閣僚に対して、オスプレイの配備計画中止や配置分散の実施などを要請しております。

次に、特定秘密保護法の廃案を求めることについての御質問にお答えいたします。

特定秘密の保護に関する法律については、過重な米軍基地負担を抱える沖縄県として強い関心を持っているところであります。今後、具体的な運用基準が定められることとなっており、現段階で沖縄県へどのような影響を与えるかについては、明らかにされておられません。

県としましては、米軍や自衛隊の運用等について、これまで政府から提供されていた情報の入手や、基地行政に必要な調査などが規制されるべきではないと考えております。

このようなことから、国民の間にあるさまざまな意見や懸念に配慮しつつ、国において十分な議論を尽くすべきであると認識しております。

次に、我が会派の代表質問との関連についての中で、普天間基地の閉鎖・返還、辺野古移設反対と表明することについてお答えいたします。

普天間飛行場は市街地の中心部に位置し、その危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。

県としましては、日米両政府に対し、普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現を強く求めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 生活保護についての御質問の中で、生活保護法の改正についてお答えいたします。

今回の生活保護法の改正は、支援が必要な方に確実に保護を実施するという考え方は維持しつつ、生活保護受給者の自立・就労の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化などを中心に行われるものであります。

県としましては、生活保護制度が最後のセーフティーネットとして十分に機能を果たすことが重要であると考えており、今後とも保護の適正な実施に努めてまいります。

なお、生活保護法改正案については、本日12月6日の衆院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立したとの報道があったことを申し添えます。

次に、生活保護における親族の扶養についてお答えいたします。

生活保護法においては、扶養義務者による扶養は、保護に優先して行われるものとされ、保護の要件とは異なる位置づけのものとして規定されております。

今般、一部の地方自治体で使用されている扶養照会書等において、適切ではない表現が使われていることが判明したことから、厚生労働省により全国調査が行われたところであります。その結果、沖縄県においては、1自治体で不適切な表現が使われていたことが確認されましたが、現在は改善されております。

県としましては、今後とも福祉事務所において生活保護行政が適正に運営できるよう、事務指導監査等で指導してまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 諸見里 明君登壇〕

○教育長（諸見里 明君） それでは高校、小中学校の空調施設整備についての御質問で、公立学校施設の空調整備についてお答えいたします。

平成25年7月現在、公立学校普通教室における空調施設の整備率は、小中学校が54.1%、高等学校が

96.7%、特別支援学校が100%となっております。高等学校の空調整備については、平成27年度までに100%とする計画であります。小中学校については、設置者である市町村において、国の補助制度等を活用して整備を進めているところであります。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携しながら、空調整備を促進していきたいと考えております。

次に、糸満市立小中学校の整備状況と対策についてお答えいたします。

糸満市立小中学校の普通教室における空調施設については、平成25年7月現在、小学校4校の特別支援教室に設置されており、市の単独事業により整備されているところであります。また、特別教室については、沖縄振興特別推進交付金を活用して整備が進められております。

県教育委員会としましては、引き続き文部科学省の大規模改造事業等の活用を促す等、糸満市とも連携しながら空調整備を促進していきたいと考えております。

次に、沖縄振興交付金を維持費に活用することについてお答えいたします。

空調施設の維持費など地方公共団体が通常必要とする行政運営経費につきましては、原則、沖縄振興交付金の対象外とされているところであります。

県では、亜熱帯気候の観点から、これらの維持費について、交付税措置を講じるよう国へ要望しているところであり、引き続き快適で充実した学習環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 當銘健一郎君登壇〕

○土木建築部長（當銘健一郎君） 公営住宅建設についての御質問の中で、公営住宅の増設計画についてお答えいたします。

現在、県では、昭和40年代後半から50年代前半に建設した大量の公営住宅が建てかえ時期を迎えていることから、特に老朽化が著しく危険な団地の建てかえを優先的に行っており、県営住宅の新設については厳しい状況にあります。しかしながら、本県は、全国に比べ公営住宅の需要が高いことから、今後とも市町村と連携しながら、公営住宅の建てかえの際に戸数をふやすことや市町村営住宅の新規整備を支援していきたいと考えております。

同じく公営住宅建設についての御質問の中で、県営住宅の実態調査と建てかえ計画についてお答えいたし

ます。

県営住宅については、定期的の実態調査を行っており、危険性のある箇所については、速やかな修繕に努めているところであります。

また、県営住宅の建てかえ計画については、平成22年度に策定した「沖縄県公営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、計画的な建てかえを行っているところであります。

同じく公営住宅建設についての御質問の中で、西崎団地の実態調査及び改修についてお答えいたします。

県営西崎団地については、老朽化が進んでいることから、今年度、高層棟において外壁改修工事を実施しております。

今後も定期的の実態調査等を行い、改善が必要な箇所については改修を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん まず最初に、6次産業化の問題についてお伺いいたします。

亜熱帯地域の沖縄で生産された農作物を活用したこの6次産業化事業に、生産者の皆さんが本当に積極的に取り組んでいけるような体制や環境づくりが必要であるというふうに思います。生産・加工・販売まで一貫体制で取り組んでいくための県の支援をやっぱり拡充していくということが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 現在も県単事業で、先ほども申し上げましたようにアグリチャレンジ6次産業化支援事業とかプレミアム加工品開発支援事業等を行っているわけですが、来年度からは国庫事業も含めて活用していきたいなど。あわせて、加工施設については他の事業でもメニューがございますので、そういったものを含めて支援を検討していきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 名護市がアグリパーク事業を推進しているようなんですけれども、この事業内容について御説明いただけますか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 細かいところは説明できないんですが、名護市のほうでは一括交付金を活用して、市のほうで6次産業化に必要な施設を設置しまして、そこに農業法人等を入れて支援しているというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 私は、この名護市のアグリパーク事業というのは非常に先進的な積極的な事業だろうというふうに思うんですね。農家が加工や販売まで手がける6次産業化を支援するための各施設を備えているわけですね。インキュベート施設があって、これは6次産業に取り組む市内の業者に貸し出すというふうになっているわけです。

ですから、6次産業に取り組みたくてもなかなか資金不足で工場が整備できないとか機械が買えないとか、積極的に取り組んでいけないこういう生産者をやっぱり支援していくことができるというふうに思うんです。私は非常に画期的な事業だろうというふうに思うので、このアグリパーク事業のような6次産業化を推進するための拠点施設を備えた事業を各市町村でも積極的に推進していくということが必要じゃないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） やっぱり名護市の取り組みは一つのモデルとして、非常にいいものだなというふうに考えておりますので、その事例に倣って各市町村とまた連携しながら一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ積極的に進めていただきたいというふうに思います。

まず、オスプレイの問題についてですけれども、オスプレイの低周波音の測定について、皆さんは普天間基地に6基、そして伊江島でも低周波音の測定をやるというふうに私の代表質問に答弁したんですけれども、実際に低周波音の測定は今実施されているんでしょうか。その内容についてお伺いします。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） オスプレイの低周波音の調査につきましては、普天間基地周辺につきましては11月に終了しております。

伊江島については今年度中を予定しております。というのは、低周波音の測定というものは自動化できなくて、マンパワーが必要になります。職員等が直接行ってそこで測定しなければなりませんけれども、いかんせん、オスプレイの飛行計画はこちらにはわかっていないところがあります。そういった関係で行ったときにいない場合もあるんで、そこで今のところ県としましては伊江村と連携をとって、伊江村の職員でもそういう測定ができるように測定の方法をレクチャーしたり、あるいは測定マニュアルを今つくっているところ

ころでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん オスプレイの訓練の演習が激化して、先ほども答弁がありましたけれども、11月にはまた酪農家で牛の死産が起きているんですね。そして、きょうも早産があったということで連絡が来ているんですけれども、この実態について掌握はしているんでしょうか。その対応策は皆さんどのようになさっているんですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 11月14日に死亡したのは聞いておりますが、きょうのものは聞いておりません。

○玉城 ノブ子さん その対応策、死産、それが起きているんだったら、皆さんそれについてどういう対応策をやるか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時8分休憩

午後5時8分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

農林水産部長。

○農林水産部長（山城 毅君） 伊江村のほうとは、北部の家畜保健所のほうが今畜産の指導しておりますので、そこと村のほうと、それからそこに駐在している地元獣医師と連携を図りながら、それで事故等があったら早期に通報していただいて、そこでまた原因究明に家保のほうから行って死亡の原因等、病気なのか何なのかについて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひ低周波音の測定、早期にやっていただきたいというふうに思います。

先ほど普天間基地周辺での低周波音の測定を実施したということなんですけれども、その結果については皆さん聞いていらっしゃるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（當間秀史君） 低周波音の測定は実施したところなんですけれども、この解析には一月から二月かかりますので、その結果はまだ聞いておりません。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん ぜひその結果についても県民に

やっぱり公表して明らかにすべきだというふうに思います。そしてその対策をぜひ県としても積極的に進めていくということが必要じゃないかと思います。

それと伊江島のオスプレイパッドの増設の件なんですけれども、今、オスプレイパッドが増設をされて演習が激化して夜間訓練が非常に多くなって、きのうは4機のオスプレイが夜間訓練をして非常に大きな耳を圧迫するような騒音があったということで、住民から何とかしてほしいという苦情が殺到しているということなんですけれども、やっぱりオスプレイパッド増設によって演習を激化させているということなんですけれども、これに対して抗議は皆さんなされたんでしょうか。新しく計画にもないオスプレイパッドが6基も増設をされて、これについて即やっぱり訓練中止して撤去せよということの要求はしているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員が御案内の事象について、個々の抗議というのは今のところまだしておりませんけれども、オスプレイにつきましては先ほど答弁いたしましたように、県民の不安が払拭されていないということでございまして、伊江村とも連携をしてその情報収集並びにその対応に当たっているところです。

これまで政府に対し、このオスプレイの配備計画の中止あるいは県外への移転ということも求めておりますので、引き続きそれを求めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 計画にもないオスプレイパッドが6基も増設をされているわけですよ。それによって演習が激化して夜間訓練もしょっちゅう頻繁に行われている。住民の安全が脅かされるという、こういう事態が起きているわけです。これについて皆さん抗議をして、計画にもない6基が増設されていることについては、これについて早期に撤去せよということを申し入れるべきじゃありませんか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイの配備、これは今おっしゃった計画も含めてオスプレイの配備については中止をしていただきたいと言っているわけですから、そういった趣旨で政府に要求してまいります。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 米軍基地について質問いたします。

埋立問題なんですけれども、全国の埋め立てで地元

の合意なしに埋め立てが進められたということがあります。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 全国のということでございますけれども、国土交通省に確認しましたところ、最近では地元市町村長、この地元というのを市町村長の意見ということで捉えれば、同意しなかった場合の事例はないというふうに聞いております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 地元の意見はとても重たいというふうに思うんですよ。名護市長は、明確に「名護市民の誇りをかけて「普天間飛行場の辺野古移設」に断固反対する、これが名護市民の強い決意であります。」というふうに述べているわけなんですね。

知事はやっぱり地元のこの思いを受けとめて、埋立申請を不承認にするというふうにすべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（當銘健一郎君） 公有水面埋立法にのっとって申請書が提出されているところでございます。従来から、公有水面埋立法等関係法令にのっとって対応するというふうにお答えをしてきました。

今般、名護市長さんからのそういう反対の御意見、あるいは県の環境生活部からの意見、そういうものも踏まえて、現在、沖縄防衛局に対して見解を求めているところでございます。その見解が出た後、審査を進めてまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 安倍政権の、普天間基地を辺野古に移設しなければ普天間基地を固定化するという県民に対するこの恫喝、これは本当に断じて容認できないというふうに思います。

普天間基地は、米軍が銃剣とブルドーザーで私たち県民から奪い取った土地なんですよ。県民から力づくで奪い取ったこの土地を辺野古に移設しなければ固定化するなどというんでもない恫喝は、断じて私は許せないというふうに思うんですけども、普天間基地は当然早期に閉鎖・返還すべきだというふうに考えるんですがどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この問題の原点と申しますのは、住宅密集地にある普天間飛行場の危険性ということでございまして、今、議員がおっしゃったような経緯といったものであろうかと思っておりますけれども、とにかく今ある危険性を除去するという事で取り組んでいるわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 辺野古に新しい基地がつくられると、耐用年数200年以上の巨大な基地になるわけですよ。子や孫の代まで基地の苦しみを押しつけるということになるわけなんですね。ですから知事は、普天間基地の早期閉鎖・返還、辺野古基地建設反対、これは今県民の総意になっているわけです。41市町村、議長会、全ての議長会、市町村長が私たち建白書を持ってこのことを要求しているわけです。これは県民の総意なんですけれども、知事のこれに対する、この早期閉鎖・返還、辺野古の新基地建設反対、この県民総意に應えるべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後5時16分休憩

午後5時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員おっしゃるように、普天間基地の閉鎖状態を早くつくることが一番重要なポイントになっております。

それで続けて、辺野古の反対というのはまさに多くの人がそう考えておられるだろうということは想像できるんですが、先ほどから申し上げていますように、これは埋立法に基づく判断が要ります。ですから、それを待っていただくしかないと思いますが。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

○玉城 ノブ子さん 私たち県民は、さきの大戦で国内唯一住民を巻き込んだ地上戦を体験して、私が生まれ育った糸満は沖縄戦最後の激戦地となり、再び戦争の悲劇を繰り返させてはならない。これは県民の譲ることのできない思いなんです。

しかし、沖縄では戦後も米軍基地占領下で住民が住んでいる地域を勝手に米軍が接収して普天間基地を建設しているわけなんです。私たち県民のこの戦後の68年間は事件・事故の連続であり、基地あるゆえに筆舌に尽くしがたい苦難を押しつけられてきました。女性や子供の人権が踏みにじられてきました。今も基地の島沖縄の現実は何も変わっておりません。

沖縄の海兵隊は、日本と沖縄の平和と安全のために存在するものではありません。イラク戦争やアフガン戦争に出撃をしてファルージャで住民を虐殺し、世界中から非難の声を受けた殴り込み部隊です。このような部隊は沖縄にも日本にも必要ありません。世界一危険なこの普天間基地は、即時閉鎖、無条件撤去する以外にないと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。
- 知事（仲井眞弘多君） 早期閉鎖・返還というふうに申し上げております。
- 議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。
- 玉城 ノブ子さん 私たち県民は今、サンフランシスコ平和条約第3条のこの厚い壁を打ち破って祖国復帰をなし遂げた、県民ぐるみのあの闘いを今、思い起こしております。県民が団結をし、全国と連帯をして闘えば、沖縄から、日本から、必ず基地をなくすことができるというふうに確信をしています。沖縄から、日本から、この基地なくせの一大運動を巻き起こしていくこの歴史的な出発点になるというふうに考えているんですが、知事はその先頭に立って頑張るべきではありませんか。
- 知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってくださいね。休憩。
- 議長（喜納昌春君） 休憩いたします。  
午後5時19分休憩  
午後5時20分再開
- 議長（喜納昌春君） 再開いたします。  
仲井眞知事。
- 知事（仲井眞弘多君） 議員の御意見は御意見として承らせていただきたいと思います。
- 議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。
- 玉城 ノブ子さん 私は今、本当に沖縄は歴史的な

岐路に立っているというふうに思います。この沖縄に新たな基地の建設を許してはならない、これは県民みんなの総意になっています。ですから、辺野古移設断じて容認しないと、そういう立場から埋立申請についても承認はしないという立場をぜひ県民に対して明らかにしていただきたいというふうに思います。

- 知事（仲井眞弘多君） 今の御質問ですか。
- 玉城 ノブ子さん はい。
- 議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。
- 知事（仲井眞弘多君） ですから、先ほどから申し上げますように、辺野古につきましては、今、申請が出ているわけですので、埋立法に基づく判断を待たないと判断できません。ですから、それにはまだしばらく時間がかかりますので、それに基づく判断をお待ちいただくしかないと思います。
- 玉城 ノブ子さん どうもありがとうございました。
- 議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。  
本日の日程はこれで全部終了いたしました。  
次会は、12月9日定刻より会議を開きます。  
議事日程は、追って通知いたします。  
本日は、これをもって散会いたします。  
午後5時22分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 嶺 井 光

会議録署名議員 狩 俣 信 子